

に際しては要員充足の必要上補充範囲を擴張せられありて其の中現役、豫、後備役准士官にして曹長任官の日より二年以上實務に服したる者、後備の衛生部及獸醫部准士官にして將校勤務適任證書を有する者、現役、豫、後備役准士官にして殊勳を奏したる者。勳功顯著なる者にして危篤に陥りたる者を以て將校を補充することあり。

陸軍軍醫候補員令摘要

陸軍軍醫候補員とは豫備役の衛生部下士官にして戰時又は事變に際し陸軍軍醫尉官の職務を執らしむるものにして軍醫候補員候補者より採用す該候補者は醫師法第一條第一項各號の一に該當し徵兵検査を受け軍醫候補員を志願するものを銓衡の上採用せらる。

軍醫候補員候補者は左の區分に依り便宜の部隊に在營せしめ其の本務に必要な勤務及軍事學を修得せしめらる。

- 一 豫備役又は後備役の下士官より採用したる者 十五日

- 二 豫備兵若は後備兵又は軍隊に於て教育を受けたる第一補充兵より採用したる者 二十一日
- 三 前二號以外の者 七十五日

軍醫候補員候補者には前項第一號第二號の者に在りては入營の際衛生伍長の階級を、同第三號の者にありては入營の際衛生上等兵に、爾後概ね十五日後に衛生伍長の階級に進ましむ。

規定の勤務及軍事學の習得を終りたる軍醫候補員候補者は在營期間の終に於て軍醫候補員たる豫備役の衛生軍曹(志願の際の曹長の官等を有する者は衛生曹長)に任ず。其の豫備役期間は年齢四十五年に達する年の三月三十一日迄。

軍醫候補員たる豫備役衛生曹長、軍曹召集せられたるときは豫備役見習士官と爲し軍醫尉官の勤務に従事せしめらる、陸軍補充令の規定に依り豫備役の衛生部將校に任ぜられたる場合は軍醫候補員を免せらる。

陸軍衛生部將校の補充臨時特例

軍醫候補生

資格 醫師法第一條第一項各號の一に該當し年齢三十二年未滿の者にして軍醫候補生を志願するもの。但し禁錮以上の刑に處せられたる者、破産の宣告を受け復権を得ざる者は採用せず。

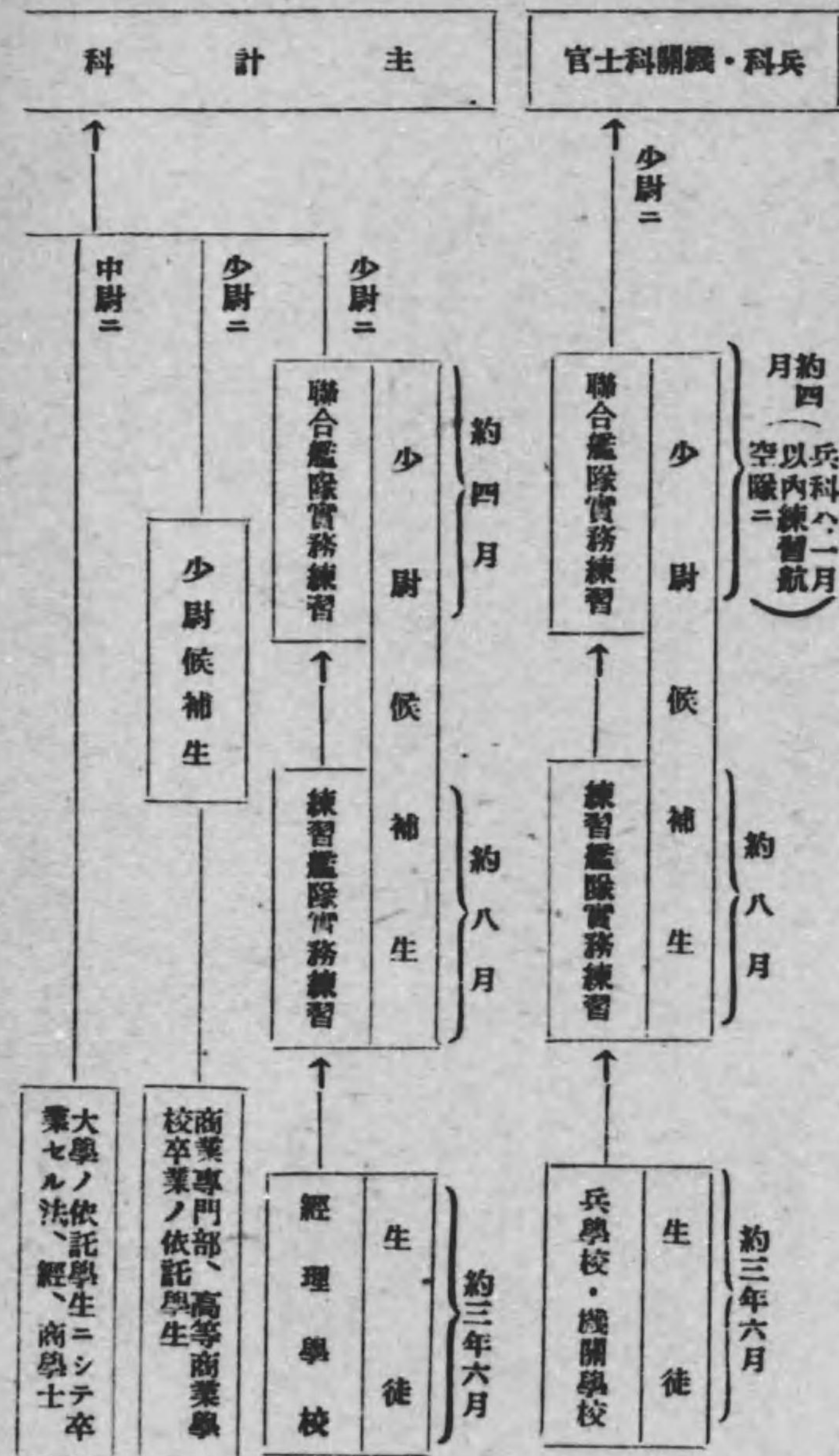
採用後の取扱 軍醫候補生に採用せられたる者は概ね一月間便宜の歩兵隊に入營せらしめ必要なる勤務及軍事學を習得せしむ、其の身分は衛生軍曹の階級とし前記在營期間の終に於て衛生部見習士官を命ぜらる、見習士官は概ね一月間衛生部將校の勤務を習得し次で衛生部尉官に任ぜらる。

服役期間 見習士官より衛生部尉官に任ぜられたる者の現役期間は任官の日より起算し二年とし其の現役期間に滿つる日の翌日より之を豫備役に服せしむる但し陸軍大臣の許可を受け引續き現役を志願することが出来る。豫備

役に服したる者の服役は幹部候補生より豫備役將校と爲りたる者の服役に同じである。

海軍の補充

海軍士官補充系統



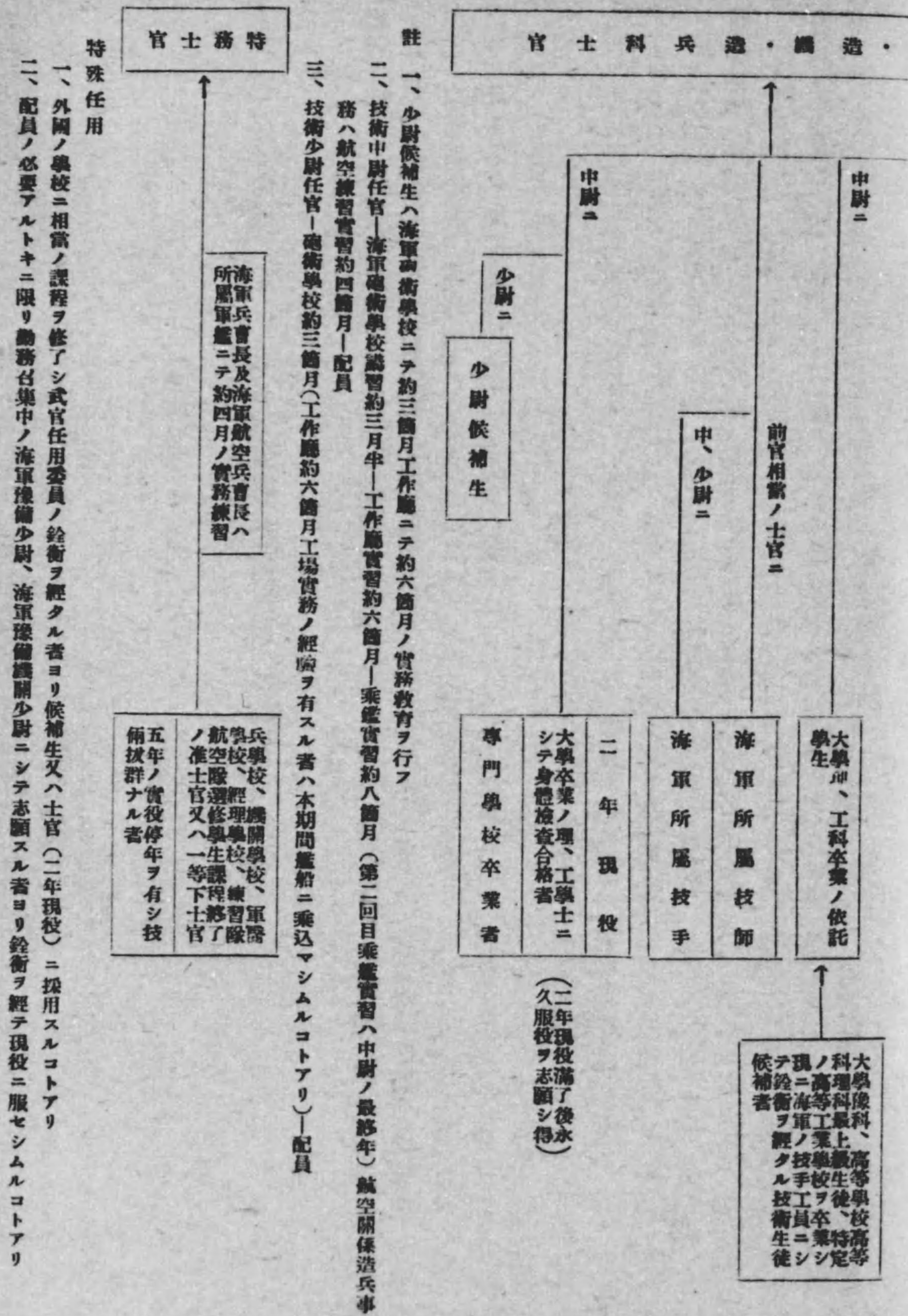
支那事變の爲召集せられたる豫備役又は後備役の將校の進級に関する件

(昭和二三、二、二六) 勅九七

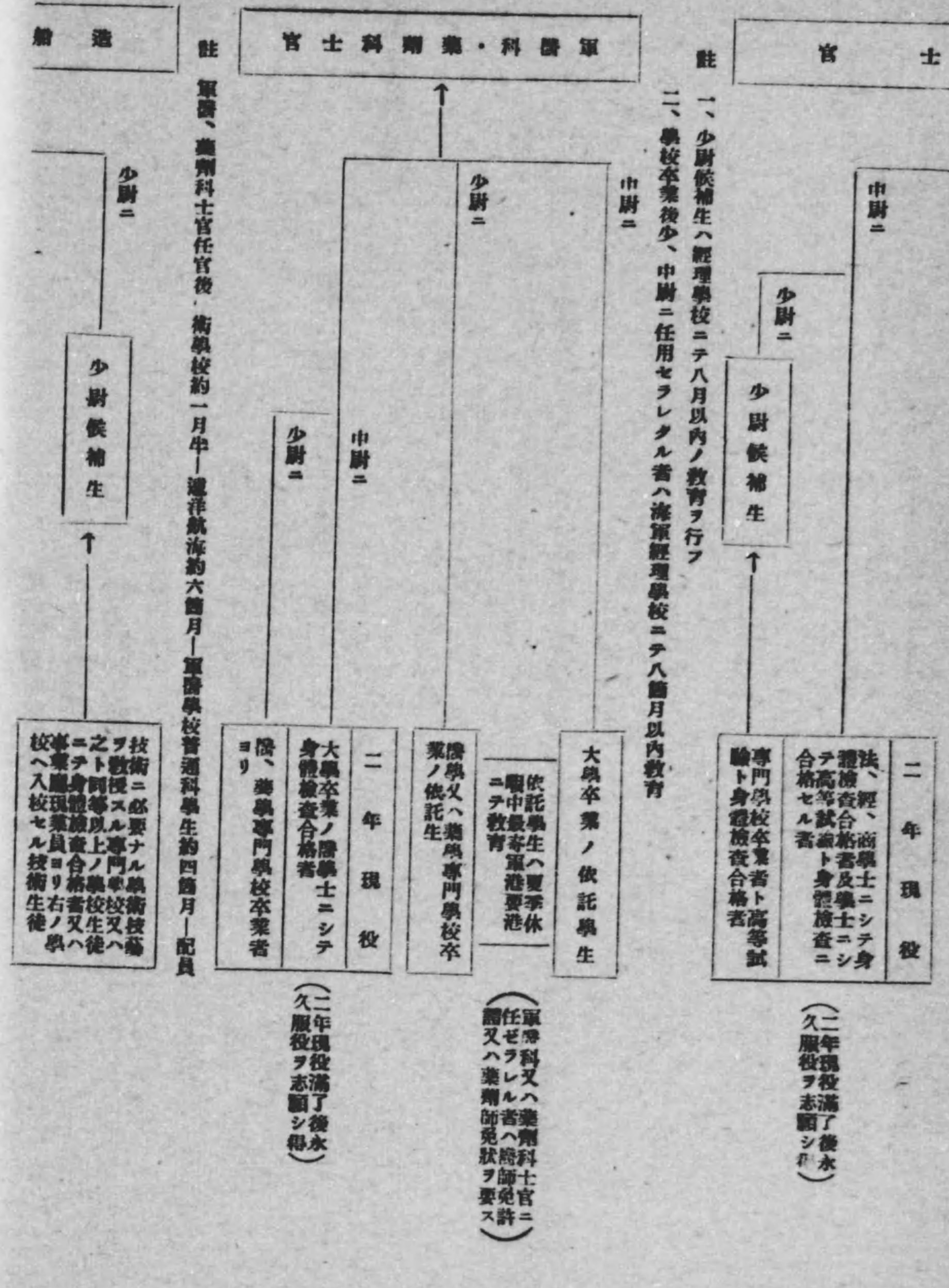
支那事變の爲召集せられたる豫備役

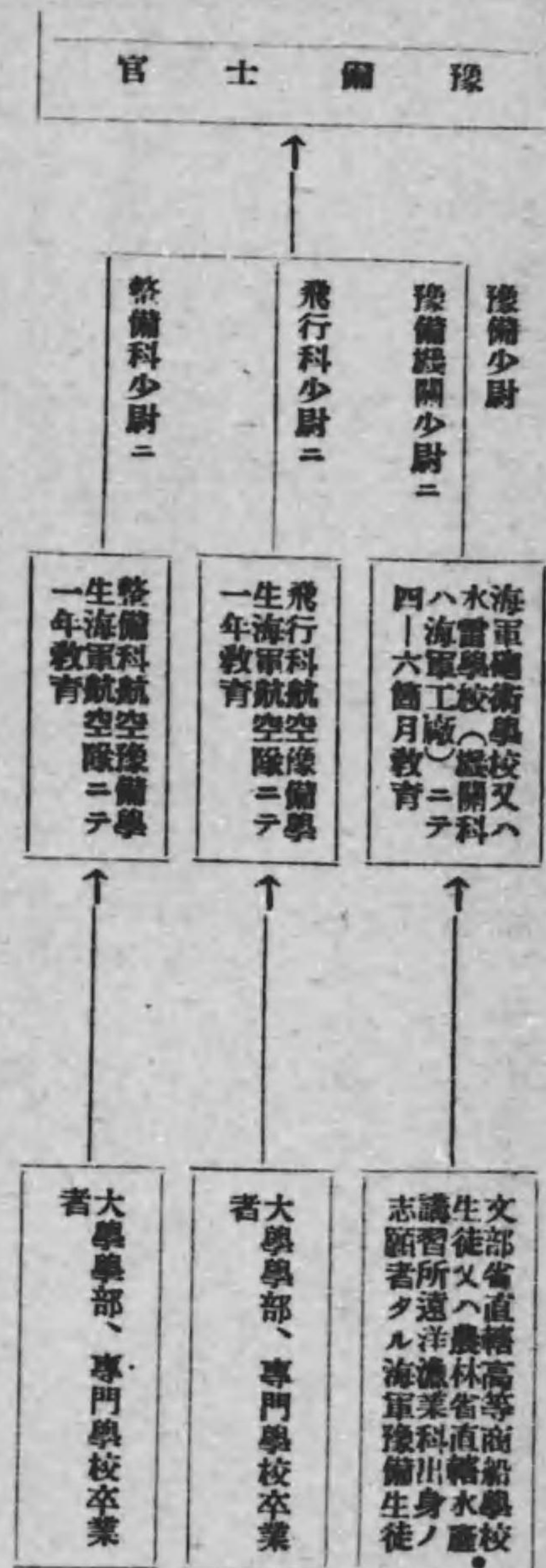
又は後備役の將校にして召集中に於ける功績顯著なるものは召集解除の後と雖も陸軍武官進級令第三十五條の規定に依る進級の場合の例に依り必要に應じ臨時拔擢して之を進級せしむることを得。

項事係關役兵



項事係關役兵





現役下士官 三等下士官は下士官を志望する一等兵中より海軍練習航空隊飛行科練習生又は飛行練習生若くは同教程卒業の掌航空兵たる者にして一年二月の實役停年を有する者より採用。

右以外の者にして一年四月の實役停年を有する者の中より任用試験に合格したる者を抜擢により任用す。

特殊任用 候補生、准士官又は一等兵にして敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告せる者。戦時又は事變の際殊勳を奏したる者又は勳功顯著なる者にして其の戦時又は事變中傷疾又

は疾病の爲危篤に陥りたる者。拔群なる勇敢の行爲あり功績顯著にして軍人の勳鑑として海軍大臣が全般に布告した者は規定に拘らず夫々進級せしめらる。

尙昭和十三年八月六日を以て召集中に非ざる豫備役又は後備役の准士官又は一等兵にして、軍事に關し拔群の功績ある者は、任用令の規定に拘らずに准士官を特務士官に、一等兵を下士官に各兵科別に從ひ特に任用されることがある如く定められた。

海軍豫備員

海軍豫備員は海軍豫備生徒、同豫備練習生、同航空豫備學生、同豫備補習生等より採用して豫備役に服せしめ、戦時又は事變に際し必要に應じ召集(充員召集)する外演習、勤務又は教育の爲召集し豫備役下士官兵に對し簡闊點呼を行ふ。

海軍豫備員は特に規定せられたる以外は服役年限年齢に滿つる日迄之に服し、其の兵籍は豫備士官は海軍省、豫備准士官以下は海軍大臣の定むる鎮守府に置く。

整備少尉 文部省直轄商船專門學校航海科卒業者又は水産講習所遠洋漁業

科卒業者及豫備兵曹長又は豫備航空兵曹長にして五年の實役停年を有する者より詮衡の上任用。

整備機關少尉 文部省直轄商船專門學校機關科卒業者及豫備機關兵曹長又は豫備整備兵曹長にして五年の實役停年を有する者より詮衡に依り任用。

豫備一等兵曹及豫備一等機關兵曹 在りては海軍豫備練習生にして文部省直轄商船學校卒業者。

豫備三等水兵、同機關兵、同工作兵 は海軍豫備補習生教程を修了した者。
航空科豫備少尉同機關少尉 は海軍航空豫備學生教程を修了せる者。又は豫備航空兵曹長にして五年の實役停年を有する者。

豫備二等航空兵曹 は航空術に關する海軍豫備練習生教程を修了した者。
豫備三等航空兵曹 は航空術に關する海軍豫備練習生教程を修了した者。又は海軍練習航空隊にて航空術を修得し豫備士官を志願し身體検査に合格したる年齢二十五年未滿者。

豫備三等整備兵曹 は航空術に關する海軍豫備練習生教程を卒業せる者。

右の外豫備士官は海軍大臣の定むる海技免狀又は航空免狀を有する者を任用す又豫備士官の進級は實役停年各科豫備少佐四年、同豫備大尉五年、同豫備中尉三年、同豫備少尉二年、同豫備一等下士官二年六月、同二等下士官二年同三等下士官二年を有する者より拔擢を以て進進せしむ。但し豫備少佐、豫備機關中佐は特選によるの外召集中に非ざる豫備士官にして拔群の功績ある者召集中の豫備准士官又は豫備一等兵にして殊勳を奏し又は勳功顯著なる者及戦時事變に際しては特殊任用を行ふことあり。

豫備三等整備航空術に關する海備練習生の教程を修了したる者を進級せしむる途を設けらる。

海軍豫備員候補者

海軍豫備員の候補者として、必要な教育を施す爲海軍航空豫備學生、海

軍豫備生徒、海軍豫備練習生、海軍豫備練習生を置かれてある。

海軍航空豫備學生

海軍航空豫備學生は飛行科、及整備科の二種とし志願者中身體検査及試験に合格したる者より採用す。

資格 飛行科學生は大學令に依る大學學部の卒業者にして採用の年の四月一日に年齢二十六年未滿者。大學令に依る大學の豫科、高等學校高等科、專門學校又は之と同等以上の學校卒業者にして採用の年の四月一日に年齢二十四年未滿者。整備科學生は大學令に依る大學の工學部卒業者にして採用の年の四月一日に於て年齢二十六年未滿の者。工業專門學校卒業者にて採用の年の四月一日に年齢二十四年未滿者。

志願 志願者は、志願書、履歷書、誓約書、戶籍謄本、身元證明書に寫眞を添へ海軍大臣に願出づべし。

其他 募集は其の都度官報に告示せらる。採用者は履ヶ浦航空隊にて約三月間軍事教育を受けたる後、専修別

に依り海軍練習航空隊にて約九月間の教育を受けるものとす。又整備科學生は横須賀海軍航空隊にて約一年間の軍事教育を受く。其の専修科若くは海軍大臣に於て之に準ずると認められた學校を卒業せる者。

海軍整備科

整備科は文部省直轄商船專門學校生徒、又は水産講習所遠洋漁業科學生を以て充て、航海科、機關科の二とし其の身分は海軍生徒に準ず。海軍整備科は約六月間海軍砲術學校に於て軍事關係の教育を施すものとす。

海軍整備練習生

海軍整備練習生は航海科、機關科、航空科(甲種及乙種)整備科に分つ。資格 文部省直轄商船學校生徒は入學の日より航海科又は機關科海軍整備練習生となり、六月間海軍團にて教育を受く。

右の外法令の定むる航空機に關する免狀を有する者又は中學校若くは海軍大臣に於て之と同等以上と認むる學校

卒業者にして海軍整備員を志願する者より採用するも航空科甲種整備員は當分採用せられず。乙種は採用後は艦ヶ浦航空隊にて約二月間海軍練習航空隊に於て約十月間修業するものとす。整備科は横須賀海軍航空隊にて約一年間教育を受く。

航空科乙種整備練習生は中學校又は之と同等以上の學校を卒業し採用の年四月一日に年齢二十年未満の志願者、整備科整備練習生は工業學校又は之と同等以上の學校卒業者にして採用の四月一日に年齢二十年未満の志願者より採用す。

志願

志願者(航海科、機關科整備練習生を除く)は二月十五日迄に履歴書、誓約書、航空機操縦士免狀寫、學校長の卒業證明書、身元證明書、戸籍謄本を所管鎮守府司令長官に提出するものとし、詳細は召募の際官報に告示せらる。

海軍整備練習生

海軍整備補修生は兵科、機關科、工

作科の三種に分れ兵科及機關科整備練習生は船員法の適用を受くる船員として一年以上の乗船履歴を有し採用の年の十一月三十日に年齢十六年以上二十年未満の者の志願者より。工作科整備練習生は海軍工作廳に技術從事者として引續き一年以上勤務の經歷を有し採用の年の十一月三十日に年齢十六年以上二十年未満の者より採用す。

兵役法施行令中改正

兵役法施行令中に於て現役兵を志願したる者を採用せしときは該聯隊區の其の年の現役兵配賦要員に充つること、身體検査を爲す陸軍軍醫を檢查官と改稱し、南洋郡島に旅行又は在留する者に對する海軍の簡閱點呼は免除せざること等の改正を行はる。

在郷軍人會、在郷軍人心得 附財團法人軍人會館

帝國在郷軍人會本部 帝國在郷軍人會財團 在郷軍人會 附財團法人會館 在郷軍人會館 在郷軍人會館一覽表

帝國在郷軍人會

勅 語

朕時勢ノ推移ト國防ノ整備トニ鑑ミ茲ニ帝國在郷軍人會ノ組織ヲ確立セシム汝在郷軍人克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ其ノ本分ニ顧ミ戮力奮勵以テ朕力倚信ニ副ハムコトヲ期セヨ

昭和十一年十一月三日

奉 答 文

帝國在郷軍人會ノ組織確立ニ當リ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ御慮深遠恐

昭和十一年十一月三日 陸軍大臣 永野 正一

懼感激ノ至リニ堪ヘス臣等益々奮勵各々其ノ本文ヲ盡シ以テ 聖旨ニ對シ奉ランコトヲ期ス

沿 革

必任義務兵役の法實施以來、在郷軍人を主腦とする尙武團體各地に興り日清日露の戰役を経て愈々其の數を加へ全國市區町村殆ど其の設立を見ざる所なきに至れり。然れども其の設立及經營は各郷毎に箇々のものにして之を統一して指導振作するの機關なし。加之將來軍の編成は在郷軍人の精銳を必要とするに益々切實なるを以て明治三十九年より之が調査に著手し、同四十二年取敢ず陸軍軍人のみを以て帝國在郷軍人會を創立することにし時の陸軍

大臣寺内正毅大將が主として其の任に當られ、明治天皇の御恩召を仰ぎ、伏見宮貞愛親王殿下を總裁に戴き、時の時天長の佳節十一月三日をトして東京發會式を擧げたり。超えて大正三年十月に至り時局に鑑み陸海協同提携することとなり同會組織の大事は整つたのである。爾來會勢の伸展に努めつつ十年餘を経て大正十四年に至り時勢の推移と内外の情勢は本會の内容充實改善を要するに至り、規約の一大改正を斷行し聯合支部を新に設け又評議會並に議員の選出等に關する改正、審議會の新設、表彰として有功章の制定等勢に應じた制度を確立せり。其の後に此の規約に依つて十一箇年間(昭和八

年一部規約の改正を行ふ)活動を續け
來りしが、世界情勢の變化、殊に滿洲
事變以來軍人會の強化發展が愈々切實
となつたのに鑑み多年の懸案であつた
公的團體として軍人會を認めらるるこ
ととなり、昭和十一年九月勅令を以て
律せらるるに至れり。茲に於て從來一
箇の私設團體であつた帝國在郷軍人會
は、勅令團體となり其の地位を上され
たと共に其の統制強化を圖らるること
となり同年十一月三日優渥なる勅語
を賜はり且陸海軍省令の規程に基いて
軍人會組織の確立、會則の新制定等
を行ひ、茲に全く一新紀元を劃した譯で
ある。

帝國在郷軍人會令

本令は昭和十一年九月二十四日勅令
第三六五號を以て發令せらる。

目的 軍人精神を鍛練し軍事能力を
増進するを本旨とし、兼ねて社會の公
益を圖り風教を振作し、恒に國家の干
城となり國民の中堅たるの實を擧ぐる

を以て目的とする。

組織 帝國在郷軍人會の組織、會員
の資格、加入及脱退其の他必要なる事
項は陸軍大臣及海軍大臣に於て定めら
る。

帝國在郷軍人會を組織せんとすると
きは陸軍大臣及海軍大臣の認可を受け
ねばならぬ。

監督 帝國在郷軍人會は陸軍大臣及
海軍大臣の監督を受ける。

陸軍大臣及海軍大臣は陸海軍部隊の
長をして監督せしむる。此の場合同部
隊の長は帝國在郷軍人會に對し會務に
關する報告を徴し會務執行又は會計の
狀況を検査し其の他監督上必要な處
分を爲すことを得る。

補助 政府は帝國在郷軍人會に對し
豫算の範圍内で補助金の交付をする。

會旗及會員徽章 帝國在郷軍人會は
附圖に定むる會旗を使用し、會員は附
圖に定むる會員徽章を佩用する(附圖
略す)
會旗の使用、會員徽章の佩用に關し

ては陸軍大臣及海軍大臣之を定むる。

政治干與 帝國在郷軍人會は政治に
干與すべからず。

協力 陸軍大臣及海軍大臣は帝國在
郷軍人會に對して徵募、召集、徵發、
防禦等に關して協力を求むることを得
る。

附則 本會は昭和十一年十月十一日
より之を施行せられ、本會施行の際に
現に陸軍大臣及海軍大臣の監督を受く
る帝國在郷軍人會は本令施行の日より
一月以内に會則を具して陸軍大臣及海
軍大臣に届出で本會に依る帝國在郷軍
人會と爲すことを得る。

帝國在郷軍人會規

程摘要

(昭和一一、九、二五)
陸海軍省令一)

組織 本部、聯合支部、支部、聯合
分會及分會より成る。

聯合支部は各師管の區域内に在る支
部を以て組織す但し臺灣に在りては全

聯合支部、支部、聯合分會及分會を監
督す。

聯隊區司令官又は兵事部長、海軍人
事部長又は地方海軍人事部長は管内に
在る聯合分會及分會を監督す。

軍司令官(朝鮮軍司令官を除く)は其
の定むる者をして臺灣、關東州及滿洲
國又は北支那に在る支部、聯合分會及
分會を監督せしむることを得。

會旗及會員徽章 會旗は分會毎に一
旗を備へ團體を表示する場合に之を使
用するものとす。

會員徽章は會員たるの身分を表示す
る場合に之を佩用し軍服に在りては右
胸部上衣概ね第二鈕(海軍兵に在りて
は概ね襟飾の結目)と同等の高さに裝
著し其の他の洋服に在りては軍服に準
じ和服に在りては前記の例に依る但し
羽織の場合は其の見返しに裝著するも
のとす。

帝國在郷軍人會本部

所在地 東京市麴町區九段一ノ五軍

島内、關東州及滿洲國又は北支那に在
りては軍司令官の定むる區域内に在る
支部を以て組織す。
支部は各聯隊區の區域内に在る聯合
分會を以て組織す但し朝鮮及臺灣に在
りては各兵事區内、關東州及滿洲國又
は北支那に在りては軍司令官の定むる
區域内、南洋群島に在りては全島内、
其の他の地に在りては適宜に定むる區
域内に在る聯合分會を以て組織す。又
特別の事情に依り聯合分會を組織し得
ざる分會あるときは之を當該支部の組
織に編入す。

聯合分會及分會の組織竝に本部に關
する規程は帝國在郷軍人會會則にて之
を定む。

名稱 聯合支部は内地に在りては師
管の番號、朝鮮に在りては師團司令部
所在地の地名、臺灣に在りては該名稱
關東州及滿洲國又は北支に在りては、
軍司令官の定むる地名等を冠稱す。

支部は内地に在りては聯隊區の名稱
を冠稱す、其の他の地に在りては其の

區域内に在る著名なる土地又は其の事
務所所在地の地名を冠稱す。

會員 帝國在郷軍人會の會員たる資
格を有する者は豫備役、後備役又は退
役の將校、各部將校、特務士官、准士
官、豫備役又は後備役の下士官、歸休
兵、豫備兵、後備兵、補充兵、海軍豫
備員、豫備役幹部候補生、豫備役操縦
候補生及第一國民兵役に在る者とす、
其の他の者を以て會員と爲すに付ては
會則を以て之を定む。

前項に規定する者にして帝國在郷軍
人會の會員たらしとするものは其の屬
せんとする團體の長に届出で其の承認
を受くるものとす、會員にして退會せ
んとする者は理由を具し所屬團體の承
認を受くるものとす、會員は會員たる
資格を喪失、死亡又は除名の事由に因
り退會す、除名の事由は會則を以て之
を定む。

監督 軍司令官(朝鮮軍司令官を除
く)、師團長及鎮守府司令長官(朝鮮に
在りては要緊部司令官)は管内に在る

人會館内

在郷軍人の精神を鍛錬し軍事能力を増進し兼ねて社會の公益を圖り風教を振作し國家の干城國民の中堅たるの實を擧ぐるを以て目的とする。

事業

- 一 皇室尊崇觀念の涵養
- 二 思想の善導
- 三 軍事能力の増進、體育の奨励
- 四 戦病死者の祭典、遺族並に傷病兵の優遇
- 五 應召の準備、召集、簡閱點呼、徴兵検査の援助及未入營者の軍事教育
- 六 青少年團、青年學校への協力
- 七 社會公益事業の補助、公安の維持及非常防備救護事業の援助並に會員の相互扶助
- 八 雜誌圖書の發行及會員必需品の紹介

財團帝國在郷軍人會財團

設立目的 帝國在郷軍人會の事業を

補助し同會の發達を助長するにある。事業 帝國在郷軍人會の經費を補助し、其の財産を委託に依り保管し、且之を後授し事業を助成する。

財團軍人會館

設立の要旨 今上陛下 御即位の大典を行はせ給ふや、帝國在郷軍人會は此の御一代の盛儀を永遠に記念せんが爲、陸海現役軍人と相協力して軍人會館を建設し、而して鞏固なる團結を形而下に表現し且全會員一致の核心たらんことを冀求した。然るに此の計畫が世間に傳はるや、幸にも社會各方面の後援が漸次濃厚となり、昭和七年二月起工し同九年三月竣工を告ぐるに至つた。總工費二六〇萬圓、地上四階地下二階、房室二七三、延坪四六三〇坪、高さ九十尺餘、西洋建築の中に日本精神を表徴せしめた創造的大建築を成してゐる。

軍人會館は軍人團結の表現、會員修養の殿堂であるが、之と同時に國民精

神作興、國防思想の普及、傷痍軍人並に戦病死者遺家族等に對しても寄與貢獻するものである。而して帝國在郷軍人會と軍人會館は密接なる連絡を保持し、前者の常務參事は後者の理事として兩者は全く同心一體のものである。

會館の組織 本會館は理事長全股の業務を統轄し、且本部と會館との連絡を密接ならしむる爲理事長は重要事項に關しては特に帝國在郷軍人會々長の承認を受くる規程となつてゐる。理事長の下に庶務、調査、經營、圖書、事業、會計の二課四部が置かれ、經營部は更に講堂、宴會、宿泊、の三課に、事業部は酒保、工場の二課に圖書部は出版、編輯に區分され合計二百九十餘名の人員が業務に従事しつゝある。

事業の概要

- 一 庶務課 一般庶務
- 二 經營部
 - 1 大講堂の貸付 大講堂座席は一階より四階に互り一、五〇〇乃至一、七〇〇名を收容し、音曲、演

藝、能樂、映寫等有ゆる大集會に供する。

2 宴會、集會、食堂、小は二十人内外より大は五百人迄大小各室の用意があり、和、洋、支食何れも

低廉に使用提供してゐる。

3 神前結婚式 館内に特に式場を設け嚴肅に舉行される。其の外寫眞部や美容室の設けもある。

4 宿泊掛 一階より四階に互り、

和洋室多數あり、常時二百四十名必要に應じては四百名、非常の場合には八百名迄の宿泊設備を整へてゐる。

區分	入場料類を徴する場合		座席	時間	定員
	平	土、日、祭			
分	平	土、日、祭	自午後一時至午後五時	一〇〇	一〇〇
分	平	土、日、祭	自午後六時至午後十時	一〇〇	一〇〇
分	平	土、日、祭	自午後一時至午後十時	一〇〇	一〇〇
分	平	土、日、祭	自午後六時至午後十時	一〇〇	一〇〇
合	平	土、日、祭		一〇〇	一〇〇
合	平	土、日、祭		一〇〇	一〇〇

備考

- 一、連續三日以上の御使用には一割を減額致します
- 二、特に午前御使用の場合は別に相談致します
- 三、七、八月は別に割引致します
- 四、右の講堂使用料中には従業員の手當等も含んで居りますから御好意による御心付祝儀等は一切御断り致します

宿泊室料金表 (昭和一九一五、七、一改正)

洋	和											區分	料金	注			
	階四			階三				階二							階一	特別料金 （一人一泊食代を含まず）	普通料金
	用		合宿	用		合宿	用		合宿	用					合宿		
	大	中		小	大		中	小		大	中						
二人用	外	内	大	中	小	外	内	大	中	小	外	内	外	内	円	円	
	二六〇	二三〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二二〇	一九〇	二五〇	二一〇	一八〇	一六〇	一三〇	二五〇	二二〇	一九〇	七〇	九〇

一、二人以上にて一室専用の場合一名は上記の料金にて他の方は一名毎に當該料金の五割を頂きます
 二、客室區分中「内」は内庭に面せるもの「外」は外部に面せるもの又特別室「大」は一、二、三階の第六、七號室「中」は同階第十二號乃至第十四號室、「小」は同階第一號室、第十一號室及四階第一號室の略稱であります。
 三、一階第五號室、四階第八號室は一、二階普通室（内）料金と又三階第八號室第十七號室は一、二階普通室（外）料金と同額を頂きます。
 四、計算の際厘位以下は切り上げます。
 五、監督官廳の指定に依る外國人及其の關係者の室料は本表普通料金の倍額を頂きます。
 六、別館の使用は家族連れの宿泊者に限ります。
 七、集會、休憩等の爲め宿泊室御使用の場合の料金は別に規定がありますから宿泊事務所に御問合せ下さい。

洋	和											區分	料金	注			
	階四			階三				階二							階一	特別料金 （一人一泊食代を含まず）	普通料金
	用		合宿	用		合宿	用		合宿	用					合宿		
	大	中		小	大		中	小		大	中						
二人用	外	内	大	中	小	外	内	大	中	小	外	内	外	内	円	円	
	二六〇	二三〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二二〇	一九〇	二五〇	二一〇	一八〇	一六〇	一三〇	二五〇	二二〇	一九〇	七〇	九〇

一、国防思想普及、時局關係の認識
 其の他一般の軍事參考書並に在郷軍人關係圖書の編纂、印刷、發行。
 二、學校教練教科書並に青年訓練、教練參考書類の印刷發行。
 三、防空關係圖書の印刷發行。
 四、時局用地圖の編纂發行。
 五、雜誌「皇帽」「訓練」の編輯印刷發行。
 六、軍事新聞「つはもの」工場新聞「國の力」の印刷發行。
 七、陸地測量部地圖の大賣捌。

八、其の他一般印刷、圖書の取次發行引受等。
 四、酒保課
 軍裝品、分會用品、教練用品其他日用品を簡易低廉に紹介取次してゐる。
 其の他屋上には本會館の守護神として護國神社を祀り、貴賓室、記念室、滿蒙室、練武室、娛樂室の設備があり、なほ理髮室、浴室、洗濯所等が完備せられ、本會會員の殿堂として萬遺憾なきを期してゐる。

帝國在郷軍人會本部同財團
 及軍人會館役員並に職員

- 總 裁 載 仁 親 王
 會 長 陸、大將 井上幾太郎
 副 會 長 海、中將 中野 直枝
 同 兼 總 務 陸、中將 小泉 六一
 顧問 海、大將 竹下 勇
 陸、中將 和田 龜治

（昭和十五年八月二日現在）

指導部長	陸、中將 篠田 次助	監事	三名、評議員十五名
經理部長	陸、少將 遠 藤 格	軍人會館(同上)	
庶務課長	陸、少將 根岸 莞爾	兼事業部長	陸、中將 篠田 次助
	陸、少將 田 北 惟		
	歩、大佐 平池英太郎		
	外二十三名		
理事	篠田中將以下二十九名	經營部長	海、少將 遠 藤 格
參事	陸軍省經理局長外二名		陸、少將 中井 武三
名譽參與	參謀次長以下十五名	經理部長	陸、少將 根岸 莞爾
參議員	三 名	圖書部長	陸、少將 田 北 惟
帝國在郷軍人會財團(同上)	八十一名	監事	外四名
理事長	海、中將 中野 直枝	評議員	三 名
理事	陸、中將 小泉 六一	庶務課長	陸、大佐 出口 芳雄
	以下十三名	調查課長兼務	右 同

工場課長兼務	右 同
宿泊課長	陸、大佐 末安 勘 吾
宴會課長兼務	右 同
出版課長	陸、大佐 野村定五郎
酒保課長	同 岩田 義信
講堂課長	同 新井 田 貢
編輯課長	陸、大尉 萩原 俊三

軍人會館宿泊人員一覽表

昭和十四年度總數 五、五〇名

東京府	三、二四九
神奈川縣	二、七七四
茨城縣	一、九九八
青森縣	一、一三一
靜岡縣	一、四六三
愛知縣	一、八六四
新潟縣	一、七三七
大阪府	二、一三九
兵庫縣	一、八一七
京都府	一、八五六
福岡縣	二、五六三
北海道	一、九五七

應召及出征時の心得

平素の準備 家庭は平素より之を整理指導し、本人留守中は勿論死後後と雖も遺族間に不安、紛糾を來さざるやう總てを處理して家族の安定を圖らざるべからず。之が爲(一)、婚姻者は直ちに關係市町村長に届出づること、急遽壯途に就きし爲届出を爲さざりし者と雖も、出征地より所轄戸籍吏宛に郵送せるものは本人死亡後に於ても有効に成立す。(二)、内縁の妻又は私生子等を有する者は戸籍の整理を行ふべし。又本人又は家族の身分に變動ありたるときは確實に戸籍整理を要す。

在郷軍人心得
附 願届様式

(三)、遺族の紛糾を豫防する爲分家するを必要と認むる者は速かに此の處置を採ること。(四)、以上の如き處置を採るも尙家族關係複雑なる場合には家督の相続、財産處分其他必要な事項に付遺言書を作成して残し置くを可とする可あり。

應召時の處置 (一)、軍人一度征途に就くや生還を期せざるのみならず、時に一片の肉片だに止めず、又は單機敵中に突進して歸らざることあるを覺悟せざるべからず、斯くの如きは眞に武人たるの本分を完うせるものなることを家族に銘肝せしむると共に寫眞、遺髪等を残し置くを可とす。(二)、留

應召及出征時
充員召集
演習召集
簡點呼
服役上願届
雜則
○願届一覽表

守擔當者を定め金銭、土地、建物及物品貸借關係等は爲し得る限り清算し、會費、納税、預金、保險等の整理又は引繼をなし、營業、家計、子女教育等の指示、恩給賜金等の一切の處置をなすこと。(三)、神社參拜、墓參等を爲し、分會關係者、市區町村長、業務上の上級者、同僚、近隣並に親戚等へ訣別又は挨拶をすること。

防諜 (外國の我が國に對して行ふ諜報又は有害行爲に對し國家及國軍を防護すること) 平戰兩時を問はず、國防又は直接戰爭遂行上極めて緊要缺くべからざる事項とす、而して防諜に關しては各人悉く責を有するにも拘らず

軍の機密は動もすれば不用意なる個人の言動により暴露する場合多きを以て左の諸件に注意するを要す。(一)、軍事上の機密事項は業務上關係なき者に對しては縦ひ知己其の他如何なる關係にある者と雖も絶対に洩さざること。(二)、寄席、酒場、列車中等其の他公衆の面前にて、召集又は到着部隊號、出動先、其の他機密事項を口外し或は電話等に依り傳達するが如きことを慎むこと。(三)、應召に際し所屬部隊號を記せる幟小旗等を携行し又は部隊の編成、裝備、動員、行動其の他苟も機密に互る事項を私信中に記載し又は封筒に部隊號等を明記せざることを。(四)、私信、慰問品中等に思想上注意を要する宣傳文等を發見せば直ちに上司に提出すること。(五)、機密書類の取扱、運搬等に方りては身を以て其の責に任じ周到なる注意の下に萬全を期すること。(六)、紙屑反古の取扱に注意し苟くも機密事項を記載せるものは散逸せしめざること等に

して、右の中(一)乃至(四)項迄は家庭等にも十分承知せしめ置くを肝要とす。

充員召集心得

令狀交付を受けたる者は令狀に添附してある受領證に受領の年月日時を記入し捺印(本人に代つて受領したるものは記名捺印)して直ちに返付すべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。

本人に代つて召集令狀を受領した者は直ちに確實迅速なる方法で召集部隊、到着地、及到着日時を(到着遅延の虞ある場合其の他必要の場合には電信等を以て)本人に通報し且召集令狀を速に本人に交付するの手續をなすべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるのである。

左の如く標示を記入し一般郵便物との區別を明瞭にすべきである。

本人召集令狀を受領したるときは之を携へ其の令狀に定められたる日時に所命の地に到着し召集事務所又は到着官廳に届出づべきである。

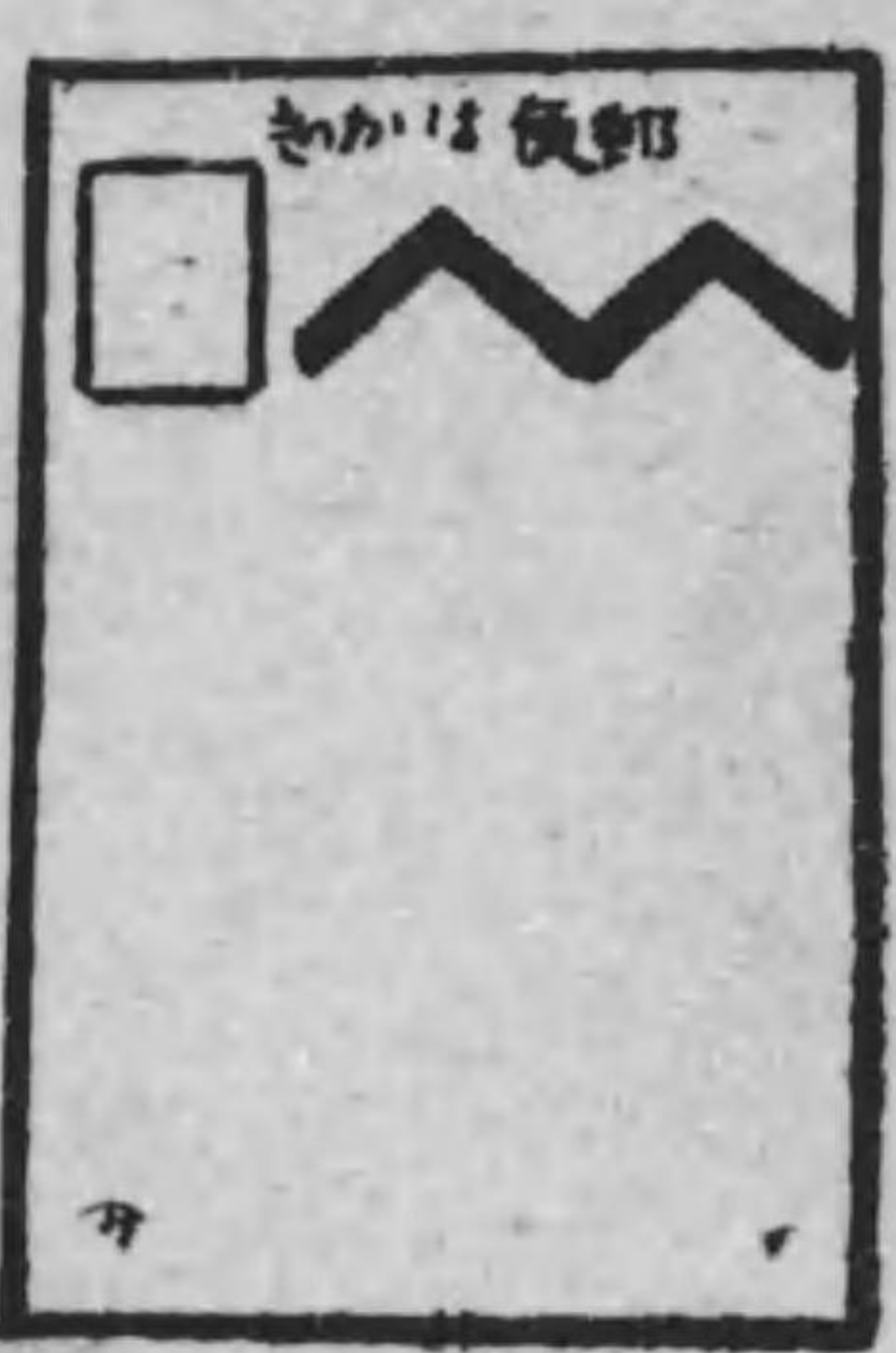
召集通報人より召集通報を受けたる者令狀の交付を待たんが爲却て到着遅延の虞ある場合には令狀の到着を待たず直ちに應召するのをよしとする。

令狀又は召集の通報を受けたる日時の關係上指定の日時に到着地に到着ことの出来ぬ者は所在地の憲兵又は警察官吏に就て令狀又は通報を受けたる日時及出發日時の證明書を受け到着の上召集事務所(海軍は到着官廳の長)に届出づべきである。此の規定に違反した者は拘留又は科料に處せらるのである。

封筒表面



端書表面



備考 Mは一見明瞭なる太さとし著色を適宜とす、海軍は二條の山形Mとす。
召集に應ずる應携すべき物は概ね左の通である。

- 一 召集令狀
 - 一 軍隊手帳(履歴表)
 - 一 適任證書
 - 一 勳章記章(略綬)
 - 一 印形
 - 一 風呂敷又は油紙其の他必要の物
- 應召員傷病疾病の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる下記様式の届書に醫師の診斷書を添へて直ちに本籍地市町村長(出發後なるときは同)に差出すべきである。
- 應召員傳染病預防の爲、交通遮斷、隔

其の一、

何々ノ爲到着遅延届	何々ノ爲到着日	何々ノ爲到着地	何々ノ爲到着時間
到着日時	何年何月何日午前(後)何時	何々	何々
到着地	何々	何々	何々
召集部隊	何兵第何聯隊	何々	何々
本籍地	府縣郡市區町村字番地	何々	何々
徵集年	役種	官等級	氏名
昭和 年 月 日	何々	何々	何々
昭 和 年 月 日	何々	何々	何々
何聯隊區司令官殿	何々	何々	何々
海軍ニ在リテハ右ニ準ジ充員召集應召遅延届トシ、到着日時、到着地、本籍(現住地)役種官等級氏名ヲ記シ士官ハ海軍省人事局長、特務士官以下ハ海軍人事部長宛ニ直接届出ツベシ	何々	何々	何々

離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因り指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる届書を直に本籍地の市町村長(出發せざる時は同)に差出し、且其の地(時に召集事務所へも)市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は隊長の證明書を受け到着の上召集事務所に差出すべきである。其の届書の様式は左の通である。

犯罪又は所在不明の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者あるときは令状を受領したる者より聯隊區司令官に宛てたる左の様式の届書に憲兵又は警察官吏の證明書及令状を添へて直に本籍地の市町村長に差出すべきである。

右の届出を爲さざる者は拘留又は料に處せられる。

諸種の事故(非常事變にて交通断絶の場合を除く)に依り到着地に到ることの出来ぬ旨を届出でたる者其の事故の止みたるときは直に左記様式に依つて本籍地市町村長に届出で直に應召し

到着の上召集事務所へ届出づべきである。但し召集事務所閉鎖後なるときは召集部隊に到着すべきである。

非常事變に因り交通断絶し到着地に到着することが出来ぬ場合には其の旨を最寄諸部隊(連隊、中隊、小隊、班、排、班長、班副、班員、班長、班副、班員、班長、班副、班員)に届出で指揮を受くべきである此の規程に違背する者は拘留又は料に處せられるのである。

演習召集願届

召集免除者 在郷軍人にして文官となり特別の職務を奉ずる者、市町村長、助役、收入役其の他之に準ずべき職に在る者、帝國議會、府縣市町村會其の他之に準ずべきものの議員(但し其の議會開會中に限る)帝國外の地、(關東州及滿洲國を除く)に旅行又は在留する者及帝國外の地を往復する帝國船舶の船員は演習召集を免除せられる。

應召員中直系尊屬妻子の死去又は重態、同一戸籍内に在る者死亡し他に後

其の二

到着遅延届	何年何月何日午前(後)何時
到着地	何々々
召集部隊	何兵第何聯隊
本籍地	府縣郡市區町村字番地
徵集年	役種 官等級 氏名
右應召途中何處ニテ疾病ニ罹リ(何々ニ依リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診断書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也	
昭和 年 月 日	
何部隊長殿	右 氏 名
註	海軍ニ在リテハ其ノ一様式註ニ同ジ

其の三

到着遅延届	何年何月何日午前(後)何時
到着地	何々々
召集部隊	何兵第何聯隊
本籍地	府縣郡市區町村字番地
徵集年	役種 官等級 氏名
右應召途中何處ニテ傳染病豫防ノ爲何日間交通断絶ヲ命ゼラレ(何々	

ノ事故ニ因リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付何々ノ證明書相添へ届出候也

昭和 年 月 日

何部隊長殿

右 氏 名

其の四

犯罪(所在不明)ノ爲不應召届	
到着日時	何年何月何日午前(後)何時
到着地	何々々
召集部隊	何兵第何聯隊
本籍地	府縣郡市區町村字番地
徵集年	役種 官等級 氏名
右犯罪(所在不明)ノ爲到着地ニ到リ難ク候ニ付憲兵(警察官吏)ノ證明書相添へ及届出候也	
昭和 年 月 日	
右召集通報人 氏 名	
(戸主又ハ家事擔當者)	
何聯隊區司令官殿	
註	海軍ニ在リテハ右ニ準ジ犯罪(所在不明)ノ爲充員召集不應召届トシ、人事局長又ハ人事部長宛トス

其の五

(用紙適宜)

始末する者なきとき、本人住家の火災
流失又は倒壊其の他之に準ずる災害の
爲及同一戸籍内に在る者重態にして本
人に依るに非ざれば他に看護を爲す者
なきため到着期日の延期を願はむとす
る者は聯隊區司令官に宛てたる願書を
本籍地市町村長 寄留地に於て召集に應ずべき
寄留地聯隊區司令官に差出すべきである
海軍 在りては士官は海軍大臣、
特務士官准士官は在籍鎮守府司令長
官、下士官兵は市長又は町村長を經由
し。在籍鎮守府司令官に差出すべ
し。

但し直系尊屬妻子又は同一戸籍内に
在る者重態の場合は醫師の診断書を、
其の他の場合は市町村長警察官吏又は
憲兵の證明書を添付すべきである。
到着期日の延期を願出でたる者でも
別に指令がなければ指定の日時に召集
に應ずべきものである。
應召員事故の爲指定の日時に到着地
に到る事の出来ぬ者の手續は左の通り
である。

- 1 傷病、疾病の者は醫師の診断書を添へて直に市町村長 寄留地勤務演習召集長村を経て聯隊區司令官に届出づべきである。
 - 2 傳染病豫防の爲交通遮断隔離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因る者、犯罪又は所在不明等の爲本人に代つて令状を受領したる者並に非常事變に因り交通遮断したるときは其の地の市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は驛長の證明書を添へて聯隊區司令官(鎮守府司令長官)に届出づべきである。
 - 3 應召員出發後事故發生して前項の届出を爲す場合には召集部隊長に宛て届出づべきである。
- 前三號の届書の様式は充員召集の部
其の一、其の二、其の四、其の五に掲
載したるものに準ずる。又右届出を爲
したる後事故止まず期日以内に 演習召集
は召集期日数五日、後育に在りては十日以内
召集に在りては十日以内に到着地に到るこ
との出来ぬ者は令状を返附すべきであ
る。

到着遅延事故止届
 到着日時 何年何月何日午前(後)何時
 到着地 何々々
 召集部隊 何兵第何聯隊
 本籍地 府縣郡市區町村字番地
 徵集年 役種 官等級 氏 名
 右召集ノ命令ヲ受ケ何々ノ事故ニ因リ未ダ應召致サズ候處今般事故止
 ミ候ニ付届出候也
 昭和 年 月 日
 右 氏 名
 何市(町)(村)長殿
 註 海軍ニ在リテハ事故止應召届トシ出發日時、出發地、本籍地
 (現住地)ヲ記入シ人事局長又ハ人事部長宛ニ

演習召集到着期日延期願
 到着日時 何年何月何日午前(後)何時
 到着地 何々々
 召集部隊 何兵第何聯隊
 延期ノ事由 父某死亡(母某危篤等)
 本籍地 府縣郡市區町村字番地
 徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名
 テハ役種編入年
 右演習召集ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ到着期日ヲ延期相成度別紙醫師

ノ診断書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也
 昭和 年 月 日
 何聯隊區司令官殿
 右 氏 名

演習召集延期願
 到着日時 年月日午前(後)何時
 到着地 何々々
 本籍地(寄留地) 何々々
 役種 官等級 氏 名
 右何々ノ理由ニ依リ何年月日ヨリ何年月日ニ亘ル間演習召集ノ延期許
 可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段願出候也
 年 月 日
 何鎮守府司令官殿
 右 氏 名

寄留地演習召集應召願
 寄留地 府縣郡市區町村字番地
 寄留年月日 何年何月何日
 本籍地 何々々
 徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名
 テハ役種編入年
 右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成度願出候也

以上に掲ぐるものを除く外演習召集に就ての心得は充員召集の場合に於ける心得に準ずるのであるから、参照熟讀すべきである。

本籍地以外の聯隊區に寄留する者は願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習召集を受けることが出来るのである。

前項の願出を爲す者は左記様式の願書を其の前年の十一月三十日迄に寄留地市町村長及警察署長を経て寄留地所管の聯隊區司令官に差出し許可を受くべきである。

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於て演習召集を受けむとするものは情を具し市町村長より寄留に關する證明を受け寄留の日より十四日以内に出願することが出来る。其の願出手續は前項と同様である。但し此の願は許可せられないことがある。

前二項の許可を得たる者本籍地に復歸し又は寄留換を爲したる爲、其の許可の取消を受けむとするものは新居住地所管の聯隊區司令官に宛て新居住地

昭和 年 月 日
何聯隊區司令官殿

右 氏

名

(用紙適宜)

寄留地演習召集應召許可取消願

寄留地 府縣郡市區町村字番地

本籍地 何 氏

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

取消ノ事由 寄留換(本籍地復歸)

右寄留地ニ於ケル何年度演習召集應召許可取消相成度及願出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名

何聯隊區司令官殿

の市町村警察署長を経て右の様式に依り願出づることが出来る。此の場合には本籍地の演習召集に應召せしめ得る者に限り許可せらるることがある。寄留地に於て演習召集を受くる許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留換を爲すも許可の取消を許されたる場

合を除くの外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである。避くべからざる事故の爲演習召集の延期を願はむとする者は其の事實を記し本籍市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである。

但し其の願書には本籍地市町村長又は關係ある官公署の長(船員は船長)の證明書を添付する必要がある。其の様式は下記の通である。

海外居住者の召集

在郷軍人(國民兵を除く)にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充員召集及演習召集を行ふのである。其の願届に關する心得は本籍地に於けると同様である。

演習の爲召集すべき者にて所管區域内に召集する部隊なきものに對しては當分の内演習召集を行はない。又僻陬の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。

海外在留者の在留、在留地變更、旅行滞在、在留地復歸に關する願届に要する召集通報人は其の地在留者を以て定むべきで總て十四日以内に届出を必要とする。

演習召集に關し内地に於ける聯隊區司令官の事務を執る者は、朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在りては兵事部長

演習召集延期願

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

右何年度演習召集ニ召集セラレキ處(演習召集ヲ命ゼラレ候處)別紙

(左記)理由ニ依リ何年 月 日ヨリ 年 月 日ニ至ル間

召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段及願

出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名

何聯隊區司令官殿

注 意

一 召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)

到着日時ヲ示スベシ

二 寄留地應召ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍

地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添付スベシ

教育召集及歸休兵召集

教育召集は第一補充兵にして歩兵、戰車兵、野(山)砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、高射砲兵、氣球兵、工兵、鐵道兵、電信兵、輜重兵又は衛生兵中の人

員を限り服役間一回(通常徴集年の翌年)九十日間之を召集するを謂ふのである。第一補充兵にて所要の人員に充たざるときは第二補充兵を充用す。

歩兵にして青年學校若くは之と同等以上の課程に付陸軍大臣の定むる檢定に合格したる者又は成績特に優秀者は召集日數七十五日とす。

歸休兵召集とは平時に於て在營兵の補闕其の他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふのである。

教育召集及歸休兵召集に關する心得は充員召集に關する心得に準ずるのである。但し應召員中事故に依り歸郷を命ぜられたる者又は召集解除を命ぜられたる者及事故の爲到着地に到ることの出來ぬ者に就いては演習召集の場合の手續に準ずるものである。

簡閱點呼

簡閱點呼とは豫備役後備役の下士官兵、歸休兵及第一補充兵を參會せしめ其の一般の狀態特に軍人精神の保持及

軍事思想普及の程度健康狀態並に服役上の義務履行の確否等を査閱し所要の教訓を與へ在郷軍人に其の本分を全うせしむる如く指導するを謂ふのである。

陸軍の點呼に參會すべき回数及年次は別段の規定ある場合を除くの外は左の區分によるのである。

豫備役後備役下士官(幹部候補生出身の者を除く)に在りては任官年の翌年より起算し、又志願によらずして下士官に任官したる者に在りては徴集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。

幹部候補生出身の下士官は徴集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。

豫備役後備役兵及補充兵(未だ教育せざる者を除く)に在りては其の服役間を通じ徴集年の翌年を第一年次として在隊三箇月に滿たずして現役より

未だ教育せざる補充兵(各兵科兵にして在隊三箇月に滿たずして現役より

補充兵役に轉じたる者、教育召集應召者にして教育終了前召集を解除せられたる者及充員召集又は臨時召集應召者にして其の應召期間三箇月に滿たざる者を含む)に在りては其の服役期間を通じ四回とし徴集年の翌年を第一年次として通常二年置きとす。

未だ教育を受けざる補充兵にして前々項の補充兵と爲りたる者は參會したる回数を通算して五回とす。

幹部候補生にして豫備役將校に任ぜられる資格を具へた者は簡閱點呼に之を參會させることはないのである。

充員召集、臨時召集、又は歸休兵召集の解除(應召員の歸休、現役、又は就職滿期等に依り陸軍軍隊官衙學校より歸郷したる者及演習召集に召集せらるべき者は其の年の簡閱點呼に參會したものと看做されるのである。

傷疾疾病其の他の事故に依つて點呼に參會しない者は規定回数範圍内で適宜の年簡閱點呼に參會せしめ得るのである。

海軍は毎年一回便宜の地に於て施行するを例とし、前年十月一日以後召集を解かれ又は現役滿期に依り歸郷した者には、其の年の點呼を行はず。又船舶國籍證書を有する船舶に乗組中の者に對しては其の期間點呼を免除される。而して特務士官以下の簡閱點呼は在籍鎮守府司令長官之を掌る。

簡閱點呼願届

簡閱點呼に參會するものは左の點點に注意すべきである。

イ 令狀、軍隊手牒、履歴表(海軍)、補充兵證書(未入營補充兵手牒)及奉公袋を携ふること。

ロ 軍服所持者は成るべく之を着用すること。其の他の者に在りては質素にして且端正を害せざる程度に於て敏活なる動作に便利なる服裝を爲すこと特に靴其の他運動に便なる履物を穿つが宜しい。

ハ 定められたる時刻より若干時前に參集すること。遅刻したときは更に

他の點呼場に參會を命ぜらるることがある。

ニ 簡閱點呼執行官の意圖命令に違反し若くは上官に禮を失したときは陸(海)軍刑法又は陸(海)軍懲罰令に依つて處分せらるることがある。

ホ 參會の爲往復途中及點呼場に於ては服裝の何たるを問はず上官に對し

て敬禮をなすべきである。

寄留地に於て簡閱點呼を受けむとする者は寄留地に於て演習召集を受くる場合に準じ毎年三月三十一日迄に寄留地所管の聯隊區司令官に願出許可を受くべきである。其の願書の様式は左の通である。

(用紙適宜)

寄留地簡閱點呼參會願

寄留地 府縣郡市町村字番地

本籍地 何々々

徵集年(下士官ニ在リテ) 役種 官等級 氏名

ハ(役種編入年)

右本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名

(用紙適宜)

寄留地ニ於テ簡閱點呼參會願(願)

寄留地 何々々

本籍地 何々々

前項の願出期日後に寄留地に於て簡閱點呼を受けんとするものは情を具して本籍地及寄留地の點呼執行期日の各二十日本籍地及寄留地内にて受前迄に願出づることが出来る。但し此の願は許可せられないことがある。

遺棄重傷子の死亡重態又は同一戸籍内の死亡及天災に依る不参の願出は演習召集到着期日延期の願出と同じである。其の様式は下記の通である。遅くべからざる事故に依り参會期日の變更を願出づる者は情を具し且参會期日及希望する變更期日を明記し市町村長を経て聯隊區司令官(海軍人事部長)に願出づるのである。其の様式は左記の通りである。正當の事由なくして點呼に参會せざる者は五十圓以下の罰金又は拘留若く

離現役年月日 (事情何々) 役種 官等級 氏 名 右 氏 名 何海軍人事部長殿 (註、四月一日以後ハ願トスルコト、事情ヲ註細ニ附記スルコト)

簡閱點呼不参願 参會日時 何年何月何日午前何時 點呼場所 何々々 不参ノ事由 父某死亡(母某危篤等) 本籍地 府縣那市區町村字番地 役種 兵種 官等級 氏 名 右簡閱點呼ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ不参許可相成度別紙醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也 昭和 年 月 日 右 氏 名 何聯隊區司令官殿 (用紙適宜)

は料所に處せらるるのである。此の外、寄留地に於ける總ての心得は寄留地にて召集を受くる者の心得に準ずるのである。朝鮮臺灣關東州に在留する者の簡閱點呼に就ての心得は演習召集に於ける海外在留者と同じである。

服役上の願届

昭和一三、九、一日より第二補充兵(昭和五年以前徵集者には及ぼさず)と雖も在郷間服役に關する諸届出を行ふ如く兵役法施行規則の一部改正せらる。又第二補充兵にして、昭和一三、九、一日以前に朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國に在留する者は十四日以内に、船舶國籍證書を有する者は三十日以内に、醫師法第一條第一項各號の一に該當するに至りし者、藥劑師又は獸醫師免許證を下附せられし者は三十日以内に、所在不明者は十四日以内に届出づること。

身上異動 在郷軍人の身上異動に付

簡閱點呼参會期日變更願 本籍地(寄留地) 府縣那市區町村字番地 参會ヲ命ゼラレタル點呼場所 何々々 希望スル参會點呼場所 何々々 月 日 役種 兵種 官等級 氏 名 右簡閱點呼参會ヲ命ゼラレ候處別紙(左記)理由ニ依リ右記希望ノ如ク 参會期日ノ變更許可相成度此段及願出候也 昭和 年 月 日 右 氏 名 何聯隊區司令官殿 注意 一希望スル参會日次及點呼場所ニ數種アルトキハ之ヲ列記スルモ 妨ゲナシ

ては、戶籍法寄留法の届出を其の儘利用することにして、別に届出を要せざることになつてゐる。在郷軍人が戶籍法や寄留法に依つて爲すべき届出、即ち出生、死亡、養子縁組、離縁、失踪、轉籍、廢家、廢絶家再興、分家、氏名族稱變更、國籍の得喪、戶籍の訂正、寄留、寄留換、本籍地復歸等の届出を怠ると、召集其の他の事務に非常な蹉跌を生ずるものであるから、是非共是等の届出を確實にせなければならぬ。旅行滞在其の他 歸休兵、補充兵、(除、海軍の第一補充を終りたる者)及

豫備役、後備役の下士官兵は旅行滞在
其の他本籍地の市町村を離れる場合には常に其の行先其の他必要なる事項を同一世帯の家族(戸主を含む)中家事を擔當する者に詳知させて軍衛の命を遊滞なく受理し得る如くして置かなければならぬ。

世帯が本籍地市町村に在る場合に其の世帯の在る市町村を離れる場合にも同様に家事擔當者に自分の行先等を詳知させて置かなければならぬ。

若し單身戸主の如き者で自分の行先を知らして置くべき家族がない者は軍衛の命あるとき之を傳達すべき者(成年の者に限る)を本籍地市町村内に於て定め豫め連署を以て本籍地の市町村長に届出で置き且つ其の者に自分の居所を常に詳知させて置かなければならぬ。又朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者其の在留地を離るるときは前に述べたと同様の手續を爲さねばならぬ。但し市町村長は其の地の之に該當するものである。

出でなければならぬ。

帝國外地の移動 歸休兵、補充兵、及豫備役又は後備役の下士官兵にして内地又は帝國外地(關東州及滿洲國を除く)より朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に到り當該地域に在留する者は在留地到着後十四日以内、朝鮮に在りては警察署長、間島に在りては領事官、臺灣に在りては郡守市尹又は支廳長、關東州に在りては警察署長、滿洲に在りては大使館兵事員を経て在留地の兵事部長に届出でなければならぬ。其の届書の様式は外國在留届に準ずる、又右の者が朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留し當該地域内で在留地を變更したとき又は他の地域若くは内地に到るときも同様届出を要する、若し其の在留地から外國に行くときは前に掲げた帝國外(旅行)在留届を出すのである。

所在不明者 歸休兵、補充兵、及豫備役、後備役の下士官兵にして所在不明の者あるときは憲兵又は警察官吏の

外國旅行(在留)届

一 本籍地 府縣郡市區町村字番地

二 現住地 何々々

三 徵集年、役種、兵種、等級、氏名

四 行先 何々地

五 目的(何々官廳ノ命ニ依ルモノハ其ノ官廳名ヲ記入スベシ)

六 出發豫定期日及發航地 何年何月何日何地

七 歸朝豫定期 何年何月何日(不明)

右ノ通帝國外ノ地ニ旅行在留致スベク候ニ付及届出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

本人 氏 名

(用紙適宜)

帝國外地の旅行在留 歸休兵、補充兵、及豫備役、後備役の下士官兵にして内地より帝國外地(關東州、滿洲國を除く)に旅行又はは在留せんとする者は出發前に右記の様式に依り誓面を以て本籍地の市 町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出なければならぬ。

右の届出を爲したる者出發豫定期日後十四日以内に出發せざるとき又は歸朝したるときは其の後十四日以内に其の旨を本籍地の聯隊區司令官に届出なければならぬ。又右に掲げた在郷軍人は本籍地から旅行日數七日以上を要する帝國内地又は航海に七日以上を要する水域に赴かうとするときも同様届

在郷軍人所在不明届(分明届)

一 本籍地 府縣郡市區町村字番地

二 現住地 何々々

三 役種、兵種、徵集年、等級、氏名

四 所在不明(分明)トナリタル年月日 何年何月何日

五 所在不明ノ者ニアリテハ其ノ事實ノ要旨 出漁遭難(何々)

右所在不明(分明)ニ付届出候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地

現住地 何々々

昭和 年 月 日

何市區町村長殿

戸主 氏 名

(用紙適宜)

證明書を添へて其の戸主(本人戸主なれば家族中家事を擔當する者)より十四日以内に本籍市町村長に届出づべきである。所在不明の者歸郷若くは所在分明したるときも亦同様である。但し證明書は要しない。其の届書の様式は左の如くである。但し此の届は口頭でも差支はない。

する在郷軍人に就ては右の届出は朝鮮に在りては警察署長、臺灣に在りては郡守、市尹、支廳長、關東州に在りては警察署長、滿洲に在りては大使館兵事員を経て兵事部長に差出すのである。

清習召集、點呼免除者 在郷軍人(國民兵を除く)にして市町村長、助役、

收入役又は之に準ずるもの又は帝國議會府縣會市町村會其の他之に準ずるもの議員となつた者は演習召集簡點呼を免ぜらるるのであるから、之に就きたるときは其の日より十四日以内に本籍地市長又は町村長及警察署長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の職を退きたるときも亦同様である。

又此等の者は願に依りて演習召集簡點呼を受けることが出来るが其の場合の願書の差出先經由等は右に同じ。

服役免職 在郷軍人在郷中傷痍疾病の爲永久服役に堪へないときは在職陸軍醫官の診断書若くは地方醫師の病況書を添へて本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。

船員 歸休兵、豫備兵、又は補充兵にして船舶國籍證書を有する船舶の船員たる者は其の就職又は雇入の日より十四日以内に左記様式の届書を管海官廳又は該官廳の事務を行ふ市町村長若

くは之に準ずる者(外國に在り)の證明を受け其の旨を本籍市町村長を経て本籍他所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の退職し又は雇止したるときも亦同様である。

前項の證明書は海員に在つては船長

(用紙適宜)

の證明書で代へることが出来る外届出の際證明書の代りに單に船員手帳を市町村長(之に準ずるもの)に示せば宜しいのである。

又帝國外に往復する船舶の船員は前項の船員就職届を爲せば外國旅行届を

船員就職(雇入)届

- 一、本籍地 府縣郡市區町村番地
 - 二、現住地 何々々
 - 三、徵集年、役種、兵種、等級 氏名
 - 四、就職(雇入)年月日
 - 五、職名 (船長、一等運轉手、二等運轉手、機關長、一等機關士、事務長、水夫長、水夫、無線電信技術員、舵夫、火夫長、火夫、油差、賄方等)
 - 六、海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試験規程ニ依リ通信大臣ノ認定シタル學校又ハ水産講習所ヲ卒業シタル者ニ在リテハ其ノ旨
 - 七、乗組船舶ガ帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否
- 右及届出候也
- 年 月 日
- 何聯隊區司令官殿 本人 氏 名

出さずともよい。
青年學校卒業者 服役第一年次の第一補充兵にして青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修得したる者は第五十二條の規定に依る證明書(學校長の證明書、又は配屬將校の證明書をいふ)を添へ其の旨本籍地の市町村長を経て四月三十日迄に到着する如く本籍地の聯隊區司令官に届出づるのである。但し醫師法第一條第二項各號の一に該當する者又は教育召集に應ずることを志願したる者に付ては此の限に在らず。

醫師法證書者 歸休兵、豫備兵、後備兵又は補充兵にして醫師法第一條第一項各號の一に該當する者は該當するに至りたる日より十四日以内に學校卒業證明書、合格證書又は醫師法第一條第一項第三號に該當する事實を證明するに足る書類を添へ其の旨本籍地市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出ねばならぬ。

免許證 歸休兵、豫備兵、後備兵又

- 一、本籍地 府縣郡市區町村字番地
 - 二、現住地 何々々
 - 三、徵集年、役種、兵種、等級
- 右及届出候也
- 年 月 日
- 何聯隊區司令官殿 本人 氏 名

青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程修得ノ件届

- 一、本籍地 府縣郡市區町村字番地
 - 二、現住地 何々々
 - 三、兵種 何々々
- 右及届出候也
- 年 月 日
- 何聯隊區司令官殿 本人 氏 名

は補充兵にして藥劑師免許證、獸醫師免許證又は自動車運轉免許證を下附せられたる者は免許證の下附を受けたる

日より十四日以内に免許證の寫を添へ其の旨本籍地の市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出づるを要す(朝

鮮、臺灣、滿洲在留者は市町村長該當者を経て、在留地兵事部長に届出づべし。所罰 在郷軍人正當の事由なく本章に規定する届出（永久服役免除を除く）を怠りたるときは拘留又は科料、五十圓以下の罰金に處せらるるのである。又自己の居所を家事擔當者に詳知せしめざる爲、軍衛の命令を通報することを怠るに至らしめたときも亦同様である。

家事擔當者又は本人に代りて令狀を受けたる者正當の事由なく召集の命令を確實迅速に本人に通報（到着遅延の虞ある場合其の他必要の場合には電信等にて）せず、又は令狀を交付するの處置を怠りたるときは拘留又は科料に處せらる。

關東州、滿洲國に於ける召集、簡閱點呼の手續

在留に關する届出 一 始めて關東州、滿洲國に在留した者又は従前より在留し本年徴兵検査を受け補充兵に編入せられたる者は十二月一日以後速に關東州に在りては警察署、滿洲國に在りては大使館兵事員を経由して兵事部長宛の在留届を提出すること。（民政署及は民政支署は改めらる）届書の様式は左の通にして用紙は最寄警察署又は在郷軍人分會にある。

（用紙美濃半枚形西洋紙）

在留地	在留地（現在居ル所）	本籍地	本籍地
在留年月日	（現在居ル所ニ移ツク年月日）	前居住地	（前ニ届出デタル所）
徴集年	（徴兵検査ヲ受ケタル年）	入營年	月
除隊年月日	（下士官以上ハ現役部ヲ離レタル年月日）	適任證書	修得ノ種類
職務	（現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス）	勤務先	（電話番号）
住居	住所	氏名	印刷
氏名	印刷	氏名	印刷

届（字體ハ楷書ニ通提出）

二 在留届を提出後在留地を變更したる場合は左記様式の在留地變更届を

兵事部長宛所在地の大使館兵事員、警察署に差出すこと。

（用紙美濃半枚形西洋紙）

在留地	在留地變更届	本籍地	本籍地
在留地	（現在居ル所）	在留地	（現在居ル所）

入營部	部隊	初任官年	（下士官志願ニ依ル下士官ノミ記ス）
兵種	種	役種	種
官等級	（幹部候補生出身者ハ「幹」一年志願兵出身者ハ「一」志ト記ス）	昭和	年月日
兵事部長殿		氏名	印刷
生年	月日	氏名	印刷
氏名	印刷	氏名	印刷

注意

一 本届ノ記載ニ方リテハ軍隊手帳又ハ補充兵證書ニ對照シ苟モ本籍地、兵役關係ハ絕對ニ誤ラザル様注意ヲ要ス

二 前居住地欄届出ヲナシタルコトナキモノハ記入セザルモノトス

在留年月日 (現在居ル所ニ移ツタ年月日)	前居住地 (前ニ關東軍司令官宛届出タル所)	徵集年 (受ケタル年)	入營年 (受ケタル年)	入營部 (受ケタル年)	初任官年 (下士官志願ニ依ル下士官ノミ記ス)	役種	兵種	官等級 (幹部候補生出身者ハ「幹」年志願兵出身者ハ「一」志ト記ス)	昭和年月日	兵事部長殿
除年月日 (下士官以上ハ現役部除ラレタル年月日)	適任證書 (種別)	特修得シタル學術	職務先 (電話番號)	職業 (現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)	本人不在ノ場合在留地ニ於テ召集ノ通報スベキ者ノ住所氏名印ハ捺印ヲ要セズ	住所	氏名印	氏名印	生年月日	氏名印

三 關東州、滿洲國外の地へ退去する場合は出發前に兵事部長宛の退去届

を在留届の要領に依り提出すること。

退去届 (字體ハ楷書ニ通提出)

(用紙美濃半枚形西洋紙)

本籍地	在留地	退去先	退去年月日	昭和年月日	兵事部長殿
徵集年	入營年	役種	兵種	官等級	氏名印

以上の届出で爲さざる者は我が國軍の召集事務に支障を來し動員に妨からず缺陷を生ずるを以て兵役法施行規則違反として處罰せらるるのみならず、關東州滿洲國に在留するに拘らず在留届を提出せざる時は内地に召集又は點呼參會を命ぜらる。又在留届提出後在留地を変更せしもの之が届出を爲さざるときは舊

在留地に召集參會を命ぜられ、又在留地を退去せんとするものにして之が届出を怠るに於ては軍司令官より令状を受くることとなり内地より滿洲に召集せらるることとなる。此の場合何れも旅費を支給せられず應召せざるべからざる不幸を見るに至る。本届は斯く重要にして將來服役上の權利にも關する場合あるべく又

自身としても之が濟否を明確にし置く必要あるべきを以て、各自左の如き在留届出に關する履歴表を調製して軍隊手帳又は補充兵證書と共に奉公袋に收容し何年何月何日何地に於て届出何某受理等の事實を明瞭にして置くこと緊要なり、切に之が實施を望む。

在留届出ニ關スル履歴表				何 某	
年 月 日	區 分	在 留 地	受 差 領 出 者	印 先	考 備
昭和九、一〇、二	在 留 届	大連市明治町三ノ二何々方	大連警察署 兵事係	①	一、本表ハ届出記載ノ際同時ニ記入スルモノトス 二、差出先欄ノ記載ハ郵送ノ場合ハ適宜記入スルモノトス 三、用紙ハ可成紙質堅牢ナルモノヲ可トス 四、本表ヲ未ダ調製シアラザル者ハ現届出ヲ基準トシテ調製ス
九、一〇、三〇	在留地變更届	奉天、、、、、、、、、、、	奉天何町派出所 巡査	①	
九、一一、三	同	新京、、、、、、、、、、、、	新京大使館 兵事員	①	

在留地を離るる場合の心得
 一 在留地の變更にあらずして一時在留地外に旅行滞在の場合には常に其の行先其の他軍衛の命あるとき通知を受くるに必要なる事項を同一世帯の家族(戸主を含む)中家事を擔當す

る者若くは召集を通報すべき者に詳知せしむること。
 二 前項の旅行滞在にして旅行日數七日以上(確實なる交通機關を利用することを得)を要する地域又は航海に七日以上を要する水域に赴かんと

するとき或は關東州滿洲國以外の外國に一時旅行滞在せんとするときは兵事部長宛左の届書を在留地の警察署又は大使館兵事員經由提出すること。

(用紙美濃紙半枚形西洋紙)

外國旅行(在留)届 (字體ハ楷書ニ通提出)		本 籍 地	在 留 地	行 先 地	目 的 的	出發豫定期及發航地	在留地歸着豫定期	昭和 年 月 日
兵事部長殿	徵集年	入管年	役種	兵種	官等級	氏 名	印	

一 本届出者出發豫定期日後十四日以内ニ出發セザルトキ又ハ在留地ニ歸着シタルトキハ其ノ後十四日以内ニ前項ニ準ジ届出ツルモノトス

雜 則

服装及勳章記章佩用の件
 一、在郷下士官兵の制服(帶剣を除く)

を著用し得る場合は左の通りである。

- イ、満期歸郷のとき
- ロ、召集若くは簡團點呼のとき
- ハ、演習又は觀兵式參觀のとき
- ニ、賀儀葬祭のとき
- ホ、以上掲げたるもの、外在郷軍人の資格を表するとき
- 二、在郷下士官以下の服装は在營者の單獨の軍装に準ずる、但し刀(銃劍)を除き乘馬兵種の者は長袴式の袴を用ひてもよろしい。
- 三、軍服着用の場合左の諸點に注意すべきである。

- イ、衣袴は同一制式のものを持へて着用し異制式ものを混用することとは宜しくない
- ロ、出來得る限り季節に伴ふ時服を着用すること
- ハ、行幸、行啓、奉迎等の場合は軍服と他の服と混用することは禁ぜられて居るが、其他の場合と雖も軍服の上にインペネスを着用する如きはなるべく避けたがよい。但し酷寒、雨天等の場合止むを得ざ

四、

- イ、勳章、記章を佩用するは陸、海軍制服、大禮服、通常禮服、其の他官にて定められたる制服着用の際に限る。但し功四級、勳四等以下は外套、マント等の混用は差支ない
- ニ、帶刀本分に非るものが軍刀又は日本刀を帶ぶることは禁ぜられて居る
- ホ、軍服以外の任意の服装に陸海軍制式の帽を併用することは禁ぜられて居る
- ハ、軍服の一部を着用し日傘、雨傘の類を纏し或は草履、下駄等をつが如き又は普通の帽子を冠むるが如きは宜しくない
- ト、軍服を着用し大なる風呂敷包を背負ふが如きは之れ亦適當でない

- 下の勳章及記章及褒章は時宜に依り通常服(フロックコート)又は「モーニングコート」又は紋付羽織袴着用の節衣服の左肋に佩用することが出来る
- ロ、勳章記章等にて公然佩用し得るものは概ね左の通りである
- 勳章
- 從軍記章
- 佩用を許可せられたる外國勳章、同記章
- 射撃徽章
- 褒章(藍綬章の類)
- 憲法發布記念章
- 銀婚式記念章
- 韓國併合記念章
- 大禮記念章
- 戰捷記念章
- 國勢調査記念章
- 勳功章
- 赤十字社員章、同有功章
- ハ、勳章、記章類を佩用する位置及順序については夫々の規定を守ら

- ねばならぬが、大體に於て勳章、記章、外國勳章の順とし等級の高いものを上位とし、記章類の佩用順序は概ね授賜年月の順により赤十字記章の如きは最後の部位に佩用するのである
- ニ、勳章記章を紛失した者には再下賜せられぬから必要なものは勳記其他の證據書類を以て直接勳章製造人より購入する方法があるのみである。其詳細の手續等は賞勳局又は各官廳につき問合はすべきである。
- ホ、勳章を賜はりたる者左の事項の一に該るときは十四日以内に賞勳局へ届出づべきである
- 任官轉官又は位階に叙せられ若くは之を奪はれたるとき
- 轉籍又は族稱を變更したるとき
- 氏名變更のとき
- 死亡のとき(遺族又は親戚より)
- 在郷軍人職業輔導部
- 一、輔導部の設置に就て 昭和八年四月

- 月陸軍省内に在郷軍人職業輔導部を創設し、崇高なる兵役義務に服したる兵士や、永年軍務に従事したる武官に、除隊或は退職後失業の憂を懐かしめない様にと勉めて來たが、支那事變の勃發と共に愈々之を強化し陸海軍省と、厚生省及傷兵保護院が互にしつかり手を握り、特に職業紹介機關(道府縣、職業紹介所、市町村)の活動と相俟て、財團法人義濟會、恩賜財團軍人援護會の委託をも受け、之等諸機關の密接不離の關係裡に、在郷軍人、傷兵軍人及其の遺家族に對し各其の希望に従ひ職業輔導をなし着々其の實績を擧げてゐる。
- 二、事業の概要 大體左の如き業務を實施して居る。
- (一) 退營者及將校以下の在郷軍人に對する職業輔導
- (二) 傷兵軍人の實情調査及職業輔導
- (三) 戰死病死者遺族、出征應召軍

- 人等の家族の實情調査及職業輔導
- (四) 軍の要求する履備の補給
- (五) 退職武官講習會の計畫實施
- 三、組織と職員に就て 輔導部は陸軍省人事局長を部長とし、陸、海軍、厚生三省の主任官を幹事とし、更に退職將校中の奉仕適任者を以て主事とし、左の如く其の體系を整へ、獻身的努力を繼續し、求人求職兩者の利便を計つて居る。
- 本部
- 部長 陸軍省人事局長
- 幹事長 陸軍省人事局恩賞課長
- 幹事 陸軍省人事局課員
- 海軍省人事局々員
- 厚生省職業部厚生理事官
- 主事在勤部隊
- 全國各師團司令部
- 全國各聯隊區司令部
- 關東軍司令部及奉天、哈爾濱、牡丹江駐屯部隊
- 臺灣軍司令部
- 北京、張家口、太原、濟南、南京

漢口、各最高部隊司令部
海軍人事部（横須賀、吳、佐世保
松江、熊本、新潟）

四、厚生省職業紹介機関との關係に就て

厚生省に於ては北海道及各府縣職業課或は社會課に取扱主任者を定め又除隊者斡旋の聯絡紹介所を指定し更に重要都市の職業紹介所には軍人部を設置せしめ然らざるものには専任取扱者を設けしむる等特別の考慮を拂つて居る。而して之が實績の向上を計るには特に軍部斡旋機關の協力を必要とする状況にあるので輔導部は退職武官、傷痍軍人等特殊の者に對する就職斡旋を行ふと共に一般除隊者及在郷軍人の爲軍部關係方面に對する求人開拓に努むる等厚生省所管職業紹介機関とは中央は勿論地方に於ても緊密に連繫協力して之れが實績の向上に専念して居る。

五、求職申込の方法に就て 求職希望の除隊者、在郷軍人、傷痍軍人及軍

人遺家族は自筆の履歴書を携帶し左記區分に從ひ成可直接出頭申込をなすが宜しい。

- (一) 在郷將校、准士官は東京近傍現住者は直接陸軍省內輔導部本部、近衛、第一師團司令部、麻布、本郷聯隊區司令部、海軍士官は海軍省人事局へ其の他は現住地所管師團司令部、聯隊區司令部或は海軍人事部又は附近職業紹介機關へ
- (二) 傷痍軍人は師團司令部、聯隊區司令部、海軍人事部人事相談所又は府縣廳職業紹介所へ
- (三) 除隊者及在郷下士官兵は在營間は部隊就職斡旋委員若しくは海軍人事部人事相談所へ、除隊後は最寄職業紹介所若しくは現住地所管聯隊區司令部又は海軍人事部人事相談所へ
- (四) 軍人遺家族は現住地所管の聯隊區司令部若しくは最寄職業紹介所（遺族は輔導部本部にても取扱ふ）

(五) 在滿在郷軍人は奉天〇〇部隊本部、哈爾濱〇〇部隊本部、牡丹江〇〇部隊本部或は新京並に其の他の職業紹介所へ

六、入營者職業保障法の實施に就て
兵役義務者をして後顧の憂なからしむる爲め被備者の退營後に於ける就職並復職を保障し以て退營後失職する者の無い様に昭和十三年四月一日より入營者職業保障法並關係法規の改正實施を見るに至つた。
本法に於ては一般に何人と雖も被備者を求め又は求職者の採否を決する場合に入營を命ぜられたる者又は入營を命ぜらるゝことあるべき者に對し其の故を以て不利益なる取扱ひをすることが出来ない様になつたのである。特に當時三十人以上の被備者を使用する雇傭者は一定の事由ある場合を除き被備者退營後再び之を雇傭する義務が生じたのである。

第七款 在郷軍人に陸軍刑法及懲罰令の適用

在郷軍人は左の場合に陸軍刑法陸軍懲罰令の適用を受くるのである。

イ、召集中

ロ、召集に依らず部隊に在りて陸軍軍人の勤務に服するとき

ハ、陸軍の制服着用中又は現に服役上の義務履行中（服役上の義務履行中とは簡閱點呼參會等の場合である）

ニ、志願に依り國民軍隊に編入せられ其の服務中

第八款 勳章賞詞奉呈手續

有位、有勳者は新年、紀元節、天長節明治節には宮中及大宮御所に參入して參賀することが出来る。地方在住者等でそれが出来ぬ者は左の賀表を宮内省式部職に書留郵便を以て差出すべきである。

（所用料紙は大廣奉書又は美濃紙薄葉横二ツ折）

在郷軍人諸願届一覽表（陸軍）

折目	折目	折目
年月日	位、勳、功、爵氏名	謹ミテ 新年（紀元節、明治節）ヲ賀シ奉ル

注意
氏名ノ處ニハ官等階級ハ記スルニ及バズ單ニ左ノ如ク書クノデアアル
勳八等功七級何某

演習召集	事故止應召	演習召集延期	到着延期	寄留地簡開點呼	簡開點呼延期	簡開點呼不参
召六八規	召六九規	召七二規	召七三規	召八二規	召八五規	召九五規
○	○	○	○	○	○	○
下士官は本籍地市町村長 經由在籍鎮守府人事部長 士官は人事局長に、特務士 官以下は市長又は町村長及 警察署長經由人事部長に 市長又は町村長及警察署長 經由在籍鎮守府司令官長へ 士官は海軍大臣、特務士、准 士官は町村長及警察署長 經由在籍鎮守府司令官長に 寄留地市長を經由し又は町 村長及警察署長を經由人事 部長へ 市長經由又は町村長及警察 署長經由人事部長に、寄留 者は寄留地の市町村長及警 察署長經由 點呼執行官宛の届を市町村 長經由(寄留者は寄留地の) にて	右の事故止みたる場合 止むを得ざる事故の場合に は關係官衙、公署の證明書添 附 診斷書又は證明書添附を要す 寄留地にて參會せんとする 者は毎年三月三十一日迄 に到着する如く 止むを得ざる事故の爲 家庭内、住家等に重大なる 事故ありし場合 診斷書又は證明書添附					

在郷軍人諸關係一覽表(海軍準備員)

願届名	参照規	准士官	兵	提出先	備考
死亡、所在不明	七ノ二規	○	○	准備士官は海軍省人事局長 准士官以下在籍鎮守府人事 部長へ	戸主より届出づ 所在分明のとき亦同じ 兵科及機關兵、船員としての 勤務日數二年に達せるとき管海官廳の 證明書添附届出
船員法適用届	八ノ二規	○	○	在籍鎮守府司令官へ	

在滿壯丁徴兵旅費立替

豫備員現状届	進級、任用届	退役、免役届	召集通報人届
同九	同二	同二	同五ノ二
○	○	○	○
豫備士官は海軍人事局長、 准士官以下在籍鎮守府司令 長官へ	士官人事局長、准士官 長官へ	士官海軍大臣、准士官 長官へ	士官人事局長、准士官 長官へ
毎年十一月一日現在に就き 十二月末日迄に但し官衙、 學校、會社等より進級適任 届を出したる者を除く	各科豫備少佐、同豫備少尉、 同三等下士官に任用せられた るとき、寫眞一葉を差出す	傷疾疾病にて身體又は精神 異常ある場合、醫師診斷書 を要す	事故にて命令を本人直接受 領し得ざる場合通報人變更 の場合、通報人の住所變更 の場合亦同じ

在滿壯丁に對し徴兵旅費立替制度が實施されたこれにつき在滿日本大使館では左記のやうな當局談を發表した。

「從來日本内地、朝鮮及び關東洲内はすべて徴兵検査とか現役兵として入營(即日歸郷)等の場合には市區町村役場で繰替拂にする旅費の前渡をし壯丁に便宜を與へる方針をとつてゐたが、滿洲國の領域ではこの制度がなかつたため不便を感じるものが少くなかつたので、内地同様この施設を講ずべく密々關係各機關で協議した結果、今回大使館兵事員に於てこの事務を負擔し一時滿洲國から立替拂をして貰ひ後から本人の本籍地方廳に請求戻入の方法をとることとなつた、然し壯丁全部に對し旅費全額の前拂することは諸般の事情から困難のため前金拂を受けねば旅行出來ぬ者に對してのみこれを實施するといふ行き方をとつてゐる。」

(特輯)

帝國在郷軍人會と

——紀元二千六百年奉祝行事——

令 旨 (寫)

帝國在郷軍人會ハ茲ニ大會ヲ開催シテ紀元ノ佳節ニ賜
ハリタル詔書ヲ奉體シ以テ
時艱ヲ克服シ國威ヲ昂揚スルノ一大決意ヲ宣明セント
ス洵ニ時宜ニ適セル措置ナルヲ欣フ
今ヤ時局ハ益々重大ヲ加フ方ニ會員諸士多年修練ノ精
華ヲ發揮スヘキ秋ナリ宜シク操守ヲ堅クシ本大會ノ主
旨ヲ不斷ニ實踐シ以テ
聖旨ニ對ヘ奉ランコト期スヘシ

奉 答 文

謹ミテ令旨ヲ奉シ

會員

一同奮勵努力誓ツテ匪躬ノ節ヲ效サンコ
トヲ期ス

昭和十五年四月三日

帝國在郷軍人會會長

井上幾太郎

訓 示

帝國在郷軍人會會長 井上幾太郎
皇紀二千六百年紀元ノ佳節ニ當リ畏クモ大詔ヲ渙發アラセ
ラレ時艱克服國威昂揚ニ昂ムベキヲ宜ハセ給フ 聖慮宏遠
恐懼ノ至リニ堪ヘズ又本日茲ニ大會ヲ舉グルニ際シ 總裁
殿下優詔ヲ賜ヒ會員ノ嚮フベキ途ヲ諭サセ給フ洵ニ感激措
ク能ハザル所ナリ今ヤ聖戰二年有半 御稜威ノ下外陸海軍
ノ精銳ハ隨所敵ヲ擊滅シテ威武ヲ宇内ニ輝カシ幾多ノ將兵
ハ屍ヲ異域ニ埋メテ興亞ノ礎石トナル其ノ壯其ノ烈鬼神ヲ
泣カシムルモノアリ内統後ノ國民ハ協心戮力 聖旨ヲ奉體
シテ國策ニ恪遵シ一意聖戰目的ノ貫徹ニ邁進ス昭和聖代ノ
偉業ト謂フベシ

惟フニ近代戰ハ勝敗ノ決必ズシモ城下ノ盟ニ基クニ非ズ寧
ロ國民氣魄ノ振否思想ノ動向ニ因スルコト幾多史實ノ訓ユ
ル所ニシテ我等ノ戒心ヲ要スル實ニ茲ニ在リ翻ツテ現下國
内ノ情勢ヲ顧ミレバ戰爭狀態ノ繼續ハ漸ク其ノ波紋ヲ國民
ニ及ボシテ社會生活ヲ脅威シ意志薄弱ノ徒動モスレバ非國
策的ノ言動ニ墮スルナキヤヲ憂フ若シ夫レ民心ノ趨向ニ九
似ノ功ヲ一贊ニ虧クノ罅隙アラシカ何ヲ以テ 聖慮ヲ安ン
ジ奉リ地下ノ英靈ニ對フルヲ得ン況ンヤ容共抗日ノ蔣政權
ハ授蔣國家群ノ策動ヲ恃ンデ今尙ホ抗戰ヲ續ケ國際情勢ノ
變轉亦端倪スベカラザルモノアリテ東洋平和ノ前途俄ニ逆
轉シ難キニ於テヲヤ 會員諸士亦時艱ノ裡ニ在リ生活ノ不

訓 示

安決シテ渺シトセザルベシ然リト雖一度思フ大陸瘴癘ノ地
ニ或ハ狂瀾怒濤ノ中ニ戰ヒツツアル戰友ニ致サバ不撓ノ勇
猛心自ラ興起シ統後ノ苦難ヲ忍ビテ思想戰經濟戰ノ勇者ト
ナリ艱難ナル國歩ヲ打開シテ前途燦然タル光明ニ浴スル亦
難キニ非ズ諸士宜シク相戒メ相勵ミ國策ノ嚮フ所ヲ體シテ
義勇公ニ奉ズルノ氣概ヲ振起シ皇國ノ興廢我等ノ進止ニ存
ストノ自負心ヲ高潮シテ民心作興ノ嚮導トナリ本大會ニ於
テ新ニセル決意ヲ不斷ニ實踐シテ精神總動員ノ核心ニ任ジ
以テ一億國民相率イ時艱ノ克服聖業ノ完遂ニ邁進シ國威ヲ
昂揚シテ優渥ナル聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期スベシ
昭和十五年四月三日

陸軍大臣 畑 俊 六
海軍大臣 吉 田 善 吾

帝國在郷軍人會會長ニ大會ヲ開催シ曩ニ渙發セラレタル詔書
ヲ奉體シ時艱克服聖業完遂ノ翼賛ニ邁進セントス洵ニ其ノ
時宜ヲ得タルヲ欣ブ
惟フニ聖戰正ニ二年有半、外皇軍ノ勇戰奮闘ト内、統後國
民ノ至誠奉公トニ依リ今ヤ戰果大ニ擧リ支那新政權ノ樹立
ヲ見事變處理ニ一段階ヲ劃ス然リト雖モ東亞新秩序ヲ確立
シ聖戰究極ノ目的ヲ達成センニハ前途尙遠遠ニシテ多難ナ
ルヲ覺悟セザルベカラズ茲ニ於テ軍民一途私ヲ去リ公ニ就
キ慈々操守ヲ鞏フシ質實剛健戰時生活ノ實行ニ透徹シ又克

ク各々其ノ業ニ精勵シ以テ一意前途ノ光明ヲ確信シツツ聖業完遂ニ冀望スルヲ要ス
會員諸士宜シク思フ此ニ致シ又深ク時局ノ深刻性ヲ察シ協力一致本大會ニ於テ新ニセル決意ヲ不斷ニ實踐スルト共ニ延テ本會ノ有スル強大ナル組織鞏固ナル團結ト其ノ偉大ナル聲望感化力トニ依リ舉國一體相携ヘテ時艱ヲ克服シ臣民輔翼ノ大義ニ邁進スルノ風潮ヲ作興シ以テ 聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期スベシ
昭和十五年四月三日

昭和十一年勅令團體となりて確固たる基礎を築いた同會の滿洲事變以來の活躍は支那事變に當りても益々昂揚せられ、其の統制力と實行力とは國民各方面より齊しく待望せられつゝあつたが、昭和十五年の紀元二千六百年奉祝事業として、嚴寒二月の白雪を踏破して紀元の佳節に樺原神宮前に全國の神米奉獻の壯舉を行ひ、盛夏八月の酷暑を克服して同神宮前に於て、全國郷軍武道大會に氣勢を擧げた。
右の外四月三日には全國郷軍大會が日本領土は勿論、海外各地並に前線に近い支那各地の支部分會に至る迄盛大に行はれ、本篇々頭掲ぐる如き令旨及訓示の下さるゝあり。内外をして同會今後の活躍に愈

支部は各々その地區毎の支線遞送を計畫實施されたのである。又滿鮮に於けるものは、その第一線が哈爾濱—奉天—龍山—釜山と、第二線は佳木斯—圖們—羅南—蔚山—釜山との兩線に依り、釜山より下關に輸送し内地第二線に合した。
昭和十五年二月二日の奉獻式に樺原に到着せんが爲には途中の障碍特に樺太、北海道、東北地方の積雪を顧慮せねばならぬので、尤も早く出發した稚内、北海道の線は、昭和十四年十一月三日明治の佳節に其の第一歩を發し、根室は十一月十日、秋田は十一月十八日、夫々出發其の他の各線何れも昨年中に出發した、途中敬虔なる各地分會員の遞送と、一般國民の熱誠溢るゝ迎送を受けつゝ白木の唐櫃は分會員の肩に荷はれて奈良に向つた。
尙支那からは南京、上海、又南洋のパラオ、ポナペ、マタラニームの各分會の分は直接奈良支部へ、更に泰國の分會からは、日泰親善飛行の大和號に托して軍人會本部へ送られ来る等、正に前古未曾有の雄大なる計畫で、皇紀二千六百年記念行事としては群を抜いた有意義なものであつた。
かくて各線共支障なく遞送せられ(挿畫寫眞)終つ

々大なる希望と期待を懸けしむるに到つた。

一、樺原神宮饌米奉獻

此の記念行事は各分會より清淨なる饌米を一分會約一匁宛準備し、分會全員の徒步行軍を以て次の五線路に分れ遞送を行ひ樺原神宮に奉獻するものである。

- (一) 鹿兒島を基點とし九州の東海岸に沿ふて大分、下關、岡山、大阪と山陽道を経て奈良へ、そして沖繩、臺灣、四國の分は各々日時を定めて此の線に加はる。
 - (二) 同じく鹿兒島を基點とし九州の西海岸に沿ふて小倉、下關、松江、と山陰を経て京都より奈良へ此の線には滿洲、朝鮮よりの分が合流した。
 - (三) 稚内を基點とし、札幌、青森、秋田、山形、福島、宇都宮、松本、大垣、瀬田を経て奈良へ。(樺太の分は稚内にて合流)
 - (四) 根室を基點とし室蘭、青森、仙臺、水戸、東京、名古屋、龜山を経て奈良へ。
 - (五) 秋田を基點とし新發田、金澤、敦賀より琵琶湖西岸を経て大津、奈良へ。
- 比の五つの幹線遞送に合流する如く、各聯合支部

たので、二月二日三百萬全會員の赤誠こめた奉獻式が行はれた。

此日午前七時半奈良春日神社を出發した六個の大唐櫃は、在郷軍人會の徽章を縫出した錦の覆も殿かに、奈良支部管下全員の前驅後驅に護られ、會長井上大將、總務小泉中將、本會參事代表篠田中將、參與代表鳥巢中將を始め、各團體及び役員代表隊列に加はり、一路樺原神宮へ向ひ正午田原本に於て奈良支部管下の南部聯合分會に遞送し、茲に奉獻式に參列する最後の隊列を整へ、百五十旗の分會旗と五百名に餘る會員に前後を護られて、唐櫃はしづくと國道を進み、午後二時三十分隊列の先頭は神宮の第一鳥居前に着、先行した井上會長以下役員代表再び隊列に加はり南神門前に唐櫃を中央に聯合分會を併立した隊形に開進し、神宮の祓を受けて拜殿に進み、參列者一同外拜殿内に整列し唐櫃は柵内に安置され、代表參列者その横に並び、かくて奉獻の式は開始された、即ち三名の神宮によつて各唐櫃は開けられ各櫃より各々數個分會の饌米を三寶に盛られて捧げまつれば、會長以下代表者隊列の前に居並び、總指揮官山田中佐の「拜禮」の聲と共に、三百萬會員

に代つて並居る一同心からなる赤誠と感謝を捧げ、奉り神殿大前の儀は茲に滞りなく終りをつけた。
二、在郷軍人大會決意宣明(四月二日)
 大詔を奉體し死力を竭して左の三項を恪守し時艱免服、聖業完遂に邁進し誓つて聖旨に對へ奉らむことを期す。

(一) 聖諭の奉體具現 聖諭を奉體し世論に惑はず政治に拘らず一意奉公の誠を效し軍人の本分たる忠節を完す

(二) 日本精神の昂揚、益々日本精神を昂揚し堅忍不拔毅然としてあらゆる苦難を克服し特に經濟上の道義を重んじ不斷の實踐に精進す。

(三) 大會精神の徹底 國民の中堅として大會の精神を徹底し率先垂範自他相携へて國難打開に邁進す

三、檀原神宮奉納武道大會

本大會は八月十五日六時三十分から行はれた。先づ會長井上大將以下一同は神宮の大前に正式参拜をなしたる後會場たる、建國會館に集合、井上會長の訓示に次いで、戸山學校教官連の銃創術基本動作の模範、帝國劍道型が行はれ、愈々八時三十分より試

合開始せられ、將校、下士官、既教育兵及未入營補充兵に分れて豫選が行はれたが、此の豫選は十四時三十分を終了、續いて晴れの優勝試合が開始せられた。
 各地の郷土支部、分會の興望を双肩にした各選士は眞に渾身の力を以て熱戦を展開し左の如き成績を以て十六時三十分終了した。

紀元二千六百年奉祝 檀原神宮奉納武道大會成績

支 部 名	准士官		既教育兵	未入營補充兵	得點計	序列
	上	下				
久留米					六	一
札 幌					三	三
小 倉			二	四	一	四
福 山					二	二
高 田			四	四	四	四
滿 洲	四				一	一
奉 天					一	二
齊々哈爾	二				二	一
甲 府					一	七

備考 本成績は大會規定成績順位決定方法に依るものなり

區分順位	准士官			下士官			既教育兵			未補充兵
	上	二	一	上	二	一	上	二	一	
支 部	齊々哈爾府	滿 洲 聯 府	高 田	福 山	奉 天	小 倉	札 幌	福 山	久留米	久留米
官 等 級	後海兵曹長	豫主計少尉	豫歩兵軍曹	豫歩兵軍曹	後歩兵伍長	後歩兵上等兵	豫歩兵上等兵	豫歩兵上等兵	補歩兵	兵
氏 名	益 夫 正 松	武 田 博 昌	大 淵 嘉 一 郎	須 藤 新 作	鈴 嶋 勝 男	廣 瀬 清	富 菜 健 固	木 村 一 夫	橋 本 義 男	堀 田 一 雄

四、帝國在郷軍人會創立三十周年記念式典
 本式典は十一月十三日午後二時半より九段軍人會館に於て總裁宮殿下台臨の下に行はれた。

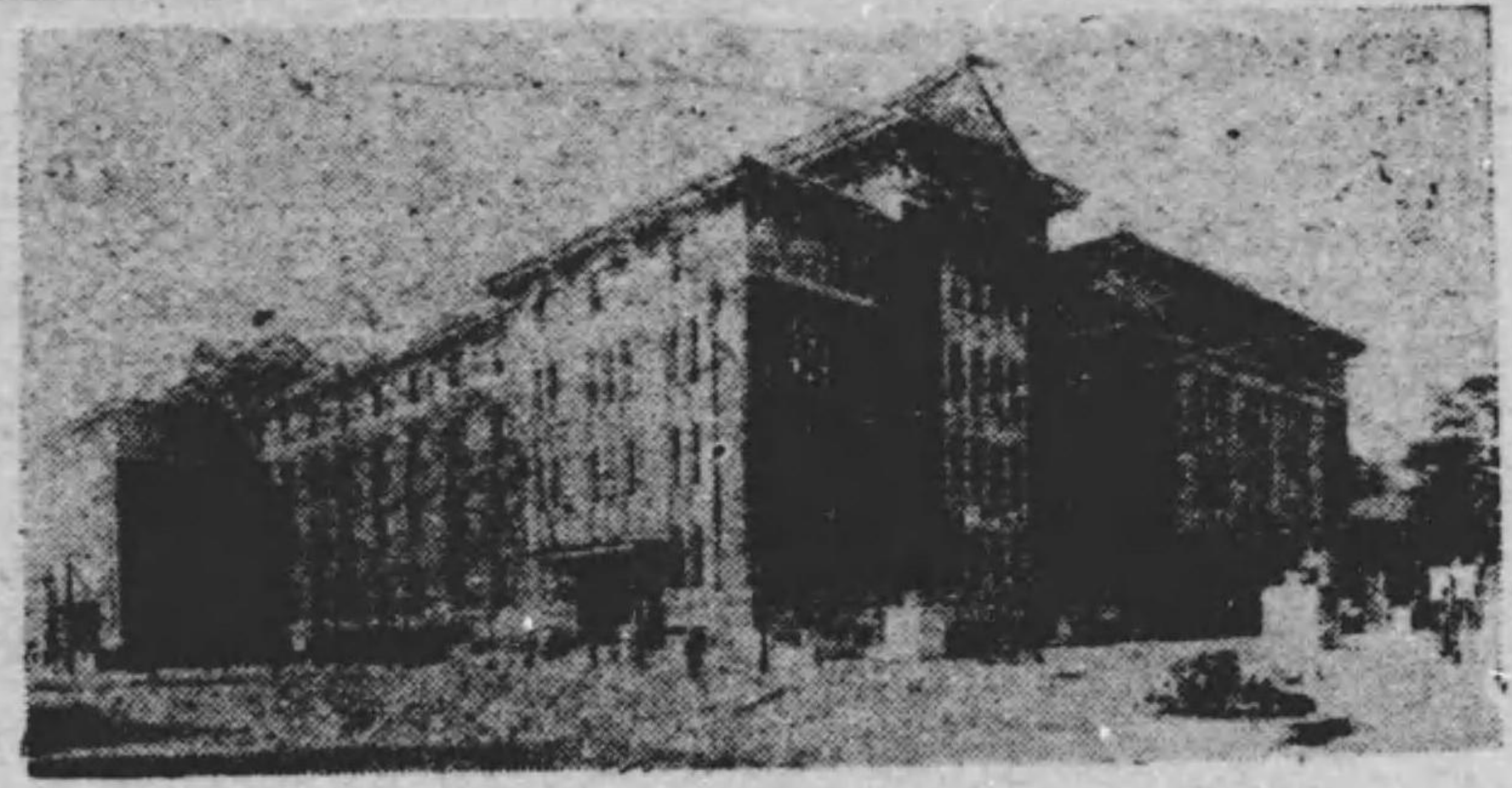
之に先ち同日午前十一時三十分、宮城御車寄前に於て参列代表者に列立奉拜を差許され一同の感激は實に大なるものがあつた。

當日午前九時一同は軍人會館に集合、本部諸員の誘導で行進を起し、阪下門より参入滞り無く、奉拜を済ませ正午過ぎ會館に歸着したのであつた。

午後二時二十分會館大講堂に集合した千餘名の参列者は、委員長開式の辭に次いで、宮城遙拜、英靈に感謝、皇軍將士の武運長久祈願の默禱の後、國歌齊唱二唱、勅諭、勅語の奉讀が行はれた。

此時總裁宮殿下には御附武官を従へさせられて式場に臨場あらせられ、令旨を賜はつたが之に對し會長井上大將恭しく奉答文を言上し首相、陸、海相の祝辭、功勞者表彰、會歌齊唱萬歳三唱を高唱して式を終り、總裁宮殿下御退場の後一同も退場、午後四時より會館食堂に於て總裁宮殿下御召の御茶の會あり、紀元二千六百年と事を同じふした此式典も盛大に終了した。

五、紀元二千六百年記念獻木
 全國會員より一錢宛を集め總計三萬二千圓を以て獻納を了つた。



財 團 法 人
軍 人 會 館

東京市麹町區九段一丁目五番地
(内國公淵ヶ牛・下段九)
電話九段(33)二〇〇〇番
自一四一〇番至一四七〇番

設立の目的並事業の概要

軍人会館は、今上陛下御即位の大典を永遠に記念する爲設立せられたるものにして帝國在郷軍人会の發達を助成し兼て國防思想の普及並に一般軍人及其の關係者の便益を圖るを目的とする公益法人で其の組織及事業の大要左記事業案内の如し尙一般の人々にも公開しあり。

陸軍幼年學校生徒

- 東京市牛込區戸山町
- 廣島市基町
- 仙臺市川内
- 熊本市清水町
- 愛知縣東春日井郡篠岡村
- 大阪府南河内郡千代田村

志願者の資格

十三年以上十五年未満(入校年の三月三十一日の計算に依る)者で、學力は概ね中學校第一學年第二學期修業程度に於て採用試験が行はれるが學歷には制限がない。

願書用紙

志願票は聯隊區司令部(朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國では兵事部又は同支部、支那に在りては軍司令部以下同じ)、教育總監部若くは直接各幼年學校に請求(郵税三錢切手封入)すること。出願期日は十月卅一日迄に(本年は十月十五日)教育總監部内陸軍將校生徒試験常置委員宛に提出のこと。採用検査

陸海軍志願者便覽

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
陸軍學校科	諸學校、依託生	一六以上	中等學校四年程度	一五、七、二五	一五、四、三
陸軍理科學校	諸學校、依託生	一六以上	右同	一五、七、二五	右同
陸軍幼年學校	諸學校、依託生	一三以上	中等學校一年程度	一五、一〇、一五	右同
陸軍兵器學校	諸學校、依託生	一七以上	高等小學卒業程度	一五、一〇、三二	一五、七、八
東京陸軍航空學校	諸學校、依託生	一七以上	尋常小學卒業程度	右同	一五、五、三二
陸軍通信學校	諸學校、依託生	一八以上	高等小學卒業程度	一五、五、三二	一五、二、五

陸軍諸學校生徒志願者便覽
昭和十六年度生徒召集

陸海軍
諸學校、依託生
志願者便覽

陸軍戰車	一五以上	右	同	右	同
陸軍戸山學校	一六以上	右	同	二五、三、末日	二四、三、二
軍樂生徒	二〇未滿	右	同	二五、三、末日	二四、三、二

備考 召集は毎年官報に告示せらる

検査場

師管	身體検査場	學科試験場	師管	身體検査場	學科試験場
第一師管	東京、甲府	東京、横須賀、千葉、甲府	第十師管	姫路、松江	姫路、岡山、松江、鳥取
第二師管	仙臺、若松、高田、新發田	仙臺、若松、高田、新發田	第十一師管	善通寺、高知、松山	善通寺、高知、松山、徳島
第三師管	名古屋、静岡	名古屋、岐阜、静岡、豊橋	第十二師管	久留米、小倉、佐賀	久留米、小倉、福岡、大村、雞知、佐賀
第四師管	大阪	大阪、和歌山	第十三師管	宇都宮、松本	宇都宮、水戸、松本、高崎
第五師管	廣島、山口、濱田	廣島、山口、福山、濱田	第十四師管	京都、津	京都、津、奈良、福知山
第六師管	熊本、鹿兒島、都城、大分、那覇	熊本、鹿兒島、都城、大分、那覇	第十五師管	京城、平壤、羅南、咸興	京城、平壤、大邱、羅南、咸興
第七師管	旭川、札幌、釧路、函館	旭川、札幌、函館、釧路	第十六師管	臺北、臺南	臺北、臺南
第八師管	弘前、山形、盛岡	弘前、山形、秋田、盛岡	第十七師管	旅順、新京、奉天、哈爾濱、牡丹江、齊齊哈爾	旅順、新京、奉天、哈爾濱、牡丹江、齊齊哈爾
第九師管	金澤、福井、富山	金澤、福井、富山	支那	天津、北京、上海、廣東、大同、太原、濟南、南京、漢口	同上

採用検査を分ちて身體検査及學科試験とし、學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。

身體検査期日 一月上旬より同月二十日迄の間一日間。

學科試験 一月二十一日より概ね三十日迄の間一日間。

日間

學科試験科目及其の範圍

國語…試験問題後記しあり
作文…同

歴史…國史の全部但し江戸幕府及其の以降は尋常小學校にて修めたる程度

地理…日本地理但し樺太、北海道、奥羽、關東及中部地方以外は尋常小學校程度

外國地理(尋常小學校に於て修めたる範圍及程度)

數學…算術(整數、小數、諸等數、分數、比、比例及歩合算)
代數(正數、負數、整式四則、一元一次方程式)

理科…尋常小學校にて修めたる範圍に於て中學校第一學年第二學期修業程度的一般理科、但し生理、衛生、物理、化學に關する事項は尋常小學校に於て修めたる程度

身體検査に不合格となすべき者

裸眼の視力〇・八に滿たざる者及辨色不全の者。

傷疾、疾病、畸形等にて陸軍軍人の服務に妨ある者。

身長、體重、胸圍、一定の標準に達せざる者。尙詳細は昭和三年三月二十六日陸軍省令第九號及昭和十四年三月十八日省令第十號に依る陸軍身體検査規則附録第四を参照するか又は陸軍關係者に就き承知すること。但し戦死又は公務に因り傷疾を受け若くは疾病に罹り之が爲死亡したる軍人又は文官の子に在りては、規定の身長に達せざるも士官候補生となる迄に一・五五米に達する見込確實なる者に限り之を合格と爲すことがある。

備考
生徒は毎月左の通納金する。
自費生 二十圓
半特待生 十圓
特待生 不要
特待生又は半特待生は左の各項に該當し、資産の狀況に依り納金の全額又は半額を免除せられる。

1 戦死又は公務に因り傷を受け若くは病氣に罹り、其の爲に死亡したる軍人又は武官の子。
2 恩給法に依り軍人又は准軍人としての普通恩給又は増加恩給を受ける權利を得たる者の子。
3 現役陸海軍佐官以下の高等武官又は十一年以上軍務に精勵した陸軍准士官以下の軍人の子、十五年以上陸海軍部内に在つて軍務に精勵した奏任又は判任官の子。
4 前各項の適用については子は父と同一の戶籍内に在る者に限り、養子は前項に規定せる軍人又は文官の家督相續人に限る。入校期日は四月一日で修業年限概ね三年。卒業後は陸軍豫科士官學校へ進む。

陸軍豫科士官學校

生徒

所在地 東京市牛込區市ヶ谷

志願者の資格

一般よりの志願者は十六年以上二十
年未滿。現役下士官よりの志願者は二
十六年未滿。幹部候補生、操縦候補生
又は現役兵は二十五年未滿(入校の年
の三月卅一日計算とす)者で、學力は
概ね中學校第四學年第二學期(本年は
一學期)修業程度で、學歴には制限な
い。但し左記該當者は採用しない。
妻ある者

破産の宣告を受け復讐を得ざる者。
禁錮以上の刑に處せられた者。
素行修まらざる者。

備考

請求は略々幼年學校の部に述べた通
である。提出先も亦幼年學校に同じ
で、九月三十日(本年は七月十五日)迄
に又陸軍部内者の出願期日は八月三十
一日(本年は六月十五日迄)に所屬部隊
長に提出する。

採用試験

採用試験を分ちて身體検査及學科試
験とし、學科試験は身體検査合格者に

縦候補生又は現役兵よりの志願者は二
十五年未滿(入校の年の三月卅一日計
算に依る)者で、學力は中學校第四學
年第二學期修業程度(本年度は第一學
期)學歴には制限なし。併し豫科士官
學校の部に述べた者と同様の者は採用
されない。

備考

志願票は陸軍經理學校又は聯隊區司
令部にあり、陸軍部外の者は十月五日
(本年度は六月十五日)迄に直接經理學
校長宛に、陸軍部内の者は九月十五日
迄に到着する如く所屬部隊長に提出す
る。

採用検査

身體検査 十一月下旬より十二月三
日(本年は九月下旬より十月二十四日)
迄の間一日間。

學科試験 十月二十五日より概ね三
日間で其の科目及程度は豫科士官學校
の試験科目及程度に同じ。

身體検査に不合格となる者

矯正視力〇・七に満たず且屈折機異

付之を行ふ。検査場は幼年學校に同じ。

身體検査期日 十一月下旬より十二
月三日(本年は九月下旬より十月二
十四日迄)の間一日間。

學科試験 十二月四日(本年は十月二
十五日)より概ね三日間、其の科目
及範圍は左の通り。

國語、漢文
作文

歴史：國史の全部

地理：外國地理中「アジア」洲のみ
理科：(乙表要目に準據す)物理(物性、
熱、音、光、磁氣、靜電氣)化

學(非金屬、金屬)
數學：代數(整式、分數式、無理式、
開方、方程式、不等式、比例、
級數、函數)幾何學(三角法(直
線形、圓、面積、比例、相似形、
軌跡、作圖題、銳角の三角函數)

數學

身體検査に不合格となすべきもの

裸眼の視力〇・五に満たざる者及辨
色不全の者。

備考

現在の陸軍經理學校豫科生徒採用制
度は昭和十一年度に復活し、一般の者
以外陸軍部内者よりも召集することと
なつた。入校期日は四月一日(本年は十
二月)で修業年限概ね二年。入校旅費
及毎月の手當額は豫科士官學校生徒と
同様で、卒業後は隊附概ね八ヶ月の後
經理學校本科へ進む。

常の度五「デオフトリー」以上のもの
及辨色不全の者。
傷痕、疾病、畸形等にて陸軍軍人の服
務に妨ある者。
身長、體重、胸圍一定の標準に達せざ
る者等が主なるものである。

備考

現在の陸軍經理學校豫科生徒採用制
度は昭和十一年度に復活し、一般の者
以外陸軍部内者よりも召集することと
なつた。入校期日は四月一日(本年は十
二月)で修業年限概ね二年。入校旅費
及毎月の手當額は豫科士官學校生徒と
同様で、卒業後は隊附概ね八ヶ月の後
經理學校本科へ進む。

備考

現在の陸軍經理學校豫科生徒採用制
度は昭和十一年度に復活し、一般の者
以外陸軍部内者よりも召集することと
なつた。入校期日は四月一日(本年は十
二月)で修業年限概ね二年。入校旅費
及毎月の手當額は豫科士官學校生徒と
同様で、卒業後は隊附概ね八ヶ月の後
經理學校本科へ進む。

備考

現在の陸軍經理學校豫科生徒採用制
度は昭和十一年度に復活し、一般の者
以外陸軍部内者よりも召集することと
なつた。入校期日は四月一日(本年は十
二月)で修業年限概ね二年。入校旅費
及毎月の手當額は豫科士官學校生徒と
同様で、卒業後は隊附概ね八ヶ月の後
經理學校本科へ進む。

備考

現在の陸軍經理學校豫科生徒採用制
度は昭和十一年度に復活し、一般の者
以外陸軍部内者よりも召集することと
なつた。入校期日は四月一日(本年は十
二月)で修業年限概ね二年。入校旅費
及毎月の手當額は豫科士官學校生徒と
同様で、卒業後は隊附概ね八ヶ月の後
經理學校本科へ進む。

東京陸軍航空學校

生徒

學校所在地 東京府北多摩郡村山村

志願者資格

年齢十五年以上十七年未滿者(入校
年の三月卅一日計算に依る)。學力は尋
常小學校卒業程度で學歴に制限なし。

傷痕、疾病、畸形等にて陸軍軍人の
服務に妨ある者。

身長、體重、胸圍一定の標準に達せ
ざる者。

備考

從來豫科士官學校は兵から受験する
ことは出来なかつたが大正十三年制度
を改正せられ兵よりも受験する途を設
けられた。入校期日は四月一日(本年
は十二月)修業年限概ね二年。入校旅
費と手當毎月四圓を支給せられ、卒業
後は士官候補生となり隊附を経て士官
學校へ進む。但し航空兵科の者は卒業
後直ちに航空士官學校に入校す。

陸軍經理學校豫科

生徒

學校所在地 東京市牛込區若松町

志願者の資格

陸軍部外よりの志願者は年齢十六年
以上二十年未滿。現役下士官よりの志
願者は二十六年未滿。幹部候補生、操

備考

志願票は陸軍航空本部、東京陸軍航
空學校、各聯隊區司令部(外地は兵事
部、同支部又は軍司令部)にあり志願
者は十月卅一日迄に到着する如く希望
身體検査地所管の聯隊區司令官(又は
兵事部長同支部長)に提出する。

試験

試験は身體検査と學科試験とに分れ
る。

身體検査 一月二十四日より二月四
日迄の間で、十六歳未滿の者でも身長
一・五三米以上でなければならぬ。

學科試験 二月五日より概ね二日
間、科目は國語、數學、歴史、理科(昭
和十四年度は歴史を除かる)

注意

本校に收容する者を少年飛行兵とも
稱し、在學中は手當毎月四圓を支給さ
れる。入校期日は四月一日と十月一日
に分れ、概ね一年修業の後は夫々水戸
飛行學校、航空整備學校又は熊谷飛行
學校へ進む。

陸軍兵器學校生徒

學校所在地 神奈川県高座郡大野村

志願者の資格

一般の者は十七年以上二十年未満の者。陸軍現役兵は二十三年未満者で、學力は高等小學校卒業程度なるも學歷に制限なし。

願書

志願票は陸軍兵器學校又は各聯隊區司令部にあり。陸軍部外志願者は戶籍抄本を附し五月三十一日迄に希望身體検査所管の聯隊區司令官に、陸軍部内者は六月十日迄に到着する如く所屬部隊長に提出する。

試験

身體検査 九月一日より九月五日迄の間。

學科試験 九月六日より概ね三日間で、其の科目は國語、作文、算術、地理、歴史、理科とす。

備考

本校の修業年限は概ね二年入校期日

十二月十日、卒業後は技術下士官となり、後には陸軍豫科士官學校生徒を志願する資格を生ず。在校中は總て官費で、毎月四圓の手當を支給せられる。

陸軍通信學校生徒

學校所在地 神奈川県高座郡大野村

志願者の資格

年齢十五年以上十八年未満（入校の年の三月卅一日を以て計算す）者で、高等小學校卒業程度の學力を有する者、學歷には制限なし。

願書

志願票は教育總監部、陸軍通信學校又は各聯隊區司令部にあり。志願者は之に戶籍抄本を添へ五月卅一日迄に到着する如く希望身體検査地所管の聯隊區司令官に提出する。

試験

第一次試験 身體検査は九月九日より九月十三日迄の間。學科試験は九月十四日より概ね二日間とし、其の科目は國語、作文、地理、歴史、理科と



種別	人員		年齢	資格	出願日	官報月日
	部	生				
軍	委託學生	二八年未滿	大學令ニヨル大學學生	一五、四、三〇	一五、二、二一	
醫	委託學生	二七年未滿	文部大臣指定專門學校生徒			
藥	委託學生	二八年未滿	右	同	同	
刑	委託學生	二七年未滿	右	同	同	

陸軍依託學生、生徒便覽

昭和十六年度依託學生、生徒採用

六日より九月二十日迄の間、學科試験は九月二十一日（本年は十月十三日）より概ね二日間、其の科目は國語、作文、數學、地理、歴史、理科とす。
第二次検査 十一月二十九日より概ね二日間身體検査及適性検査を陸軍戰車學校に於て行ふ。
備考 入校期は十二月一日で在校中毎月手當四圓を支給せらる。修業年限は概ね二年、卒業後概ね一年在營して下士官となる。

陸軍戸山學校軍樂生徒

學校所在地 東京市牛込區戸山町

志願者の資格

年齢十六年以上二十年未滿者（入校の三月卅一日を以て計算す）にて、高等小學校卒業程度の學力を有する者但し學歷には制限なし。

試験

志願票は教育總監部、陸軍戸山學校又は各聯隊區司令部にあり、志願者は戶數抄本を添附して二月末日迄に希望

す。

第二次試験 十一月二十九日より概ね二日間通信學校に於て行ふ。

備考

入校期日は十二月一日で、在校中毎月手當四圓を支給せられる。本校の生徒は少年通信兵とも稱せられ修業年限は概ね二年。卒業後概ね一年在營して歩、工兵科（電信兵）下士官となる。

陸軍戰車學校生徒

學校所在地 千葉県千葉市黒砂町

志願者の資格

年齢十五年以上十八年未滿（入校の三月卅一日計算）學力は高等小學校卒業の程度で學歷に制限なし。

願書

志願票は教育總監部、陸軍戰車學校又は各聯隊區司令部にあり、志願者は五月三十一日迄に身體検査地所管の聯隊區司令官に提出する。

試験

第一次検査 身體検査は概ね九月十

身體検査地の聯隊區司令官に提出する。

備考

學科試験 概ね九月、其の科目は國語、作文、數學、地理、歴史、唱歌の外に、音程判別並に音樂に關する素質の程度を検査せらる。

備考

入學期日は十二月一日。修業年限は概ね二年とし、在學中は毎月手當を支給せられ、卒業後軍樂上等兵となり更に軍樂部下士官に任用される。

技術	航空	部醫隊	部醫隊
委託生徒	委託學生	委託生徒	委託學生
四三	二五	右	右
同右	同右	同右	同右
同	同	一五、六、一〇	同
同	同	一五、五、一六	同

衛生部依託學生、同生徒

資格
出願の年の三月卅一日に年齢二十八年未滿の者（衛生部生徒は二十七年未滿）で、依託學生は大學令に依る大學の醫學部醫學科又は藥劑科の學生。依託生徒は官立、公立若しくは醫師法第一條第一項第一號の規定に依り文部大臣の指定した私立の醫學專門學校醫學科の生徒、又は官立若しくは公立の藥學專門學校、醫科大學附屬藥學專門部、醫學專門學校藥學科若しくは藥劑師法第二條第二項第一號の規定に依り文部大臣の指定した學校の生徒。但し禁錮以上

の刑に處せられた者。破産の宣告を受け復権を得ざる者。素行修まらざる者は採用されない。
志願手續
毎年召集人員、期日其の他必要な事項は其の都度官報にて告示する外に大學長、學部長、學校長に通知せられる志願票は在學する學校の大學長、學部長又は學校長の證印を受け志願の際交付を受けた戸籍謄本を添へ、學校所在地師管の師團長（東京帝國大學醫學部、千葉醫科大學、日本醫科大學又は日本大學專門部醫學科の志願者は近衛師團長、臺灣、關東州又は滿洲國內の學校在學者は軍司令官）に提出する。

身體検査に於て不合格となる主なるものは、身長一・五五米に滿たざる者。視力障礙あるも屈折機異狀で其の度五「ディオプトリー」以上で且球面鏡、圓柱鏡又は兩者併用に依る各眼の矯正視力〇・七以下の者。全身畸形、筋肉薄弱、脂肪過多で歩行に妨ある者。慢性神経系病、重き鼻腔、副鼻腔の慢性諸病、齒牙の疾病、氣管支、肺、胸膜の慢性病及其の貼後症、慢性腹内臟器疾、扁足にして歩行に妨ある者其の他である。身體検査合格者には學力考査を實施し然る後に採用する。
採用後の取扱
採用後は其の在學する學校所在地の師團長の監督に服するもので、毎年學

校の夏季休暇中概ね三週間軍事教育を受ける。學生及生徒は事情に依り罷免せられることあるも、情願を以て之を辭することは出來ぬ。手當は月額學生は四十圓、生徒は三十五圓とし、當該學部の學課を修め學士と稱し得る者及學校の課程を卒業した者は衛生部見習士官に任用される。
獸醫部依託學生、同生徒
資格
出願の年の三月卅一日に年齢二十七年未滿者にて大學令に依る大學の學部に於て獸醫學を修むる學生。依託生徒は官立若しくは公立の專門學校又は獸醫師法第一條第二項第一號の規定に依り

文部大臣の指定したる學校に於て獸醫學を修むる生徒。
志願手續、検査、採用後の取扱等は衛生部依託學生、生徒と同様である。
航空技術依託學生、同生徒
資格
出願の年の三月卅一日に年齢二十七年未滿の者で大學令に依る大學の工學部又は理學部の學生。生徒は主として工業に關する學科を教授する官立若しくは公立の專門學校又は陸軍大臣に於て之と同等以上と認めたる私立專門學校の生徒にして航空學科、機械工學科、金屬工學科、應用化學科、造兵學科、

電氣工學科、精密學科、物理學科の第二學年生。但し禁錮以上の刑に處せられたもの。破産の宣告を受け復権を得ざる者。素行修まらざる者は採用されない。
志願手續
衛生部依託學生、同生徒の場合と同様である。但し提出先は航空本部長とし、支給せらるべき學費も亦衛生部依託學生、生徒と同額とす。
備考
卒業後概ね六月間雇員（判任待遇）として服務したる後陸軍技師（判任）に任用され、更に陸軍技師に昇進し、優秀者は勅任技師に任せらる。

海軍諸學校生徒志願者便覽

昭和十六年度生徒召集

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
海軍兵學校	一	一九五未滿	四年等程度校	一五、五、三一	一五、四、一一

海軍機關學校	右	同	右	同	右	同
海軍經理學校	二一五以上	右	同	右	同	同
備考	召募は毎年官報に告示せらる					

海軍三校生徒志願者の資格

當分の間一般者は年滿十五歳より滿十九歳迄(經理學校生徒は十五年以上二十一年以下)

學歴 制限なし。
學力 中學校第四學年第一學期修了程度を標準とす。

- 1 有妻の者
- 2 禁錮以上の刑に處せられたる者
- 3 復讐を得ざる破産者
- 4 品行不正其の他の事情に依り將來海軍士官たるの體面を保つこと能はずと認むる者

志願校の選擇
志願者は三校の中一校を志願するものとす。

但し從來機關學校志願者に限り、別に兵學校か經理學校を轉志願し得る規定であつたが、昭和十三年五月五日改正の結果試験は三校同時に行はれ、其の身體検査の結果等に依り他の學校に志願を變更し得るやうになつた。但し三校志願者で初めて志願票を提出するときに未成年者は豫め親權を行ふ父、母又は後見人の承認を要し、志願者海軍下士官兵のときは右の外所轄長の承認を得ることが必要で、従つて受驗後志願校を變更する者は再び前記の親權者か後見人又は海軍所轄長の承認を得なければならぬ。海軍生徒採用前(採用は三月下旬の身體検査の結果による)は試験の前後を問はず、志願取消しが出来る、又志願票提出後も志願

書提出期限迄は志願校を變更することを得。

志願書

志願校の海軍生徒採用試験委員宛、六月中旬迄に書留等確實なる方法に依り、提出すること。

志願票

志願者戸籍謄本(最近のもの)を可とす) 一通

採用試験

採用試験は身體検査、學術試験及口頭試験に分れ、學術及口頭試験は身體検査合格者だけで行はれ、三校同時に實施す。志願者止むを得ざる理由あつて受驗地を變更せんとするときは、六月三十日迄に當該志願校の試験委員に届出づること。

試験場

- 旭川、札幌、青森、盛岡、秋田、仙臺、山形、郡山、新潟、水戸、宇都宮、前橋、熊谷、千葉、東京、横須賀、甲府、長野、静岡、名古屋、岐阜、富山、金澤、福井、彦根、津、京都、奈良、大阪、和歌山、東舞鶴、姫路、岡山、鳥取、松江、呉、山口、徳島、高松、高知、松山、福岡、佐賀、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島

志願者止むを得ざる理由ありて受驗地を變更せんとする場合には志願書提出期限迄は志願校の海軍生徒採用試験委員に許可を願出ることが出来る。

3 胸圍七七・〇浬(二尺五寸三分) (十七歳未滿の者に在りては七五・〇浬(二尺四寸八分)に達せざる者及胸廓擴張五・五浬(一寸八分)に達せざる者

8 身體發育不全、體質薄弱、傷病に起因する全身衰弱

七月下旬乃至八月上旬之を行ふ。其の日期は七月十五日迄に各學校の海軍生徒採用試験委員より志願者に豫告す(二校志願の者には海軍機關學校の試験委員のみより通知し又海軍下士官兵たる志願者は所轄長に豫告す)

身體検査に於て不合格と爲すべき者。

- 1 身長一五二・〇浬(五尺)に達せざる者
- 2 體重四五貳(十二貫)(十七歳未滿の者に在りては四三・〇貳(十一貫五百匁)に達せざる者

4 身長、體重及胸圍規定に適合するも著しく其の交互の對照を失する者

5 活量三千立方浬に達せざる者

6 視力兵學校各眼一・〇に達せざる者。機關學校各眼〇・八にて双眼一・〇に達せざる者。海軍經理學校志願者に限り各眼視力〇・二に達せざる者及各眼視力〇・二以上なるも矯正視力一・〇に達せざる者

7 遺傳疾患の素因ある者及再發の虞ある疾患の既往症ある者

9 白痴、精神異常、著しき言語若くは知覺障礙又は運動麻痺、發作性神經系疾患

10 皮膚殊に頭皮の慢性疾患、著しき腋臭又は癩痕

11 頭部顔面頸部の畸形、又は著しき醜形、頭蓋骨折又は陥凹、顎腺腫大

12 識色力異常、斜視其の他重き眼疾患

13 聴力異常、中耳内耳疾患其の他重き耳疾患

14 重き鼻腔、副鼻腔の疾患

15 重き口腔咽喉疾患、齒質不良又は畸數不足に因る高度の官能障礙下顎運動障礙

- 16 胸廓の齒形、扁平、胸膜胸部内臓疾患
 - 17 「ヘルニア」、腹膜腹部内臓疾患
 - 18 重き生殖器疾患
 - 19 痔瘻、脱肛其の他重き肛門會陰疾患
 - 20 四肢の畸形、傷病疾病に起因する歪形、筋力薄弱、関節運動障礙
 - 21 脊梁骨盤の畸形、傷病疾病に起因する歪形、運動障礙
 - 22 前諸號の外急治の見込なき傷病疾病
- 身體検査に合格したる者に對しては身體検査合格證を付與す。
- 學術試験**
學術試験は略々中學校第四學年第一學期修了程度(第二種課程)を標準として八月上旬之を行ふ。其の科目左の如し。
- 數學
 - 代數
 - 幾何
 - 英語

國語
日本歴史
物理
化學

試験の成績著しく不良なるときは爾後の受験を停止せられる。

口頭試験
終了の翌日其の最終繼續者に就き同所に於て行ふ。

採用豫定者の決定發表及其の召集
海軍生徒を命ずるには先づ其の採用豫定者を、十一月上旬電報にて示達し、且官報に告示し更に翌年三月下旬當該學校に召集し、身體の再検査を行つた後に於てす、入校期日は四月一日とす。又受験地への往復滞在旅費は自辨とす採用豫定者亦同じ。

補選
(一) 生徒は入校の日より海軍兵籍に編入せられる。
(二) 生徒は入校の日より糧食被服其の他修學費用を官給せられる(手當一日十五錢支給)

(三) 生徒は情願を以て退校すること出来ない。

(四) 左の各號の一に該當する生徒は退校せしめらる。

- 一 海軍士官たるの器量に乏しき者
- 二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者
- 三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者
- 四 傷病を受け又は疾病に罹り前途役務に堪え難しと認むる者

注意
海軍生徒採用試験の事情は各學校の海軍生徒採用試験委員之を取扱ふに付志願票の請求、海軍生徒志願に必要な書類の提出其の他海軍生徒志願に關する一切の通信は左記各學校海軍生徒採用試験委員宛とす。

海軍兵學校生徒志願者：廣島縣江田島海軍兵學校
海軍機關學校生徒志願者：京都府下中舞鶴海軍機關學校
海軍經理學校生徒志願者：東京市京

橘區小田原町三丁目海軍經理學校
各學校修業年限は約四ヶ年にして卒

海軍依託學生生徒志願兵便覽
昭和十六年度學生生徒召集表

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
海軍航空豫備學生 (飛行科)	一七	以上	大學及專門	一五、三、一〇	一五、二、一五
海軍軍醫學生	二七	未滿	學校生徒	一五、四、二〇	一五、二、一七

注意 藥劑學生、技術學生生徒ハ左記本文ヲ見ヨ。

軍醫學生、藥劑學生

資格 軍醫學生、藥劑學生は大學令に依る大學の醫學部學生、附屬藥學專門部生徒、官立醫學專門學校生徒、醫師法に依り文部大臣の指定したる私立醫學專門學校生徒、官立藥學專門學校生徒又は藥劑師法に依り文部大臣の指定したる學校生徒で、身體検査に合格し其の年齢滿十七年以上二十七年未滿者。又幹部候補生として服役すべき者

で徵集延期中の者でも志願差支へなし但し禁錮以上の刑に處せられた者、復権を得ざる家資分散者又は破産者を除く。

志願手續 大學總長、大學長若しくは專門部主事其の他の學校長を経て願書に最近撮影の寫眞、履歷書、戶籍謄本を添へて提出する。募集の詳細は毎年二月下旬乃至三月上旬官報に告示される。

検査 身體検査及人物考査は官報で示される。身體検査に不合格となる者

は身長一五二・〇浬、體重四五・〇砵、胸圍七七・〇浬、胸廓擴張五・五浬、活量三、〇〇〇立方浬に達せざる者。身長、體重、胸圍、及活量前號の規定に達するも著しく其の交互の對稱を失する物、身體發育不全、體質薄弱、傷病に起因する全身衰弱、現在の疾病、畸形、醜形者、視力一・〇に達せざる者、色盲、識力異常、但し各視力〇・二以上で矯正視力一・〇以上の者は合格となすことを得。齒質不良若しくは齒數不足に因る高度の官能障礙、各種の

運動障碍者等が主である。採用者は志願者中より銓衡の上毎年七月中旬に決定する。採用者は事情により罷免されることあるも情願を以て辭することは出来ぬ。學生には月額四十圓(専門學校生徒は三十五圓)の手當を給せられ、大學の醫學部を卒業し學士と稱し得る者は、軍醫又は藥劑中尉に、其の他は少尉に任用せらる。

技術學生

志願者の資格 海軍造船、造機、造兵學生は、大學令による大學の工學部又は理學部の在學生に限る。(専門學校程度の工業學校出身で現に海軍技手又は職工も志願し得る)。

志願手續 毎年六月頃各大學に募集要件を通知の上志願者募集方を委託す。志願者は採用願に履歴書、戸籍謄本、寫眞、市區町村長の證明書、身體検査證を添へ在學の總長を経て出願するものとす。但し左の各號の一に該當

する者は學生たることを得ず。

- 一 禁錮以上の刑に處せられた者
二 復讐を得ざる家資分散者又は破産者

試験 學術試験は十二月下旬東京市海軍技術研究所、其の他各地の海軍兵學校生徒採用試験場で行はれる。其の科目は造船、造機學生は英文和譯、應用數學、専門學(造船學又は造機學)作文。造兵學生は英文和譯(獨、佛文和譯)物理又は化學、作文。

身體検査に不合格となる主なる點 軍醫學生の部に述べたのと略々同様である。

採用後の身分其他 採用者には一ヶ月四十圓 手當が支給され軍屬として取扱ひを受ける。委託學生は事情により罷免されることあるも、情願により辭することは出来ない。學校を卒業して學士と稱し得れば夫々技術中尉に任用される。(技術生徒となり得る資格の學校を卒業し、現に海軍技手又は工員で二十五歳未満者にして前記の學校

に入學の上委託學生になり將來文官となる途もある)

技術生徒

資格 造船、造機、造兵の生徒は、熊本、名古屋、米澤、横濱、廣島、仙臺、桐生、金澤、濱松、徳島、長岡、福井、山梨、神戸、京城、臺南の各高等工業學校及東京高等工業學校、秋田鑛山専門學校、明治専門學校、日本大學の在學生より募集す。又海軍事業廳で造船、造機、造兵技術に従事する現業員で三年以上勤続し、身體検査に合格し、許可を得て右の學校に入學した者は依託生徒に採用せられる。

志願手續 毎年六月頃當局より各學校に募集要件を通知されるから、志願者は採用願に履歴書、戸籍謄本、寫眞市區町村長の證明書、身體検査證を添へ在學の學校長に提出する。

試験 學術試験は十二月下旬行はれ場所は東京市目黒海軍技術研究所の外海軍兵學校生徒採用試験場と同様で其の受験科目は中學卒業程度とし、造

船、造機生徒は英文和譯、數學、専門學、作文。造兵生徒は英文和譯(獨、佛和譯)數學、物理又は化學(受験の専修科目に依る)、作文。

海軍志願兵の采

志願兵の種類 海軍の兵は徴兵検査の結果徴集せられる者と、志願に依り現役に復する者とがある。志願に依る即ち志願兵は戸籍法の適用を受くる者にして年齢十七年以上徴兵適齡未滿者にして、現役五年豫備役五年、後備役六年とし、現役志願兵は五年の現役期間滿つるも年齢三十五年迄は二年を一期として數次再

- 水兵 (掌電信兵を除く)
航空兵 (飛行豫科練習生を除く)
機關、工作、看護、主計兵

志願者の年齢 (昭和十六年度)

十六年以上
二十一年未滿

自大正九年十二月三日
至大正十四年十二月二日

出生の者

現役を志願し得ることは、海軍志願兵に示されある通で其の兵科志願年齢等左の如し。

- 1 水兵には普通の水兵と掌電信兵とがある。
水兵：大砲、水雷又は測的關係、艦艇の運用、信號等に従事。
掌電信兵：無線電信、電話の取扱。
2 航空兵は左の三種に分れる。
甲種飛行豫科練習生 航空機の操縦
乙種飛行豫科練習生 及機上諸作業(少年航空兵)
偵察練習生：航空機に搭乗し偵察、爆撃、通信等の機上諸作業
丙種飛行豫科練習生は次章に詳述する。
3 機關兵：汽罐、機械、電氣機械取扱、機關工業。
4 工作兵：金屬木具工業、潜水作業

5 軍樂兵：儀式禮式の爲、又は志氣を鼓舞する爲、其の他國際的交歡等の際に樂を奏する。

- 6 看護兵：傷病兵の看護、調劑、治療の助手。
7 主計兵：被服、糧食、需品其他一般經理事務、和洋食調理。
募集、志願書提出期日、受檢日等：各府縣毎に告示される。願書は海軍人事部長宛なるも市區町村長に差出すものである。又徴募検査は身體検査及高等小學卒業程度の學力試験(別に定められたる者を除く)を行はる。志願者にして青年學校手帳、尋常小學四年以上の通信簿若くは之に準ずるもの又は學業其他職業に關する證書類を有する者は検査所に携行し徴募官の閱覽に供するものである。(學力試験問題別記あり)

採用せられたる志願兵は海兵團に入團せしむ、但し飛行豫科練習生たることを志願する航空兵は霞ヶ浦航空隊

採用せられたる志願兵は海兵團に入團せしむ、以上の入團又は入隊期日は六月一日である。

入團、入隊の旅費、附添官吏旅費は官給とし志願者の検査を受ける爲の検査所迄の旅費は自辨とす。

1 各兵種(甲、乙飛行豫科練習生を除く) 身體検査規格

視力	活量(立糧)	胸廓擴張(糧)	胸圍(糧)	體重(尪)	身長(糧)	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
各眼視力	三・〇〇〇	六・〇	七九・〇	四九・〇	一五八・〇	三・〇〇〇	一五六・〇	二五四・〇	一五一・〇	一四七・〇
						三・〇〇〇	四七・〇	四五・〇	四三・〇	三八・〇
							七八・〇	七六・〇	七四・〇	七一・〇
							五・五	五・五	五・五	五・〇
							二・七〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・五〇〇
										一・〇

2 乙種飛行豫科練習生

備考 一、掌電信兵、軍樂兵、看護兵及主計兵は各眼視力〇・六以上矯正視力一・〇以上ならば合格することもある。
二、主計兵の身長は一五二・〇糧迄は合格することもある。

視力	活量(立糧)	胸廓擴張(糧)	胸圍(糧)	體重(尪)	身長(糧)	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
	三・二〇〇	六・〇	八〇・〇	五一・〇	一五七・〇	三・〇〇〇	一五六・〇	一五五・〇	一五三・〇	一五二・〇
						三・〇〇〇	七九・〇	四五・〇	四三・〇	四一・〇
							六・〇	七四・〇	七二・〇	七二・〇
							二・八〇〇	二・七〇〇	二・七〇〇	二・六〇〇
										二・六〇〇
										一・〇

一、五七
二、四二
三、七三

學術試験等
科目 國語、數學(高等小學卒業程度)
尙掌電信兵、乙種飛行豫科練習生、軍樂兵、工作兵は此の外に適性検査が行はれる。
乙種飛行豫科練習生の第二次検査
第一次試験に合格したる者を四月

中、下旬に約五日間、各鎮守府所在地の海軍航空隊に集めて更に學術試験、讀書、數學、雜問(地、歴、理)、適性検査及身體検査を行ひ、始めて採用者を決定する。
入隊期日
一般 兵種：六月一日。

乙種飛行豫科練習生：六月一日、十一月一日の二回。
進級其他
志願兵は入團すると先づ四等兵で、一般に各兵種共約五ヶ月間海兵團の教育を受け、三等兵となつて軍艦に乗り以後順次進級する。

掌電信兵は海兵團教育約三ヶ月の後三等兵となつて、海軍通信學校練習生として約一年、偵察練習生は更に横須賀海軍航空隊入隊約九ヶ月の後軍艦又は航空隊に配員される。乙種飛行豫科練習生は先づ横須賀航空隊に入隊四等航空兵となり、乙種飛行豫科練習生教程卒業迄に一等航空兵に進み、乙種飛行練習生教程卒業六ヶ月後に概ね三等航空兵曹に任官する。

乙種飛行豫科練習生(艦隊にて海上勤務實習二ヶ月を含む) 約二年四ヶ月

乙種飛行練習生(操縦、偵察の内一種) 約一ヶ年

甲種飛行豫科練習生

本制度の要義

海軍に於ては昭和四年飛行豫科練習

生の制度を設け、少年航空兵の養成に努めてゐるが、更に四圍の状況に依り昭和十二年に甲種飛行豫科練習生の制度を設け、海軍航空機搭乗員幹部を急速に養成することとなつた。従つて従来の豫科練習生は之を乙種豫科と稱し、甲種と並進するものである。

教育

横須賀海軍航空隊に於ける教育は二年二ヶ月で、初めの一年二月は基礎教育即ち軍人精神の鍛錬と一般軍事學を教へ、後の一年は主眼とする航空幹部に必要な操縦術、偵察術等の技能及航空に關する高等學術を教授する。

進級

入隊すると四等航空兵を命ぜられ、二ヶ月後に一等航空兵に、後期の教程中に三等航空兵曹に任官、同教程卒業後軍艦又は航空隊に配員、實地勤務に服したる後一等航空兵曹に進み、更に

練習航空兵隊選修學生として約一ヶ年専門的技能を修得し、本教程修了後間もなく航空兵曹長に進級、此の間入隊以來約五年半。爾後累進して特務少尉、更に海軍少佐と進級する。

志願案内

- 1 年齢(入隊の十二月一日現在)十六年以上二十年未満
- 2 志願手續 募集、志願書様式其の他期日等は各府縣毎に告示。
- 3 検査 採用前に行はれる検査は身體検査と學力試験で、身體検査の方は前年十二月と七月下旬の二回學科の方は一月上旬と八月中旬(昭和十四年前期入隊者は身體検査は昭和十四年十二月に學力試験は昭和十五年一月上旬)
- 4 身體検査規格(左表)

身長(厘米)	十八年以上	十八年未満	十七年未満	十六年未満	十五年未満
	一五七	一五六	一五五	一五三	一五二

5

學力及學力試験科目 中學第三學年修了程度

代數、幾何(平面)、英語(和譯、英譯、英作)、國語漢文、作文、日本歴史、物理、化學(無機)、地理

6 試驗順序

第一日 代、國漢、作
第二日 幾、化、歴
第三日 物、英、地

7 第四日 口頭試問

第二次検査(入隊者の検査) 身體検査、適性検査及口頭試問

備考	視力	力	各眼視力	體	胸	胸	活	呼力	吸檢	耐查
				重(磅)	圍(厘米)	廓擴張(厘米)	量(立升)	呼吸保留(秒)	呼吸力(耗)	水銀保留(秒)
(一) この外に懸垂がある。懸垂とは吊された繩に片手でつかまつて五秒間自分の體を吊り上げる左右各五秒間耐へなければならぬ。				五一	八〇	六	三・二〇〇	五〇	一二〇	四五
(二) 呼吸保留とは鼻をつまんで息を止め、その長さを計る、長い程宜い。				四八	七九	六	三・〇〇〇	五〇	一〇〇	四〇
(三) 呼吸力、水銀保留は第二次検査で行はれ、略々(二)と同じく水銀柱を吹き上げた息の長さを計る。				四五	七七	六	二・八〇〇	五〇	九〇	四〇
				四三	七四	五・五	二・七〇〇	四五	八〇	三五
				四一	七二	五	二・六〇〇	四〇	七〇	三〇
				一・〇						

陸海軍中少尉、候補生、見習士官、練習生等召募一覽
昭和十五年年度

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
航空技術候補生科		三二未滿	大學令ニヨル大學卒業者	一五、一、三一	一五、一、一二
技術見習士官		三〇未滿	同	一五、六、一〇	一五、五、一六
見習理士官部	右	同	同	同	同
航空兵科豫備役	八〇			一五、八、三一	一五、七、一五
軍醫候補生		三二未滿	大學令ニヨル大學卒業者	一五、一〇、三一	一五、八、二九
見習衛生部藥劑士官部	右	同	大學令ニヨル大學又ハ專門學校卒業者	同	同
見習醫士官部	三〇未滿	右	同	同	同
軍醫中少尉	三二未滿	右	同	一五、一、一〇	一四、一、一六
海軍藥劑中少尉	右	同	官公立專門學校又ハ文部大臣指定學校卒業者	同	同

陸海軍軍屬其他志願者便覽

陸軍法務官

陸軍の法務官は陸軍法務官試補より

任用す。之が爲法務官試補を志願する者は隨時履歷書、族籍年齢及兵役に關する證明書、司法官試補たり得る證明書、破産、家資分散の宣告を受け復權

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
主計中尉	右	同	大學令ニヨル大學卒業又ハ高試合格者	一五、二、一〇	一四、二、一五
主計少尉候補生	二八未滿	右	官公立專門學校卒業又ハ高試合格者	同	同
造船中尉	三二未滿	右	大學令ニヨル大學卒業者	同	一四、一、二〇
造船中尉	右	同	同	同	同
造船中尉	右	同	同	同	同
造船候補生	二八未滿	右	專門學校令ニヨル相當科卒業者	同	同
少尉候補生	右	同	同	同	同
少尉候補生	右	同	同	同	同
豫備練習生(整備科)	二〇未滿	同	甲種工業學校電氣、機械科卒業者	一五、三、一五	一五、一、二二

せざる者又は身代限の處分を受け債務
辨償を終へざる者等に非ざること、禁
錮以上の刑に處せられたることなき等
の證明書を添へ陸軍大臣に出願し置け
ば採用銓衡に入れられる。採用時期は
一定せず、召集は其の都度帝大法學部
長又は司法科志願合格者宛に通知され
る。而して法務官試験採用後は師團又
は軍の軍法會議に於て概ね一年六月以
上實務修得の後、實務修習試験に合格
すれば法務官に採用される。
特別の場合は判事、檢事の職にあり
たる者を採用することあり。
又陸軍法務官試験と爲るべき依託學
生を採用し東京及京都帝國大學の法學
部に依託す。

陸地測量部修技所 生徒

(東京市麹町區永田町)

- 一 修技所生徒募集は其の年の一月募
集人員を陸軍大臣告達す。
- 二 生徒は陸軍軍人中左の各號に該當

する者より之を採用す。但し本人又
は父若しくは戸主家資分散又は破産の
宣告を受け復権を得ざる者及本人禁
錮以上の刑に處せられたる者は採用
せられず。

- 1 現役各兵科准士官下士官兵にし
て募集の年に於て現役を離れ若く
は歸休となる者又は豫備役後備役
將校准士官下士官兵にして現役を
離れたる年の十二月一日より起算
し三年を経過せざる者。
- 2 年齢三十年(年齢の計算は募集
年の十二月一日調べを以てす)未
滿の者。
- 3 身體強壯、行狀方正、勤務勉勵
の者。
- 4 試験に合格したる者。
- 三 出願期日 六月上旬頃迄。
- 四 試験科目並に程度左の如し。
 - 1 作文 漢字交り文書及書簡文
 - 2 數學 中學校第四學年修了程度
 - 3 物理 中學校第四學年修了程度
- 五 生徒の修學期間は概ね一年とし三

陸軍監獄看守

- 一 陸軍監獄看守は陸軍各兵科豫後備
役下士官兵及歸休兵より其の志願に
依り之を採用す。
- 二 左に掲ぐる者は看守に採用せず。
 - 1 身體虛弱の者
 - 2 年齢四十以上の者
 - 3 禁錮以上の刑に處せられたる者
但し陸軍刑法又は海軍刑法に依り
一年未滿の禁錮に處せられたる者

は此の限に在らず。

- 4 破産の宣告を受け復権を得ざる
者。

- 三 下士官上等兵にして監獄看守を志
願する者は現役滿期若くは歸休退營
前一月以内又は退營後二年以内に願
書に履歷書を添へ、其の退營前なる
ものは所屬部隊長、退營後なるもの
は聯隊區司令官を経て採用を希望す
る地の師團長に願出づるものとす。
上等兵以外の兵より募集するときは
身體検査及學科試験に合格したるも
のより採用す。
- 四 學科試験は左の科目に就き行は
る。
 - 1 讀書 假名交り文
 - 2 作文 往復文
 - 8 算術 四則 分數 比例
 - 五 看守に關員を生じたるときは師團
長(三)の志願者中身體検査に合格し
品行方正學術優等の者より採用す。
 - 六 試験に合格したるものには合格證
書を付與す、但し合格證書の效力は

一年限とす。

陸軍審査

- 一 陸軍審査の採用に關しては陸軍監
獄看守採用規則を準用される。
- 二 陸軍監獄看守の職に在る者は之を
陸軍審査に採用される。

陸軍録事

- 一 録事は左の資格の一を有する者よ
り任用される。
 - 1 録事登用試験を経て其の合格證
書を有する者
 - 2 二箇年以上裁判所書記の職に在
る者及在りたる者
 - 3 嘗て二箇年以上録事の職に在り
たる者
 - 4 裁判所書記登用試験を経て其の
及第證書を有する者
 - 5 三箇年以上陸軍監獄看守長の職
に在る者及在りたる者
- 二 陸軍准士官下士官にして試験を要
せず判任文官たるの資格を有する者

は之を録事に任用することを得

陸軍通譯

- 一 陸軍通譯は年齢二十年以上にして
身體強壯身元確實なる者に就き試験
の上採用さる。
- 但し本人の履歷に依り陸軍通譯に適
することを確認し得る者在りては
試験を要せずして採用することある
べし。
- 二 左の各號の一に該當する者は陸軍
通譯に採用せず。
 - 1 禁錮以上の刑に處せられたる者
 - 2 破産の宣告を受け復権を得ざる
者
 - 3 素行修まらざる者
- 三 陸軍通譯を志願する者は願書に履
歷書及戶籍抄本を添へ陸軍大臣に願
出づるものとす。
- 四 試験は左の科目に就き行はる。
 - 1 國語外語譯
 - 2 外語國語譯
 - 3 會話

五 試験後本人の履歴と試験の成績とを調査し其の採否待遇及俸給を定めらる。

六 陸軍通譯の俸給は月俸六拾圓以上百五拾圓以下とす。但し最高俸給を受け二年を超え事務熟練成績優秀なる者又は特別の必要ある者には定額以上を給することあり。

陸軍調教手

一 調教手は左に示す部隊に置き新馬の調教に任じ併せて其の手入及保育等の業務に服し待遇は傭人とす。
朝鮮、臺灣、關東軍各司令部
歩兵、騎兵、工兵、鐵道、電信各聯隊
陸軍大學校、參謀本部
陸軍歩兵學校、教育總監部
陸軍騎兵學校、師團司令部
陸軍野戰砲兵學校、軍馬補充部本部
陸軍重砲兵學校、騎砲兵聯隊
陸軍工兵學校
陸軍士官學校

支那駐屯軍司令部

二 調教手は通勤するを本則とし、給料は別に定むる所に依り支給され被服は定制のものを貸與される。

三 調教手の採用及解備は所管長官に於て之を行ふ。

四 調教手は左に掲ぐる者にして一年以上調教手たることを志願するものの中身強健技術優秀なるものを選びて採用するものとす。

一 騎、砲、輜重兵科の歸休兵
二 騎、砲、輜重兵科の豫備役下士官兵

五 左の各號の一に該當する者は採用されず。

一 家資分散又は破産の宣告を受け復権を得ざる者
二 禁錮以上の刑に處せられたる者
三 素行修まらざる者

六 調教手たらむとする者は十月十五日迄に志願書に履歴書を添へ採用希望部隊の所管長官に差出すべし。
在營下士官兵は除隊又は歸休前に於

陸軍軍犬手

一 軍犬手は陸軍歩兵學校軍犬育成所に置き軍犬の手入、保育及訓練の業務に服し待遇は傭人とす。

二 軍犬手は通勤するを本則とし、給料は別に定むる所に依り支給され被服は定例のものを貸與される。

三 軍犬手の採用及解備は陸軍歩兵學校長之を行ふ。

四 軍犬手は左に掲ぐる者にして三年以上軍犬手たることを志願するものの中身強健、志操堅確且技術優秀なる者を選び採用される。

一 歸休兵、豫備役下士官兵にして軍犬の取扱に適する者

二 前號以外の者にして犬の取扱に適するもの但し前號の者を以て所要人員を充足し得ざる場合に限る

五 左の各號の一に該當する者は採用せられず。

一 禁錮以上の刑に處せられたる者
二 破産の宣告を受け復権を得ざる者
三 素行修まらざる者

六 軍犬手たらむとする者は十月十五日迄に志願書に履歴書を添へ陸軍歩兵學校長に提出すること、在營下士官兵は除隊又は歸休前に於て所屬部隊を経て前記の手續を爲すことを得

七 志願者中資格適當なる者は缺員に應じ採用す。志願書を出したる翌年九月迄に採用せられざる者にして志願を繼續せむとするものは更に前記の志願手續を爲すべし。

海軍法務官

海軍法務官は海軍軍法會議に於て一年六月以上實務を修得し、實務修習試

験に合格せる海軍法務官試補より採用される。但し採用の例外法を設けあるも近年は殆ど前記の法務官試補より採用される。而して法務官試補となるには、高等試験令に依る高等試験司法科の試験に合格せる司法官試補有資格者中より採用するを以て、法務官試補志願者は履歴書、司法官試補たり得る證明書、其の他必要の書類を海軍大臣に提出するものとす。又其の採用は隨時行はるるを以て願出では隨時提出して置けば銓衡の際考慮せらる。法務官試補は奏任官の待遇を受け、年俸千二百圓を給せらる。法務官試補は軍法會議に於て最短期間六ヶ月間實務修習に任じ、爾後實務修習試験を経て法務官に任用される。

海軍書記官並に同理事官

海軍書記官は海軍省大臣官房に配職される唯一の法律顧問であつて、必要の場合學校に依嘱して其の推薦により

採用する。兼務官は海軍大學校の勅任教授の職に在り、專任書記官も海軍大學校の教授を兼職す。海軍事務官は日下軍務局、經理局、官房に配員せられるも、何れも判任官より特別任用を受けたる者である。

海軍理事官は艦政本部に専任され、専ら法規關係の業務に従事す。

海軍建築技師

海軍省の建築局又は鎮守府所屬海軍建築部に勤務する職員にして採用有資格者は大體專門學校程度以上の卒業者にして總て諸學校よりの推薦による。

海軍技手及技師

吳鎮守府にある海軍技手養成所は、海軍職工を再教育して造船、造兵、造機技手の資格を附與するもので、修學年限は三年の外に一年の補習科あり、入所したる職工を練習工と稱し卒業後は引續き十年間海軍の業務に従事する義務あるものとす。入所資格者は其

昭和十五年
陸軍志願者
入試問題例

入試問題例

1. 陸軍志願者入試問題

数学時限五十分

注意 {代數ヲ解イテモ宜シイ、答ノミデハイケナイ}
{此ノ用紙ニ計算ヲ書キナサイ}

- (一) 次ノ式ヲ計算セヨ。
(イ) 147 x 2.5 - 1.36 (ロ) 1445 + 31 + 113.5
(二) (イ) 次ノ複比例式ヲ解ケ。 (ロ) 次ノ式ヲ計算セヨ。
5:7, 8:15, 21:4 } = x:36
(3 2/5 - 1/4) + 3 3/20 + 2
(三) (イ) 次ノ式ヲ計算セヨ。 (ロ) 次ノ方程式ヲ解ケ
(6 1/5 + 0.75) x 2 2/9 + 5
7/10 - x = 3x/5 - (x/2 - 1)
(四) (イ) リンゴ 350 箇ニツキ 3 圓ノ割合デ仕入レタガ其ノ中一割ハ腐敗シ
テキタガ尙全體デ二割ノ利益ヲ得ヤウトスルニハ平均一箇何程デ賣レ
バヨイカ。
(ロ) 幾人カノ水兵ヲ縦横ノ人数ガ等シイ眞四角ノ形(中空デナイ)ニ並
ベルト 13 人餘ル、又縦横ヲコレヨリモ 1 人ゾツ増シタ眞四角ニ並ベヤ
ウトスルト 6 人不足スルトイフ。水兵ノ人員ハ何程デアルカ。
(五) 3 分 5 厘利附ノ支那事變國債額面 100 圓ノモノ 6 枚ト 50 圓ノモノ 4 枚ヲ
持ツテ居ル人ノ三ヶ月ニ得ル利子ハ何程デアルカ。

讀書時限二十分

- 1. 次ノ漢字ニ讀假名ヲ附セ。
催 促、清 列、營 む、刺 戟
撲 滅、蒲 柳ノ質、埤 埒、深 雪
竿、竹 帛ニ垂ル、
2. 次ノ片假名ノ部分ヲ漢字ニ改メヨ。
國民は、いよいよ、 を固くし、 なる愛國心を、 した。

の年十二月一日に滿二十年以上の者
で、海軍工員として引續き三年以上(見
習工として入所した者は見習本科卒業
後三年以上)服業したる者にして出願
期日は別に定めらるるも練習志願者は
願書、履歷書、戸籍謄本を所屬工場長
に差出すものとす。

入學試験は中學校第三學年修了程度
に依り左の科目に就行ふ。

國語、外國語(英語)、數學(代數、
幾何)

工員中専門學校以上の學歷を有する
者は銓衡の結果業務囑託を命ぜられ、
將來は技手、技師に昇進し得る途があ
る。

海軍警査及海軍監
獄看守

一 海軍警査及海軍監獄看守志願者は
品行方正、年齢二十二年以上四十五
年未滿にして左の諸項に該當せざる
ものたることを要す。

(イ) 徴兵終決處分を受けざる者並

に現役を終らざる軍人但し歸休の
海軍下士官兵は此の限に在らず。

(ロ) 禁錮以上の刑に處せられたる
者但し刑の執行猶豫の言渡を受け
たる者及禁錮に處せられ刑の執行
を終り又は執行免除ありたる日よ
り五年を経過したる者及復権を得
たる者は此の限に在らず。

(ハ) 破産又は家資分散の宣告を受
け未だ復権せざる者。

二 採用試験は身體検査に合格したる
者に就之を行ふ。

三 採用試験の科目

(イ) 刑法、海軍刑法、海軍軍法會
議法、海軍監獄令及海軍監獄令施
行細則の大意

(ロ) 普通往復文

(ハ) 算術(加減乗除)

四 左に掲ぐる者は試験を用ひず海軍
警査及海軍監獄看守採用試験委員の
銓衡を経て海軍警査及看守に採用す
ることを得。

(イ) 現役を退きたる海陸軍准士官

海陸軍下士官、歸休の海陸軍士官
及海陸軍下士官たりし者

(ロ) 海軍警査又は海軍監獄看守の
職に在りたる者

(ハ) 三年以上警察に關する職務に
従事したる者

(ニ) 一年以上監獄看守又は陸軍監
獄看守の職に在りたる者

技術將校の登庸

十四年七月十四日志願に依る技術候
補生採用令が公布即日實施した。

一、志願者は工學士、理學士又は工業
關係の専門學校卒業者で教練檢定に
合格、年齢三十歳未滿の者

二、採用後四ヶ月間技術候補生(内二
ヶ月は見習士官)として教育を受け
た後學士は中尉、其他は少尉に任官
引續き二年間現役將校として勤務す
る

一、現役を終つたものは順次予備役、
後備役に服するが、志願すれば續い
て現役に服することが出来る

二、陸軍幼年學校生徒採用試験問題

國語

第一問題

(一)左ノ一ア引ケル語ノ讀ミ方ヲ、答ノ所ニ書ケ。

- (イ)その瀟洒な望は、三方に壁を繞らし色の褪せた机を隠密に据えて、別殿の装飾も施さず、その質素な中には洵に感心しました。
(ロ)兇惡を正し、不逞を罰し、純真無垢の良良をして亂離對策の苦より教ふことに關照してゐてはならぬ。

(二)左ノ語ノ讀ミ方ヲソノ語ノ下ノ欄内ニ書ケ。

- 敷衍() 精し() 秩序() 率く() 官儀()
延び() 邂逅() 掴む() 啞噎() 窺ふ()

第二問題

左ノ口ノ中ニ、適當ナル漢字ヲ正シク書ケ。

- (一)日本が世の中心となつてゐる今日、諸君の如き前途有の少國民は、にたる精神を以て國のを心ななければならぬ。
(二)上をく、山は落ちかからんばかりにえ立つて一步は一步よりもしかつたが、々勇氣をしてよお登つた。
(三)日本刀のをつてしつとめてゐると、一の氣がりんとして身にるのを覚える。更に一度之をるふと、んだ氣分はちひきしまり、な若は一瞬に消えせてしまふ。
(四)彼は誰にもらず天頭明であつた。僕は同氣めるとでもいふのか、ちのの度をへて、にまし合つて勉強した。

第三問題

(一)左ノ語句ヲ分り易ク解釋セヨ。

ゆるぎなき世、愁眉を開く、心に満たず、節すべきを節す、贈を冷やす、鬨首する、綉餘の策、宿志を果す、上聞に達す、職徳一世に高し

(二)左ノ語ノ意味ヲ説明シ、且其ノ用ヒ方ヲ例ニヨリテ示セ。

實踐。新聞をして讀者にトする。
自らんじて人からもられる。
東亞新の。一貫。

三、次ノ語句ヲ解釋セヨ。

- (1)時事を論ず。
(2)費用を喜捨する。
(3)醇厚中正の精神。
(4)孺生を守る。
(5)兄弟埒にせめく。

四、次ノ上段ト下段トノ句ヲ最モヨク意味ノ通ズル如ク線ニテツナゲ。

【例】帝國海軍は水青し
山高く志願す
無敵なり
世の交は他の事はいらす
此よなき歎に候ふ
今浮世に思ひおくことなし
獨立自尊を主義として
たゞ堪忍の二字をよく守るべし
己がまゝにすべし
屍を山野にさらさばさらせ
國家有用の材を養成せり
其の著書廣く行はれたり
日夜敵壘に對して
山夜に充滿す
汚名をすゝがんと欲す
伏屍累々として
肉躍り血湧けり
軍門に降る

五、次ノ語句ヨリ適當ナルモノヲ選ビテ左ノ文中ノヲ補へ。

剛健なる、目的として、崇高なる、往來を、國民たる者は、
犠牲として、軍人たる者は、眞意義を、趣味として、農業者、
會員たる者は、物議なる、

凡そ文明國のよく共同生活の
會得し、日常の生活の上に、各自の職業の中に、常に
奉仕の精神をこめて社會に盡くし、變に臨みては一身
を敢へて顧みざるの信持せざるべからず。(終)

ロ、御霊代ハナニカ。

ハ、國民ノ皇太神宮ニ對シ奉リ崇敬ノ念厚キハ何故カ。

二、遣唐使ニ就テ左ノ事項ニ答ヘヨ。

イ、最も盛ニ派遣サレタノハ何時代カ。

ロ、トシナ影響ヲ與ヘタカ。

第二問題

一、鎌倉武士ニ就テ左ノ事項ニ答ヘヨ。

イ、武士ノ氣風

ロ、武士ノ遊技

ハ、武士ノ信仰

二、豊臣秀吉ノ朝鮮征伐ニ就テ左ノ事項ニ答ヘヨ。

イ、文祿ノ役ノ原因。

ロ、征伐ニ参加シタ武將三名ノ名。

ハ、名護屋

第三問題

一、古事記ニ就テ記セ。

二、伊藤博文ノ功績ニ就テ記セ。

作文

文題、日本少年ノ覺悟

注意(文體ハ口語體デモ文語體デモヨイ。假名ハ片假名デモ平假名デモヨイ。)

地理

第一問題

一、本州ニ於ケル主ナル産油地方ヲ擧ゲ且ツ其ノ主要油田及製油所ノ所在地ヲ記セヨ。

二、左ニ就テ位置並ニ其ノ名高キ理由ヲ記セ。

イ、各務ヶ原

ロ、大泊

ハ、本溪湖

ニ、ハンブルグ

例	興味	意味	オモシロシ
		用例	彼ノ著書ヲ讀シテ大イニ興味ヲ覺エタ

完成、故意、徒勞、至言、裨益

第四問題

(一)左ノ文ヲ分リ易ク解釋セヨ。

皇國の史を見れば遠き古のあと目のあたりに明かに見えてわが身恰もその世に運べる心地して、幾千年の齡を保てるが如し。讀書の楽しみは大なるかな。

(二)左ノ文ノ——ヲ引ケル所ヲ、次欄ノ同一番號ノ下ニ分リ易ク解釋セヨ。

1 瓦となりて全からんよりは、玉となりて碎けよ。日本人は誰でも一旦緩急があれば、君國の爲に深く命を投げ出し、³ 荊棘として笑を地下に含む心構へを持つてゐる。皇軍の強いのも決して偶然⁴ではない。

第五問題

(一)左ノ明治天皇ノ御製ヲ拜誦シテ左ノ問ニ答ヘヨ。

民のため心のやすむときぞなき

身は九重のうちにありても

(イ)御趣旨ヲ述ベヨ。

(ロ)如何ニ感ズルカ。

(ハ)我等ハ如何ニスベキカ。

(二)左ニ掲ゲタル字ノ反對ノ意味ヲ有スル漢字ヲ、□ノ中ニ入レテ、意味ノ通スル語ヲ作シ。

例……………勝 敗

貴 □ 樂 寒 □ 重 濃 □ 暑

(三)ノ語ニ漢字ノ誤用アラバ、正字ヲ其ノ右ニ書ケ。

葛問家 未會有 遺憾千萬 勸迎會 醉生無死

歴史

第一問題

一、皇太神宮(内宮)ニ就テ左ノ事項ニ答ヘヨ。

イ、御祭神ハトナタカ。

キトイフ。乙、丙ノ分前ハ各々何程カ。

第四問題

A地ヨリ砲ニテ1600m離レタル敵陣地Bヲ射撃セシニ發射後7秒ヲ經テ砲彈ノ的中セル音ヲ聞キタリ、又A地ヨリ600m離レタルC地ニ於テハ此ノ射撃ノ發火ヲ見テヨリ1 7/8秒ヲ經テ砲聲ヲ聞キ、更ニ4 1/8秒ヲ經テ砲彈ガ敵陣地ニ的中セル音ヲ聞キタリトイフ。(イ)砲彈ノ毎秒ノ速サ(ロ)B地トC地トノ距離ヲ求メヨ。(注意 簡單ニ説明ヲモ記スベシ。方程式ヲ用ヒテ解クコトヲ許サズ)

第五問題

(イ) 2/3 f - 1/2 c - a = 加ヘテ

2/3 a - 2/5 c + 1/2 f トナルベキヲ求メヨ。

(注意 運算ヲ明記スベシ)

(ロ) 次ノ式ヲ簡單ニセヨ。(注意、運算ヲ明記スベシ)

15x - {(x-7)(x+14) - (2x-5)(x-3)}

(ハ) a = -4, f = a, c = -1ナルトキ次ノ式ノ値ヲ求メヨ。

-a(a^2 - fc) + f(f^2 - ca) - c(c^2 - af)

(注意 運算ヲ明記スベシ)

第六問題

(イ) 次ノ方程式ヲ説ケ。

x - 2/3 (x-2/5 - 6-px) = 1

(ロ) 4%ノ鹽分ヲ含メル溶液 420 立方糎ニ水ヲ加ヘテ、3%ノ鹽分ヲ含メル溶液ヲ作ラントス、水何立方糎ヲ加フベキカ。

(注意 方程式ヲ用ヒテ解キ簡單ニ説明ヲモ記スベシ)

理科

第一問題

(1) 圖ノヤウニ少シ斜ニシタ平面ノ鏡ノ前ニ蠟燭ノ火ヲ置イタトキノ像ノ位置ヲ右ニ圖示シ、像ト物トノ關係ヲ次ニ記入セヨ。

キノロノキ

第二問題

I' 左圖中ニ河川(1' 2') 鐵道(4' 5') 及ニ郡邑(6' 7' 8' 9' 10')ノ名ヲソソソソ()内ニ記入セヨ。

II' 左ノ地方ノ主ナル產物ニ就テ記セヨ。

(ア) 蠶繭・園藝

(ロ) クマ・トウモロコシ

(ク) クマノカシノ附近

(ニ) 樺ノトウモロコシ

數學

第一問題

(イ) 水ヲ入レタル直方體ノ容器アリコノ底面ノ内法縦37.5cm、横48.6cmナリ。今コノ中ニ全ク沈メル直徑 25cm ノ鐵球ヲトリ出ストキハ、水ノ高サハ幾程低クナルカ。

但シ四捨五入法ニヨリ耗(mm)ヲ求メヨ。(注意、運算ヲ明記スベシ)

(ロ) 次式ヲ計算セヨ。(注意、運算ヲ明記スベシ)

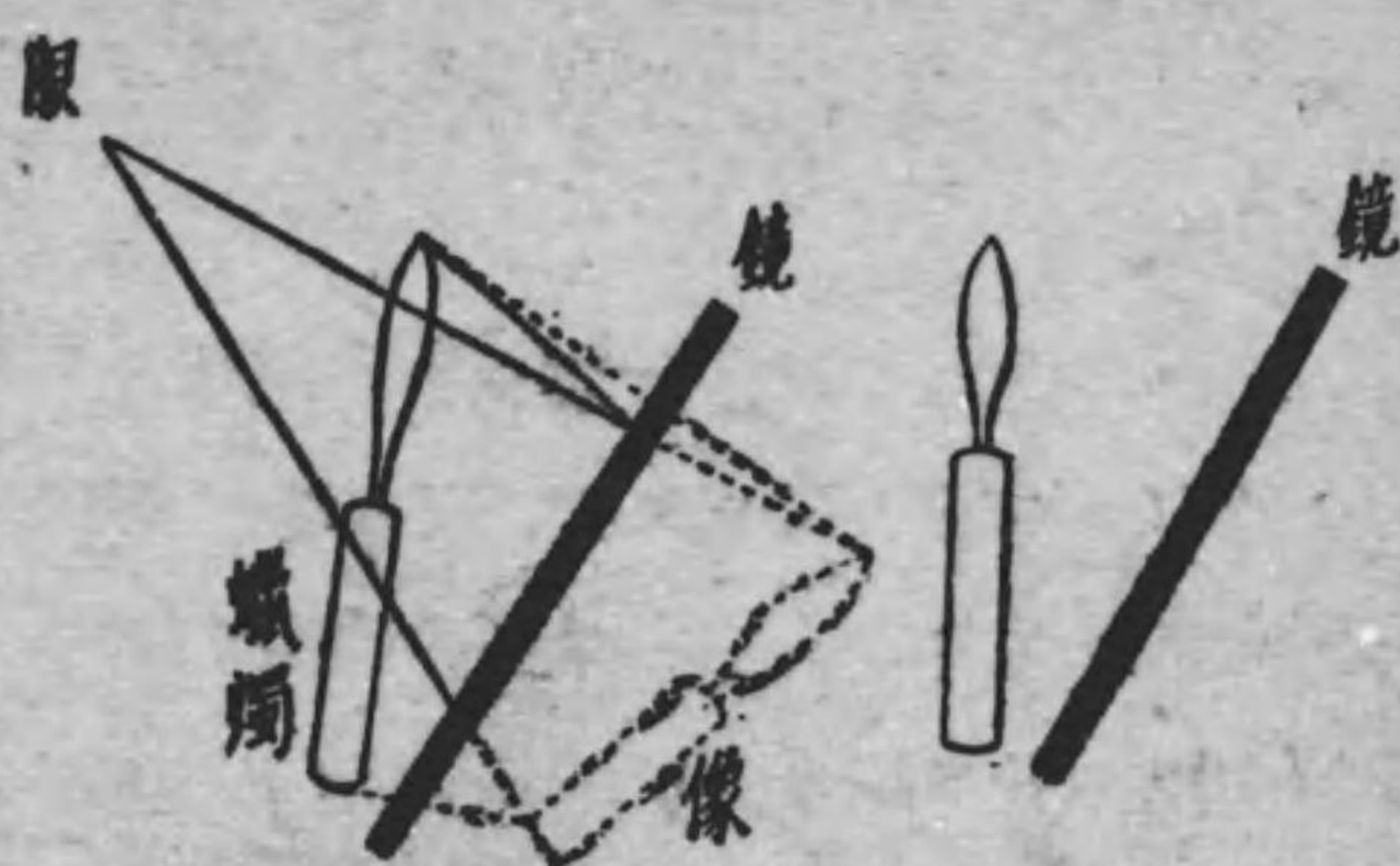
8 - (3 1/7 + 1 2/3 x 2.3) / (10 5/6 - 15 / (2 6/7 - 1 1/4))

第二問題

或人毎時4kmノ速サニテ一直線ノ道路ヲ行キシニ、午前9時半ニ毎時13 1/2 kmノ速サニテ疾走シ來レル自轉車ニ出合ヒ、同日午前11時42分ニ毎時41kmノ速サニテ疾走シ來レル自動車ニ出合ヘリ、コノ自動車ガ先ノ自轉車ニ追附クトキ、コノ人ト自轉車トノ距離幾何ナリヤ。又コノトキノ時刻ヲモ求メヨ、(注意、運算ヲ明記シ、簡單ニ説明ヲモ記スベシ)

第三問題

甲ハ1000圓、乙ハ 800 圓丙ハ 700 圓ヲ出資シテ商賣ヲ營ミ、或期間後ソノ利益金ヲ分配スルニ方リ、甲ハ業務ヲ引受ケタルヲ以テ利益金ノ 2 割ヲ取り其ノ残リヲ更ニ出費金額ニ比例シテ三名ニテ分配セルニ甲ノ總分前ハ 390 圓ナリ



像ノサ
ノ左右ハ

第二問題

(1) バクテリア類ノ中デ有益ナルモノ三種ト有害ナルモノ二種トノ名ヲ擧ゲ、且夫

々ノ有益或ハ有害ナル理由ヲ次表ニ記入セヨ。

(2) 次ノ食物ノ中ニ含マレル主ナル養分ヲ書ケ。

(イ)牛乳、(ロ)米、(ハ)鶏卵、(ニ)だいづ、(ホ)さつまいも

陸軍戰車學校生徒採用試験問題

理科

第一問題

左ノ石油發動機ノ断面圖ニ就テ次ノ問ニ答ヘヨ。

- (甲)、(乙)、(丙)、(丁)、圖ハ夫々如何ナル状態ヲ示シテ居ルカ (圖略ス)
- (イ)、(ロ)、ハ如何ナル役目ヲスルカ。

第二問題

左ノ語ヲ説明セヨ。

- 放電
- 比重

第三問題

左ノ物ハ軍事的ニ如何ニ使ハレルカヲ記セ。

- セルローズ
- 食鹽
- グリセリン

軍關係の國家的施設

學校教練

國民の心身を健全に發達せしめ其の素質を向上し、以て國力を増進し國運の隆昌を圖るは内外の情勢に鑑み最も緊要の要務にして、此の目的の達成は主として之を教育の效果に待たざるべからず。

此處に於て學校に於ける教練を一層振作して體育を促進すると共に德育を裨補し併せて國防能力の増進を圖る必要を生じ現役將校を配屬して之に任せしめ、又現下青年教養の施設は逐年發達の趨勢に在りと雖も尙未だ十分ならざるものあるを以て青年訓練の制を定め、一般青年に對して適切なる訓練を行ふに至れり。

而も此の訓練の結果は兵役に服する

學 校 教 練
配 屬 年 級
部 外 國 語 學 科 下
其 他 部 門 兵 隊 保 衛 官 等

ものに對し幹部候補生及其他の資格を伴ふが故に、其の國家産業の進展に及ぶ效果も亦頗る大なりと謂ふべし。學校教練及青年訓練は文部大臣の主管に屬するも、此等訓練の成否は國防上重大の意義を有するに鑑み陸海軍は特に熱誠以て切實なる援助を與へ、最善の努力を費して成果の向上に邁進なきことを期する所以である。

陸軍現役將校學校配屬令摘要

(大正一四、四) 勅令一三五

- 現役將校を配屬し男生徒の教練を掌らしむる學校
 - 官立又は公立の師範學校、中學校、實業學校、商業學校、大學豫科、專門學校、高等師範學校、臨

時教員養成所、青年學校教員養成所

學校の申請に因り現役將校を配屬するもの

私立の中學校、實業學校、高等學校、大學豫科若くは專門學校、兵役法施行令第百條第三項の規定に依る認定を受けたる私立學校、大學學部の申出あるときは現役將校を配屬す

(二) 陸軍大臣は現役將校をして本令に依りて將校を配屬しむる學校に於ける教練實施の状況を査閲せしむる。

(三) 配屬將校は教練に關しては當該學校長の指揮監督を承く、陸軍大臣及文部大臣は特別の事由あるときは將校の配屬を止むることあり又戰時事變の際其の他止むを得ざる場合は配屬せざることもあり。

(四) 官立又は公立の商船專門學校及商船學校には將校を配屬せず、尋常小學卒業程度を以て入學資格とする

修業年限五年の實業學校又は之と同
等以上の實業學校以外の實業學校、
修業年限二年未満の青年學校教員養成
所及夜間に於て教練を課する學校
には將校を配屬せず。

(五) 陸軍現役將校の配屬を受けんと
するときは大學に在りては總長又は
學長其の他の學校に在りては設立者
に於て左の事項を具し陸軍大臣及文
部大臣に宛てたる申請書を文部省に
提出するのである。

(イ)名稱 (ロ)位置 (ハ)入學資格
修業年限 (ニ)學生生徒定員、現在
學生生徒學年別及學級別員數 (ホ)
屋外體操場の區域及面積 (ヘ)武器
及其の附屬物の種類並に員數 (ト)
現在體操科教員の氏名及略歴
(六) 左の場合は現役將校の配屬を止
むることあり。

(イ) 兵役法施行令第百條第三號の
規定に依り認定せられたる學校に
して其の認定を取消されたるとき
(ロ) 教練の成果を擧ぐる見込なき
とき

滿洲國の學校に陸軍現役
將校を派遣するの件

(昭和十五年二月十九日)
勅令第五十七號

第一條 陸軍大臣は滿洲國の委嘱あり
たるときは同國に於て教練の爲る武官
を配屬したる國立、公立又は私立の
學校(學校に準ずる教育施設を含む
以下之に同じ)に於て陸軍大臣の適
當と認むるものに對し教練の指導に
當らしむる爲陸軍現役將校を派遣す
ることを得

第二條 本令により將校を派遣したる
學校は陸軍補充令等の適用に關して
は陸軍現役將校を配屬したる學校と看做
す

第三條 陸軍大臣は特別の事由あると
きは本令に依る將校の派遣を止むる
ことを得

第四條 本令に依り將校を派遣したる
學校に對しては陸軍大臣の定むる所
に依り教練の査閲及檢定を行はしむ
第五條 派遣將校は關東軍司令官の轄
下に屬するものとし派遣せられたる
學校に於ける其の職務は陸軍大臣の
認可を経て當該軍司令官の定むる所
による

第六條 派遣將校は傷病疾病その他已む
を得ざる事故に因り服務し難きとき
は陸軍大臣は關東軍司令官の轄下に
屬する他の現役將校をして其の職務

を代理せしむることを得

陸軍現役將校學校配屬令及大正十四
年勅令大正十四年勅
令第二百四十八號の
特例に關する件

(昭和一二・八・九)
勅令四一・一一

陸軍現役將校學校配屬令及大正十四
年勅令第二百四十六號に依り配屬する
陸軍現役將校は當分の内昭和八年勅令
第十二號に依り充用したる陸軍の豫備
役又は後備役の各兵科佐尉を以て之
に代ふることを得

飛行機操縦指導の爲
爲學校等に陸軍現役
將校以下派遣の件

(昭和一二・九・一七)
勅令二二・三六

一 陸軍大臣は操縦候補生又は航空兵
科の幹部候補生若しくは豫備役士官
の候補者に適する飛行機操縦技能を
授くることを得るものと認定する民
間の學校又は團體より申請ありたる

ときは此等候補者たるに適する飛行
機操縦術の教育又は練習を指導せし
むる爲之に陸軍現役將校を派遣する
ことを得(第一項)

二 前項の規定に依り將校を派遣する
場合に於て業務補助の爲必要あると
きは陸軍の現役准士官又は現役下士
官をも派遣することを得

飛行機操縦指導の爲
爲學校等に陸軍現役將
校以下派遣の件

(昭和一二・一・一五)
陸省令一一・一九

第一條 昭和十年勅令第二百六十七號
第一條の規定に依る認定及陸軍現役
將校の派遣を受けむとするときは學
校に在りては學校長、團體に在りて
は代表者に於て左の事項を具し申請
書五通を陸軍大臣に提出すべし

- 一 名稱
- 二 位置
- 三 學校長又は代表者の氏名及其の
略歴

四 職員中教育又は練習に關係ある
者の氏名及其の略歴

五 現に教育又は練習を受くる者の
氏名並に其の學歷、體格、體力、
及飛行機操縦技術

六 所有飛行機及發動機の種類、數
量、用途、機能の程度並に飛行場
校舍、格納庫及附屬設備等の配置
用途、面積

七 校則又は團體の規定並に教育又
は練習課目の配當及毎週の教育又
は練習時數

八 經營、維持の方法及其の現況並
に將來に關する見込

第八條 陸軍航空本部長は概ね毎年一
回派遣將校以下の教育又は練習の指
導狀況に付之を査閲し若しくは部下將
校を派遣し之を査閲せしむべし(第
一項)

(註) 操縦候補生又は航空兵科の幹
部候補生若しくは豫備役下士官の候
補者たるに適する飛行機操縦技能
を授くるを得るものと認定せる學

校又は團體は、日本飛行學校、名

古屋飛行學校、日本學生航空聯盟
關東支部、日本學生航空聯盟西
支部、亞細亞航空學校、阪神飛行
學校、大日本青年航空團關西支部

陸軍現役將校配屬
校教練教授要目

(昭和一二・五・三〇)
文訓二二・三六

陸軍現役將校の配屬を受けたる學校
に於ける教練は本教授要目に據り土地
の情況と學生生徒の心身の發育情況と
に適切なる教授細目を定めて之を實施
すべきものとす(以下略)

尙當分の内教練の資材整備せざる場
合に於ては本教授要目の趣旨に準じて
之を行ふものとす。
學校教練教授要目

- 一 教材
- 二 教材の配當

師範學校、中學校、實業學校
高等學校、大學預科、專門學

校、高等師範學校、實業學校
教員養成所、青年學校教員養成所、大學

三 每週教授時數及毎年野外演習日數

- 一 教材
 - 各個教練、部隊教練、射擊、敬禮、閱兵、分列、指揮法、陣中要務、距離測量、測圖、軍事講話、戰史、其の他
- 二 教材の配當
 - 略す。

陸軍現役將校配屬教練查閱規程摘要

(大正一五・九・二七) 陸省令一九

(一) 教練查閱官 陸軍現役將校配屬令の規定に依り學校の教練を查閱する將校を教練查閱官と稱し師團長又は軍司令官(朝鮮軍司令官を除く以下同じ) 隷下將校の中より之を命ず陸軍大臣は臨時に查閱官を命じ查閱す

べき學校を指定して其の教練を查閱せしむることがある。

(二) 查閱官の配當 教練の查閱は師團司令部附將校を配屬したる學校に在りては師管毎に一名、聯隊附又は官衙附將校を配屬したる學校に在りては當該聯隊又は官衙毎に一名の查閱官を置き當該學校の教練を查閱せしめらる但し學校多數なる場合は二名以上の查閱官を置き分擔查閱せしむることを得。

第一師管内に在る學校にして近衛師團長の隷下の將校を配屬したる學校に在りては近衛師團長に於て、臺灣軍司令官、關東軍司令官又は支那駐屯軍司令官の隷下の將校を配屬したる學校に在りては當該司令官に於て查閱官を命ずる。

查閱時期 教練の查閱は毎年度(四月一日より其の翌年三月三十一日迄) 内に於て各學校に付少くも一回行ふを例とする。
查閱結果の所見開示 教練查閱官學

校の教練を查閱したるときは當該學校長立會の上配屬將校に對し所見を開示す又查閱官は查閱を終了したるとき其の結果に基き報告書を調製し其の終了後二十日以内に師團長又は軍司令官に提出す其の記載すべき事項左の如し。

- (一) 學校別查閱方法
- (二) 學校別教練成績の概要
- (三) 各配屬將校に開示したる所見
- (四) 將來に關する意見
- (五) 其の他必要と認むる事項

學校教練檢定規程摘要

(昭和一〇・一・三〇) 陸省令二二〇

(一) 檢定時期 配屬將校(法令に依り學校に配屬したる現役將校を謂ふ以下之) は當該學校の最終學年に於て成るべく卒業期に近く其の卒業すべき者(大學學部に在りては教練を受けたる者に限る) に付教練の

校の軍事講習を受けざりし者。

(四) 合格證明書及教練證明書 配屬將校は教練の檢定を行ひ其の可否を決定したるときは之を本人に通告し且合格したる者にして教練檢定の合格に關する證明書の下附を願出づるものあるときは檢定原簿に基き教練檢定合格證明書を調製して之を下附す。配屬將校は當該學校に於て教練を受くる者にして兵役法施行令第三十四條第二項の規定に依り陸軍大臣の定めたる程度の課程を修得せるものに對しては本人の申出に依り退學の際教練證明書を下附す。

(五) 附則 學校教練及青年訓練修了者檢定規程の規定に依り檢定を受け合格したる者は本令に依り檢定を受け合格したる者と看做す。

海軍現役武官商船學校等配屬令抄

(昭和一一・一・一〇) 勅令三三九四

第一條 公立商船學校又ハ朝鮮總督府

成績を檢定し卒業の際其の可否を決定す但し卒業期に近く檢定を行ひ難き止むを得ざる事情ある學校に於ては其の檢定の時期に付別に指定することあり。

(二) 中途退學者の檢定 中途退學する者及研究科、選科等の別科を修了又は中途退學する者に對しては其の際教練の成績を檢定し其の可否を決定す但し中學校及之と同等程度の學校を中途退學する者及其の研究科、選科等の別科を修了又は中途退學する者に在りては當該學校に入學する以前に在學せる學校(以下之を前學校と稱す)の一に於て檢定を受けたる者に限り檢定を行ふ。

前項の檢定に於ては高等學校高等科、大學豫科又は高等學校高等科と同等以上と認むる學校の第一學年の課程を修了せざる者及其の研究科、選科等の別科を修了又は中途退學する者並に中學校及之と同等程度の學校を中途退學する者及其の研究科、

選科等の別科を修了又は中途退學する者に付ては前學校の一に於ける檢定に合格したる者に限り合格と爲すことを得但し左に掲ぐるものは其の規定を適用せず。

(イ) 戶籍法の適用を受けざる者(陸軍特別志願兵令に依り陸軍の兵役に服せんとする希望を有する旨を配屬將校に申出でたる者を除く)、(ロ) 在學者にして將校、各部將校、特務士官、准士官又は下士官たるもの、(ハ) 身體の故障に因り當該學校に在學中教練を課せられざる者。

(三) 不合格者 教練の檢定に於て合格と爲すことを得ざるもの、(イ) 正當の事由なくして屢々教練に闕席したる者其の他教練實施に於て怠慢なりし者、思想正順を缺く者又は素行不良なる者にして屢々訓戒を受くるも改悛せざるもの、(ロ) 前學校に於ける檢定に合格したると否とに拘らず其の成績不良なる者、(ハ) 師範學校在學者にして正當の事由なく當該學

通信局海員養成所ニ於ケル生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲海軍現役武官ヲ當該學校又ハ海員養成所ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際其ノ他特別ノ由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ(第一項) 配屬武官ハ教練ニ關シテハ當該學校長又ハ海員養成所長ノ指示及監督ヲ承ク(第三項)

第二條 海軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ武官ヲ配屬シタル學校又ハ海員養成所ニ於ケル教練實施ノ狀況ヲ査閲セシムルコトヲ得

公立商船學校教練官

一 教材

陸戰教練、手旗信號法、海軍諸例則大要、艦船兵器機關ノ大要、軍事講話

二 教材ノ配當

商船學校(修業年限四年以上)

三 每週教授時數並ニ毎年野外演習日數四學年制

第一、二學年 每週二時間

野外演習日數 四日

第三、四學年 每週二時間 六日

五學年制

第一、二學年 每週二時間

野外演習日數 四日

第三、四五年 每週二時間 五日

海軍現役武官配屬商船學校等ノ教練査閲

海軍現役武官配屬商船學校等ノ教練査閲

第一條 海軍現役武官商船學校等配屬

令第二條ノ規定ニ依リ公立商船學校又ハ朝鮮總督府通信局海員養成所(以下海員養成所ト稱ス)ノ教練ヲ査閲セシムル海軍將校ヲ教練査閲官ト稱ス

第二條 教練査閲官ハ公立商船學校ニ在リテハ當該鎮守府司令長官又ハ其ノ命ズル將官タル海軍將校トシ海員養成所ニ在リテハ鎮海要港部司令官トス

第三條 教練ノ査閲ハ各公立商船學校

又ハ海員養成所ニ就キ毎年四月一日ヨリ其ノ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ少クトモ一回之ヲ行フモノトス

第四條 海軍大臣ハ前二條ノ規定ニ依ルノ外必要ニ應ジ將官タル海軍將校ニ教練査閲官ヲ命ジ公立商船學校又ハ海員養成所ヲ指定シテ其ノ教練ヲ査閲セシムルコトアルベシ

第六條 教練査閲官公立商船學校又ハ海員養成所ノ教練ヲ査閲シタルトキハ當該學校長又ハ海員養成所長立會ノ上査閲ノ成績ニ付配屬武官ニ訓示スベシ

第七條 海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ズル教練査閲官ハ査閲ヲ終了シタルトキハ其ノ結果ヲ鎮守府司令長官ニ報告スベシ

海軍現役武官水産講習所配屬令抄

(昭和一二・四・一) 勅令八八八

第一條 海軍豫備生徒タル水産講習所

遠洋漁業科學生ニ對スル軍事學ノ教授及教練ヲ掌ラシムル爲海軍現役武官ヲ水産講習所ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 配屬武官ハ軍事學ノ教授及教練ニ關シテハ水産講習所長ノ指示及監督ヲ承ク

水産講習所遠洋漁業科ノ軍事學及教練査閲規程

水産講習所遠洋漁業科ノ軍事學及教練査閲規程

(昭和一二・六・一七) 海省令一一三

第一條 海軍現役武官水産講習所配屬

令第三條ノ規定ニ依リ水産講習所遠洋漁業科ニ於ケル軍事學ノ教授及教練實施ノ狀況ヲ査閲セシムル海軍將校ヲ教練査閲官ト稱ス

第二條 教練査閲官ハ特ニ命ズル場合ヲ除クノ外海軍省教育局長トス

第三條 軍事學及教練査閲ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フモノトス

第五條 教練査閲官査閲ヲ行ヒタルトキハ水産講習所長立會ノ上査閲ノ成績

第六條 教練査閲官ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ作製シ査閲終了後二十日以内ニ海軍大臣ニ提出スベシ

青年學校

昭和十三年一月十一日閣議に於て青年學校を義務制に改むるの案決定せられ、昭和十三年を準備期間とし昭和十四年度より實施することとせられたり。由來青年學校は小學校卒業後直ちに實務に従事する大衆青年の總てに對し教育の機會を與へ、國民としての修養上最も重要な青年期に於て、教練を實施せんとするものなり。諒つて今次事變に當り、青年學校卒業者の第一線に於ける活躍、統後に於ける活動を觀るに其の成績頗る良好なることは周知の事實にして、其の眞價は齊し

く認むる所なり。今や我が國は非常時局に直面し、飛躍的發展の機會に際會せる秋、一國興隆の原動力たる青年の實質向上を圖り、健全なる思想精神を確立せしむるは寔に喫緊の要務たることを確信す。

今回勅令第二百五十四號を以て青年學校令を改正、又文部省令第二十四號を以て青年學校令施行規則を公布せられたり抑々青年學校教育を義務とし實務に従事する男女に對して普く教育の機會を與へ以て國家有爲の人材を育成するは我が國運の進展を期する所以にして多年懸案とせられたる所なり而して今や東亞並に世界に於ける我が國の地位と使命とは愈々重きを加へ我が國青年の思想精神を確立し智能體力を向上し以て國民精神の振作産業の進展地方の更生に寄與すると共に國防力の根基に培ふは洵に喫緊の要務なり是茲に取敢ず男子青年に對し青年學校教育義務制を實施せられたる所以なり其の改正の要點左の如し。

一 義務就學者に關する事項 男子青年を就學せしむるの義務は其の保護者に之を負はしむることとせられたるも保護者の熱意と本人の自覺とに俟つに非ざれば容易に就學の實を擧げ得ざるべし、仍つて保護者をして本制度の趣旨を十分に理解せしめ進んで其の子弟を就學せしむると共に義務者に對しては好んで自ら修學するの氣風を訓致するに力むべきなり。又雇傭、出稼等の爲義務就學者が其の保護者と居住地を異にする場合に在りては保護者の負ふべき義務の履行に幾多の困難の伴ふべきを以て義務就業者の現居住地の市町村長に對し保護者をして義務就學者の氏名及其の居所等を届出でしむることとし尙現居住地の市町村長に於て必要と認むるときは保護者をして其の代理人を置かしむることを得ることとせられたり。

二 義務課程に關する事項 義務就學者をして履修せしむべき課程は一般に義務就學者が實務に従事する青年なるの實情に鑑み成るべく其の義務の履行を容易ならしむる爲從來の各年に於ける最低の教授及訓練時數を以て履修し得べき課程と定められたり。

三 就學の免除及困難に關する事項 義務就學者の痼疾白痴又は不具癱疾等の事由に因り之を就學せしむること能はずと認むる場合には市町村長に於て保護者の義務を免除するを得ることとせられ又義務就學者の病弱其の他止むを得ざる事由に因り就學の時期に於て之を就學せしむること能はざる場合には市町村長に於て其の就學を猶豫することとせられたり而して貧困に因る就學の免除又は猶豫を認められざりしは青年學校に在りては職業に従事する傍就學し得らるべく尙他方に於て就學奨勵の方途を講ずることに依り生徒の就學に支障なきを期し得べきを以てなり。

四 青年學校以外の教育施設に關する

事項 義務就學者が各種學校、農林道場等各種の教育施設に於て青年學校の課程と同等以上と認められたる課程を修むるときは其の期間青年學校に就學するものと看做され又義務就學者が青年學校以外の施設に於て青年學校に於ける普通學科、職業科等に相當すべき科目を現に履修するとき又は之を履修したるときは一定の範圍に於て教授及訓練科目の一部を課せざるを得ることとせられたり。

五 義務就學者が使用する者に關する事項 義務就學者を使用する者は其の使用に依りて義務就學者の青年學校に就學し義務課程を履修することを妨ぐるを得ざることとせられ尙別に昭和十四年法律第八十七號を以て工場法、鑛業法に基きて發する命令又は商店法中就業時間數の制限に關する規定を十六歳未満の義務就學者に適用する場合に於ては其の者の履修すべき義務課程の教授及訓練時間

は之を就業時間と看做すこととせられたり。

六 教科用圖書に關する事項 青年學校教授及訓練に當りては必ずしも教科用圖書の使用を必要とせざるも之が適切なる使用に依り一層教育の効果を期待し得る場合多かるべし仍つて曩に修身及公民科並に普通學科に付教科用圖書檢定制度を實施し更に修身及公民科に付國定教科書を編纂することとせらる。

七 教授及訓練時刻に關する事項 教授及訓練は其の性質上夜間に於て行ふべきものを除くの外晝間に於て之を行ふこととされたり是發育期に在る青年學校生徒の身體を養護し其の體位向上を圖るの要あると共に近時晝間に於て教授及訓練を行ふもの漸く多きを加ふるの趨勢に在るを以てなり然れども今遽かに全部の教授及訓練を晝間に於て行ふを困難とする地方あるべきを以て夜間に於ても教授及訓練を爲し得ることとされた

八 教授及訓練の一部を他の青年學校に於て受けしむる場合に關する事項 青年學校生徒にして特別の事由に依り他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望する者あるときは學校長は其の生徒をして他の青年學校に於て教授及訓練の一部を受けしめ得ることとなれり是生徒にして生業等の理由に依り一時他の地方に滞留する場合に其の期間滯留地の青年學校に於て教授及訓練を受くることを得せしむるの外他の青年學校の充實したる施設を利用して教授及訓練の一部を受くることを得せしめんとするに外ならず。

九 課程の修了及卒業等に關する事項 從來青年學校は必ずしも嚴格なる學年制を採ることを要せざるものと爲したりしも義務制實施に依り義務就學者が各學年に於て義務課程を履修すべきものとせられたるに伴ひ各學年の課程修了の制度を定めたり而し

て各學年の課程又は普通科、本科若くは研究科の全課程の修了は生徒の出席時數其の他平素の學修情況を標準として之を認むることとされたり仍つて生徒にして所定の教授及訓練を受くることを得ざるものあるときは之を適當なる時期に於て補充するの方途を講ぜしめ之が運用に遺憾なからしむるを要す。

一〇 女子青年學校教育に關する事項 國民活動の源泉を培ひ國家の進展を圖る爲には男子と並びて女子の教育の振興を必要とするは言を俟たず従つて女子に就きても青年學校教育を義務と爲すは最も望まじき所なるも現下我が國情と女子青年教育普及の實情とは直ちに之を實現するを困難とするを以て女子の青年學校教育に就きては今後一層就學を勸奨すると共に専任教員の養成並に之が配置の普及、教育内容の改善充實に力を注ぎ以て將來成るべく速かに義務制の實施を期せんとす宜しく此の意を體

し女子青年學校教育の振興に一貫の努力を致すべきなり。

青年學校令摘要

(昭和四・四・二四)勅令二二五(四)

一、目的

青年學校は男女青年に對し其の心身を鍛練し徳性を涵養すると共に職業及實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とす。

二、課程

青年學校に普通科及本科を置く。

土地の情況に依り普通科又は本科のみを置くことを得又研究科を置くことを得。

普通科の教授及訓練期間は二年とす本科の教授及訓練期間は男子に在りては五年、女子に在りては三年とす但し土地の情況に依り男子に在りては四年、女子に在りては二年と爲すことを得研究科の教授及訓練期間は一年以上

とす。

普通科の教授及訓練時数は各學年二百十時以上とし本科の教授及訓練時数は男子に在りては第一學年及第二學年に於て各二百十時以上、第三學年以上に於ては各百八十時以上とし女子に在りては各學年二百十時以上とす研究科の教授及訓練時数は土地の情況に依り適宜之を定むべし。

普通科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科並に體操科とし女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、家政科並に體操科とす、本科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科並に體操科とす、研究科の教授及訓練科目は本科の教授及訓練科目に就き適宜之を定むべし但し修身及公民科は之を缺くことを得ず、教授及訓練科目の程度は文部大臣之を定む。青年學校には特別の事項を修得せし

むる爲専修科を置くことを得専修科に關する規程は文部大臣之を定む。

特別の學歴若しくは素養を有する生徒又は現に青年學校以外の施設に於て教育を受くる生徒に對しては文部大臣の定むる所に依り教授及訓練科目中其の一部を課せざることを得、教授及訓練科目中生徒其の身體の情況に依り學習すること能はざる科目は之を其の生徒に課せざることを得。

青年學校長は傳染病に罹り若しくは其の或る生徒又は性行不良にして他の生徒の教育に妨ありと認むる生徒の青年學校に出席するを停止することを得。青年學校の教科用圖書に關する規程は文部大臣之を定む。

三、就學

普通科に入學することを得る者は尋常小學校卒業者とし本科に入學することを得る者は普通科修了者又は高等小學校卒業者とし其の他の者にして特に青年學校に入學することを得る者に關しては文部大臣の定むる所に依る。

年齢滿十二歳を超え滿十九歳(滿十九歳に達したる日に於て仍青年學校本科の學年中途に在る者に付ては其の學年の終)に至る迄の男子は左の各號の一に該當する者を除く外其の保護者(親權を行ふ者又は後見人)に於て之を青年學校に就學せしめ義務課程(普通科及本科の各學年に於て義務就學者が規定の各最低時數を以て履修すべき課程)を履修せしむることを要す。

- 一 小學校に就學せしむべき者又は現在に學する者
- 二 現に高等學校尋常科に在學する者又は之を修了したる者
- 三 現に師範學校本科第一部に在學する者又は同第二學年を修了したる者
- 四 現に中學校に在學する者又は同第四學年を修了したる者
- 五 現に實業學校に在學する者、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限四年以上の實業學校を卒業し若しくは同第四學年を修了したる者又は高等小學校卒業程度を以て入學資

格とする修業年限二年以上の實業學校を卒業し若しくは同第二學年を修了したる者

六 青年學校本科の課程を修了したる者

七 特に文部大臣の指定する者

義務就學者の癩癩白痴又は不具廢疾其の他止むを得ざる事由に因り之を就學せしむること能はずと認むるときは市町村長は文部大臣の定むる所に依り保護者の義務を免除することを得、義務就學者の病弱其の他止むを得ざる事由に因り就學時期に於て之を就學せしむること能はずと認むるときは市町村長は文部大臣の定むる所に依り其の就學を猶豫することを得。

義務就學者青年學校以外の施設に於て青年學校の課程と同等以上と認むる課程を修むるときは保護者の義務の履行に關しては其の期間青年學校に就學するものと看做す、此の場合の課程の認定に就ては文部大臣之を定む。義務就學者を使用する者は其の使用

に依りて義務就學者の義務課程の履行を妨ぐることを得ず。

四、職員

青年學校には相當員數の専任教員を置く其の教員の資格に關する規程は文部大臣之を定む。

五、設置

道府縣、市町村、市町村學校組合及町村學校組合は青年學校を設置することを得市町村、市町村學校組合及町村學校組合は青年學校を設置する場合費用の負擔の爲學區を設けることを得。

道府縣の設置する青年學校は之を道府縣立青年學校とし市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の設置する青年學校は之を市町村立青年學校とす商工會議所、農會其の他之に準すべき公共團體、法人に非ざる社團にして代表者の定あるもの及私人は青年學校を設置することを得此の場合設置したる青年學校は之を私立青年學校とす。

青年學校の設置廢止は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校

に在りては地方長官の認可を受くべし
 青年學校の設置廢止に關する規程、設
 備に關する規程は文部大臣之を定む。
 市町村は其の區域内の義務就學者を
 就學せしむるに必要な青年學校を設
 置すべし但し市町村學校組合又は町村
 學校組合に依り設置するを妨げず設置
 する青年學校の校數及位置は地方長官
 に於て市町村、市町村學校組合又は町
 村學校組合の意見に聞き之を定むべ
 し。

地方長官は一町村に於て就學せしむ
 べき者の數一青年學校を構成するに足
 らず又は適度の通學路程内に於て一青
 年學校を構成するに足るべき數を得る
 こと能はずと認むるときは青年學校の
 設置に代へ其の町村をして義務就學者
 の全部又は一部の教育事務を他の市町
 村、市町村學校組合、町村學校組合又
 は他の學區に委託せしむることを得又
 地方長官は市町村、市町村學校組合又
 は町村學校組合の一部にして前記の事
 情あるものが其の市町村、市町村學校

組合又は町村組合學校に對し適度の通
 學路程内に在らずと認むるとき亦前記
 の例に依ることを得。

地方長官は町村が其の資力青年學校
 設置に關する費用の負擔に堪へず且青
 年學校設置の爲他の市町村と學校組合
 を設けること能はずと認むるときは其
 の町村をして青年學校設置の義務を免
 れしむることを得又前項の規定に依ら
 しむること能はずと認むるときは其の
 町村の區域の全部又は一部に關し青年
 學校設置の義務を免れしむることを得
 以上の規定に依り青年學校設置の義務
 を免ぜられたる區域内の義務就學者の
 保護者は義務就學者を青年學校に就學
 せしめ義務課程を履修せしむる義務を
 免除せられたるものとす。

六、費用負擔及授業料

青年學校設置に關する費用は特別の
 規定ある場合を除くの外道府縣立青年
 學校に在りては道地方費又は府縣の負
 擔とし市町村立青年學校に在りては市
 町村、市町村學校組合、町村學校組合

又は其の學區の負擔とす其の費用の概
 目は(一)設備及其の維持費用、(二)職
 員の俸給、旅費其の他の諸給與、(三)
 校費とす。

青年學校に於ては授業料を徴收する
 ことを得ず但し特別の事情あるときは
 道府縣立の學校に在りては文部大臣、
 其の他の學校に在りては地方長官の認
 可を受け之を徴收することを得。

七、管理及監督

市町村長、市町村學校組合管理者又
 は町村學校組合管理者は市町村、市町
 村學校組合又は町村學校組合に屬する
 國の青年學校に關する教育事務を管掌
 し市町村立青年學校を管理す。
 市町村、市町村學校組合及町村學校
 組合は青年學校に關する教育事務の爲
 市制若くは町村制の規定に依り學務委
 員を設くべし此の場合に於ては市町村
 會、市町村學校組合會又は町村學校組
 合會の議決に依ることを要せず學務委
 員には市町村立青年學校の學校長又は
 教員を加ふべし委員中學校長又は教員

より出づる者の任免は市町村長又は管
 理者に於て爲す學務委員の職務其の他
 に關する規程は文部大臣之を定む。
 市町村立青年學校の學校長及教員は
 其の執行する青年學校に關する國の教
 育事務並に私立青年學校は地方長官之
 を監督す。

附 則

本令施行の際現に存する青年學校に
 して本科の男子の教授及訓練期間を二
 年又は三年と爲すものに付ては昭和十
 六年三月三十一日迄は仍從前の例に依
 ることを得。

第十二條の規定(年齢滿十二歳を超
 え滿十九歳に至る男子は其の保護者に
 於て之を青年學校に就學せしめ義務課
 程を履修せしむべき規定)は大正十五
 年四月一日以前に出生したる者に關し
 ては之を適用せず。

特別の事情ある場合に限り青年學校
 には地方長官の認可を受け當分の内專
 任教員を置かざることを得。

青年學校令施行規則
 抜萃

(昭和一四・四・二六)
 (文省令二二四)

一、課程

普通科の各學年に於ける各教授及
 訓練科目時數は男子に在りては第一號
 表、女子に在りては第二號表の時數以
 上に於て土地の情況に依り適宜之を定
 むること。

第一號表

學年	教授及訓練科目				
	修身及公民科	普通學科	職業科	體操科	合計
學年一	二〇	九〇	六〇	四〇	二一〇
學年二	二〇	九〇	六〇	四〇	二一〇

第二號表

學年	教授及訓練科目				
	修身及公民科	普通學科	職業科	家庭科	體操科
學年一	二〇	八〇	八〇	三〇	二一〇
學年二	二〇	八〇	八〇	三〇	二一〇

本科の各學年に於ける各教授及訓練
 科目の教授並に時數は男子に在りては
 第三號表、女子に在りては第四號表の
 時數以上に於て土地の情況に依り適宜
 定むること但し男子に於て教授及訓練
 期間を四年と爲したる場合に在りては
 第三號表の第一學年乃至第四學年、女
 子に於て教授及訓練期間を二年と爲し
 たる場合に在りては第四號表の第一學
 年及第二學年の時數以上とする。

第三號表

教授及訓練科目	學年				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇
教練科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

第四號表

教授及訓練科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	五〇
職業科	一〇〇	一〇〇	一〇〇
家庭科	一〇〇	一〇〇	一〇〇
體操科	三〇	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇	二一〇

研究科の各學年に於ける各教授及訓練科目並に時数は土地の情況に依り適宜之を定むること。

青年學校令の規定に依り特別の學又は素養を有する生徒に對し課せざることを得る科目は本科第三學年以上の普通學科及職業科にして該科目の免除を受けんとするときは生徒の保護者は其の事由を證明すべき書類を添へ青年學校長に其の旨申出づるものとす。

青年學校に於て教科用圖書を使用する場合には修身及公民科並に普通學科に在りては文部省に於て著作権を有するもの又は文部大臣の檢定を経たるものに就き學校長に於て之を定め地方長官に報告すべし、其の他に教科用圖書を使用する場合には豫め地方長官に開申を要す。

青年學校の専修科の教授及訓練期間、入學資格、専修項目其他必要なる事項は土地の情況に依り適宜之を定むる但し修身及公民科は課するを要す。

青年學校に於ては隨時講習を爲すことを得。

二、學年、教授及訓練の日時及式日

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る、教授及訓練は晝間に於て之を行ふ但し土地の情況に應じ午後九時を過ぎざる夜間に於て之を行ふことを妨げず、特別の事情に依り午後九時を過ぎて教授及訓練を行はんとするときは地方長官の認可を受くるを要す但し教授及訓練の性質上特に夜間に於て行ふ必要あるものに付ては此の規定を適用せず。

教授及訓練を行ふべき日及時刻は學校長之を定む。

紀元節、天長節、明治節及一月一日には職員及生徒學校に參集して祝賀の式を行ふべし。

傳染病豫防の爲必要なるとき其他非常變災あるときは管理者又は設立者に於て臨時休業を爲すことを得此の場合に於ては直に地方長官に報告するを

要す。

三、就學

青年學校の入學期は毎年四月とす但し特別の事情ある者は中途之を入學せしむることを得。
 高等小學校、高等學校尋常科、師範學校、中學校、高等女學校又は實業學校の中途退學者及高等小學校又は實業學校の卒業者に付ては左の各號に依り入學せしむ。

(イ) 高等小學校第一學年修了者は普通科第二學年、同第二學年修了者又は卒業者は本科第一學年、同第三學年卒業者は本科第二學年

(ロ) 高等學校尋常科、中學校、高等女學校又は尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限四年以上の實業學校の第一學年修了者は普通科第二學年、同第二學年修了者は本科第一學年、同第三學年修了者は本科第三學年

(ハ) 尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限二年又は三年の

實業學校の第一學年修了者は普通科第二學年、同第二學年修了者又は卒業者は本科第一學年、同第三學年卒業者は本科第三學年

(ニ) 高等小學校第一學年修了程度を以て入學資格とする修業年限二年以上の實業學校の第一學年修了者は本科第一學年、同第二學年修了者又は卒業者は本科第三學年

(ホ) 高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限二年以上の實業學校の第一學年修了者は本科第三學年修了者は本科第三學年

專門學校入學者檢定規程に依り檢定を受けたる學校又は高等女學校實科の各學年修了者の編入に關しては其の課程の程度に應じて前項に準じ、前項の規定に該當せざる者に付ては其の年齢學歷及素養に應じ青年學校の相當科の學年に入學せしむ。

學校長は他の青年學校より轉學する生徒あるときは之を相當科の相當學年

に入學せしむ。生徒にして特別の事由に依り他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望する者あるときは學校長は其の生徒をして他の青年學校に於て教授及訓練の一部を受けしむることを得。

市町村長は其の市町村内に居住し其の年四月一日より翌年三月三十一日迄の間に満十三歳に達すべき男子にして右期間に於て青年學校に就學せしむべき者を調査し毎年一月末日迄に翌年度の義務就學者名簿を編製す名簿に登載したる者にして死亡、日本の國籍を失ひたるとき又は市町村外に轉住したるものあるときは遲滞なく之を抹消し市町村外に轉住したる者に對しては同時

に義務就學者名簿の謄本(學齡簿を代用したるときは青年學校に關する部分の抄本)を其の者の轉住地の市町村長に送付す。

市町村長は義務就學者をして青年學校に入學せしむべき期日を定め豫め其の保護者及義務就學者に通知す。義務就學者の瘋癲白痴又は不具癡疾の爲就學せしめ能はずと認むるときは就學の免除又は猶豫を市町村長に申出づべし其の他の止むを得ざる事由に因る就學の免除は地方長官の認可を受けるを要す。

義務就學者の保護者は左の各號の一に該當する場合は關係施設の管理者若くは設立者又は學校長若くは之に該當する者の承認書又は證明書を添へ關係市町村長に届出づべし。(イ) 義務就學者を規定の入學せしむべき學校以外の青年學校に入學せしめんとするとき(ロ) 義務就學者青年學校以外の施設に於て青年學校の課程と同等以上と

認むる教育を受けんとするとき(ハ) 義務就學者青年學校に在學する場合に於て他の青年學校に轉學せんとするとき

市町村立青年學校長は當該町村長より通知を受けたる義務就學者中入學期日後十日以内に入學せざる者あるときは其の氏名を關係市町村長に報告す又在學者にして正當の事由なく引續き缺席したるときは學校長は速かに其の保護者に對し生徒の出席すべき旨を通知し仍出席せざるときは關係市町村長に其の旨報告すべし。

學校長は義務就學者の義務課程履修の爲出席すべき日及時刻を定め豫め之を其の保護者及使用者に通知す其の通知は毎學年の始に於て又は毎學年を二回若くは三回に分割して之を爲す。學校長は傳染病に罹り若くは其の感ある生徒又は性行不良にして他の生徒の教育に妨ありと認むる生徒に出席を停止したるときは當該生徒の保護者及使用者に其の旨を通知す。

生徒には常時青年學校手帳を携帯せしむ該手帳には左の事項を記載す。(イ) 義務課程履修の爲出席すべき日及時刻並に其の変更(ロ) 入學、轉學、退學及就學の免除又は猶豫に關する事項(ハ) 青年學校令第七條及第八條の規定に依る科目免除並に同第九條の規定に依る出席停止(ニ) 教授及訓練科目別出席時數(ホ) 其の他必要な事項

四、職員

公立青年學校には公立學校職員制に定むる職員の外生徒の教育を擔任せしむる爲指導員を置くことを得指導員は

地方長官之を囑託す。

五、設置

青年學校設置の認可を受けんとするときは左の事項を具し道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官に申請すべし。

- (イ) 名稱(ロ) 位置(ハ) 學則(ニ) 生徒概數(ホ) 開校年月(ヘ) 經費及維持の方法
- 學則には次の事項を規定すべし科並に教授及訓練期間に關する事項、教授及訓練科目並に教授及訓練時數に關する事項、教授及訓練の時期及時刻に關する事項、課程の修了及卒業に關する事項、入學退學等に關する事項、其の他必要な事項。
- 學校には校地、校舍、體操場及校具其の他必要な設備を設くべし但し其の設備は學校の規模に適應するを要す。

六、學務委員

學務委員の員數は地方長官之を定め公民より出づる學務委員の任期は四年とす。

- 學務委員は左に掲ぐる事項につき市町村長、學校組合管理者を補助し又は其の諮問に應じ意見を陳述す。(イ) 就學の獎勵督促に關すること(ロ) 就學の免除又は猶豫に關すること(ハ) 設備に關すること(ニ) 經費豫算に關すること(ホ) 授業料に關すること(ヘ) 教授及訓練に關すること(ト) 教授及訓練時數に關すること

附則 本令は公布の日より之を實施す、青年學校の教科書は當分の内地方長官の認可を経て文部大臣の檢定を経ざるも之を使用することを得。

青年學校教授及訓練
科目要旨

(昭和一〇・八・二一文科令一九)
(昭和一四・四・文訓令一三改正)

青年學校教授及訓練要旨左の通定む
地方長官は青年學校をして本要旨に準
據して土地の情況に適切なる教授及訓
練を爲し以て青年學校教育の本旨を達
成せしめんことを期すべし。

青年學校教授及訓練科目要旨

青年學校に於ては常に教育に關する
勅語の趣旨を體して生徒を教養し特に
左の事項に留意して教授及訓練を爲す
べし。

- 一 忠君愛國の大義を明かにし獻身奉
公の心操を確立することに力むべし
- 二 青年期の特性に鑑みて向上の精神
と潤達なる氣風とを助長し情操を豊
にし健全なる生活の自覺に導くべし
- 三 鍛鍊を旨とし鞏固なる意志と強健
なる身體とを育成すべし
- 四 創造を尙び勤勞を樂み生業に勵む

の習慣を養ふべし

五 各教授及訓練科目を相互に聯絡補
益せしめ實際生活に即して知能を啓
發すべし

修身及公民科

修身及公民科は教育に關する 勅語
の趣旨に基きて徳性を涵養し公共生活
を完了するに足るべき性格を育成し殊
に我が國體の本義と立憲自治の精神と
を體得せしむるを以て要旨とす。

修身及公民科は道徳の要領並に日常
生活に適切なる法制上、經濟上及社會
上の事項を授け尙女子に在りては特に
婦徳の涵養に資すべき事項を加ふべ
し。

注意

- 一 修身及公民科に於ては生徒の年
齡、境遇及男女の特性を考慮して
其の實際生活に適切なる事項を授
け實踐躬行に導くべし。
- 二 國民の記念すべき日、忠良賢哲
の記念日及教訓に資すべき事件の
生じたるとき等に於ては之に因み

て適宜教訓すべし。

三 時事を取扱ふ場合に於ては種電
中正を期し之に對する正しき批判
力を養ふことに力むべし。

普通學科

普通學科は日常生活に須要なる普通
の知識技能を増進し一般的教養を高む
るを以て要旨とす。

普通學科は國語及國史に關する事項を
授くるの外地理、數學、理科、音樂等
に關する事項に就き土地の情況に應じ
て適宜之を授くべし。

注意

- 一 普通學科に於ては成るべく各事
項を生活に關聯せしめ且各事項の
綜合に留意して之を授くべし。
- 二 國語、國史、地理等に關する事
項は特に修身及公民科との聯絡を
保ち我が國體、國民文化の特質及
國勢を詳かにし進んで東西文化の
發展と國際情勢とを知らしめ國民
精神を涵養することに留意して之
を授くべし。

三 國語、數學、地理、理科等に關

する事項は特に職業科との聯絡を
保ち日常生活に適切ならしむるこ
とに留意して之を授くべし。

四 音樂に關する事項は高雅なる情
操を養ひ國民精神の涵養に資すべ
きものを選びて之を授くべし。

職業科

職業科は職業に須要なる知識技能を
修練せしめ兼ねて職業生活の社會的意
義を體得せしむるを以て要旨とす。

職業科は農業、工業、商業、水産其の
他の職業の中に就き土地の情況に適切
なる事項を授くべし。

注意

- 一 職業科に於ては特に修身及公民
科との聯絡を保ち職業を通じて徳
性を涵養することに留意すべし。
- 二 職業科は生徒の職業生活の實際
に適切なる事項に留意して之を授
くべし。
- 三 職業科に於ては研究心を養ひ工
夫創作の力を陶冶することを留意

すべし。

四 職業科に於ては特に實驗實習を
重んずべし。

五 職業科に於ては努めて地方産業
との聯絡を保ちて隨時見學を爲さ
しむべし。

家庭科

家庭科は家事及裁縫に關する知識技
能を修練せしめ兼ねて堅實なる家庭生
活を営むの能力を得せしむるを以て要
旨とす。

家庭科は家事、裁縫及手藝に就き土地
の情況に應じて家庭生活の實際に適切
なる事項を授くべし。

注意

- 一 家庭科は家庭生活の整理と改善
とに資することに留意して之を授
くべし。
- 二 家庭科に於ては趣味の向上を圖
り工夫力を練り節約、利用、清潔
整頓等の習慣を養ふことに力むべ
し。
- 三 家庭科に於ては特に實驗實習を

重んずべし。

體操科は身體を強健にし其の動作を
輕快敏捷ならしめ容儀を整へ剛毅快活
の精神と規律を重んじ協同を尙ぶの習
慣とを養ふを以て要旨とす。

體操科は體操、教練、競技及遊戲等に
就き適宜之を授くべし。

注意

- 一 體操科は生徒の身體の發育情況
及男子の特性を考慮して之を授く
べし。
 - 二 體操科に於ては職業等に因る固
癖を矯正することに留意すべし。
- 教練科
- 教練科は意志を練磨し身體を鍛鍊し
堅忍剛毅の精神と規律を重んじ協同を
尙ぶの習慣とを養ふを以て要旨とす。
- 教練科は教練及體操を授け尙土地の
情況に依り適宜武道及競技を加ふべ
し。
- 注意
- 一 教練科は生徒の身體の發育情況

を考慮して之を授くべし。
二 教練科に於ては職業等に因る固

辨を矯正することに留意すべし。
三 教練科に於ては教練の基本的事

項の演練に力むべし。

教授及訓練要目 (教練以外の科は省略)

普通科 (男子)

第一學年	第二學年
氣ヲ著ケ 休メ 集合及解散 番號 整頓 右(左)(後)向 半右(左)向 縱隊行進 駢歩 止レ 足踏 伍伍右(左) 速歩間右(左)(後)向	氣ヲ著ケ 休メ 集合及解散 番號 整頓 右(左)(後)向 半右(左)向 縱隊行進 駢歩 止レ 足踏 伍伍右(左) 速歩間右(左)(後)向 橫隊行進 方向ヲ換ヘ

普通科 (女子)

第一學年	第二學年
氣ヲ著ケ 休メ 集合及解散 番號 整頓 右(左)(後)向 半右(左)向 縱隊行進 駢歩 止レ 足踏 伍伍右(左) 速歩間右(左)(後)向	氣ヲ著ケ 休メ 集合及解散 番號 整頓 右(左)(後)向 半右(左)向 縱隊行進 駢歩 止レ 足踏 伍伍右(左) 速歩間右(左)(後)向 橫隊行進 方向ヲ換ヘ

駢歩間右(左)(後)向
駢歩ヨリ速歩

本科 (女子三年制)

第一學年	第二學年	第三學年
氣ヲ著ケ 休メ 集合及解散 番號 整頓 右(左)(後)向	氣ヲ著ケ 休メ 集合及解散 番號 整頓 右(左)(後)向	氣ヲ著ケ 休メ 集合及解散 番號 整頓 右(左)(後)向

駢歩間右(左)(後)向
駢歩ヨリ速歩

第一學年・第二學年	第三學年以上
半右(左)向 縱隊行進 駢歩 止レ 足踏 伍伍右(左) 速歩間右(左) 橫隊行進 方向ヲ換ヘ 駢歩間右(左) 駢歩ヨリ速歩	半右(左)向 縱隊行進 駢歩 止レ 足踏 伍伍右(左) 速歩間右(左) 橫隊行進 方向ヲ換ヘ 駢歩間右(左) 駢歩ヨリ速歩

之を各年に配當することなく概ね
第一學年及第二學年と第三學年以

上とに大別して之を示したり。

本科 (男子)

第一學年・第二學年	第三學年以上
敬禮 基本各個教練 戰團各個教練 併列及伍の教練 分隊密集教練 分隊戰團教練	敬禮 基本各個教練 戰團各個教練 戰團各個教練 分隊密集教練 小隊密集教練
(徒手) (徒手) (徒手) (徒手) (徒手)	(徒手及執銃) (執銃) (執銃) (執銃) (執銃)

實施上の注意
一 本要目は青年學校教授及訓練科
目要旨に則り陸軍所定の典令範中
主として青年の心身鍛練、徳性涵
養に適切なる事項を選定せり。
二 教練は反復之を練磨することに
より初めて其の効果を收め得べき
に鑑み既修事項を繰返し演練せし
むるやう特に留意したり。
三 本要目は青年學校の實情に徴し

武	體操・競技	練			
		講話	軍事	陣中	教練
道	基本體操・應用體操	瓦斯防護	陸軍各兵科の性能・軍人の階級・軍隊生活・防空	傳令・連絡	小隊密集教練 部隊の分列 (徒手)
道	基本體操・應用體操	瓦斯防護 兵器取扱法及手入保存法 地圖の見解 輕機關銃・擲彈筒の使用法	陸軍各兵科の性能・軍人の階級・軍隊生活・防空	傳令・連絡 (斥候)	小隊戰鬥教練 部隊の分列 (執銃)

實施上の注意

一 軍人に賜はりたる 勸諭に關しては修身及公民科と聯絡を保ちて隨時之を授け聖旨を奉體せしむるやう留意すべし。

二 教練は技術の修得よりも精神の

陶冶を主眼とすされば各教材指導に當りては嚴格に之を實施し反復練習を重ねて其の目的を達成することに力むべし。

三 教練の指導は規律的訓練に重きを置き又基本的事項の演練に力む

べし。

四 本要目の指導は修身及公民科其の他の教授及訓練科目と密接なる聯絡を保ち以て徳性の涵養に留意すべし。

五 第三學年以上の教練は主として執銃教練と定めたるも土地の情況により徒手教練を課することを

六 輕機關銃、擲彈筒に關する事項は主として高年生徒の若干名に對し使用法の概要を指導すべし。

七 行進の歩幅及速度は各年に應じ適宜之を定むべし。

八 軍事講話は本要目の外適宜國防に關する事項等を授け以て軍事上の常識を養成することに力むべし。

九 體操は生徒の心身發達情況に適應して之を課し心身を鍛練し以て機敏性、持久力の涵養、作業能力の増進を圖ると共に身體の固癖矯正に力め以て教練成果の向上に資

すべし。

十 體操競技の教材は主として體操教範に據るも青年學校體操科教授及訓練要目並に學校體操教授要目中學校及男子實業學校に關する教材に就き適宜取捨選擇して之を課すべし。

十一 武道は銃劍術、劍道及柔道等を主とし努めて之を課すべし。

十二 各教材を指導するときは高年の生徒をして助教、助手、分隊長等の任に當らしめ以て統御力を體得せしむることに力むべし。

青年學校教練科查閱令

(昭和一〇・八・一〇)
勅令二四九

陸軍大臣は陸軍現役將校をして青年學校令又け昭和十年勅令第九十一號に依る青年學校に於ける教練科に關する查閱を爲さしむること得本令は公布の日より之を施行す。

青年學校教練科查閱令の特例

青年學校教練科等查閱令に依り青年學校教練科等の查閱を爲さしむべき陸軍現役將校は當分の内昭和八年勅令第十二號に依り充用したる陸軍の豫備役若は後備役の各兵科佐、尉官又は戰時若は事變に際し召集したる陸軍の各兵科將校を以て之に代ふることを得。

豫後備役將校圖へ小銃の貸與及實包供給等に關する件

(明治四四・六・一九)
陸普二二七五

一 軍隊教育に妨なき限り最寄軍隊に於て射撃場を使用せしめ且所要の射撃要具を貸與するものとす。

二 射撃當日軍隊保管の現用歩、騎銃三十挺以内を貸與するものとす。

三 射撃用彈藥は一名一回に付二十錢以内とし、團長より最寄軍隊に貸與方を照會するときは一時軍隊保管のもの之に充用し射撃終了後實際發射彈數を精算し團長より右の員數に

在郷軍人會射撃用火藥類貸與に關する件

(大正一五・一・二三)
陸普五〇一九

在郷軍人會が實包並に狹窄射撃等の實施を軍隊に願出で軍隊所屬の射撃に於て軍隊監視の下に射撃を爲さしめ且彈藥の出納は軍隊に於て取扱ふ場合の火藥類の讓受許可に付ては明治四十五年陸普第一八九七號に依り射撃施行後に於て便宜受け得ることに相成おる

も右消費彈藥の補填は軍部内の業務に屬し軍人會は現品の取扱を爲さざるものに付爾今此の場合に於ける火藥類讓受許可は便宜之を要せざることに定めらる。

部外團體へ彈藥類拂下手續

(大正一五・二・三) 陸普五〇・二・三

一、陸軍部隊を經由拂下手續 部外團體より師團(軍)司令部、兵器廠 要塞司令部及軍隊(學校を含む)を經由して造兵廠に實包、空包及狹窄實包等の拂下を願出たる場合は左の各號に依り取扱ふ。

又は青年訓練施設に銃砲火藥類取締法令の定むる所に依り行政官廳の火藥類讓受許可を受けたる者に對し部隊保管のものを即金徴收(官立學校に金となす)にて繰替拂下げ其の代金は該隊收入官吏をして造兵廠歳入徴收官所屬歳入金として收納せしむ。

ホ 村田式、三十年式等の舊式又は軍隊にて不用の銃用彈藥は兵器本廠宛に願出れば前號(イ)の手續に依り拂下く。

部外團體の兵營及廠舎宿泊並に軍馬及軍用物件貸與規程

(大正一五・四・五) 陸普一二・二・六

部外團體にして軍隊生活の見學又は軍事研究等の爲兵營(學校を含む)以下同じ又は廠舎に宿泊し、或は軍馬並に軍用物件の貸與を願ふものあるとき

は、師團長(各學校に在りては學校長)は左記各號に準據し軍隊又は學校の教育、内務、經理及衛生に支障を生ぜざる範圍内に於て之を許可することを得。

Table with columns: 名, 稱, 單位, 陸軍造兵廠, 陸軍兵器本廠, 拂下分, 陸軍兵器本廠, 拂下分. Rows include 三八式步兵銃, 三十年式銃, 三八式騎銃, 三八式銃實包, 三八式銃空包, 輕機關銃空包, 三八式銃狹窄射擊(實包).

銃器彈藥類拂下價格(昭和六年六月一日以降)(銃器類の拂下は當分中止)

陸軍現役將校を配屬せる私立の中等以上の學校に於ける軍用火藥類讓受許可の件

(大正一五・二・九) 陸普四一・二・九

私立の中等以上の學校に於て陸軍軍用銃砲及火藥類拂下規則に依る軍用火藥類の拂下を受けんとする場合當該學校に陸軍現役將校を配屬せられ右火藥類は教練振作の目的に使用し且其の出

納は配屬將校に於て取扱ふものに對しては銃砲火藥類取締法施行規則に依る行政官廳の讓受許可は便宜之を要せざることとなれり。

但し軍隊經理規程第八十二條及第八十三條に「定められたるもの及師團長に於て特に必要と認むるもの」にありては、豫め規定を設け部隊長をして許可せしむることを得。

軍隊經理規程の準

第八十二條 入營又は除隊する者にして傳染病交通機關の關係等止むを得ざる事由に由り兵營に宿泊を許可せられたるものには所要の兵食、被服、陣營具消耗品を供給又は貸與することを得。前項の場合に於て兵食に對しては前條に準じ其の實費を徴し其の他に對しては特に經費を要したる場合に限り其の實費を徴すべし。

第八十三條 部外團體にして軍隊生活の見學又は軍事研究等の爲兵營廠舎に宿泊又は軍馬の使用を許可せられたる場合及軍用物件の貸與を願出たる場合に於ける糧秣被服陣營具消耗品練習用具に關する取扱は左の各號に依るべし。

(一)兵營又は廠舎に宿泊を許可せられたる場合に於ては左の品種に限

り之を貸與し又は供給することを得。

イ 寢具

ロ 陣營具(寢臺其の他宿泊上必要なる物品)

ハ 糧食

ニ 消耗品(燈火、薪炭類)

(二)軍馬の使用を許可せられたる場合に於て特に給飼量の増加を要するときは増飼用馬糧を供給することを得。

(三)被服、練習用具の貸與を願出たる場合に於ては左の品種に限り隊長之を許可することを得。

イ 着用被服(防雨外套作業衣袴 巻脚絆)

ロ 裝具(背囊、飯盒、水筒、携帶天幕)

ハ 練習用具

(四)前各號の貸與品にして兵營、廠舎以外に持出すものに在りては總て當日中に之を返納せしむるものとす、但し要すれば數日に互る貸切と爲すことを得。

一 兵營若くは廠舎に宿泊を許可する範圍は左に掲ぐる團體に限る。但し「二項にありては個人の希望に應ずることを得。」

イ 軍隊生活見學又は軍事研究の目的を以て兵營に宿泊を希望するもの

ロ 軍事教練實施の目的を以て廠舎に宿泊を希望するもの

ハ 軍事講習の目的を以て兵營若くは廠舎に宿泊せしむべき師範學校

ニ 入隊又は除隊する者にして入(除)隊の直前(後)傳染病、交通機關の關係等止むを得ざる事情に基き兵營に宿泊を希望する者

二 宿泊日數及日課

宿泊日數は三泊以上を例とし其の日課は宿泊せしむる部隊長之を定むるものとす、但し前號(イ)項以外のものにありては此の限にあらざり。

三 宿泊者の取締

軍隊内務營の規定に準じ宿泊せしむる部隊長所要の取締方法を講じ且成

るべく下士卒と雜居を避けしむるものとす。

四 軍馬の貸與

馬術又は馭法の修習を希望する者あるときは軍馬(官衙のものを除く)を貸與することを得。

五 兵器の貸與

左の品種に限り之を貸與することを得。

イ 本目的の爲交付せる師團特別保管の兵器

ロ 各部隊保管定數外兵器

ハ 各部隊保管演習用器材

ニ 兵器の手入用具

六 射撃の實施及彈藥の拂下

射撃の實施を希望する者あるときは之を許可することを得但し火炮の實彈射撃は之を行はしむることを得ず。空包、實包及狹窄彈は別に定むる所に依り之を拂下ぐることを得但し彈藥の出納及保管は軍部に於て之を掌るものとす。

七 危害の豫防

實包、狹窄射撃及馬術、馭法の修習を實施せしむるに當りては軍隊幹部(射撃にありては將校)指導の下に行はしめ、特に危害の豫防に注意するものとす。

ハ 糧秣、被服、陣營具、練習用具、消耗品の貸與並に供給

貸與供給の範圍並に之に伴ふ經費等に關しては軍隊經理規程第八十二條

〔附表第七表〕 部外團體納付金額區分表

備考	糧食	宿泊雜費	保料		區分	一名當額	摘要
			著用被服	裝具			
採援用薪炭ヲ給シタルトキハ使用煖室器ノ數ニ應シ内地ニ在リテハ日額二十錢、朝鮮及滿洲ニ在テハ同額三十五錢ヲ別ニ納付セシムルコトヲ得	糧食費	九錢	六錢	三錢	一名當額	洗濯費支辨ノ爲一錢以内ヲ加算スルコトヲ得、二品種迄ハ半額トス	寢具、陣營具ノ保料及消耗品費トシテ寢具洗濯費支辨ノ爲一錢以内ヲ加算スルコトヲ得
	糧食費	九錢	六錢	三錢	一名當額	二品種迄ハ半額トス	

乃至第八十四條の定むる所に依る。

第八十四條 前條の規定に依り貸與又は供給したる物品に要する經費は附表第七の區分に依り納付せしむるの外、損傷又は亡失したるものに付ては其の修理費の實費又は評價價格に依り別に賠償せしむるを例とす。貸與物品の運搬及手入(洗濯を除く)に要する經費は使用團體の負擔とす。

九 軍馬及軍用物件の貸與期間

兵營又は廠舎以外に持出すものは凡て當日中に返納せしむるものとす但し要すれば數日に互り貸切を爲すことを得。

十 損傷竝に亡失等の場合に於ける處理、貸與したる軍馬及軍用物件を損傷又は亡失したるときは治療修理に要する實費を徴し又評價價額を以て之を賠償せしむるを例とす。

十一 軍馬及軍用物件の入手洗濯竝に運搬手入及洗濯は部隊長の指示する方法に依り使用者をして實施せしむるを本則とし要すれば部外團體をして部隊長の承認する人夫を雇入れ使用せしむることを得、兵卒の使役は之を禁止す。
手入、洗濯竝に運搬に要する經費は凡て部外團體の負擔とす。

十二 衛生

兵營又は廠舎に宿泊を許可せられたる者にして診療を願出づるときは之に應ずることを得、但し醫治に要す

る藥物及消耗品は現品を戻入せしむるを例とす。

十三 宿泊竝に軍馬及軍用物件貸與願出に關する手續竝に通報事由を具し部外團體より師團長(部隊長限り許可するものに在りては部隊長)に願出許可を受けしむるものとす。但し師團長に願出づるものにして軍隊關係のものとは凡て當該關係部隊長を経由するものとす。
師團長又は部隊長は前項の許可を與へたる場合在郷軍人關係のものにありては其の都度之を關係聯隊區司令官に通報するものとす。

陸軍現役將校を配屬せる學校等へ軍用糧食品拂下に關する件

(大正一四・一〇・二六) 陸普四〇〇二六

陸軍現役將校を配屬せる諸學校若くは豫後備役將校團竝に在郷軍人會より軍事知識の普及増進の目的を以て軍用食糧品の拂下を希望し來る場合之が交付に關しては左記に依り取扱ふことに

定めらる。

一 拂下の品種及數量は軍隊に於ける軍用糧食品中の乾麵粉及罐詰肉にして軍隊の使用に支障を來さざる範圍とす。

二 拂下價格は左記標準に基き當該所管の經理部長之を指定するものとす。

1 乾麵粉に在りては陸軍給與令第二十五條に依る換算定量に對する精米精麥の當該月指定相場に依り算出したる金額。

2 罐詰肉に在りては陸軍給與令細則第四十九條に依り算出したる賄料減殺額に相當する金額、拂下の爲要する運搬費は拂下を受くべき學校若くは團體の負擔とす。

三 學校其の他團體代表者より糧食品の拂下方を願出たるときは當該隊長は其の實情を審査し適當と認めたるものに限り當該所管長官の認可を受け拂下くるものとす。

四 拂下げたる糧食品は當該隊營内居

代金は其の隊委任經理の收入に組入るるものとす。

傷兵保護

我が國に於ける戰死者、遺族、傷兵軍人に對しては長くも 皇室よりは靖國神社の祭祀、義肢義眼の御下賜を始め各種の優遇を賜り大正六年軍事救護法(現行の軍事扶助法)を制定し傷病兵、其の家族若くは遺族又は下士官兵の家族、遺族扶助法を定められたる外各種援護法に依り戰歿軍人の遺族保護竝に歸郷軍人に對する生業援護等に就き特別考慮を拂はれありしも支那事變勃發するに及び名譽ある傷兵を受け疾病に罹りたる將兵の數相當多數に達し是等名譽ある傷兵軍人に對しては官民擧つて感謝の至情を致し其の醫療、職業保護其の他各般の方法を講じて是等將兵が郷に在つて更に奉公報國克く國民たるの本分を盡くすに遺憾なからしむる爲昭和十二年十一月内務省社會局

臨時軍事保護部を設け傷兵軍人に關する保護調査を行ひ昭和十三年一月厚生省新設に伴ひ同事業を厚生省の管轄に移し昭和十三年四月傷兵保護院を設け専ら傷兵軍人保護事務を管掌せしむることと定められ昭和十四年七月に是等を廢し新に軍事保護院を設けられたり。

軍事保護院

軍事保護院は厚生大臣の管理に屬し(一)軍人又は之に準ずべき者として戰關其の他の公務に因り傷病を受け又は疾病に罹りたる者の療養職業保護其の他の援護、(二)軍人又は之に準ずべき者として戰關其の他の公務に従事し爲に死歿したる者、遺族の援護、(三)軍人又は之に準ずべき者として戰關其の他の公務に従事する者の家族の援護、

定めらる。

(四)其の他軍人援護事務を掌る。
軍事保護院は總裁官房及援護局、業務局の二局に分れ總裁官房に於ては人事、文書、會計事務其の他主管に屬せざる事務を、援護局は軍事扶助法の施行、軍人遺族及軍人家族の援護並に業務局主管に屬せざる軍人援護事務を、業務局に於ては傷兵軍人の療養及職業保護並に工營事務を掌る。
總裁は名譽官とし保護院に顧問、參與等の外専門委員を置き専門の事項を調査せしむ。
傷兵軍人の療養又は職業保護に關する事業を行ふ爲療養所又は職業輔導所を設く。
傷兵軍人保護對策會議
厚生大臣監督下に於て傷病を受け又は疾病に罹りたる軍人の保護對策に關する重要事項を調査審議するものにして會長は厚生大臣とす。
傷兵軍人醫療委員會
厚生大臣監督下に醫療委員會を設け

其の諸間に應じ結核性疾患に罹れる傷
病軍人の軍事保護院療養所に於ける醫
療に關する重要事項を調査審議す會長
は軍事保護院總裁とす。

醫療保護

軍事保護院療養所

軍人として恩給法の規定に依る公務
傷病の爲退職したる者にして其の退職
原因と爲りたる傷病疾病又は其の傷病
疾病に基因する疾病の爲(一)結核性疾
患(胸膜炎を含む)、(二)温泉療養、
(三)精神障礙の療養を必要とする者或
は軍人として故意又は自己の重大なる
過失に因るに非ずして服務に關聯し結
核性疾患(胸膜炎を含む)に罹り又は精
神障礙を受け之が爲退職したる者にし
て其の退職の原因と爲りたる傷病疾病
又は其の傷病疾病に基因する疾病の爲
(一)又は(二)の療養を必要とする者の
爲に左の療養所を設けらる。
傷病軍人千葉療養所(千葉縣千葉郡千
城村)

- 傷病軍人伊東温泉療養所(靜岡縣田方郡伊東町)
- 傷病軍人三朝温泉療養所(鳥取縣東伯郡三朝村)
- 傷病軍人別府温泉療養所(大分縣別府市)
- 傷病軍人登別温泉療養所(北海道幌別郡幌別村)
- 傷病軍人花巻温泉療養所(岩手縣稗貫郡湯本村)
- 傷病軍人宇奈月温泉療養所(富山縣下新川郡内山村)
- 傷病軍人北海道療養所(北海道龜田郡七飯村)
- 傷病軍人青森療養所(青森縣東津輕郡西平内村)
- 傷病軍人秋田療養所(秋田縣由利郡本莊町)
- 傷病軍人島根療養所(島根縣八束郡乃木村)
- 傷病軍人武藏療養所(東京府北多摩郡小平村)
- 傷病軍人箱根療養所(神奈川縣足柄下

傷病軍人愛知療養所(愛知縣知多郡大

府町)

傷病軍人岡山療養所(岡山縣都窪郡早

島町)

傷病軍人福岡療養所(福岡縣糟屋郡古

賀町)

傷病軍人京都療養所(京都府綴喜郡青

谷村)

傷病軍人新潟療養所(新潟縣刈羽郡柏

崎町)

傷病軍人長野療養所(長野縣上水内郡

若槻村)

傷病軍人宮城療養所(宮城縣亶理郡山

下村)

傷病軍人石川療養所(石川縣江沼郡篠

原村)

傷病軍人廣島療養所(廣島縣賀茂郡寺

西村)

傷病軍人東京療養所(東京府北多摩郡

清瀬村)

傷病軍人大阪療養所(大阪府泉南郡貝

塚村)

傷病軍人兵庫療養所(兵庫縣有馬郡三

輪町)

傷病軍人三重療養所(三重縣河藝郡大

里村)

傷病軍人愛媛療養所(愛媛縣溫泉郡北

吉井村)

傷病軍人佐賀療養所(佐賀縣三養基郡

中原村)

傷病軍人宮崎療養所(宮崎縣宮崎郡赤

江町)

傷病軍人神奈川療養所(神奈川縣中郡

東栗野村)

傷病軍人德島療養所(德島縣麻植郡西

尾村)

傷病軍人鹿兒島療養所(鹿兒島縣揖宿

郡指宿町)

傷病軍人小濱温泉療養所(長崎縣南高

來郡小濱町)

傷病軍人白濱温泉療養所(和歌山縣西

牟婁郡瀬戸鉛山村)

傷病軍人湯田温泉療養所(島口縣山口

市)

傷病軍人鹽原温泉療養所(栃木縣鹽谷

郡鹽原町)

傷病軍人の委託(居宅)

郡大窪村) 入所手續 陸軍病院入院中にして入
所資格を有し且移送に堪ふる者は本人
の希望に依り療養所に移送せらる其の
他の者は入所區域の療養所長に入所申
請書に(イ)増加恩給、傷病年金又は傷
病賜金受給權確定者は恩給證書寫又は
恩給裁定通知書寫其の他の者は最後に
治療を受けたる陸軍病院の院長又は海
軍人事部長の發給せる入所資格者の
退職者なることの證明書、(ロ)醫師の
診斷書を添へ居住地の地方長官を経て
療養所長に提出すること但し陸海軍病
院在院中の者退院後引續き療養所に入
所せんとするときは當該病院長を経由
して提出することを得又精神病者に在
りては其の監護義務者より申請するも
のとす。入所許可は療養所長より本人
へ通知せらる。尙入所區域の変更は事
情に依り許可せらるることあり。患者
入退所に要する旅費及特に附添を要す
る場合の附添人旅費は此等實費を支給
せらる。

療養施設完成する迄の間に於て陸海
軍軍人(將校、准士官を含む)又は之に
準ずる者にして戦闘又は公務に因り傷
病を受け又は疾病に罹り増加恩給、傷
病年金、傷病賜金を受け又は受くる見
込確實なる者にして其の醫療を受くべ
き場合は除役の原因となりたる傷病繼
續し若くは再發し又は其の傷病に基
て發したる疾病に罹りたる時及現役
中若くは應召中故意又は自己の重大な
る過失に因るに非ずして服務に關聯し
て傷病を受け又は結核性疾患(胸膜炎
を含む)等に罹り之が爲一種以上の兵
役を免ぜられ若くは召集解除せられた
る者にして兵役免除若くは召集解除の
原因となりたる傷病繼續し若くは其の
傷病再發又は其の傷病に基きて發した
る疾病に罹り特に温泉療養を要する者
は療養所、病院、温泉療養所、旅館其
の他適當なる施設に委託し居宅に於て
療養を受けることを得。

手續 地方長官宛の委託書(居宅醫療願)に恩給證書、裁定通知書寫又は最後に治療を受けたる陸軍病院長(海軍は離現役又は召集解除當時の所轄長)の作成せる恩給受給見込證明書寫又は兵役免除若しくは召集解除の原因となりたる傷病名及現役中又は應召中故意又は自己の重大過失に因るに非ずして職務に關聯し傷病を受け又は疾病に罹りたることの證明書寫を添附し地方長官に願出づるものとす。

軍人軍屬公務に起因したる傷病治療

の後再發したる者の官費治療

軍人軍屬にして戰時及戰時平時に拘らず公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り治療の後該傷病再發したる者入院治療を受けむとする場合は最寄又は希望陸軍病院長(海軍關係者に在つては願書に海軍軍醫科士官又は地方醫師の診斷書を添へ最寄海軍病院又は要港部の病院へ)へ差出せば支障なき

限り許可せらる、入院中の諸費は官費とす。恩賜の義眼又は義肢、官給義齒、義眼、コルセット、上下肢支持装置又は義肢の故障に因る治療補修を要する場合も亦右に同じ。作業用義肢の支給を願出づれば交付せらる。

陸海軍下士官兵役免除者を陸軍病院又は海軍病院に收容

陸軍下士官兵にして部隊編入中傷病疾病に罹り之が爲豫備役、後備役又は第一國民兵役に編入せられ若しくは兵役を免除せられたる者、海軍下士官兵にして第一種又は第二種病に罹り之が爲第一國民兵役に編入せられ又は兵役を免除せられたる者及海軍下士官兵にて豫備役、後備役召集中傷病の爲該召集中(召集解除後現に海軍病院入院中を含む)第一國民兵役に編入され又は兵役を免除せられし者陸軍病院にて入院治療を受けんとする者は一家を爲せる身元

確實なる者を保證人とし軍隊手帳(海軍は履歴表)を添へ陸軍病院長に願出づれば病院に收容治療の餘裕ある場合は許可せらる但し急性傳染病、同疑似症、癩、結核、精神病患者は入院せしめず。入院料は治療費一日金四十六錢被服費一日四錢糧食費中米麥代は指定相場、賄料は收容病院の定額を自辨するものとす。海軍病院に入院希望者(陸軍軍人を含む)は一家を爲し身元確實なる者を保證人とし本人及保證人居住地市町村長の奥書證明と醫師の診斷書を添へ最寄海軍病院に願出づれば病院の收容力に應じ許可せらる其の治療費、衣糧費一日右金參拾錢自辨とす。

公務基因の陸海軍下士官兵役免除者收容

公務基因の陸海軍下士官兵の服役免除者にして日本赤十字本社病院又は支部病院に治療を希望する者は服役免除となりたることを證明するに足る書類

職業保護

傷病軍人に對する職業保護は職業指導、就職斡旋、就職後の輔導を目的とするものにして傷病軍人職業顧問、師團司令部、海軍人事部、在郷軍人職業輔導部、陸海軍病院、職業再教育施設其の他と緊密なる連繫の下に萬全を期してゐる。職業指導方針は勤勞報國の意義を理解せしめ職業智識を與へ求職意思發現を助長すること。成るべく入營又は應召前の原職に復歸せしむること、原職復歸困難なる者は原職類似の職業を選定從事せしむること、新規に職を求むる者又は新規の職業に轉ずる者は志望、適性、家族關係、居住地等を考慮して適職を選定すること、職業再教育を要する者は遲滞なく再教育を受けしむること。

就職斡旋は道府縣廳に主要職業紹介所長、在郷軍人職業輔導部主事を加へたる傷病軍人就職斡旋組織を設け傷病

(口頭にて可)を以て本人の原籍又は現住地府縣内に在る病院を有する支部(東京にては本社病院)に申出づれば病院の經費、收容力の許す限り通療又は入院を許可せらる。公務基因の陸海軍下士官兵の服役免除者にして公務基因以外の傷病に罹りたる場合も亦同じ。日本赤十字支部は結核に依る服役免除者には優先順位を以て經費及收容力の許す範圍に於て通療又は治療を行ふ。

公務起因の「マラリ」再發患者の取扱

公務に起因したる「マラリヤ」再發患者にして陸軍病院に入院治療を願出せる軍人軍屬(出願のとき軍人軍屬に非ざる者を含む)にして(一)遠隔地に居住し又は交通其の他の關係上陸軍病院に入院(通院)を不便とし其の地の地方病院又は地方醫師の治療を希望するとき、(二)家計貧困にして陸軍病院に入院する爲に要する費用支辨困難なる

とき。(三)陸軍病院に於て患者治療に餘力なきときは之を地方病院又は地方醫師に實費支辨を以て治療を依託せらる。

国立結核療養所及其他の施設に於ける療養

結核又は胸膜炎療養の爲陸海軍病院に入院中の下士官兵にして一種以上の兵役を免ぜられ尙療養を要する場合(除役後引續き入院中の者亦同じ)軍事扶助法に依り收容扶助せらるる者は陸海軍病院より国立結核療養所又は公立病院に移送入所又は入院せしむ。国立結核療養所(村松晴嵐莊、茨城縣那珂郡村松村)に入所せる者にして軍事扶助法適用者は官費治療とし入所後軍事扶助法の適用を受くる資格なしと認むる者も當分の間入所料を全免せられ下士官兵にして自費入所を希望する場合は許可せらる入所料は一日一圓四十錢とし特別の事情ありと認むるときは減免せらるることあり。

兵を收容する病院所在地所轉職業紹介所に専任の係員を設け事業主側との協議會、懇談會又は委員會に依り傷痍軍人の復職又は優先的雇傭等に付理解、協力、實行を求む。

職業顧問と指導事務員

職業指導の爲職業紹介に經驗ある者及傷痍の状況に適症せる職業並に傷痍と作業補助具の關係に精通せる専門家を以て職業顧問と爲し地方廳の申出でに應じ隨時出張して職業指導、職業再教育、就職斡旋、就職後の輔導等に關する地方廳の事業を専門的立場より援助するの外道府縣には職業指導事務職員を置き職業機關と相協力して就職斡旋、就職後の輔導等に任ず。

軍事保護院職業輔導所

輔導所は軍人として恩給法の規定に依る公務傷病の爲退職したる者に對し職業の再教育並に作業義肢若しくは作業補助具の製作配給又は修繕を爲すもの

傷痍軍人職業再教育の爲にする入學志願者取置

傷痍軍人の入學志願者に對しては左の便宜を與へられあり。體格検査には戰傷に依る身體異狀を原因として不合格と爲さず。入學者の年齢制限は之を免除すること。

本科に入學困難なる者は選科、別科等に出來得る限り入學せしむ。傷痍の爲學科を繼續し得ざる者は學修上支障なき限り轉科せしめ得。體操、教練、武道其の他學修困難科目は免除又は卒業成績より除去す。

養成

傷痍軍人にして教育者たるに適する者に對し必要なる教育を施し小學校教員たらしめ再び奉公の誠を致さしめる爲に設けられたる制度にして其の施設は東京市板橋區東大泉町東京府大泉師範學校内に傷痍軍人東京小學校教員養成所を、

にして輔導所内に於ける職業再教育科目は洋服科、洋裁科、家具工藝科、工場經理科、製圖科、精密機械科、旋盤科、仕上科、フライスコ、銲接科の十科とするも右科目以外を希望する者あれば公私の施設に委託して教育を行ふことあり。

職業再教育を受けんとする者は職業再教育願に恩給證書寫又は裁定通知書寫若しくは最後に治療を受けたる陸軍病院長又は海軍人事部長の發したる退職證明書寫、誓約書、身元引受書、戶籍抄本、健康診斷書等を居住地（入院中の者は退院後居住豫定地）の地方長官を経て厚生大臣に願出づるものとす又作業義肢又は作業補助具の配給若しくは修繕を受けんとする者は作業義肢（作業補助具）配給（修繕）願に前記の書類を添附し願出づるものとす。

軍事保護院職業輔導所左の如し。傷痍軍人大阪職業輔導所 大阪府堺市 神石村 福岡職業輔導所 福岡縣小倉

成所を、京都市上京區小山大野町京都府師範學校に傷痍軍人京都小學校教員養成所を置き尋常小學校本科正教員養成を目的とし教育期間一ヶ年定員三〇名とす。

入所資格者は戰闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金を受け又は受くる見込確實なる者。中學校卒業者及之と同等以上の學力を有するもの（陸海軍の相當學校を含む）。品行方正、意志鞏固、思想穩健にして小學校教育に適する者。小學校令施行規則第四百四條に該當せざる者にして國語及數學の平易なる試験、人物考査、身體検査等に依り入所を決定す。

入所希望者は教員養成所長宛入所願、卒業（修業）成績證明書又は試験檢定合格證明書、履歷書、傷痍軍人たることを證する書面、戶籍謄本を居住地地方長官を経由して提出するものとす。

採用者は寮舎に收容し授業料等は徴

市

財團法人啓成社 東京市豊島區巢鴨六丁目二〇ノ一

傷痍軍人職業再教育の爲にする學費給與

(一) 戰闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲増加恩給、傷病年金、傷病賜金を受け又は受くる見込確實なる者（將校及准士官を含む）、(二) 工業、農業、商業其の他傷痍軍人職業再教育に適當なる科目を有する大學、專門學校、實業學校其の他各種の學校に入學したる者、(三) 品行方正、意思鞏固且思想穩健にして將來成業の見込確實なる者にして専門學校程度以上の者には一人年六百圓以内中等學校程度に對しては一人年三百圓以内の學費を給與せらる。學費給與を受けんとする者は給與願に履歷書、戶籍謄本、傷痍軍人たることを證する書面、健康診斷書、在學證明書、最近の學業成績證明書を添へ居住地地方長官を経て保護院に提出するものとす。

收せず家庭の状況其の他經濟上の事情を斟酌し年三百圓以内の修學手當を支給す教育修了者は一年間教職に従事する義務を有す。

失明傷痍軍人保護施設

傷痍軍人の生活訓練並に一般的教育を行ふ爲東京市小石川區大塚窪町二三番地に失明傷痍軍人寮を設け失明傷痍軍人を收容し講習講話、體育、讀書娛樂、見學、其の他必要と認むる事項の訓育指導を行ふ。

本施設を利用せんとする者は厚生大臣宛の願書に履歷書、戶籍抄本、失明軍人たることを證する書面、健康診斷書を添附し居住地地方長官を経て保護院に願出づるものとす。

寮に入所を許可せられたる者は衣類、身廻品の外特に寢具、食器等を要せず。

東京市小石川區雜司ヶ谷一二〇番地東京盲學校内に失明軍人傷痍軍人教育所を設け失明軍人の教養を高め再び國家社會に貢獻せしむるに必要なる學術

技藝を授く。失明傷痍軍人教育所に中等部及師範部を置き中等部の學科目は修身科、公民科、歴史地理、國語、點字科、體操及音楽、養生、科外講座とし實習は希望に依り簡易工作科、速記科、防護聽言科、點字印刷科、筆曲科、尺八科、鍼灸マツサージ科、農業科、商業科を選択せしめ修業年限二年とす。師範部の學科目は修身、公民教育及心理、歴史、地理、國語、體操、音楽、演習、教育實習とし修業年限二年とす。中等部に入所を許可すべき者の資格は尋常小學校卒業者又は之と同等以上の者師範部入所資格者は中等學校卒業者又は之と同等以上の者又は本教育所中等部卒業者とす。

其の他

育英事業 昭和十三年度に於て傷痍軍人保護事業の一部に育英事業を加へ學費補助を行ふこととせられたり其の助成範圍は支那事變又は將來の戰亂又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹

は陸海軍軍醫又は鐵道醫の現認證明書を要す。傷痍記章を有する者及其の附添人並に傷兵院入院若くは退院の准士官以上及其の附添人は特定の私設鐵道に無賃乗車することを得又前記の者日本郵船會社又は大阪商船會社の汽船に乗船する者は内國諸港間に限り五割引にて乗船し得右の手續は國有鐵道無賃乗車手續に同じ。

傷痍賜金支給審査者選賃割引

傷病賜金受給者に對し旅客運賃割引證(一人一年四枚)を發行す。割引を受けんとする者は請求書に市(區)町村長の奥書證明を受け居住地所管の聯隊區副官(朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國居住者は各軍副官)に提出する者とす。郵便にて割引證の送附を受けんとする者は送附に要する郵便切手封入を要す。支那事變その他に因る傷痍陸海軍人の出迎等の場合の旅客運賃割引 割引資格者は支那事變及張鼓峰事件に因る戰傷病陸海軍人の同一戸籍に在る

り一種以上の兵役を免除せられたる軍人(將校准士官及現に在院中にして將來傷痍軍人となるべき陸海軍病院長の見込證明書ある者を含む)の子又は之に準ずべき者(傷痍軍人に依り扶養を受くべき弟妹)にして中等學校程度の學校に在學中の者にして本人卒業迄毎年一人二百圓内の範圍内に於て修學に必要な金額を給與又は貸與す。

公傷病死者、公務従軍者及下士官以下軍人の公傷病死者等の子弟に對する授業料等の減免

市町村立小學校に於ては上記の子及弟妹は授業料を減免し右以外の小學校及公立中學校に於ても授業料は勿論入學考査料、入學金等を免除又は減額して遺家族の養育に關し力めて負擔の軽減を圖ることとなり。

公式の式典、會同等に於ける傷痍軍人及遺族軍人の遺族優遇

道府縣又は公共團體に於て定時、或は隨時實施する公式の式典、會同等の場合に傷痍軍人又は遺族席を設定し參列の便宜を與

ふること。

傷痍軍人國有鐵道無賃乘車 傷痍軍人記章及傷痍軍人證を有せる者は(一)恩給法別表第二號表特別項第一項乃至第四項毎年十二回以内、(二)同第二號表第五項乃至第七項毎年五回以内、(三)同第三號表第一款乃至第四款毎年三回以内通用期間各十五日以内國有鐵道無賃乘車證を請求することを得、右の内特別項、第一項又は第二項に該當する者、其の他の者にして特別項、第一項又は第二項と同等の機能障害を貼し單獨旅行不可能の者は附添人一名を限り無賃同伴することを得。

新たに乘車證の交付を受けむとする者

國有鐵道無賃乘車請求書及市區町村長(外地に在りては之に相當する者、傷兵院入院中の者は院長)の印鑑證明書を鐵道大臣官房文書課に差出すものとす。豫め發行箇所を指定を受けむとする者は乘車證發行箇所指定願に前記印鑑證明書を鐵道大臣文書課に提出するものとす。又附添人を要する者

賣局長に提出するものとす。

郵便切手額及収入印紙賣捌

收入印紙のみの賣捌は増加恩給又は扶助料を受くる者に限る郵便切手類賣捌に就ては傷痍軍人、戰公死者遺族の申請に對しては相當考慮せらる。許可申請書(要すれば恩給、扶助料の寫戶籍謄本添附)を所轄通信局長に差出すものとす。

所得稅及地方稅

軍人從軍中の俸給手當、扶助料及傷痍疾病者の恩給、退隱料には所得稅を課せず。又戶數割納稅義務者の資力算定標準たる所得高に算入せず。

傷兵院

所在地 神奈川縣足柄下郡大窪村字風祭

沿革

日露戰役に傷つき不具廢疾となれるもの一萬七千餘人を算し、此等を收容し國費を以て直接扶養する爲、明治三十九年四月七日法律第二十九號を以て

廢兵院法を公布し九月一日より實施することとなつた。即ち同日より陸軍省内に於て事務を開始し、東京豫備病院澁谷分院(預備)の一部を以て翌四十年二月十五日より傷兵の收容を開始した。次で豊島區巢鴨に新築成り四十二年六月一日移轉した。爾來十五年著々其の實績を擧げつつあつたが、十二年四月に至り陸軍省より内務省に移管し、愈々國家的救護事業となつた。そして昭和九年六月傷兵院と改稱した。然るに大東京の發展に伴ひ從來の敷地は保健其の他に不適當となつた關係上、昭和十一年六月小田原近郊の勝地に移轉した。收容者は時に増減があつたが現在約四十名である。

入院者の資格

本院に入院せしめる者は戰闘若しくは戰闘に準ずべき公務又は普通公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り軍人又は軍人として恩給法に依り増加恩給を受けてゐる者で、精神又は身體に著しい障礙があり收容保護を要する者であつ

て、其の障礙の程度が恩給法施行令第二十四條第一項の特別項症乃至第三項症の症狀に相當し且家族、資産、其の他の狀況からして適當な介護を受けることの出来ない者に限られてゐる。而して特に注意を要することは第四項症乃至第六項症の増加恩給を受けてゐる者でも現在の症狀が第三項症以上に相當するものであれば審査の上入院を許可せらるること及准士官將校にても入院することが出来ること、又軍人即ち陸軍の見習士官及海軍の候補生並に特に指定せられたる陸海軍の學生、生徒にても入院することが出来ることである。

出願の手續

出願の手續は傷兵院法施行規則第二條に規定する厚生大臣宛の入院願書(様式別記参照)に恩給證書寫、身體又は精神の障礙の程度を證する醫師の診斷書及戶籍謄本を添へ居住地の地方長官を経由して提出するものであつて、地方長官は必要な調査を遂げ厚生大臣

に進達する。此の場合道府縣廳に於ては市町村長をして必要な調査を爲さしめるから、出願者は願書を市區町村役場に提出し、市區町村長から道府縣廳へ進達の手續を執るを便宜とする。

(入院願書様式)

傷兵院入院願

私儀

傷兵院ニ入院致度候ニ付御許可被成下度恩給證書寫、醫師診斷書及戶籍謄本相添へ此段及御願候也

年月日

本籍地.....

現住所.....

元兵種官等級 氏一名

厚生大臣 殿

(注意) 醫師診斷書ハ身體又ハ精神ノ

障礙ノ程度ヲ詳細ニ記載スル

コト

役員

院長 原田 武

院 醫 渡邊 司法

國家戰時の施設

軍 動 員

動員及復員の意義 動員とは國軍の全部若しくは一部を平時の態勢より戰時の態勢に移すを謂ふ。換言すれば國軍の全部若しくは一部が平時編制より戰時編制に移りたるべき之を動員せりと稱す。平時軍隊の人馬材料の定数は戰時の所要数を充足しあらず、戰時所要の諸機關も亦平時之を整備しあざざるもの多きを以て、動員に方りては直ちに多數の在郷軍人を召集し馬匹を徴發し戰用諸材料を整備し戰争に必要な諸機關を編成する等幾多繁雜なる手續を履み、茲に始めて戰時編制を完成し軍隊をして戰争に従事し得べき能力を具備せしめ得るものとす。各部隊が其の動員を實施し戰時必要

なる人員、馬匹、材料等を充足整備し其の編制裝備、團結を完了し直ちに作戰行動に移り得るに至りたるときは之を動員完結と謂ふ。

戰時の態勢に在る軍隊を平時の態勢に復するを復員と謂ふ。而して各部隊が其の復員を終了し全く平時の態勢に復したるときは之を復員完結と謂ふ。

國家總動員

國家總動員の意義 國家總動員とは有事に際し國家を戰争遂行に適する態勢に移し舉國一致國軍の需要を完全に充足するに努むると共に一面國家の存立及國民の生活を保障し以て戰争を有利に遂行する爲國家の利用し得べき人馬、物件、有形無形一切の資源を最有效に統制運用する事業を謂ふ。

軍 國家總動員法
國民 徵 用 令
列國總動員準備の概要
總動員試驗研究令
總力戰研究 所

國家總動員の由來 現代國防の要は

國防の骨幹として精銳なる國軍を擁すると共に一旦緩急に當り國家國民の全能力を擧げて國防に當るに存す。即ち有事に際しては一面國軍の巨大なる需要を完全に充足し他面國家の存立、國民の生活を保障し以て戰争を有利に遂行する爲國家の利用し得べき一切の人的及物的資源を最も有効に統制按排し以て最大の國防能力を發揮する所謂國家總動員の實施に待たざるべからず。國家總動員なる語は世界大戰に於て列國が右の目的を以て舉國一致國家の全智全能を盡くして戰争能力の維持増強に努めたる事實に發したるものなるも此等各國の施設は多く戰争の推移に伴ひ必要に迫られて逐次に實施せる應急彌縫の窮策なるを以て其の事蹟は直ちに國家總動員の範例と認め難きものありと雖も將來の戰争の爲準備し且實行せざるべからざる國家總動員は頗る廣汎にして複雑なる内容を有するに至れるは容易に觀察し得るものとす。

彼の世界大戦に於て苦き経験を滿喫せる歐洲諸國が戦後の復讐に汲々日も猶足らざるの時に於て尙且此の種施設に専念し著々此の種法制の整備に努力し中には既に總動員法を制定せる國もあるは寔に故ある所なり。

我が國に於ける國家總動員に關する主なる法制は、大正七年歐洲戰爭中の制定に關する軍需工業動員法を有するに過ぎず。而して支那事變勃發後政府は軍需工業動員に配するに、資金調整法、輸出品臨時措置法、船舶管理法の臨時非常時立法を以てせり。元來軍需工業動員法は其の範圍工業動員に局限せられ工業以外の産業、資金の動員等に就ては何等の規定なく、又國民精神動員、醫藥衛生、科學等に關する動員其他近代戰に隨伴する國家總動員の基本的事項に就ては、幾多の補足を要し、臨時非常時立法は、直接軍需の充足といふことよりも、間接的軍需充足手段を規定し、又は軍需充足に關聯して一般經濟交通等の運行を調整する見地より

制定せられた法律と觀ることが出来るのであるが、過去半歲事變の経験は此等特別法を以てしては戰時經濟の體制化に對し尙一層強力なる立法の必要なるに鑑み、今次事變に對處するのみならず、明日の國力戰に備ふる爲の用意として政府は第七十三回帝國議會に、國家總動員法を提出し其の協賛を経て昭和十三年三月卅日之を公布するに至り。

今回公布せられし總動員法は、從來の軍需工業動員法を始め、資金調整法、輸出入品臨時措置法、船舶管理法其他有ゆる法規を包含せるものにて、總動員法が公布されても其の内容全部が直ちに發動されるものに非ず、恰も軍需工業動員法が大正七年公布施行されたまま、初めて昭和十三年九月に至り工場事業場管理令が公布せられて活動を開始せるが如し。只法の施行と同時に發動するものは、軍需工業動員法に相當する條項と、平時に於ける總動員規定のみにて、他の戰時動員條件は勅

令を待つて始めて發動するものとす。又總動員法の實施は忠君愛國の精神に基く國民各自の自發的協力を基調とすべきものにして、從つて本法の諸規定は前述の如く其の場合に於ける必要の限度に於てのみ發動するものとす。

總動員法の總論 要綱第一に其の定義が掲げられ、第二及第三にはいはば國家總動員法の對象たる總動員物資及總動員業務が示されてゐる。更に第四乃至第二十二の十九條には本法の骨子ともいふべき戰時における國家總動員が規定され、第二十三から第二十八迄は平時における總動員が規定されてゐる。残りは補償に關する規定であり、其の運用は殆ど全く勅令に委ねられ、高度の委任立法である點を注目せねばならない。

總動員の對象 國家總動員の對象として示されてゐるのは總動員物資と總動員業務である。

從來の工業動員法が動員對象を物資工場設備等に限つたのに對し、總動員物

資は飛躍的に増加してゐる。要綱第二は九號に分ちて物資を列挙してゐるが、其の中で目に付くのは現在船舶管理用法による船舶及其他の交通機關通信用具、燃料、電力等である。

要綱第三に規定する總動員業務の内容は、運輸及通信、金融、衛生救護、試験研究、情報宣傳、警備に關する各業務と總動員物資の生産、修理、配給輸出、輸入又は保管の直接關係業務である。

即ち國家總動員法は總動員物資と總動員業務とを双翼として、最廣義に於ける國防要素の全部を包含してゐるのである。

人的資源の統制運用 戰時に發動される規定の眞先に掲げられてゐるのは人的資源の統制運用の規定である。要綱第四は戰時において國家總動員の爲必要あるときは「帝國臣民を徵用」して總動員業務に従事せしめ得ることを規定してゐるが、從來の軍需工業動員法では軍需工場及設備の動員に際し單

に從業員を供用する途と兵役にあるものを軍事輸送機關及軍需工場等の業務に徵集し得るに止まつたのに比較すると、總動員では一般臣民の徵用を可能ならしめてゐる。

又要綱第四は之に關聯して、一般臣民と相並んで法人其他の團體に對して總動員業務に協力せしめ得ることを規定してゐる。

勞働力の充實乃至補給の問題が、戰時において特に重要性を加へることは今次の事變で明かにせられたが、重要性の増大と共に勞働に對する統制も強化するのは必然である。要綱第六において「他の法令の規定に拘らず從業者の使用雇入若くは解雇、又は賃銀其他の勞働條件につき」必要な命令をなし得ることを規定したのは、戰時勞働管理を實施するものである。

要綱第七は勞働爭議抑制を規定してゐる。戰時における勞働爭議が軍需品生産の停頓等に惡影響を齎らすことはいふ迄もなく、今次の事變下に於て

も既に總同盟以下幾多の勞働團體は自發的に爭議を惹起しないやうに努めてゐるが、それは要するに自治統制であり、戰時には此の點についても強制的統制を必要とする。茲に爭議の豫防解決、禁止の權限が定められたのである。

物資の動員 要綱第十の總動員物資の徵發と第十三以下の工業動員條項との二は物資動員の根幹規定をなしてゐる。要綱第十三は現在の軍需工業動員法の中樞的な規定を移したものである更に使用又は收用は物資又は業務のみならず、無形の權利に迄及び、第十三第二項による特許權、第十四による鑛業權、砂鑛權、水の使用に關する權利、著作權、出版權に迄及んでゐる。

工業動員規定の中で注目すべきは要綱第十六である。即ち工場及設備の新設、擴張、又は改良を命令し及之を制限又は禁止することが可能となつてゐる。

勿論製鐵、人造石油、自動車、産金等の各種別業法には設備擴張等の強制規定があつたが、斯かる一般的な規定は從來何れにも見られなかつた。従つて今次の支那事變では軍需生産力擴充の爲に、平和産業に屬する工場設備の制限は資金調整法によつて押へ、増産は輸出入品法で生産命令だけを設けたに止まつた。其の増産も今まで唯一の増産命令の出た硝酸の場合の如く既存設備による生産力維持を命令しただけであつた。かく工場設備の擴張を強制し得なかつた缺陷を是正する爲に此の新條項が挿入せられたのである。

貿易・運輸統制 支那事變下に貿易統制並に夫れに伴ふ需給・混亂を調整すべく登場した輸出入品臨時措置法は要綱第八及第九に壓縮されてゐる。即ち輸出入品は第一條に輸出入の制限禁止の制限を規定し、第二條には輸出入の制限禁止を蒙つた物品につき、製造に關する命令及制限と、配給、讓渡、使用又は消費の命令とを規定してゐる。

が、十三年來の實施の結果は第二條が個々の業者を對象とする爲、國內物資統制の遺憾の點があり、それを是正すべき需給調整を強制し得る改正案が提出せられてゐる。

先づ輸出入品法第一條は要綱第九の前段に明確に規定され、第二條は「總動員物資の生産、修理、配給、讓渡、其の他の處分、使用、消費、所得又は移動に關し必要な命令を發し、又は處分をなすことを得るものとなつて、修理、所得及移動に關する命令と處分とが追加されてゐる。

尙要綱第九の後段は多年大蔵官當局が希望してゐた伸縮關稅制度の創設である。更に要綱第八に船舶が總動員物資中に含まれてゐることを想起すれば本條は船舶管理法全二十三條の集約とも視られ得るのである。

金融統制 輸出入品法、船舶管理法と共に戰時經濟三立法の一として出現した資金調整法全二十一條は、要綱第十一及第十二の二條中に落け込み

更に強められてゐる。

次に第十二に於て、社價の募集又は資本の増加につき商法第二百十條の除外例たる株金全額拂込前と雖も増資し得ることは資金調整法と同様だが、本條は更に商法第二百條の制限を超えて拂込金額を超える社價を募集し得ることとなし、此の點は資金調整法よりも生産力擴充に對する保護を厚くしてゐる。

價格統制 戰時に際して價格統制の必要なことは、豫算遂行の建前より又國民生活安定の見地からみても、素より當然であるが、今次事變下においては暴利取締令が發動され、更に輸入物資について最高價格公定制度が實施されてゐる。價格統制法としての暴利取締法の對象は不當なる利益であつて、思惑による場合にしか效果なく、原價が昂騰した場合には手を束ねて傍觀せねばならないのである。又最高價格公定の場合には、それが棉花、羊毛等の原料品の場合には問題は少いが、綿絲

ヤ綿織物となりそれがステープル・ファイバー等の代用纖維の強制混用が行はれる場合には價格の公定の爲には價格構成の總ての點について検討しなければならぬ。事變勃發以來商工當局が實施しつつある價格公定は業者の協定を待つて始めて可能なのである。

要綱第十九は物價運賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃其の他の價格に對し、必要な命令をなし得ることとし、價格統制の運用は總て勅令に委任してゐる。

國家總動員法(昭和二三、三、三一) 第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ 第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左

- ニ掲グルモノヲ謂フ 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資 五 國家總動員上必要ナル通信用物資 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照信用物資 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務 第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ニシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働争議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ労働争議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ總動員物資ノ生産、修理、配給讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出入税課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ

資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要

アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ組合ハ法人トス

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ

者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若

ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八條

政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條

前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

第三十條

政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナ

ル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條

第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

四 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資

ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

五 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條

前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

四 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資

者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者
 二 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
 三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
 第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ
 第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
 第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務進行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス
 第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ

二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス
 前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス
 第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
 第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三

十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス
 第四十九條 前條ノ規定ハ本施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ
 本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス
 第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク
 國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 (昭和二三、五、四日勅三一五ヲ以テ) 昭和二三、五、五日ヨリ施行セラルル
 軍需工場動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス
 本法施行前軍需 業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス
 軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ハ依ル
 國家總動員審議會官制抄
 (昭和二三、五、四) 勅令三一、九
 第一條 國家總動員審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ國家總動員法第五十條第一項ノ事項ヲ調査審議ス
 國家總動員審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
 第二條 國家總動員審議會ハ總裁一人副總裁一人及委員五十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
 特別ノ事項ヲ調査審議スル爲メ必要ア

ルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
 第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ(第一項)
 副總裁ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ(第二項)
 國民徵用令
 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ國民徵用令が發布せられ昭和十四年七月十五日ヨリ施行せらるることとなつた。本徵用及其ノ解除ハ厚生大臣ノ命ニ依リ之を施行し徵用は特別ノ事由ある場合の外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他の募集ノ方法に依リ所要ノ人員を得られざる場合に限る。被徵用者は國民職業能力申告令ノ要申告者に限定せらる。但し現役陸海軍人、陸海軍學生生徒、陸海軍軍屬、其ノ他職業能力申告令により申告を爲すべき醫療關係者、獸醫師及船員法ノ船員は其の中から除外される。
 尙國民徵用令は朝鮮、樺太及南洋群島も適用されるが其ノ施行期は昭和

十四年十月一日である。

國民徵用令抄

(昭和四、七、七) 勅令四五一

- 第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基テ帝國臣民ノ徵用ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限リ之ヲ行フモノトス
- 第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限リ之ヲ行フ但シ徵用申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務ニ従事セシムルモノトス
- 第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス
- 第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリ

- リト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ
- 地方長官徵用令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ
- 第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得
- 一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ就業ノ場所)
- 二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地
- 三 従事スベキ總動員業務、職業及場所
- 四 徵用ノ期間

- 五 出頭スベキ日時及場所
- 六 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得
- 第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若クハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ
- 第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ

- 解除ヲ請求スベシ
- 被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得
- 第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ
- 地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ
- 被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

- 第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ應ジ且従前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ之ヲ支給ス被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム
- 第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合、被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ニ於テハ旅費ヲ支給ス前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ
- 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
- 被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定

- 場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム
- 第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ
- 一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備練習生ヲ含ム)
- 三 陸海軍軍屬(被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク)
- 四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 五 獸醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員
- 七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第二十二條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ

- 一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏
二 帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ職員
三 總動員業務ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令施行規則

(昭和十四、七、一七) 厚生省令 一七

第一條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル

第二條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ

判定スル爲必要アリト認ムルトキハ職業紹介所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第三條 地方長官又ハ職業紹介所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ
第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ

第五條 徵用命令、出頭變更命令、徵用取消命令、徵用變更命令及徵用解除命令ハ別表様式第二號ニ依ル

第六條 徵用命令、出頭變更命令及徵用取消命令ハ職業紹介所長又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋、廣州市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同シ)若クハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令、出頭變更命令又ハ徵用

取消命令ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令ニ添付シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令又ハ出頭變更命令ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用命令又ハ出頭變更命令ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ

第九條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添付シ徵用命令ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ
一 傷疾疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(止ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)
二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若クハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若クハ團長ノ證明書

第十條

令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ハ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用命令ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被徵用者ガ總動員業務ニ從事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

第十一條

令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第十二條

前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條

被徵用者徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令ニ添付シタル受領書ニ受領年

月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ送付スベシ

第十四條

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ職業紹介所長之ヲ徵スルコトヲ得

第十五條

當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證券ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス(別表様式略ス)

臨時内閣參議官制

(昭和一二、一、一五) 勅令五九三

第一條 支那事變ニ關スル重要國務ニ付内閣ノ籌畫ニ參セシムル爲臨時内閣參議若干人ヲ置ク
内閣參議ハ之ヲ勅命ス

第二條

内閣參議ハ國務大臣ノ禮遇ヲ受ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時陸軍東京經理部令抄

(昭和一二、九、二二) 勅令四七二

第一條 臨時陸軍東京經理部ハ戰時又ハ事變ニ際シ之ヲ東京ニ置キ臨時陸軍經費ニ係ル收入、支出、出納及此等ニ關スル計算、報告並ニ臨時陸軍經費支辨ニ係ル陣中事務用品、酒保建築材料等ノ購買、貯藏及補給ヲ掌ル

第二條 陸軍大臣ハ必要ニ應ジ臨時陸軍東京經理部ノ派出所ヲ置クコトヲ得

第三條 臨時陸軍東京經理部ニ左ノ職員ヲ置ク

- 部長
部員
下士官及判任文官

第四條 部長ハ陸軍大臣ニ聽シ部務ヲ

總理ス

列國總動員準備の概要

イ米

米國總動員業務は其の軍備方針に明示さるる「國內大動員」の準備の根幹を爲すものであつて、陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數箇の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究、補給計畫並に戰時諸機關の編成等に關し徹底せる具體的準備を進めてゐる。

尙一九二六年上下兩院に提出せられた、總動員法案は、大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものにして、世界大戰以來陸軍當局が苦心研究した結果である。然るに一九三六年の會議にも提出したが、戰時獨裁制を誘致するとの理由の下に採用するに至らず一九三八年二月になつて始めて下院陸軍委員會を通過した。そして工業動員の要員と思惟せらるる豫備兵器將校

の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施し、約二萬個の民間工場に對しては平時より教育註文制度に依つて兵器の製造に習熟せしめ、戰時此等の工場が命令一下直ちに軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

ロソ聯邦

國家總動員準備の見地から「ソ」聯邦を眺めるに方つては、制度組織と運營の實況との三つの視野からする事が必要である。

一、制度組織

- 「ソ」聯邦の制度組織を見るに、1 政治的には、寡頭獨裁制であつて政權は他の掣肘を受くる事なく思つた通りの事が出来る。2 經濟的には、前記の政治權力下に全經濟行爲を計畫的に統制してゐる。「ソ」聯邦に於ては、生産及消費の

全手段が社會化されつゝあつて、土地、鑛山、天然資源、工業諸企業、凡ての銀行、運輸、商業企業等々は國家社會の所有に歸して居る。従つて國民經濟の全行程、即ち生産、分配、消費の各領域に互り人為的計畫作用を加へ、此等の國家的統制を徹底的に行はしめる事が出来る。

- 3 人的要素に就いても之が統制支配を主眼とし、前述政治經濟上の獨裁と相俟つて國家的統制の下に勞働力の分配を適當ならしめやうとしてゐる。4 「ラヂオ」、新聞、雜誌其の他各種印刷物、言論會等は一切政府の手に握られ、國家の統制下にある等に依り、現在既に徹底せる一種の總動員の組織制度に在ると云へる。即ち「ソ」聯邦は總動員の組織制度を常態とする國であつて、換言すれど非常時總動員下に在り戰時の爲には單なる計畫内容の變

化、即ち平時的産業中心計畫を軍事的內容に盛りかへる丈けで十分なのであつて、平時状態から戰時總動員形態への轉移も亦極めて容易に行はれ得るのである。

二、機關

以上の如くであるが故に、國家機關の總てが既に總動員業務を行つて居ると謂ふべきであるが、今此等の計畫機關の内主なるものを擧ぐれば、概ね左の如くである。

- 1 政治經濟上の大方針は、先づ共產黨に於て之を定め政府に要求する。

即ち國防はどうせよとか、個人消費は大約幾何にせよとか、生産は如何にせよとか、總て大方針に基くものは大略ながら或る數字を以て其の要求の程度を示される。

- 2 右に基いて政府は更に具體的の計畫を立案し、之が實行に任ずる。但黨首腦者も政府首腦者も大體同

一人であるから要するに此の兩者の關係は圓滑といふより全く同心異體である。而して、此の際國防と勞働即ち生産との調和を計る爲には、特に勞働國防會議なるものがあつて議長は「ソ」聯邦人民委員長(首相に相當す)が之を兼任してゐる。

- 3 中央並地方府内及各下級官廳に於ける計畫立案の當事者は左の如くである。

イ 國家の中心指導計畫機關及計算機關は「ソ」聯邦國家計畫委員會であつて、聯邦人民委員會直屬である。

ロ 行政管區の中心指導機關は各共和國、自治共和國、各州各地方大都市の「ソヴァイエト」執行委員會の計畫委員會である。

ハ 經濟機關及企業の事業に於ける計畫中心機關は「ソ」聯邦及其の各共和國の各人民委員部並に地方執行委員會の内部に在る

特別計畫委員會である。ニ、各經濟機關(協同組合「トラスト」、鐵道、海運等)並個々の企業(工場、驛站等)にも計畫機關を有し、個々の工場の計畫機關内には更に其の勞働の種類に應じ計畫班を有してゐる。

以上の如く、其の計畫機關は凡ての企業、經濟、機關、中央及地方の諸機關中に存在して居る。而して、其の他職業組合とか、國防飛行化學協會とか萬般の國家社會機關も各々其の範圍内に於て計畫を樹てる事は謂ふ迄もない。

三、運營實況

計畫萬能的政治經濟施設は、社會主義的なる辭句の許に現實に行はれ、國家生活上に於ける領域は之により殆ど大部分を占められて居る。以下二、三其の實況を述べる事とする。

- 1 五年計畫 本計畫の主眼が、豫想敵國の聯合勢力に對し勝利の獲得に必要な

國防組織の完備にあること、及前記の主眼を達するに必要なる一切の技術的經濟的の前提條件を作り出す爲、國防力増進に關係ある工業部門の發達に全力を傾倒しある事實を究めたならば、本計畫は、戰爭遂行力重視の見地に立つて行はれたり、戰時的内容を既に多分に有し七居ることが理解されるであらう。即ち「ソ」聯邦に於ては五年計畫の名の下に、總動員の運営が着々として進みつつあるのである。

尙一、二細部に就いて述べれば、イ、重工業

五年計畫の産業上に於ける骨子は重工業に存し、其の主眼とする所が軍事工業にあるは前述の通りである。

而して、各種生産工場擴張と共に軍事關係工場が著しく増築せられ、且平時工業から戰時工業への轉移に應ずる人員の配當

諸施設の準備、動力轉移の關係等も規定せられてゐる。

元來彼等の産業が國家企業であり且利潤を目的とするものでない爲、此等の施設は容易に且徹底して行はれ、我が國に於ける軍需工業動員法の如きものは全然之を必要としないのである。

ロ 農業

農業の社會化即ち「コルホーズ」(公營農)化に依り農民の九〇%以上を社會化した。之に依り農産品に對する國家統制は著しく其の威力を増加し人員馬匹の所在と現況を明ならしめて此等の召集徴發を容易にしたるのみならず、勞働力の分配調節貯蔵を容易ならしめてゐるのである。

2 五年計畫以外に於て總動員の施設と見るべきものに、左の如きもイ、民間飛行機は全部國家的統制下にありて、「民間」といふより

「軍事以外の用途に充つる飛行機」と謂つた方が適當であるが此等は國防の見地に基き豫備空軍、經濟的空軍をなし、戰時は直に軍用に使用し得る事を目途として其の機種配置等を計畫せられ、飛行技術員操縦者の如きも軍人若は直に軍用に供し得る如くせられて居る。

ロ、空襲の恐ある主要都市の住民には防毒面を購せしめ、防空演習には一部の瓦斯を使用して之を装せざれば市中の行進はもとより執務勞働も出来ない様な事もしてゐる。

ハ、穀物其の他戰時用物資材の貯蔵は特に一九三七年度の豫算に計上した所であつて、目下盛に此等の貯蔵を行つてゐる。

ニ、軍事工業用豫備技術員の養成兵役法に依り、高等諸學校學生中産業關係の兵役に服せしむるものを定め、専ら之に軍事工業

幹部たるの技能を實習せしめてゐる。

ホ、工場配置は戰時の願感が十分拂はれてゐる。殊に國境附近に在りては國境より離隔せる所に分置して之を設け、戰時に於ける作業の妨礙無からしめんことを期して居るのみならず、交通輸送關係原料地と生産地の配置關係等には特に注意せられてゐる。

ヘ、馬匹は全部登録せしめ、軍用に適する犬も亦登録せしめあり國防飛行化學協會會員でなければ飼育する事が出来ない。

以上の如き事例は獨り物質方面のみならず、人的資源の統制にも徹底して行はれてゐる。

ハ 備 備

總動員法 一九三八年上下兩院に於て可決せられたる國家總動員法案は五章六十六條より成り左記事項を規定してゐる。

第一章 總則に於ては總動員法の發動する場合及此の場合の機關並に消極的防空に關する事項

第二章 に於ては人員及資源の利用

第三章 に於ては戰爭指導、戰時に於ける統帥權及議會の運用等

第四章 に於ては戰時經濟組織を

第五章 に於ては特別規定中には戰時に於ける行政組織、軍官憲と地方官憲との關係、交通通信機關の保護等

工業動員 一九三六年陸、海、空三省を制すべく副總理たる陸軍大臣を陸軍大臣兼國防大臣となし、平時より工業動員を準備し置き必要に應じ、急速に多量兵器の製作に移り得ることを可能ならしむる爲め、軍需工業の國營を實現し、又三軍の優秀なる將校及關係各省の若干名の文官に戰爭指導を教育する爲國防大學を創設した。

ニ 英 國民の國民性と國情とに依り、國民の

行動を統一する法律其の他を平時より公布するが如きことなきも、軍備方針に鑑みるときは、有時の日に軍備擴充を行ふ爲には、完備せる總動員法に依るの外なきことは、國民全般之を理解知悉し、所要の準備施設は著々整備されつつあり、即ち法律的に表面に現はるる施設は顯著ならざるも、實質的には緊要なる施設を完備しつつありと見られるのが、英國總動員施設の特色である。従つて其の中央機關とも目すべきものは、樞密院内に存するものの如く又國防大學なる特殊の施設を有し、總動員の爲の最高指導部要員を養成しつつあるが如し。

國防大學は、參謀次長又は軍令部次長を以て校長とし陸、海、空軍の優秀なる佐官級將校と行政官廳要路の有爲なる事務官級官吏二十數名を年々研究員として召集し、所要の研究を行つて居る。

軍需動員の如きも特別の規定を設けず、然れども軍と民間工業家間には密

接なる連繫を有し、民間工業の軍事轉用も實質的に完成しあるが如し。

木 獨 逸

總動員施設は其の國家組織が既に之に好適なる形態を有つてゐるので恐らく世界に類例を見ざる迄に發達して居ると言ひ得るであらう。

國民の何人も何れかの黨組織の中に含まるゝが故に特性技能等の調査登録等は徹底して行はれあり。人員資源の統制運用は極度に發達してゐるし第二次四箇年計畫長官たる「ゲーリング」は其の目的達成の爲の全權を「ヒトラー」より委任されて行政各省及黨各機關に對する命令權を有し一九三七年以來全機能も擧げて獨逸民族生存の爲自給自足、資源整備に眞摯なる努力を續けて居る。

ハ 伊 國

戰爭に必要な機關の編成準備並に國家諸機關の協力上最も緊要なる問題を審議する爲、國防最高會議を設け總理大臣を議長とし各省大臣及航空高等委

員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々々長、海軍將官會議々々長、空軍總司令官、空軍經理總監も會議に列席し發言するの權利を有してゐる。其の他國防最高會議は其の審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用することになつてゐる。

- 1、軍事參議官會議
- 2、海軍將官會議
- 3、航空高等委員會
- 4、國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲、國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名、科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

2 陸海軍及航空兩官省と絶えず連絡をとること

戰爭規律に関する法律 一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戰爭規律に関する法律を公布した。該法律は動員に方りて國家内に構成せらるゝ總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあらざる總ての市民に對して戰國國防に協力すべき義務を賦課せるものである。尙伊國は「ムツソリーニ」の主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又「國民生活も國民教育も、外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の軍隊化に邁進し來れるが、其の具體化として一九三四年十二月「軍事豫算教育法」「在郷者軍事教育法」及「學校に於ける軍事講座法」の三法案議會を通過し一九三五年二月一日より其の實施を見るに至つた、

學校卒業生使用制限令

(昭和二三、八、二四) 勅令五、九、九

第一條 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者(以下卒業生ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基テ使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 卒業生ノ履修要約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業生ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 厚生大臣前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虛偽ノ事實アリト認めタルキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第四條 厚生大臣必要ト認めタルキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業生ヲ使用スル者ニ付卒業生ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官必要ト認めタルキハ卒業生ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ該官吏ヲシテ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業生ヲ使用スル者ノ工場、事業場又ハ事務所ニ檢査シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ

イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に関する機關

ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並に官私立工場品の蒐集、分配並に官私立食糧品工場の監督に任ずる機關

ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並に官私立食糧品工場の監督に任ずる機關

ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並に歸國移民の家族の救護、廢疾者の救助、戰爭扶助料の支給を擔任すも機關

以上四機關の業務を適當に接配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。更に一九三五年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に産業動員局を設けた。其の任務は大要次の通りと報ぜられて居る。

1、原料補給の根本計畫及軍需工業生産組織の創立並に其の發達を期すること

於テ本業者ヲ吏員トシテ使用スル場合ニ之ヲ準用ス
第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル本業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ
第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方廳トス

醫療關係者職業能力申告令 (昭和十三年八月二四) 勅一三〇〇〇

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基テ醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ其ノ職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
第二條 本令ニ於テ醫師トハ醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケケル醫師、齒科醫師トハ齒科醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケケル齒科醫師、藥劑師トハ藥劑師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケケル藥劑師ヲ謂フ但シ朝鮮ニ在リテハ各

朝鮮總督ノ免許ヲ受ケケル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、臺灣ニ在リテハ各該總督ノ免許ヲ受ケケル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、樺太ニ在リテハ各樺太廳長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケケル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、南洋群島ニ在リテハ各南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム
本令ニ於テ看護婦トハ命令ヲ以テ定ムル看護婦ヲ謂フ
第三條 醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ昭和十三年ノ申告ヲ第一回トシ爾後四年毎ニ一回之ヲ爲サシムルモノトス
前項ノ申告ハ八月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ
第一項ノ申告ヲ爲スベキ年ノ八月二日以後ニ於テ醫師、齒科醫師、藥劑師若ハ看護婦ト爲リタル者、第十二條ニ掲グル者ニシテ本令ノ適用ヲ受ケケルニ至リタルモノ、内地、朝鮮、臺灣、樺太若ハ南洋群島ノ何レカノ地域ニ就業ノ場所(就業ノ場所一定セザル者、就業ノ場所ヲ有セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ住所)ヲ移シタル者又ハ本令施行地内ニ住所及就業ノ場所ノ何レカヲ有セザリシ者ニシテ本令施行地内ニ其ノ何レカヲ有スルニ至リタルモノノ申告ハ當該事實ノ生ジタル日ノ次ノ八月一日(當該事實ノ生ジタル日ガ八月一日ナルトキハ其ノ日)現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲

スベシ
第四條 醫師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ
一 氏名
二 男女ノ別
三 出生ノ年月日
四 本籍
五 住所
六 兵役關係
七 診療登錄番號
八 診療能力
九 學歷及職歴
十 就業ノ場所
十一 就業ノ態様
十二 俸給、給料等ヲ受ケケル者ナルトキハ其ノ額
十三 健康狀況特ニ總動員業務從事ニ關スル支障ノ有無
十四 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數
十五 總動員業務從事ニ關スル希望
十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
醫師前項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第十號又ハ第十一號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ第九條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ
第五條 齒科醫師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管

轄スル地方長官ニ申告スベシ
一 前條第一項第一號乃至第六號及第九號乃至第十五號ニ掲グル事項
二 齒科醫師登錄番號
三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
第六條 藥劑師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ
一 第四條第一項第一號乃至第六號及第九號乃至第十五號ニ掲グル事項
二 藥劑師名稱登錄番號
三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
第七條 看護婦ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ
一 第四條第一項第一號、第三號乃至第五號及第九號乃至第十五號ニ掲グル事項
二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
第八條 第四條第二項ノ規定ハ齒科醫師、藥劑師及看護婦ニ之ヲ準用ス
第九條 醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦前六條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク前ニ申告ヲ爲シタル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ
一 第十二條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
二 内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ
三 本令施行地外ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シ

タルトキ
第十條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
第十一條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ爲スルコトヲ得
第十二條 本令ハ第九條第一號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休トシ官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)規定ニ依リ召集中ノモノ、陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定ニ依ル徵用中ノ者ニ對シテハ之ヲ適用セズ)
第十三條 醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得
一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定ニ依ル召集中ノ者ヲ除ク)
二 外國旅行中ノ者
三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者
第十四條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ藥劑師又ハ看護婦ニ關シテハ警視廳長トス第十五條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主たる就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場

所一定セザル者、就業ノ場所ヲ有セザル者又ハ船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ住所地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス
第十六條 本令中齒科醫師登錄番號、齒科醫師登錄番號又ハ藥劑師名稱登錄番號トアルハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケケル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ關シテハ各其ノ免許番號トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事、又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス
第十七條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十三年ニ限リ第三條第二項中八月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ十月十五日現在ニ依リ同月三十一日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ十月十六日以後トス
總動員試驗研究令 (昭和十四年八月三十一日) 勅六百二十三號
第一條 國家總動員法第二十五條ノ規定ニ依リ總動員物資ノ生産若クハ修理を業とする者(以下事業主と稱す)又ハ試驗研究機關ノ管理者に對シ總

動員物資に關する事項其の他國家總動員上必要な事項の試験研究を命ずるは本令の定むる所に依る

第二條 主務大臣は專業主又は試験研究機關の管理者に對し試験研究の項目、方法、規模其の他に關し必要な事項を定め試験研究を命ずることを得

第三條 主務大臣試験研究を命ぜんとするときは内閣總理大臣に協議すべし

第四條 試験研究を命ぜられたる者は試験研究の實施計畫の概要を主務大臣に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

第五條 試験研究を命ぜられたる者其の試験研究を終了したるときは遅滞なく國家總動員法第三十一條の規定に基き試験研究成績を主務大臣に報告すべし

第六條 主務大臣試験研究成績の報告を受けたるときは内閣總理大臣に報告すべし

命ぜられたる試験研究に關し爲されたる發明又は考案に付特許出願又は實用新案の登録出願を爲したる者は遅滞なく國家總動員法第三十一條の規定に基き其の旨を主務大臣に報告すべし

第七條 主務大臣必要ありと認むるときは試験研究に關し國家總動員法第三十一條に基き當該官吏をして當該試験研究を爲し又は爲すべき場所其の他必要な場所に臨檢し試験研究其の他業務の状況又は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得此の場合に於ては當該官吏をして身分を示す證票を携帯せしむべし

第八條 命令の定むる所に依り主務大臣

臣は本令に依り試験研究を爲す者に對し豫算の範圍内に於て補助金を交付す

主務大臣は本令に依る試験研究に因り損失を生じたる場合に於ては通常生ずべき損失を補償す

損失の補償を請求せんとする者は試験研究の終了後命令の定むる所に依り之を請求すべし但し命令の定むる所に依り別段の時期に之を請求することを得

第九條 軍機保護上其の他軍事上特に必要ある試験研究に關する場合を除くの外第二條、第四條、第五條、第七條及前條の規定の施行に關し必要な事項は閣令を以て之を定め前條中命令とあるは閣令とす

第十條 本令中主務大臣とあるは軍機保護上其の他軍事上特に必要ある試験研究に關しては陸軍大臣又は海軍大臣とす

前項の場合を除くの外本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總

督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官とす

附則

本令は昭和十四年九月五日より之を施行す

〔參照〕

昭和十三年四月一法律第五十五號

國家總動員法抄録

第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産若くは修理を業とする者又は試験研究機關の管理者に對し試験研究を命ずることを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の状況若くは帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

陸海軍總動員試験研究令施行規則

昭和十四年九月五日 閣令第十二號

第一條 總動員試験研究令(以下令と

稱す)第二條の規定に依る試験研究の命令は當該試験研究の項目、方法主たる擔當者、軍事上の秘密保護の必要あるものに付ては其の旨及秘密の爲必要な措置並に其の他必要な事項を記載したる試験研究命令書を總動員物資の生産若くは修理を業とする者(以下專業主と稱す)又は試験研究機關の管理者に交付して之を爲すものとす

前項の場合に於て必要あるときは試験研究命令書の寫を主たる擔當者に交付することあるべし

第二條 令第二條の規定に依る命令に依り試験研究を爲す者は試験研究日誌、試験研究用設備臺帳及試験研究費收支簿を備へ試験研究日誌には試験研究の経過を、試験研究用設備臺帳には試験研究用設備の内容を、試験研究費收支簿には試験研究に關する收支を詳細に記載すべし

第三條 令第四條の實施計畫の概要には左に掲ぐる事項を記載し令第二條の規定に依る命令ありたる後一月以内に之を提出すべし

- 一 試験研究の擔當者
- 二 試験研究の方法
- 三 試験研究の目標
- 四 試験研究の規模
- 五 試験研究用設備
- 六 試験研究の期間
- 七 試験研究費豫算
- 八 試験研究の場所
- 九 軍事上の秘密保護の必要あるものに付ては之が秘密要領
- 十 其の他必要と認むる事項

第四條 陸軍大臣又は海軍大臣の命じたる試験研究に關し爲されたる發明又は考案に付特許出願又は實用新案の登録出願を爲したる者は令第五條第二項の規定により出願後三日以内に其の願書及添附書類の寫を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

前項の出願に付願書番號の通知を受けたるときは遅滞なく之を陸軍大臣又は海軍大臣に報告すべし

第七條 補助金の交付を受けたる者試験研究を終了したるときは遅滞なく其の試験研究に關する收支決算書を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第六條 令第八條第一項の規定に依る補助金の交付を受けんとする者は令第二條の規定に依る命令ありたる日より一月以内に陸軍大臣又は海軍大臣に申請書を提出すべし

第八條 左の各號の一に該當する場合に於ては陸軍大臣又は海軍大臣は補助金交付の指令を取消し、補助金の額を減少し又は交付したる補助金の全部若は一部の返還を命ずることあるべし

第五條 令第七號第二項の證票は別記様式に依る

第九條 損失の補償を請求せんとする者は試験研究の終了後六月以内に損失補償額算出明細書を添附したる請求書を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第四條 所長ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第十條 事業主又は試験研究機關の事業、財産、收支の状況等に依り陸軍大臣又は海軍大臣試験研究の終了前に於て補償を爲すべき特別の必要ありと認むる損失に付ては前條第一項の規定に拘らず其の生じたる後直に之が補償の請求を爲すことを得

第三條 所長ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

總力戰研究所官制
（昭和十五年九月二十日）
勅令第六四八號

第二條 總力戰研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 總力戰研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 總力戰研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ所務ニ従事ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 所長ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 所長ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 總力戰研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

財 團 法 人 軍 人 會 館

講

堂

大講堂は集會、講演會及興行物開催の爲一般に有料で貸付て居ります。
收容人員一、五五〇名、暖房、冷房、換氣の設備完備殊に音の反響良好
なる爲四季絶へず利用されて居ります。

電話九段二〇〇〇番 自四一〇一番
至四一〇七番

(詳細は本文四七二頁参照)

滿 洲 國

昭和七年三月滿洲建國成り、軍政部が編成され、滿洲國軍の建設に着手してから茲に八年、滿軍は遂次その軍容を整備し、今や盟邦日本軍唯一の友軍として、且つ又信頼し得る共同作戰軍として、新面目を發揮しつつある。
建軍以來滿軍の活動の跡を見ると皇軍の勇猛果敢な滿洲國內討匪戰に協力し、治安肅清に致した功績は多大なものがあり、産業開發の基礎を作つた。支那事變には其の一部を以て長驅北支に外征作戰し、今次ノモンハン事件には皇軍と共同作戰のもとに多大の戰

列 國 軍 備 概 観

其ノ一 陸 軍 之 部

果を收め、内に外に遺憾なく新興滿洲國の軍隊として飛躍的發展の段階を辿り、その將來に大なる信頼と期待を掛けられてゐる。

滿洲國軍は、治安部大臣于琛璈上將が軍令軍政を統轄し、全國に八個の軍管區と、興安軍管區、江上軍を設け、それ／＼上將又は中將の司令官があり陸海軍條例の定むる所により軍隊、艦艇を指揮統率せしめ、その編制裝備は範を日本軍に採り、總兵力は共同作戰軍として充分國防に堪へ得る數量を常時保有してゐる。
また治安部大臣は直轄部隊、官衙、

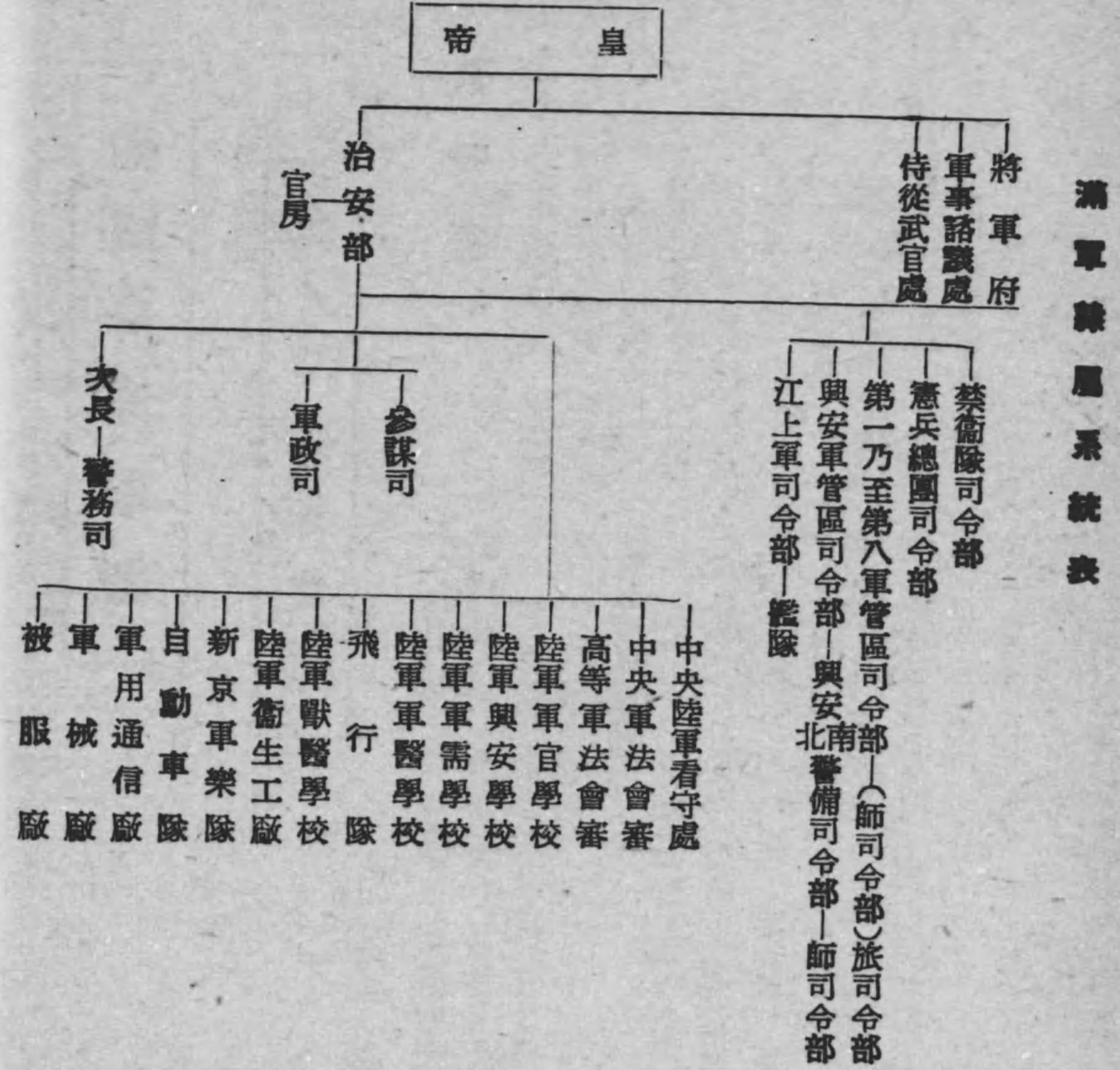
學校、病院等を持ち、將軍府、軍事諮議院、侍從武官處、禁衛隊司令部、憲兵總團司令部等がある。

直轄機關には軍用通信廠、軍械廠、軍需廠、陸軍衛生工廠の各本支廠を、軍隊としては禁衛隊、憲兵總團、防空部隊(高射砲隊、飛行隊等)、通信隊、自動車隊、軍樂隊等、學校としては陸軍官學校、陸軍興安學校、憲兵訓練處、陸軍軍需學校、陸軍軍醫學校、陸軍獸醫學校等を統轄し、馬政局、測量局(近く設置)、造兵所等を監督する外各軍管區所在地その他主要地に治安部病院を持つてゐる。これを系統的に示せば別掲の表の通りである。

滿洲國軍の概観
一、滿洲國軍 は日滿議定書に基づき日本軍と協同一體となつて國家の防衛に任ずる滿洲帝國の軍隊である。
二、構成民族 民族協和の滿洲國では軍は在住民族によつて構成する特殊性を有し、日本人は志願制に依る滿軍將校として軍の核心的存在となり、その

部			科							兵科部別	
獸務部	衛生部	軍需部	輜重兵	航空兵	江上兵	工兵	砲兵	騎兵	歩兵		憲兵
			陸軍上將 陸軍中將 陸軍少將							將	
中陸軍獸醫少將	中陸軍衛生少將	中陸軍軍需少將									中將
將上	將上	將上	陸軍上校	陸軍上校	陸軍上校	陸軍上校	陸軍上校	陸軍上校	陸軍上校	陸軍上校	少將
校中	校中	校中	陸軍中校	陸軍中校	陸軍中校	陸軍中校	陸軍中校	陸軍中校	陸軍中校	陸軍中校	中校
校少	校少	校少	陸軍少校	陸軍少校	陸軍少校	陸軍少校	陸軍少校	陸軍少校	陸軍少校	陸軍少校	少校
尉中	尉中	尉中	尉中	尉中	尉中	尉中	尉中	尉中	尉中	尉中	尉
尉少	尉少	尉少	尉少	尉少	尉少	尉少	尉少	尉少	尉少	尉少	尉
尉尉	尉尉	尉尉	尉尉	尉尉	尉尉	尉尉	尉尉	尉尉	尉尉	尉尉	尉尉

陸軍武官官等表(軍官)



滿軍體系系統表

發展進歩の根幹をなしてゐる。

三、兵種(兵科) 憲、歩、騎、砲、工、航空、江上、輜重、軍需、軍醫、司藥、衛生、獸醫、獸務、技術、軍法、軍樂の兵科部から成り、その官等階級は別掲の表の通り日本軍と略々同様である。

四、編成(配置) 軍隊編成は師(師團)旅(旅團)團(聯隊)營(大隊)連(中隊)排(小隊)班(分隊)から成り、歩騎兵團には軍旗を親授せられ、軍隊士氣の中心である。部隊は歩、騎、機關銃、迫撃砲、野山砲、高射砲、通信、自動車、飛行機部隊を集成、又は混成し、その戦力は國內警備と一部の外戦に堪え得る。憲兵團は滿軍獨特のもので憲兵業務のほか精銳な戰鬥部隊として活動することが出来る。その他にも各種の特殊又は特設部隊がある。

五、江上軍 江上軍は國境河川の警防に任ずる艦艇部隊である。

六、兵役制度 建軍以來募兵志願制を實施して來たが、國運の隆昌と國民の

技	軍	軍
術	法	樂
部	部	部
陸軍技術	陸軍軍法	陸軍樂部
中將	中將	中將
少將	少將	少將
校中	校中	校中
校少	校少	校少
校上	校上	校上
尉中	尉中	尉中
尉少	尉少	尉少
尉	尉	尉

總意は次第に滿軍を認識し來り遂に昭和十六年から必任義務的徴兵制度を實施することに決定し、國兵法（滿洲國之項參照）公布、滿洲國在住男子の大部は兵役に服することになり、これによつて滿軍が更に兵員素質に格段の精強を加へることになる。建國後僅か十年で國民皆兵制度を行ひ得ることは滿洲國の驚異的發展を示すものである。

七、教育訓練 從來國內討匪に寧日のなかつた滿軍は、近年、國內治安の確立に伴ひ討伐第一主義から訓練第一主義に大轉換を行ひ、専ら將校以下の素

質の向上と軍事能力の向上に全力を傾注してゐる。勿論多少遺憾の點が少いとはいへぬが近年に於ける内外各種の軍事要素は滿軍の健實な向上發展を推進せしめるものである。

學校教育は國內軍事學校で教育訓練するだけでなく優秀な幹部將校は日本士官學校、陸軍大學その他實施學校等にどしどし派遣留學させ、専ら優良軍隊の練成に努めてゐる。

八、軍隊給與 從來比較的簡素な給與にあつた滿軍は之に依つて遺憾な事件も發生したが、近代戦力の要素は給與

に依る培養にあることと、最近滿洲國國富の膨脹は今次の陸軍給與令の公布となり、大改善を加へて滿軍給與を引上げるに至つたので、今後は滿軍將兵は安んじて不惜身命、任務に邁進し得ることとなつた。昭和十三年公布の陸軍士官令と今次の陸軍給與令の制定に依り、軍人の身分、待遇が確保され、軍事恩給、褒賞勳位、武功等それ〴〵定められ軍事保護法に依り家族及び遺家族にまで國家の恩恵が徹底することになつてゐる。給與令による士官俸給は別掲の表の通りである。

陸軍武官官等表（准尉官軍士）

兵科別	准尉官	軍	士
	准尉		
	上		中
			少
			士

九、滿軍の戦力 現在の滿軍は精強無比なる日本軍には絶対比較すべきではないが、建軍以來の軍自體の努力向上と日本軍上下の誠心よりする指導援助は舊軍閥的存在であつた滿軍を今日に

部			科			兵							
軍樂部	軍法部	技術部	獸務部	衛生部	軍需部	輜重兵	航空兵	江上兵	工兵	砲兵	騎兵	歩兵	憲兵
准陸軍軍樂尉	准陸軍軍法尉	准陸軍技術尉	准陸軍獸務尉	准陸軍衛生尉	准陸軍軍需尉	准陸軍輜重尉	准陸軍航空尉	准陸軍江上尉	准陸軍工兵尉	准陸軍砲兵尉	准陸軍騎兵尉	准陸軍歩兵尉	准陸軍憲兵尉
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士

至らしめたもので、その戦力に於ては、尙ほ指導向上を必要とする點も少くない

いが、滿軍自體にも各種の良い特性があり、その異常なる忍耐力、行軍力、給養方面に於ける簡易性等美點長所も決して少なくない。今後に於ける日本軍のよりよき指導と、日滿國民統後の後援及び滿軍自體の向上精神はやがて東亞協同體としての滿洲國の持つ國防力として日本軍との共同作戦に充分の戦力を發揮するものと期待し得られるのである。

日系軍官（日本人武官）
滿洲國軍には多數の日系軍官（日本人武官）が軍の核心的存在として滿軍練成とその向上發達に努力し、國策遂行の花形として活動してゐる。滿軍強化のためには軍内に優秀な日系軍官を持つことを絶対必要とし、既にその或る者は師長（師團長）旅長（旅團長）の要職に就き國軍の中堅又は高級幹部として活動してゐる。

日系軍官の補充、採用は、從來日本軍在郷の准士官、職務將校から募集之に若干の補備教育を行つて任官せしめ

る方法と、特殊上級將校を應聘任用する方法に依り、補充は必要の都度いづれも日本陸軍省を通じて行はれる。

以上は従来採り來つた暫行的方法であるが、昭和十五年以降日本陸軍豫科士官學校(陸軍經理學校豫科)生徒志願者と略々同様の資格あるものより選定し、滿洲國陸軍軍官學校(新京)に入校せしめ、豫科(一年十一月)を終了後日、滿軍に各四ヶ月隊附勤務後本科生徒として日本士官學校(經理學校)に入校、卒業後は日本軍隊附勤務四ヶ月始めて滿洲國軍少尉に任官、同時に日本陸軍の豫備役將校たるの資格を附與せられるのである。又この間被服、食料、手當を給せらる。要するに日本將校生徒と略々同様の資格採用法並びに教育過程を取り、優秀なる初級士官の育成に着手した。

日系軍官たる滿軍少尉の初任給は月額百十五圓、その他に各種の手當加俸があり任官手當は三百五十圓である。任官後は累進して行くこと日本軍と

略々同様で、優秀者は日本陸軍大學その他に派遣留學させる筈である。

支那軍(蔣軍)

(本篇は内容稍古く其後の變動現況と異なるものあるべきも事變以來の支那軍の全貌を知る便宜上其儘掲載するものなり。)

支那の陸軍は備兵にして、由來軍閥の私兵と稱せられ此等の軍閥は夫々の利害關係に因つて集散離合し、従つて恒久性ある統制的勢力は殆ど見出し得ない情勢であつた。

民國十七年(昭和三年)蔣介石が北伐を完成し、國民黨の實權を掌握するに及び、國民政府は陸海空軍を統率し。軍制を列強特に日本に模倣し、從來の弊に鑑み、軍隊の本質を國家防衛の軍隊に改め、昭和八年六月十七日兵役法を制定公布し、且逐年兵備の改善に努めたけれども、政府の規定する軍制が全國に普及するのは容易な業でなく、従つて其の兵力は莫大であつたが編成

裝備は未だ不十分であつた。加ふるに地方軍閥中には未だ反蔣の態度を有するものがあり。昭和十一年六月には兩廣聯合の反蔣運動さへ起つたのであるが蔣の巧妙なる切崩し工作により遂に失敗に終り、爾來蔣介石は各地將領に對する壓迫、懷柔兩工作を以て漸次地方軍の中央化を策し、今次事變直前に於ては、表面上のものもあつたが大體に於て中央の威信が行はるゝ様になつてゐたのである。

第一節 事變前に於ける支

那軍變遷の概観

事變當初支那軍は總兵力約二百十萬を有し、事變發生と共に其の大部を北支、中支に出動せしめ、各方面共我が軍の爲め多大の損害を蒙り、其の損害約八十萬を算するに至つた。殊に中支方面に於ては、中央軍の損害甚大で、著しく戦力を低下した。

茲に於て蔣介石は軍を後退し、態勢を整理すると共に軍の再建を企圖し、

銳意敗殘兵を改編改組し、且民衆を強制徵集し、減耗を補充すると共に、新軍を編成すべく最大の努力を拂つた。其の結果兵員の補充も相當に行はれ、且新編及再編師が約二十箇も現出を見るに至つたが、其の内容は極めて貧弱で毎師の兵員平均六千内外に過ぎず、重火器並に火炮等は著しく不足してゐた。

第二節 兵力及裝備(航空を除く)

一、兵力

1. 正規軍

正規軍と稱すべきものは事變前約二百萬であつたが、事變以來多大の損害を蒙り逐次補充せられ、現在約二百四十個師、約百八十萬

内外に達した、之を系統別にし事變前後の兵力を比較すれば別表の通りである。

イ、中央軍

國民政府の軍隊であつて蔣介石の直系及傍系に大別する事が出来る。比較的統制あり、兵力、内容亦概ね支那軍の中堅たるの實力と體裁を備へてゐる。

傍系軍とは北伐戰爭後蔣の手に依つて逐次改編同化せられた所謂外様の軍隊で、一部には蔣に對し肚裏尚異心を有するものがある。此等の中央軍は上海、南京會戰及武漢會戰に於て我が軍の爲め徹底的打撃を受け、目下其の主力は南昌、岳州、宜昌を連ぬる線以南及河南西部、陝西東部等、敵側として我が進撃を豫期してゐるかの如き正面にあつて防勢態勢にあり、其の一部を以て遊撃を實施しつゝ主力は専ら整備訓練中である。

ロ、遼東北軍

滿洲事變前に於ける東北軍の同事變勃發當時平津地方にあつた第一軍及第二軍並事變後奉天省より關内に逃げ歸つた舊奉天軍の一部を基幹とするもので、爾來共產軍の討伐に従事し、今次事變迄は陝、甘地方に駐屯してゐたが事變勃發するや、主として北支方面、次で徐州會戰に参加せしめ、我が軍の爲め殲滅的打撃を受け、爾後從來の師を合編或は廢止して陣容を改めた。現在は主として中支方面に使用せられあるも、地方軍としての色彩は殆どなくなつてゐる。

ハ、北支諸軍

從來河北、察哈爾省内に駐屯してゐた軍隊である。

宋哲元軍……本軍の第三十七師は今次事變を誘發した張本である事は周知の通りである。昨年

一、二月頃迄河北省南部に於て作戦し、徐州會戦の際、我が軍に包圍せられ、潰滅状態となつて河南省京漢線に後退整理中であつたが、武漢作戦開始と同時に江北戦線に現出したが、目下は河北南部、湖北西部等に分散してゐる。

馮玉祥軍……事變發生と共に彰德附近より京漢線に沿つて北上、我が軍に撃退せられ、鄭州附近に於て部隊の整理補充を實施し、徐州會戦の末頃同方面に増援し、次で武漢會戦に出動、大冶附近に於て我が軍と交戦した。目下残れるものは一、二箇師で湖北西部にあるが殆ど中央化してしまつてゐる。

二、山西軍
閻錫山之を統率し、事變當初より山西省内及平綏沿線に駐屯してゐるが、我が軍の山西進入に隔し抵抗撃破せられ、爾後同省

西省省境附近に蟠居して戦力保持に努めつゝ、執拗なる遊撃行動に任じてゐる。

木、山東軍
元韓復榘の指揮した軍隊であつて、一昨年十月以來黃河北岸地區に於て我が軍の爲め再三撃破せられ、其の都度多大の損害を蒙つた。徐州會戦参加後河南省に於て新兵の募集訓練に努めたが、武漢會戦に於て又もや我が軍の爲めに大打撃を蒙つたので昨今は殆ど山東省出身の兵なく殊に昨年三月韓復榘統殺せらるゝに及び、地方軍としてより寧ろ中央傍系の色彩が濃厚になつて、目下二、三個師が河南北部に残存、遊撃行動を實施してゐる情況である。

ハ、廣東軍
從來國民革命第一集團軍と稱したものであるが、昭和十一年六月廣西と聯合して反蔣運動、起

し、蔣介石の巧名なる切崩し工作により内部から瓦解し、陳濟棠の亡命後、第一軍長たりし余漢謀が省内の收容整理に任じ、概ね中央の統制に歸した。今次事變に於て上海、南京の會戦に其の大半は北上参加したが殆ど全滅に瀕するに至つた依つて出動部隊は廣東省に歸還、銳意其の補充再建に努むると共に徐州會戦には再び一部を北上せしめ次で數箇師は武漢會戦に参加したのである。

ト、廣西軍
反蔣的色彩最も鮮明にして事實上西南反蔣勢力の精神的核心を成すものであつたが、一昨年十

月對中央戦を起し、廣東軍崩壊後止むなく中央と妥協するに至つた。

今次事變に於て上海、南京戦線に殆ど全軍参加し、爾來廬州を根據として津浦沿線の遊撃に任じ徐州會戦の際我が軍の北上を阻止せんとして撃退され、又武漢會戦に際しては江北地區の防禦を擔任した。目下は其の半部は依然江北、大別山脈内にあつて遊撃行動に任ずると共に、他の半部は廣西にあつて自己地盤に占據して居る。

チ、邊境各省軍
邊境軍にして事變勃發より、現在迄に我が軍と交戦したものを

舉ぐれば左の通りである。

四川省雜軍……二十數箇師の西省内に殘置せるは數箇師に過ぎず、四川部隊は北支、中支、徐州、武漢作戦に参加し、其の程度甚大なる損害を受けたが、今尙揚子江南岸安徽、江西北部、湖北等の第一線に在つて執拗な抵抗を繼續してゐる。

陝西省雜軍……山西省南部省境附近にあつて遊撃に任ずる程度である。

甘肅省雜軍……陝西省北部地區に駐屯してゐる。

雲南省雜軍……事變勃發後從來の旅を改編して數箇師を編成し徐州戦に出動せしめたが我が軍

の包圍攻撃を受け多大の損害を出して漢口附近に後退し、武漢會戦には新に雲南から増遣された數箇師と共に参加した。目下江西北部に數箇師殘存してゐる。

寧夏省雜軍……馬鴻逵之を指揮して目下其の一部は綏遠省包頭に近く蟠居してゐる。

以上雜軍と中央軍との關係は中々複雑で、雜軍動向の觀察は相當年月の注視に非ずんば困難であるが、大體觀察として現在に於ては全軍蔣介石の統制下にあり、内面心理は兎も角、雜軍と雖も蔣の命に服して今尙抗戦を繼續してゐる情況である。

支那軍系統別兵力一覽表

系統別	隊別	部	時期		現在兵力 (單位萬)
			前	武 漢 攻 略 當 時	
			兵 (單位萬)	部	兵 (單位萬)

軍省各境邊				廣	廣	山	山	軍諸支北				舊	軍央中		
雲	甘	陝	貴	四	西	東	西	萬	馮	商	宗	東	傍	直	
南	肅	西	州	川	軍	軍	軍	福	占	震	哲	北	系	系	
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	麟	海	元	元	軍	系	系	
					步兵十二師獨立四師	步兵十師	步兵五師獨立一旅 騎兵一旅	步兵八師獨立三旅 騎兵三旅	步兵一師	步兵一師	步兵四師 騎兵一師	步兵四師獨立四旅 騎兵三旅	步兵五師一旅	步兵四十一師獨立一旅 騎兵一師獨立二旅	步兵四十七師獨立二旅
一、六	三、八	七、〇	八、〇	三〇、〇	七、二	八、〇	五、二	八、〇	二、〇	一、六	三、〇	八、〇	一二、三	八六、〇	
					步兵十二師獨立六師	步兵十二師獨立十旅	步兵五師	步兵八師獨立四旅 騎兵二師	步兵三師	步兵一師	步兵三師 騎兵一師	步兵八師獨立二旅 騎兵一旅	步兵三師	步兵四十五師獨立八旅	步兵四十七師獨立二旅
三、〇	二、〇	二、〇	一、〇	一〇、〇	五、〇	七、〇	二、〇	五、〇	一、〇	〇、四	一、〇	三、五	四、〇	三九、〇	
					一〇、〇	一〇、〇	四、〇	八、〇		一二、〇			八、〇	八〇、〇	

總	邊各省		寧
	新	青	
計	疆	海	夏
	軍	軍	軍
步兵二百一十一師、三十九旅 騎兵十三師、八旅 砲兵八旅			
約 二〇五、二	六、〇	二、〇	四、五
約 九二、九約一八〇、〇	二、〇	二、〇	三、〇
		四八、〇	

2. 不正規軍

不正規軍は各省少きは數千、多きは十數萬に達し、主として匪賊の防衛に任じ、小銃の外機關銃、火砲を有するものである。土匪も亦各省に存在し、全國に於ては約四、五十萬に達すべく其の裝備は概ね不正規軍に準ずる。此等不正規軍及土匪等は大部隊としての勢力はないが、正規軍に劣らざる能力を有し、對外戦に當つては或は正規軍に編入せられ、或は固有の團體として、後方の遊撃に任じてゐる。

3. 支那共產軍

支那に於て共產主義の發展を見たのは、大正十一年頃廣東を追はれた孫文が、「ソ」聯邦に款を通じて大正十三年國民黨内に共產黨の制度を容れ、次で同年蔣介石が赤軍の組織を學んで國民革命軍を編成したのに端を發してゐる。其の後蔣介石は共產主義を忌み、同派幹部を追つたので、各地に潜行せる共產黨員は國際共產黨の指令に基いて自衛軍の組織に着手し、此等が後に至り統制せられて共產軍を組織するに至つたのである。

昭和六年に至り中華ソヴェート共和國假政府が江西省瑞金に樹立されるや、支那共產軍は遂に國民政府公然の敵として目されるに至り、蔣介石自らの運命を賭しての累次の討伐にも屈せず、必死の抗争を續けて來たのであるが、其の裏面に於ては、依然として蘇聯邦の援助があつた事は看過することは出來ないのである。殊に滿洲事變勃發以來の二、三年間は「日支間の紛争に依る中央軍の隙に乗じて長江沿岸の要點を悉く占領すべし」との第三「インター」の積極

政策指令を忠實に實行して到る處中央軍を憚まし、其の勢は實にあなどり難きものがあつた。茲に於て蒋介石は「抗日よりも先づ剿共」なる標語の下に共産全軍の中心勢力たる、江西匪軍の討伐に全力を注ぐに至つたのであるが、その經濟封鎖の戰略の効果が逐次發現するに及んで、匪軍を非常なる苦境に陥れた爲、該匪軍は唯一の活路を四川方面に見出すべく、昭和九年十月下旬より西方移動を開始し爾後政府軍と戦争を重ねつゝ湖南、貴州、四川を経て甘肅に入り四川北部に在つた徐向前軍も之と合流して陝西、甘肅、寧夏の邊境へ移動し、又従來陝西北部に地盤擴張を企圖してゐた劉子丹、徐海東等の共産軍は之に呼應して漸次猖獗を極めるに至つた。そして昭和十一年十二月の西安事件以來蔣政權と妥協したのである。今次事變發生するに及び蒋介石は國內の

相剋を排し國家を擧げて抗戰の目的を達せんが爲めに、遂に容共政策を採用した。茲に於て共産軍も蔣政權の統制に服するに至つたものゝ如く、殊に事變前陝西北部に蟠居してゐた共産軍中朱德の率ゐる約三萬は、事變勃發するや間もなく第八路軍と改稱して蔣政權の隸下に入り、八月中旬より綏遠方面に行動を開始した。而して九月中旬山西省北部に於て我が軍の爲撃破せられ、後退して五臺附近を中心とし、盛んに赤化工作を行ひ其の勢力擴張を圖ると共に、我が軍背後連絡線の遊撃を策した。昨年十月我が軍の爲め、其の根據地たる五臺を攻撃せられたが、今尙省内各處に残留し執拗に活動の機を窺つてゐる。

蘇、浙江、安徽の各省で活動中である。而して此等共産軍目下の兵力は、其の中に他の敗殘兵或は土匪を混入する等の關係上或は數千と稱し、或は數萬と稱し、其の數判然しないが概む第八路軍は約十數萬、新第四軍は約四萬と判断せられる。

二、裝備

目下支那軍は總兵力約百八十萬内外であるが、兵員の素質、裝備の低下並に志氣の頹廢と相俟つて、戦力は著しく低下してゐる實情である。軍需工業力皆無と云つても過言でない支那として、軍需品の大部を外國よりの補給に仰いで居たことは周知の事であるが、廣東喪失の結果、日量九千噸（一列車七百噸）の輸送力を誇つた粵漢線は其の機能を失ひ、僅かに日量百五十噸の輸送力を有する瀘越線及二百噸内外と判断せらるゝ障路桂林に向ふもの、更に微少なる「ビルマルルート」、赤色「ルート」並に

我が海軍の封鎖網より滲入する輸入等に俟たねばならぬが、此等を總計するも日量五百噸程度と推測せられてゐた國外よりの輸入軍需品も今次歐洲戰亂の勃發によつて交戰國就中英、佛よりの輸入は困難となつた爲將來は此等の輸入を米、蘇より仰ぐことゝならう。

國內兵器製造能力は近時資源殆ど枯渴せる爲、僅に小口径銃器類の彈藥を生産し得るに過ぎず、従つて武漢廣東失陥後に於ては毎師所有銃機數の増加は殆ど見るべきものなく。中口径以上の火砲に至つては全く補給の途なきものゝ如く、各師平均野山砲數は調査五十箇師の中約十箇師が三（四）門を保有する程度で、其の他は保有し非ざるものゝ如く、小口径銃器數の彈藥製造能力も僅かに遊撃戰の實行を支へる程度に過ぎないといはれてゐる。

第三節 航空

一、要旨
支那の航空は數年前迄は殆ど見るべきものが無かつたが、事變直前頃には列強の援助により驚くべき進歩を示しつゝあつたのである。併し乍ら支那航空勢力の實質は、其の軍用なると民用なるとを問はず、殆ど列強の航空勢力として觀察するを至當とするのであつて、之我が帝國の國防上注意を要する點である。目下列強中最大の勢力を扶植しつゝあるは米國であるが、今次日支事變に依り此等機種は殆ど壊滅に瀕して居る。併し乍ら「ソ」聯の支那空軍に對する積極的援助も亦注目に値する。

二、事變前に於ける航空兵力

國民政府は、滿洲事變殊に上海附近の戰鬪に於て苦杯を嘗めたる經驗に鑑み航空救國を高調し、米國の援助に依つて中央空軍の擴張を企圖したのであるが、裏面に於て米國に軍事上重要な利權を提供して居ることは見逃せぬ處である。加之、廣東空軍も米國の援

助に依りて更に其の擴張を企圖し、各地方空軍は名義上支那軍閥に屬するも實權は殆ど米國の手に歸して居たのである。又昭和八年張學良の伊國訪問以來、中央空軍に對する伊國勢力の進出も亦目醒しく、漸次米國に取つて代らんとする傾向を示して居たが、「エチオピア」戰爭の發生と共に再び米國勢力の據頭を見るに至つた。何れにせよ背後の此等の列強勢力を考慮せば、單なる支那空軍としてのみ觀察すべからざるものがある。

1. 中央空軍

南京政府所屬の空軍は昭和七年の上海事變當時は陸上七隊、水上一隊であつたが、蒋介石は爾來空軍の内容刷新と兵力増加とを策し、國民の航空熱熾烈化と相俟つて、空軍擴充の氣運を醸成し米國と航空密約を締結して空軍の根本的刷新を企圖し、其の一次的方便として、先づ陸上七隊を三隊に縮小し爾餘を杭州飛行學校に集中し米國

飛行士を招聘して空軍勤務者を根本的に訓練すると共に、此の地を空軍擴張の根源地と化せしめた。爾後、内容の充實に努め、次で昭和十年五月二十日に増編し、更に同年九月二十四日とし、昭和十一年西南問題の解決と共に、舊廣東廣西兩空軍を改編して中央空軍に編入し、十大隊三十一中隊約八〇〇機を有してゐた。

又航空三年計畫として傳ふる所に依れば、昭和十一年末迄に整備せらるべき兵力は偵察機三百五十機、驅逐機三百機、輕爆撃機二百機、重爆撃機合計千機に及び、之を七乃至八聯隊に編成せらるゝ豫定であつた。

本事變勃發當時の現況は本計畫の實現後と見られ、此の情勢にして推移せば、数年後に於ては更に優勢なる空軍を有するに至るものと豫想せられてゐた。

2. 地方空軍

山西、四川、貴州、雲南には若干機ありしも、空軍と稱し得べき程度に達してゐなかつた。

三、支那空軍の現況

支那空軍は昭和十二年七月、即ち事變當初約八百機を算したが、帝國陸海航空隊の爲め徹底的打撃を受け、同年九月には早くも約三百機を、十二月には約百機を餘したのみで殆ど潰滅状態に瀕した。茲に於て支那軍當局は一時殘存空軍の主力を奥地に退避せしめ、列強特に「ソ」聯援助の下に銳意人員器材を補充して、其の再建に努力し、昭和十三年五月頃に至つて漸く二百機内外を整備し得るに至つた。

其の後、我が軍による撃滅と、補充とは概ね均衡状態を保持してゐるらしく、現在戦闘力ありと認めらるゝもの三百機内外を保有してゐる。而して此等も勿論我が陸海軍の敵ではなく、専ら殘存勢力保持と要地防空の爲、奥地に退避し、其の一部を芷江、柳州方面に、大部を成都を中心として重慶、蘭

州、昆明に集中配置せしめてゐる。現存空軍兵力は八箇大隊、三十數箇中隊で編成總數三百機内外と目せられて居り其の機種區分は大體左の通りである。

戰鬥機 約一五〇機、偵察機 約三、四十機、爆撃機 約一〇〇機、但し現在活動し得るものは一五〇機内外に非ずやと觀察せられてゐる。

敵空軍の再建企圖は第一線機保有三百(或は五百とも謂ふ)を目途としてゐるものゝ如く、常續的に米、ソ、英、佛より購入を努力しあり、昭和十四年七月中に西北「ルート」を通じ「ソ」聯機のみにも約三十機を輸入してゐる。

事變勃發以來支那軍が輸入した飛行機數は千數百臺に上り、我が陸海軍が奪き犠牲を拂つて撃滅した機數は實に二千機を突破してゐる。今後支那が如何に空軍の整備充實に狂奔しても、殘存勢力以上となることは恐らく困難であらう。

「ソ」聯邦

第一節 概説

一、國防上の立場

「ソ」聯邦の國防上の立場に於て最も重大なる意義を有するものは、其の國家の理想として建國の始めに標榜せる世界革命の遂行である。

近來例へば

- 1 スターリン憲法條文中に舊憲法に、所謂「世界の帝國主義を破壊する」等の激越なる文辭を削除した點。
- 2 現在「ソ」聯邦は専ら所謂一國社會主義國家の完成に邁進して居る點。
- 3 「ソ」聯邦が最近頻りに愛國主義的宣傳に大童になつてゐる點。
- 4 對外的には從來の仇敵關係にありし獨逸と提携したかの如く見ゆる點。
- 5 國際共產黨の活動狀況が如何にも消極的の見ゆる點。

等の外貌から即断して、「ソ」聯邦が今や世界革命理論を放棄して國家主義へ轉向したのではあるまいかとの樂觀的言辭を弄する向もあるやうだが、それは結局「スターリン」の現實主義的な政策に眩惑せられたものに過ぎないのであつて、誤りも甚だしいものと稱すべきである。

抑々「ソ」聯邦が國內建設に寧日なく邁進してゐるのは、世界革命の祖國としての實力を養成し、他日の實力行使に備ふる爲であり、又外觀的に如何にも非革命的な對外政策を實行してゐるかの如く見ゆるのは、寧ろ世界革命の爲により好き環境と地位とを獲得せんとする「スターリン」一流の戰術に外ならないのである。支那事變に對する彼の態度、特に今次歐洲戰亂に於ける傍若無人な遺口はよく彼の本心を暴露したものと稱すべきである。國際共產黨の如きは全く「ソ」聯邦國策遂行の一機關に過ぎないのであつて、其の活動に消長のあるのは本機關がよく

「ソ」聯邦の現實政策に同調してゐるものと觀るべきであらう。

要するに「ソ」聯邦は依然世界各國を革命に導き、之を共產主義化することを最高の對外方針と爲して居る點は變化ないのである。

「ソ」聯邦が以上の政策を遂行せんが爲、強大なる軍備を必要とするは固より言を俟たない處であつて、あらゆる困難を克服して只管軍備の充實に邁進して居るのも全くこの點に基くもの以外ならない。

二、「ソ」聯邦軍備の實相

赤軍の軍備は「ソ」聯邦の建國精神たる唯物史觀を基礎觀念とし、豊富な人的及物的資源と第一次五箇年計畫策、逐次面目を一新しつゝある國防工業能力とを背景として打ち立てられた謂はゞ數と量との物的軍備と稱すべきもので、數次に互る劃期的擴充による兵力並編制裝備の飛躍的増大と向上とは正に刮目に値するものがある。

今や赤軍は二百二十五萬の常備兵力

各約八千の戦車及飛行機を保有するに至つた。
特に戦車飛行機は茲兩三年中に一萬を突破するものと觀られてゐる。
其の火力装備も既に列強陸軍の水準に到達し、時に頭角さへ顯さんとしてゐる。

併し乍ら之を以て直ちに赤軍懼るべしとなすは當らざるも甚しいもので、建軍の本義に關する幾多の脆弱性、物質偏重の必然的結果として生ずべき精神的缺陷、肅清の結果招來せる悪影響等は依然として赤軍の大なる惱みと稱すべきもので、この缺陷は張鼓峰事件に於ても將又「ノモンハン」事件に於ても、屢々吾人の前に暴露せられるところである。

「ソ」聯本來の世界觀に基き國際的階級闘争の支援の爲に建軍せられた等の赤軍に對し、最近頻りに祖國愛を鼓吹し、又物質萬能であるべき等の赤軍に對し、白兵訓練を強要して居る等は、如何に赤軍當局が其の心的缺陷は正に喘

いで居るかの證左であつて、吾人の特に注目に値するところである。

要するに吾人が赤軍の物的戦力を常に正しく評價して之に備ふるところがあらねばならぬことは勿論であるが、苟も備へさへ有れば赤軍は決して懼るゝに足らぬものであることは勿論である。

三、肅清工作完了後の赤軍

一九三七年六月「ソ」聯邦當局が突如前國防人民委員代理「トハチエフスキ」元帥以下七將星を、軍事的誓約の義務に違反して勞農赤軍を裏切り祖國に對して叛逆を犯したものととして、簡單且冷酷に銃殺の刑に處して以來止めどもなく荒れ狂へる「ソ」聯邦大肅清の嵐は、上層より下層へ、表面より裏面へと深刻且徹底的に暴威を逞しふしつゝ、今や帝政露軍時代の將校は固より革命戦時代の戦士さへも殆ど悉く葬り去つて仕舞つて、昨春に至つて漸く一應の段落を遂げるに至つたものゝ如くである。以上の大肅清は赤軍に於ける

一流の將師を殆んど喪失せしめてしまつた許りでなく、之が必然的結果として一般に自己保身、上下猜疑等の弊風を招來して軍の團結を弛緩せしむる等赤軍を一時憂慮すべき状態に陥らしめたことは云ふまでもない。

併し乍ら政治的に之を見れば、赤軍の要職には總て「スターリン」直系の尖鋭分子を配せらるゝに至つた爲、軍に對する「スターリン」の統制力は急角度に強化し、彼の意志を最も迅速且効果的に具現すべき好都合の態様を整ふるに至つたものと謂ふべきである。

加之軍管區(軍、艦隊)軍事會議の新設及軍事委員制度の復活は軍内に於ける青年共產黨同盟員(コムソモール)の増加及其の政治的結成の鞏化と相俟つて、彌やが上にも「スターリン」の赤軍支配力を完からしむるに至つた。即ち「スターリン」政權は從來の黨及「ゲペウ」の外に赤軍といふ強力なる城壁に圍繞せられて、將來益々安泰化する事であらう。

備	兵役區分		現		第一種	第二種	第三種
	勤務區分	軍	兵	下士官			
赤軍及海軍航空隊	三	年	三	年	滿三十五歲	滿四十五歲	滿五十五歲
海兵團及艦艇乘組員	五	年	三	年	滿三十五歲	滿四十五歲	滿五十五歲
國內警備隊	二	年	三	年	滿三十五歲	滿四十五歲	滿五十五歲
國境陸上警備隊	三	年	三	年	滿三十五歲	滿四十五歲	滿五十五歲
海岸警備隊	四	年	四	年	滿三十五歲	滿四十五歲	滿五十五歲
國境海上警備隊	四	年	四	年	滿三十五歲	滿四十五歲	滿五十五歲

一 現役終了者及現役に非るも成績特に優秀なるものを第一豫備とする。
二 現役及第一豫備以外の者は第二豫備である。

巷間、間々「スターリン」政權脆弱性の一面のみを觀て、該政權が今にも覆滅するかの如く説くものもあるが、これは謬論も甚しいもので、赤軍にして健在する限り「スターリン」政權は先づ萬々歳と見るべきであらう。

第二節 建軍要綱

一、兵役制度

「ソ」聯邦は一九一八年四月徴兵制度を布き、同年七月制定の憲法に於て之を認めた。其の後國內戦及一九二〇年の「ソ」波戦の試練を経て一九二二年徴兵令を制定し、一九二五年九月之に所要の改正を施して「ソ」聯邦兵役法を發布し、更に一九二八年、一九三〇年

一九三六年若干の改正を行つたが、一九三九年には更に人民兵役法(一般兵役義務に關する法律)を發布するに至つた。

人民兵役法に依ると、服役年限は滿十九歳から滿五十歳に至る間、左表の如く區分せられてゐる。

考

- 三 第一、第二豫備を通じて年齢三十五歳迄を第一種とし年齢四十五歳迄を第二種とし年齢五十歳迄を第三種とする。
- 四 醫師、獸醫及特種技能の教養ある女子は赤軍及海軍に登録服務せしむ、又召集することあり。右の服務年限は満十九歳乃至五十歳迄で兵役区分は第二豫備役である。

「ソ」聯邦の兵役制度は徹底せる國民皆兵主義であつて、列強に比し在營年限の長期に互る如き、中等學校上級三年（第八、第九及第十學年）専門學校、大學、工場實習所等の學生に對する軍事訓練を義務化する如き、軍需工業を義務化し兵役化する如き、皆「ソ」聯邦の軍備整備の努力の現れを物語るものである。

尙茲に特記すべきは、一九三六年より徴兵適齡期を從來の二十一歳より一學十九歳に引下げ、之に依り四年間毎年一年半分に該當する壯丁中より服役者を入營せしめて居つたが、一九三九年の兵役法に依り、更に若い者を入營せしめる様に至つたことである。（從來は徵集年の一月一日迄に滿十九歳になつた者を探つて居たのを、今度は徵集

年の翌年一月一日迄に滿十九歳に達するものを探ることになつた。兵役の滿十九歳とあるのは徵集の翌年からの勘定である。）

二、軍の構成

「ソ」聯邦国防軍は勞農赤軍、勞農海軍及特別軍隊より成るものである。

從來の赤軍は之を正規部隊と民兵部隊との二種に區分せられてゐたが、民兵部隊は作戦及訓練上幾多の危険と不安とを藏して居たので、國力の充實に伴ひ、逐次之を改編して今や全く正規部隊のみとなつてゐる。

特別軍隊とは國境及國內警備隊並護送部隊であつて、前者は國境の守備警戒、國內及反革命運動を警視、鎮壓、交通線の守備警戒等に任ずる共産政權維持の旗本とも稱すべきもので、各兵

科を有し、一般軍隊に劣らざる精練なる軍隊で、内務人民委員部に屬してゐる。

後者は囚人輸送、強制労働等の監視及輸送物品、主要倉庫等の護送、警護等に任ずる部隊である。

第三節 軍備全般の状況

一、要旨

東西兩正面同時獨立作戰の遂行が依然「ソ」聯邦軍備擴張の最終目標であることは、固より喋々を要しないところである。

殊に西、歐洲戦は益々深刻化し東、我が對支處理が著々其の歩を進めて居る現下の状況に於て、彼は當然全正面同時作戰發生の可能性を否定し得ないであらう。

其の軍備擴充の状況は寔に目覺しいものがある。

二、軍備擴充の状況

1 總兵力の擴充状況

「ソ」聯邦は前述の如く一九三六年及一九三九年再度に互り、徵集年齢を各一年宛低下して極力常備兵力の擴充を實行中であるが、昭和

2 各單位部隊の増加状況

十四年末に於ける總兵力は既に二百二十五萬に達し、之を昭和十三年末に比すれば約十一萬の増加となる。

區分	年次	昭和十二年末	昭和十三年末	昭和十四年末
狙撃師團		九七	一〇五	一一〇
騎兵師團		三二	三三	三五
飛行機數		五、五七〇	六、五〇〇	八、〇〇〇
戰車臺數		七、〇〇〇	七、五〇〇	八、〇〇〇
軍直重砲聯隊		四五	五〇	五八

右に依れば飛行機、戰車、軍直砲兵等近代兵器の増加が特に顯著であつて、「ソ」軍が如何に物質戦力の強化に腐心して居るか、明瞭に看取し得るのである。

3 歐洲戰亂に於ける「ソ」聯軍の

動向

歐洲情勢の紛糾特に獨波開戦するに至るや、一九三九年九月初頭より約百五十萬の豫備兵を動員し、同月十七日には獨軍に呼應して波蘭進入を敢行し更に隣接諸邦に對する武力制覇を企圖

し高度の動員を實施すると共に、對列強主動勢力の把握に邁進する等、其の活動は寔に目覺しきものと稱すべきである。

三、裝備一般の状況

唯物主義を信奉する「ソ」軍が物的戦力を重視するのは當然過ぎる程當然であるが、此の根本觀念に基いて「ソ」軍の裝備は逐年充實向上の一途を辿つて來た。之を火力裝備に就いて觀ても、第一篇第四章中に比較表示した様に、列國陸軍中の優位を占めて居り、機械化裝備に就て觀ても、戰車約八千を保有して殆ど他列強の追従を許さないものがあるのである。此等が今度のノモンハン事件等で相當物を言つたのは周知の通であらう。

次は航空裝備に就いて言ふと、飛行機は約八千を算し、之亦列強の一、二位を争ふ數を示してゐるし、化學戰裝備に於ても、其の徹底してゐること列國軍隨一である。

裝備の如何が軍の戦力の全部でない

ことは勿論であるが、其の重要な一因子であることは多言を要しないと思ふ。
斯く観する時、國軍として今後第一層裝備の充實向上を圖るの要を痛感する次第である。

第四節 極東に於ける戰備増強の狀況

一、「ソ」軍兵備増強の重點
「ソ」聯軍が如何に東西正面同時獨立作戰の遂行に邁進して居るかに就いては前述の通りであるが仔細に其の充實

状況を觀察すると、其の重點は極東兵力の増強に指向されてゐることが判るのであつて、其の眞意に關しては吾人の注目を要する處である。今之を昭和十四年度に就いて觀察すると次の通りである。

區分	年次		増加數	比率
	昭和十三年末	昭和十四年末		
極東	四〇萬	四四萬	四萬	一〇・〇%
全蘇	二一五萬	二二五萬	一〇萬	四・五%

二、極東「ソ」軍の増強狀況 最近數年間に於ける極東「ソ」軍の増強狀況は左表の如くである。

備	區分	年次				
		昭和十年末	昭和十一年末	昭和十二年末	昭和十三年末	昭和十四年末
狙撃師團	一五	二〇	二四	二七	三〇	
騎兵師團	四五	四	五	六	七	
飛行機	七五〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	
戰車	六五〇	九〇〇	一、五〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	
潜水艦	四〇	五〇	七〇	九〇	一〇〇	
飛行機中	航線距離三千軒に及ぶ遠距離重爆撃機が約三百機含まれてゐる。					

考 (浦鹽、東京間は直距離約千二百軒である)。

三、最近に於ける極東軍備

在極東兵力は前表に示した如く、逐年擴充の一途を辿つて、今や狙撃師團は約三十を算し其の總兵力は四十萬に達してゐる。

此等は赤軍、赤海軍及内務人民委員部軍隊の三種に大別することが出来るが、其の内の主體を成す赤軍は更に獨立第一赤旗軍(司令部、ウオロシロフ)獨立赤旗第二軍(司令部、ハフ)及「ザバイカル」(軍司令部、チタ)及在蒙「ソ」軍に區分せられて、各々國防人民委員部に直屬してゐるのである。

從來第一、第二軍は極東軍として「ブリュッヘル」の指揮下にあつたのであるが、逐次其の兵力が尨大となるに及んで、彼の獨立能力の餘りに強化するの危険を感じた「スターリン」は張鼓峰事件の責任に藉口して斷然「ブリュッヘル」を罷免すると共に、前記の如き分割を行つたことは周知の通りで

ある。斯くして其の要職には悉く「スターリン」に忠實なる分子が充當せられ、中央の統制力は彌が上に強化せられて、茲に對日戰爭準備は逐一步完成の一途を辿つてゐると言へやう。

第五節 航空

一、要旨

兩年次五箇年計畫に伴ふ「ソ」軍航空勢力の擴充は眞に目覚ましいものがあつて、彼等建軍の本旨である唯物史觀に基礎を置く量的絕對優勢は決して輕々に見逃すことは出来ない。就中軍事航空に在つては、最近の「イスパニヤ」戰爭、日支事變及滿「ソ」國境事件による幾多の苦い經驗を味つたのであるから、此等によつて將來益々向上進歩を圖り、名實共に世界に冠たる航空圏の育成に全力を注いでゐる模様である。一九三九年初頭に於ける航空製産力は月産五〇〇機内外である。

二、空軍

1 編制及指揮系統

全航空部隊は重爆隊の主力を以て軍團に編成せられて居る特別任務空軍と、各軍(軍管區)直接協力空軍との二つに區分せられ、前者は國防人民委員に直隸する空軍長官之を統帥し、後者は教育訓練に關しては前記空軍長官の、又運用並補給等に關しては各軍(軍管區)司令官の指揮を受けて居るもの如くである。

2 兵力及器材

(イ) 其の量的優勢は「ソ」聯空軍の自負する所であつて、逐年擴充を以てし、就中爆撃隊の増強は目覚ましいものがあり、今や六十餘旅團、八千餘機に達してゐる。

(ロ) 在來の各種飛行機の粗惡拙劣な設計製作、外國機の單なる

模倣から漸次質的改善に鋭意努力して技術的方面に於ても多大の向上を來し、今日に於ては既に其の製作機の一部は列國優秀機と比肩するに至つた。目下重爆の主力として「デーバー」型に代つて整備せられてゐる「デーバー」三型や「エスバー」改造型重爆は、何れも其の性能は立派なものである。就中「デーバー」三型機は沿海州附近より優に我が國土を爆撃し得る性能を具備せるものである。

3 空輸挺身隊

本部隊は「ソ」聯空軍特色の一つであつて、戦闘部隊を敵地著陸により或は落下傘によつて敵背後に侵入せしめ、直接背後よりの脅威、飛行場、交通線、兵站線等の攪亂及謀略の支援等に任せしむるものである。尤も之には實施上色々困難も伴つては來るが、一八三六年秋「モスコ」附近の演習にあつ

ては約五千二百名が此の任務に服したのである。

三、民間航空

民間航空は「ソ」聯交通人民委員の轄下にある民間航空本部長に依つて統率せられ、民間航空隊及國防飛行化學協會(「オソ・アビヒム」)とに大別することが出来る。此等は何れも國營であつて、國防上の考慮を第一義として總てがなされて居るため、頗る軍事的色彩が濃厚であることが其の特色である。

1 定期航空状況を述べれば左の如くである。

(イ) 昭和十三年度に於ける航空路延長は約七萬軒にして、之に不定期の地方線を合すれば、優に十萬軒を突破するものと認めらる。而して其の輸送人員は昭和十二年度に於て貨物量は二萬六千噸に及び、旅客人員数は列國に比すれば流石に未だ少ないが、貨物量に於ては輕視するこ

とが出来ない現況である。

(ロ) 國內線はモスクワ「浦鹽」線を第一にして有力なるもの約十五線、別に國際線として支那外蒙、沿バルチック諸國に到る數線を有してゐる。

(ハ) 使用飛行機は國産「ベエス三五、同四〇、同八九並に同八四(米國製ダグラス D.C 三型)型を主力とし、何れも新型で性能も良好である。而して現用のもの約五百機内外と云はれてゐる。

2 國防科學飛行協會(「オソ・アビヒム」)

國防飛行協會に關しては後述する。

第六節 化學戰備施設

一、要旨

「ソ」聯邦が一九二一年頃から、將來に於ける化學戰の重要性を認識して、之が研究施設に努力し軍部及民間共に化學戰準備に關する諸般の施設を整備

1 政治的には、寡頭獨裁制であつて、政權は他の掣肘を受くる事なく思つた通りの事が出来る。

2 經濟的には、前記の政治權力下に全經濟行爲を計量的に統制してゐる。「ソ」聯邦に於ては、生産及消費の手段が社會化されつゝあつて土地、鑛山、天然資源、工業諸企業、凡ての銀行、運輸、商業企業等々は國家社會の所有に歸して居る。従つて國民經濟の全行程、即ち生産、分配、消費の各領域に互り人爲的計量作用を加へ、此等の國家的統制を徹底的に行はしめる事が出来る。

3 人的要素に就いても之が統制支配を主眼とし、前述政治經濟上の獨裁と相俟つて國家的統制の下に勞働力の分配を適當ならしめやうとしてゐる。

4 「ラヂオ」、新聞、雜誌其の他各種印刷物、言論集會等は一切政府

之努めて來たのは周知の通りである。即ち化學戰に任ずる専門部隊を有するのみでなく、一般部隊も亦小單位部隊に至る迄、皆化學部隊を附屬せられてゐる徹底振りは寧ろ驚異に値する程であり、更に一般民間に於ても化學戰に關する知識普及の爲に、國防飛行協會を參加せしめてゐる状況であつて、其の活動は刮目すべきものがある。

二、軍部内の施設

平時から化學戰に關する中央統轄機關として國防人民委員に直隸する化學本部があり、又化學戰専門教育機關として化學大學等が常置されてゐる。化學戰部隊としては各軍管區司令官に直屬する化學聯隊(大隊)等がある他、各兵部隊にも夫々小單位に至る迄、化學部隊が附せられてゐる。此等の部隊は瓦斯防護及煙の使用を主務とするとしてゐるが、瓦斯攻撃に任ずることも勿論である。

三、民間の施設

「ソ」聯邦に於ける民間の對化學戰準備が、對空防禦即ち對化學戰防護なる一體の觀念に基いて指導されてゐるの

は周知のところであるが、當局者の熱意と大衆の之に對する關心並訓練の徹底に關しては注目を要するものがある。特に國防化學協會(「オソ・アビヒム」)は國民の對化學戰訓練並組織上重要な役割を演じてゐることは後述の通りである。

四、細菌戰備施設

「ソ」聯邦に於ても、將來戰に於ける細菌戰の重要性を認識して、著々之が研究並準備施設に努めつゝあることは明瞭であるが、其の内容は明かでない。

第七節 國家總動員施設

國家總動員準備の見地から「ソ」聯邦を眺めるに方つては、制度組織と運営の實況との二つの視野からする事が必要である。

一 制度組織

「ソ」聯邦の制度組織を見るに、

の手に握られ、國家の統制下にある等に依り、現在既に徹底せる一種の總動員の組織制度に在ると云へる。即ち「ソ」聯邦は總動員の組織制度を常態とする國であつて、換言すれば非常時總動員下に在り戦時の爲には單なる計畫内容の變化、即ち平時的産業中心計畫を軍事的內容に盛りかへる丈けで十分なのであつて、平時状態から戦時總動員形態への轉移も亦極めて容易に行はれ得るのである。

以上如くであるが故に、

國家機關の總てが既に總動員業務を行つて居ると謂ふべきであるが、今此等の計畫機關の内主なるものを擧ぐれば、概ね左の如くである。

1. 政治經濟上の大方針は、先づ共產黨に於て之を定め政府に要求する。

即ち國防はどうせよとか、個人消費は大約幾何にせよとか、生産は如何にせよとか、總て大方

針に基くものは大略ながら或る數字を以て其の要求の程度を示される。

2 右に基いて政府は更に具體的の計畫を立案し、之が實行に任ずる。

但黨首腦者も政府首腦者も大體同一人であるから要するに此の兩者の關係は圓滑といふより全く同心異體である。而して、此の際國防と勞働即ち生産との調和を計る爲には、特に勞働國防會議なるものがあつて議長は「ソ」聯邦人民委員長（首相に相當す）が之を兼任してゐる。

3 中央並地方府内及各下級官廳に於ける計畫立案の當事者は左の如くである。

イ、國家の中心指導計畫機關及計畫機關は「ソ」聯邦國家計畫委員會であつて、聯邦人民委員會直屬である、

ロ、行政管區の中心指導機關は各

共和國、自治共和國、各州各地方大都市の「ソワイエト」執行委員會の計畫委員會である。

ハ、經濟機關及企業の事業に於ける計畫中心機關は、「ソ」聯邦及其の各共和國の各人民委員部並に地方執行委員會の内部に在る特別計畫委員會である。

ニ、各經濟機關（協同組合、「トラスト」、鐵道、海運等）並個々の企業（工場、驛站等）にも計畫機關を有し、個々の工場の計畫機關内には更に其の勞働の種類に應じ計畫班を有してゐる。

以上の如く、其の計畫機關は凡ての企業、經濟、機關、中央及地方の諸機關中に存在して居る。而して、其の他職業組合とか、國防飛行化學協會とか萬般の國家社會機關も各其の範圍内に於て計畫を樹てる事は謂ふ迄もない。

二、運籌實況
計畫萬能的政治經濟施設は、社會主義的なる辭句の許に現實に行はれ、國

家生活上に於ける領域は之により殆ど大部分を占められて居る。以下二、三其の實況を述べる事とする。

1 五年計畫

本計畫の主眼が豫、想敵國の聯合勢力に對し勝利の獲得に必要な國防組織の完備にあること、及前記の主眼を達成するに必要な一切の技術的經濟的の前提條件を作り出す爲、國防力増進に關係ある工業部門の發達に全力を傾倒しある事實を究めたならば、本計畫は戰爭遂行力重視の見地に立つて行はれて居り、戰時的内容を既に多分に有して居ることが理解されるであらう。即ち「ソ」聯邦に於ては、五年計畫の名の下に、總動員の運営が著々として進みつゝあるのである。尙一、二細部に就いて述べれば

イ、重工業
五年計畫の産業上に於ける骨子は重工業に存し、其の主眼とす

る所が軍需工業にあるは前述の通りである。

而して、各種生産工場擴張と共に軍事關係工場が著しく増築せられ、且平時工業から戦時工業への轉移に應ずる人員の配當諸施設の準備、動力轉移の關係等も規定せられてゐる。

元來彼等の産業が國家企業であり且利潤を目的とするものでない爲、此等の施設は容易に且徹底して行はれ、我が國に於ける軍需工業動員法の如きものは全然之を必要としないのである。

ロ、農業

農業の社會化即ち「コルホーズ」（集團農）化、「ソフオーズ」（公營農）化に依り農民の九〇%以上を社會化した。之に依り農産品に對する國家統制は著しく其の威力を増加し人員馬匹の所在と現況を明ならしめて此等の召集徵發を容易にしたるのみならず

勞働力の分配調節貯蔵を容易ならしめてゐるのである。

2 五年計畫以外に於て總動員の施設と見るべきものに、左の如きものがある。

イ、民間飛行機は全部國家的統制下に在りて、「民間」といふより「軍事以外の用途に充つる飛行機」と謂つた方が適當であるが此等は國防の見地に基き豫備空軍、經濟的空军をなし、戦時は直に軍用に使用し得る事を目的として其の機種配置等を計畫せられ、飛行技術員操縦者の如きも軍人若は直に軍用に供し得る如くせられて居る。

ロ、空襲の恐ある主要都市の住民には防毒面を購入せしめ、防空演習には一部の瓦斯を使用して之を装せざれば市中の行進はもとより執務勞働も出来ない様な事もしてゐる。

ハ、穀物其の他戦時用物資材の貯

藏は、特に一九三七年度の豫算に計上した所であつて、目下盛に此等の貯蔵を行つてゐる。

ニ、軍事工業用豫備技術員の養成
兵役法に依り、高等諸學校學生中産業關係の兵役に服せしむるものを定め、専ら之に軍事工業幹部たるの技能を實習せしめてゐる。

ホ、工場配置は戦時の顧慮が十分拂はれてゐる。殊に國境附近に在りては國境より離隔せる所に分置して之を設け、戦時に於ける作業の妨碍無からしめんことを期して居るのみならず、交通輸送關係原料地と生産地の配置關係等には特に注意せられてゐる。

ハ、馬匹は全部登録せしめ、軍用に適する犬も亦登録せしめあり
國防飛行化學協會會員でなければ飼育する事が出来ない。
以上の如き事例は獨り物質方面のみ

ならず、人的資源の統制にも徹底して行はれてゐる。

第八節 國防飛行化學協會 (オソアヴィアヒム)

國防飛行化學協會は蘇聯邦に於ける第二線の國防擔任機關として極めて重大なる意義を有し看過する事の出来ない特殊の存在である。

本協會は國家及國民の軍事化を目的とする半官半民の團體であつて、目下會員少くも千八百萬人を算し其の中に「婦人をも國防に近づけよ」との標語の下に六百萬の婦人會員を擁してゐる。其の經費は會員の入會金並會費及各方面よりの寄附等によるの他國庫より補助金を仰いでゐる。而して其の事業は軍事訓練軍事宣傳航空事業の發達普及對化學戰防護並防空・體育・馬事・軍用犬並傳書鳩の養成、海軍・農業等頗る廣範圍に亙り直接間接國防に關係ある殆ど一切の事項を包含してゐるが、其の内主要なるものを挙げれば左の如くである。

一、軍事教育

大衆に對する軍事訓練の機關として數萬の射擊團體並軍事技術團體等を有してゐる。

射擊團體は各々射擊場を有し射擊技術を訓練する他射擊に關する學理の普及に努め、技術優秀にして狙撃手の規定に合格したる者には「ウオロシロフ射手」の名譽を授與しつゝありて現在此の名譽を有する射手は約百三十萬人に達してゐる。

軍事技術團體には各種あるも自動車「トラクター」工場内には裝甲戰車團體、化學工場内には軍事化學團體等の如く生産機構と密接な關係を有せしむるやうに努め、在郷赤軍幹部又は被後援軍隊(赤軍内各部隊は夫々某工場某地方等に一定の後援團體を有しあり)の將士に依つて指導せられてゐる。

其の他競技會・軍事訓練的行軍・軍隊見學・集會・短期軍事教育等を屢々催し軍事技術の普及を計つてゐるが、協會には所屬の騎兵學校・射手學校等各種

軍事特業學校・海軍教育訓練所並帆船隊等を有しあり、最新軍事技術修得者は數百萬に及んでゐる。尙召集前の壯丁に對する軍事豫備教育並在郷赤兵に對する復習教育等隊外者の軍事教育を行ふ爲二千餘の軍事教育訓練所を有し特に在郷者の資質向上に努力してゐる。

二、航空事業

航空事業の發達普及は特に力を用ふる所であつて、協會が民間資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機は既に六、七百機以上に達し、更に國民の航空教育の爲現在全國に約三百個の飛行俱樂部がある。此等は各々飛行場・航空學校・機關學校並飛行機等を有し、其の所屬機數總數三千機と推定せられ、「吾等は速に十五萬人の操縦士を養成せざるべからず」との決議に基き多數の操縦士機關士等を養成してゐる。尙航空要員養成に關して「模型飛行機より「グライダー」へ」、「グライダー」より輕飛行機へ」、「輕飛行機より軍用機へ」な

る標語の下に見る青年に呼びかけ、系統的に著々其の効果を收めてゐる。目下「グライダー」學校二五〇、所屬「グライダー」少くも二千五百其の操縦教育を受けたる者少くも三萬あり、各學校には模型飛行機團體を設け屢々競技會を催して其の發達を計つてゐる。其の他「パラシュート」俱樂部少くも千五百其の修業者數十萬に達し、主要都市に於ける「パラシュート」練習塔一〇〇〇箇以上上つてゐる。尙航空發明事業に對する熱意亦旺盛で、各種研究機關並多數の工場等を有し、飛行機飛行船の研究設計製造を行ひつゝある。

三、化學防衛事業

國民に對する對瓦斯並防空教育も亦協會の力を入れつゝある所であつて、防空地區及防空團體の設定・對空監視及連絡の教育等を實施するの他、防毒衣の賣出・特殊防空團體の定期的防空演習・雜誌映畫に依る宣傳等を行ひ、更に進んで瓦斯原料の研究・化學工業の擴張化學工業品製造所の設置・農業

の航空化學化等を実施し、各種研究所並研究會等を設置し且多數の瓦斯避難所を管理してゐる。

第九節 ソ軍事一年間の動向

赤軍威力を誇示

國防人民委員ワラシロフ元帥は十一月六日の革命第廿二週年記念日に當り赤軍の威力を誇示する左の如き布告を發した。

「ソ」聯赤軍の昨年中に於ける兵力は全「ソ」聯國力と共に數倍した、國民皆役法に基き實施された一九三九年度の召集は赤軍に立派に教育され且精神的に強化された補充を齎したものである、本年は昨年と同様我が赤軍は自らの發意ではないが再び我が友邦外蒙共和國の獨立と領土保全のための戰闘に於て破壊力と高度の戰闘力を發揮するを餘儀なくされた、赤軍は行動によつて全世界に「ソ」聯政府と他國との間に締結された相互援助條約の重要性を立證した、ハルハ河地域の戰闘に参加

した赤軍指揮官及び兵士は榮光に輝いてゐる、赤軍によつて達成された「ウクライナ」民族の解放は「ソヴェイト」大衆の過去の歴史の一頁を飾るに過ぎないのである。

南シベリア鐵道一部完成

第三次五ヶ年計畫に於ける最大の鐵道計畫として注目されてゐたアコモリンスク、カルタリイ鐵道（カザツクスタン共和國）八百軒は起工以來八ヶ月でレールの敷設を完了、一月廿七日最後の試運轉列車がカラガンタよりマグニトゴルスクに向つた、正常運轉開始までには數ヶ月を要するが新鐵道の開通はドンバス、クヅバスに次いでソ聯の第三次炭田と稱せられるカラガニダ炭田とウラル冶金地帯と連絡すると共にカラタリイからカタライシエト（イルクーツクの北）に到る所謂南シベリア鐵道の一部をなすものである。

本年度シベリア移民計畫

ソ聯政府は目下シベリア地方の經濟的軍事的第三次五ヶ年開發計畫の一部

ストツク放送は連日の如く極東移民の成功とスターリン收穫（豐作のこと）を誇大に宣傳し農民を呼ぶに「愛國者」と煽動、某紙の如きは極東移民事務部長イー・スコブツォフの演説を掲載し極東地区の物資自給自足を強調し移民の絶對必要を説く等新聞、ラヂオを通じて宣傳に努めつゝあり右極東軍の増強と移民の入植により一時緩和状態にあつた國境線は昨今緊張の度を加へ東部國境に於けるソ聯軍は滿人拉致、國境侵入等の不法行為は三月に入つても相當の數に上つてゐる。

ソ聯陸相激論演説

ワラシエロフ國防人民委員は四月卅日メー・デーを迎へるラヂオ演説を行ひ赤軍並に全ソ聯労働大衆に對し歐洲戰局が擴大の一途を辿り帝國主義者共がソ聯に對して七首を擡してゐる今日ソ聯は斷じて不意打を喰はぬ様に警戒しなければならぬと警告したワラシエロフ委員演説要旨左の通り
本年のメー・デーは未曾有の國際危

として昭和十五年歐露より三萬五千人のシベリア移民を送るべく計畫中である、右計畫によればソ聯政府は移民に對し無賃輸送、家屋建築費の長期貸付を行ふ他種々の特典を與へるといはれる。

ソ芬戰死傷者公表

モロトフ外務人民委員は三月廿九日のソ聯最高會議に於てソ聯軍司令部の推算にかゝるソ芬戰爭中に於ける双方の戰死傷者數を左の如く發表した。

一、ソ聯側戰死者 四八、七四五

（戰傷死者を含む）

一、負傷者 一五八、八六三

一、フィンランド側戰死者 六〇、〇〇〇餘

（戰傷死者を含む）

一、負傷者 二五〇、〇〇〇餘

尙フィンランドの總兵力を六十萬弱と推算すればフィンランド軍はその戰死傷者を合算しその兵力の過半數を失つたものと見ねばならない。

ソ聯新豫算通過

ソ聯最高會議は四月三日クレムリン宮に續會一九四〇年ソ聯新豫算案に關する最終討論を行つた結果附帶修正附を以て滿場一致これを可決した、因みに新豫算案總額は歳入一、八二六億留、歳出一、七九七億留に上り國防費は陸海兩人民委員部所管のみで全歳出豫算の三一・七%の多きを占めてゐる。

極東に武装移民入植

對芬作戰と歐洲動亂に備へ一時極東の増強を手控へたかに見へたソ聯は最近に至り再び極東陸軍の増強と極東獨立作戰に備へる必要性から物資の現地確保の爲め積極的武装移民の極東入植をなしつゝある模様である、即ち當地某方面に達した情報によれば最近極東鐵道の南下軍事輸送が日増に増加し、ソ聯の陣地増補工作は解氷期と共に活發化しつゝあり、尙武装移民の入植は彼等一流の宣傳により春耕期と共に相當の數に上りハバロフスク、ウラジオ

局に直面しつゝ過る一年のソ聯の産業、文化、軍備各方面に於ける輝しい勝利を祝して特に嚴肅な態度を以て迎へられるであらう、スターリンに導かれる我が黨及び政府の賢明なる政策は英佛兩國の帝國主義共の策謀を排してよく我が國をして西歐の戰火から超然たらしめて來た、然し英佛の對獨戰爭は愈々擴大し新たに他の諸國をその軌道に導き入れんとしてゐるのみならず極東に於ても依然戰火は燃え盛つてゐるのだ、この秋に當り我が外交政策は既にモロトフ外務人民委員も言明せる通り人民大衆の平和とソ聯の安全を確保するにあるが、それを保障するものは赤軍の威力と之に協力する全國民大衆の不撓の意志に外ならない、我が赤軍は昨秋フィンランドが強國の手先となつて吾に挑戰し來つたのを見事撃破しその優秀性を實證すると共にこの戰爭を大規模な對ソ戰に發展せしめんとした帝國主義者の企圖を

挫折せしめた、更に赤軍はこの戰爭の經驗に學び取ること忘れてゐない、この戰爭の結果明らかとなつた赤軍の諸種の不備缺陷は速かに除かれねばならない、帝國主義の戰爭屋共は愈々我がソ聯に對してその鋭鋒を向けんとするであらう、之に備へ不意打を喰はぬ爲には吾々は赤軍の戰鬥力を増強して國防の完璧を期さねばならない。

尙同日クヅネツォフ海軍人民委員も同じくラヂオを通じてフィンランド戰爭に於ける赤色海軍の威勳を誇示一層陣形整備の要を強調した。

ソ聯國防人民委員更迭(五月七日)

ソ聯政府は國防の充實を期し今回ソ聯最高の軍事指導機關として國防委員會を新設、現國防人民委員ワラシエロフ元帥が同委員會議長に昇任、國防人民委員の後任には現キエフ軍管區司令官チモシエンコ元帥を任命する旨左の如く發表した。

國防人民委員

ワラシエロフ元帥

任人民委員會議副議長
兼國防委員會議長

キエフ軍管區司令官

セミヨン・チモシエンコ元帥

任國防人民委員

ソ聯陸軍三元帥任命

ソ聯最高會議幹部會は五月七日付を以てキエフ軍管區司令官チモシエンコ以下左記一等大將三名を元帥に昇格する旨發表した。

一、キエフ軍管區司令官

セミヨン・チモシエンコ

一、國防人民委員部長

グリゴリー・クリク一等大將

一、參謀總長

ボリス・シヤポシニコフ一等大將

陸海軍政治委員廢止

ソ聯政府は一九三七年八月以來陸海軍に政治委員を配屬し陸海軍將兵の政治意識昂揚に努めてゐたが、最近のソ聯軍の質的向上及び世界情勢の急展開に鑑み、今回陸海各指揮官の權威強化及び統帥の一元化を期することとな

り、ソ聯最高會議幹部會は八月十二日附を以て政治委員制度廢止に關する法令を發布した、政治委員制度廢止に關するタス通信社の發表左の通り。

「ソ聯最高會議幹部會は政治委員制度が既に其の基本的任務を終了し、又近年陸海兩軍士官が頗る強化した事實に鑑み、軍隊指揮權一元化の原則實現及び司令官の權威を強化し、一切の權限と責任とを以て軍隊の政治的任務を遂行せしむるため、今回（一）一九三七年八月十五日ソ聯人民委員協議會並に中央執行委員會の承認を得たソ聯軍政治委員制に關する法令を廢止し（二）その代り副司令官制を創設して之を軍團、師團、旅團等の部隊、艦隊、特別師團、軍官學校、赤軍並海軍諸施設を配屬して政治事項を處理せしめ（三）又軍管區軍事會議をして所屬軍團、師軍及び旅團の政治工作を統制せしめることに決定した」

（註）今回廢止された陸海軍政治委員制は故トハチエフスキー元帥で代表

される軍部首腦の權頭に對抗し、スターリン政權がこれを抑壓するため赤軍首腦統殺後一九三七年八月十二日創設したソ聯特有の軍隊制度である、即ちこの政治委員はスターリン派の軍隊に於ける探題として軍隊指揮官の權力削減を目的としたものだが、イデオロギ

の訓練だけで大軍を動員し近代科學兵器を取り扱ふことが出来る譯はなく軍首腦部も張鼓峰事件、ソ芬戰爭の經驗に徴して最近次第に軍司令官の地位を重視し初め、今年二月にはトハチエフスキー元帥當時に等しい位階制を復活し、次いで今回の政治委員制度廢止となつたものである。

赤軍參謀總長更迭

ソ聯人民委員會議は八月十五日付を以て國防人民委員部長第一次長兼モスクワ軍管區司令官ブジョンヌイ元帥の兼職モスクワ軍管區司令官を解くと共に、次長を一名増加して參謀總長シヤポシニコフ元帥を國防人民委員部長に任命した旨發表した、國防人民委

員部首腦の人事異動左の通り。

（一）國防人民委員部長第一次長兼モスクワ軍管區司令官ブジョンヌイ元帥解職（二）參謀總長シヤポシニコフ元帥

補國防人民委員部長（一）國防人民委員部長次長メレリコフ一等大將 兼

參謀總長

因にシヤポシニコフ元帥の參謀總長辭任は健康上の理由から同元帥から

申出でたもので、人民委員會議はその

希望を容れて次長に任命したものである、かくて國防人民委員部長は從來

の六名から左記の七名となつた。

ブジョンヌイ元帥（第一次長）クリ

ク元帥、メヒリス一等大將、シヤポシ

ニコフ元帥、メレツコフ一等大將、

チヤヤデンコ政治一等大將、ロクチオ

ノフ大將。

バミール高原斷路完成

中央アジアのタヂキスタンの首都スターリナバッドからバミール高原の南

麓三千三百メートルのハブラバート峠を経て、アフガニスタンとの國境に近い國境都市ホログを繋ぐ延長五百六十七キロの自動車道路が、ソ聯當局の手により急遽完成された。

本年五月十五日、二萬二千人の労働者が動員されて工を起し、六千トンの建設資材が投ぜられて、二ヶ月足らずにして早くも今月初旬には完成されたといふのである。

この新バミール道路開設の意義について、ソ聯では同地方の農工業の劃期的開發に資するにありといつてをり、また最近ソ聯が特に力を入れたソ聯領中央アジア開發計畫の一環をなす如くに傳へてゐるが、問題はそれだけではないであらう。この地域が印度のカシミア地方に近隣する突出部をなす非常な要衝をなしてゐること、またソ聯がこの道路を大急ぎで建設した時期が、獨英の一大決戦といふ時期と合致したことは偶然の一致だとのみは解せられないことなどを考慮に容れるなら

ば、この道路は單なる經濟開發道路でなくて、戰略的道路でありソ聯の南進政策上の動脈をなすものと推斷しても差支ないやうである。

米 國

第一節 概 説

一、國防上の立場と環境

米國は比隣に接壤の強國を有せざれば開戦劈頭より大陸軍を發動するの必要なく、且資源豊富、工業力發達しありて戦時必要に應じては一舉に大軍を編成し得るが如き國防上の好條件を有しあるか故に、優勢なる海軍に保有しあらず平時より大陸軍を保持するの必要無かるべしとは理論上一般に認めらるゝ所であるが、米國陸軍は近來甚だ之と背馳せる道を進みつゝあるが如くである。即ち大統領の豫算書に對し上下兩院が各々豫算額を増加承認せる事實の如き、國防充實の肝要なるを極めて痛切に認めて居る證左であると言

ふべく、又參謀總長が一九三五年陸軍五箇年計畫を有する旨を發表し、更に一九三六年以來國際非常時に備ふる爲陸軍々備の擴充、特に太平洋沿岸の防備と空軍の充實を力説し且常備軍の兵役年限を延長せんと企圖せるが如き、其の意圖の奈邊にあるやに關し注意を要するものがあらう。最近に至り米國は西半球全般を防禦するの兵力を必要とするの理由を述ぶるに至つたが、何れの國よりも太平洋を越えて西半球に進攻する國ありとは常識を以て思考し得ない所である。恐らく現下の世界情勢に刺戟せられ、且其の積極的外交政策推進の爲此等強大なる武力を保持せんとするものたるや疑ひない所である。

二、軍備方針

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戰後其の國防法に根本的改正を加ふると共に、教育組織の統一編制の確立並に護國軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長パーシング大將は、一九

二二年七月二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

米國は開戦當初に於て平時常設の正規軍を動員して九箇師團とし、之に護國軍十八師團並編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守備し、其の掩護の下に國內に於て大動員を行ひ、且此の間各軍の軍事教練を補足完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防禦を陸軍に委し獨立して作戰する。元來國防は我が國土の保安のみを以て目的を達し得るものではない。従つて各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戰を敢行する云々。

既に戰時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戰時之が尤大なる要求に應ぜんが爲産業、資源及勞働等諸般の事項を網羅する周密なる産業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居るのみでなく、其の國防方針中には陸海軍共々積極的に攻勢作戰を

敢行すると述べてゐるのは、吾人の關心を大ならしめずに置かない所であつて、事實其の陸軍に關する準備を見ると強ち脅し文句でないことが明かである。

殊に最近其の海軍に於て華府、倫敦兩條約の規定せる兵力量迄銳意建艦を進むると共に、陸軍の兵力増加、陸軍自動車化並機械化、裝備の近代化、航空部隊の大擴張を以て軍備改善の根本方針となし、大戰以來の沈滞を破つて急速に近代的世界一流陸軍の實現を期し、將に飛躍的努力の緒に就き、一方又大規模強力なる國家總動員法の制定等と相俟つて著々戰爭準備の完成に邁進しつゝある。

特に國防は空軍によるを第一義とするとの方針の下に此の數年間に大擴張を斷行し、獨立的攻勢空軍を完備せんとしてゐる。

第二節 陸軍要領

三、兵役制度

米國は獨立戰爭以來志願兵制度を以て兵役の根本と爲してゐるが、其の建軍の主義は左の如くである。

1. 國防は舉國一致を以て行ふべく米國市民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。

2. 然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其の建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に俟つの趣旨に依つて志願兵制度を採用し、平時最小額度の精銳部隊を存置するに止め有事に際して所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依つて獨立戰爭以來各種の戰爭を經過し、其の都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し兎も角も其の目的を達成して來たのであるが、此の種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の不足に依る、補充難等の爲可なり苦き經驗を嘗めて來た。

世界大戰參加と共に、遂に徵兵令を制定し、僅に十二萬に過ぎざりし正規軍より、一躍三百五十有餘萬の尤大なる國軍の整備を爲したることは周知の事實である。戰後、兵制問題の論議に方り、繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犠牲心の本能的發露に期待せんとするの制度に危険性ありとして、徵兵制度の優越を認むる者多く、參謀本部は因より上下兩院軍事委員會は、一般國民軍事教練案を議會に提出すると共に、大統領に徵兵權を附與すべしとの案件を提起したが、議會は國民の全力を擧げて經濟方面に傾注せんとするの政策を標榜して前述の提議を否決し、再び戰前の志願兵制度に復歸することとなつた。

陸軍の補充及服役は其の種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍 下士官は米國市民たる男子にして十八歳乃至三十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其の服役は三箇年及一箇年の二種(一箇年

服役志願者は少數)であつて、再服役は三箇年を一期として居る。正規軍下士官兵は除隊後豫備役服務の義務はない。尙參謀總長「クレイグ」大將は一九三六年度の年次報告に於て「陸軍は精兵十五萬人の整備を目標に正規軍の兵役年限を五箇年に延長し、内三年を現役に二年を豫備役に振り當てる方針の下に具體案作製中」なることを發表した。

護國軍兵 は正規軍と同様、米國市民たる男子にして、十八歳乃至四十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其の服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期としてゐる。

四、軍の構成

米國陸軍は其の本質に於て、正規軍護國軍及編成豫備軍より成る。

1. 正規軍

正規軍は常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍、編成豫備軍及市

民の軍事教育訓練を指導し、有事の際には第一線出動部隊の骨幹となるのである。

2. 護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に属し地方の守備並治安維持に任ずるものである。而して戦時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。従つて中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定数の護國軍を維持して其の編成、裝備、教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戦時國防軍の第一線を形成せしむるのである。一昨年以來合衆國護國軍なるものゝ編成を見て、大統領の護國軍使用は從來より一層容易迅速となつた次第である。

護國軍將校以下は平素定業に服し(但一部は正規軍將校以下と同様學校教育を受く)毎年百四

十時間以上の訓練並夏季十五日間の野營を行ふに過ぎないから軍事的訓練は正規軍に比し遜色あるを免れないが、比較的地位教養ある人士が入隊するから精神的素質が優秀なるのみならず、平時より各種火器、自動車等を有しある點は我が國の在郷軍人と大なる相異で、飛行中隊の如きも十九箇中隊を有してゐる。

3. 編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戰時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編成せられたもので、爾餘の戰時兵力は總て紙上の編制とせられ、戦時は郷土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。従つて精神的素質は優秀なるも、軍事教練の程度は言ふに足らぬ。

第三節 兵力及編制

五、平時兵力

1. 正規軍

歩兵九師團、騎兵三師團、總司令部航空隊及其の他の部隊より成り其の兵力は國防法に依り其の最大限を定め豫算に依り年々の兵力を規定せらるゝのである。一九三九年十月末に於ける其の人員は左の如くである。但括弧内は國防法規定の兵力を示す。

米人隊

將 校 一三、〇〇〇(一七、七〇〇)人
准士官以下 一七〇、〇〇〇(一七〇、〇〇〇)人
計 一八三、〇〇〇(一九七、七〇〇)人
比島土人隊
將校以下 七、〇〇〇

2. 護國軍

歩兵十八師團(一部未完成)騎兵四師團(基幹部隊のみ現存)より成る。國防法規定の兵力は四十二萬五千人であるが、此の如き大軍を維持するは經費之を許さないの故に從來より此の定員に充たざること

遠く、一九三八年十月に於ける現在兵力は約二十萬人である。

3. 編成豫備軍 約十二萬

右は殆ど全部豫備役將校(下士官兵現在約四千名)である。尙一九三八年四月豫備兵充實法が議會を通過し、今後四箇年間に七萬五千の豫備兵を得ることとなつた。此の豫備兵は正規軍の既教育者で除隊した三十六歳以下のものである。

六、戰時兵力

新動員計畫に依れば戰時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして概ね左の部隊より成り、之を以て六野戰軍を編成する。

1. 正規軍

歩兵九師團、騎兵三師團及軍團並軍の直屬部隊
2. 護國軍
歩兵十八師團及騎兵六師團及其の他若干
3. 編成豫備軍

歩兵二十七師團、騎兵六師團及特種部隊九箇

國防法に依れば、平時より二十七師團編成の企圖を有するも、護國軍と同様豫算其の他の關係により未だ之を實現するに至らない。

第四節 航空

七、要旨

米國政府は世界大戰の平和克復後鋭意歐洲交戰諸國航空の精粹を吸収することに努め、又華府會議以來比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に著目する等著しく其の充實に努力して居る。其の他飛行新記録の樹立に、長距離の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に所謂「アメリカ第一」を標語として邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に其の進歩は驚くべきものがある。又一九二七年以來實行せる其の第一次航空擴張五箇年計畫は其の完成を見たが更に將來に對する計畫策定の爲、元陸軍長官たりし「ベーカー」を首班とす

る航空調査委員會を組織して航空に關する諸般の問題に徹底せる意見を具申せしめ、之に基き一九三五年春以來陸軍航空の内容を獨立空軍に改め、現有勢力約千四百機を五箇年計畫を以て四千機に擴張せんとする企圖は議會の承認する處とならざりしと雖、今後約三年計畫を以て二、三二〇機に擴張せんとする案は一九三六年六月法文化成立し今や此の第二次擴張實現に邁進しつつあると共に、米本國國境各要地就中「アラスカ」に一千機を收容し得る大空軍根據地建設を企圖し、既に著々進行中なる布哇の大航空根據地完成と共に陸軍航空勢力を積極的に使用せんとし、又本國の要所々々並「アリニューシヤン」群島の上空は民間飛行の禁止區域とした。最近同群島の「シトカ」港に海軍は航空根據地を設け「アリニューシヤン」列島にも建設の豫定である。

尙一九三二年秋頃より盛に自國勢力の支那其の他への進出、殊に太平洋航空路の完成により今や直接米支の連絡

成り米稼間の試験飛行を終り、其の他多数の器材及指導の爲の人員を入國せしめて直接勢力の伸展を圖ると共に、自國航空工業の高度維持に努めて居る。

八、航空兵力

空軍を獨立せしむることなく、陸海軍に夫々航空兵力を屬して居る。陸軍は航空隊及航空學校を有し、航空局に於て其の業務を管掌してゐるが、一九三五年以來總司令部航空隊なるものを常設し、參謀總長の轄下に屬せしめ、其の内容を遠距離用重爆主體に改編し「アリニューシヤン」、布哇、巴奈馬を連ぬる線以東の米本國沿岸防禦を擔任せしむると共に、更に獨立して空軍的に隨時各方面に積極的使用し得る様にしてゐる。其の陸軍航空兵力は左の通りである。

1. 總人員 (一九三八年六月末現在) 一、五〇〇
將校 一、五〇〇

△米國航空關係豫算の概要 (單位千弗)

准士官以下 二〇、〇〇〇
合計 二一、五〇〇

2. 中隊數及機數 (一九三八年末現在)
正規軍 二〇中隊

偵察、戰鬥、其他部隊に區分せられ戰鬥部隊は更に驅逐、攻撃、爆撃中隊に、其他部隊は輸送、氣球、氣象、學校、基地勤務中隊に夫々區分せられてゐる。其の中隊數左の如し。

偵察部隊 二〇中隊
戰鬥部隊 四〇中隊
其他部隊 七〇中隊
合計 一三〇中隊
機數 約二〇〇〇機
陸軍機數 約三〇〇機

3. 航空機據地
如何に飛行機が整備せられても、航空根據地がなければ其の効力を

十分に發揮することが出来ない。米國は深く此の點に鑑みて陸軍飛行場として六十有餘、民間飛行場として二千餘を有してゐるが、更に一九三五年「ウイルクックス」氏の空軍大根據地案を採用して「アラスカ」、太平洋岸西北部「ロッキー」山脈中、大西洋東北岸、西南部州及大西洋「カリブ」海方面に之を建設することに決定し、「アラスカ」方面のみにも七十數箇所の著陸場を有する現況である。

4. 航空豫算
航空關係豫算の概要を示せば次の如くであつて、逐年激増を示し、特に一九三九年度豫算に於ては、一九四一年度迄に六千機保有を目標とする航空擴張二箇年計畫可決せられ、尨大な航空豫算を通過せしめた。但俸給等の經費を除く。

陸軍	一九三四年度	一九三五年度	一九三六年度	一九三七年度	一九三八年度	一九三九年度
	六八、三六五	八三、八三六	九六、八七二	一〇一、八五一	一二四、〇〇〇	三六四、〇〇〇

九、民間航空

1. 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警邏並天災に際し使用するもの等がある。

2. 民間航空は頗る盛にして諸統計は米國を除く全世界のものを合するも尙米國に及ばざることが遠いことを示してゐる。

一九三八年八月に於ける飛行機は一一、〇三二、操縦士は二〇、〇七六で、公認飛行學校も二十七に上り主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、殊に操縦士中約七千人は優秀者にして戰時直に空中戰士として役立ち得ることは特に注目すべき點である。
航空路(定期)其の他に關する二、三の統計を示せば次の如くであ

る。

イ、航空路(一九三六年末調)

國內 一八、八七四哩
國外 二二、六五八哩
口、空中輸送(一九三八年自六月至六月) 飛行距離 三八、七三四、六五四哩
乗客數 六六六、八二五人
(前年に比し一一三、五一増)
郵便物 九、九四三、三五六封
(前年に比し三一八、〇四五減)
ハ、飛行場(航空港) (一九三八年十月)
陸軍飛行場 六一
海軍飛行場 二六
民間飛行場 二、三一〇

1. 航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目覚ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し

同年十月より上海—南京—漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國内に多數の航空路を設定し著々計畫の實現に努めてゐる。又一九三五年十一月より桑港—「マニラ」間太平洋橫斷定期郵便飛行を開始してゐるが一九三七年四月には該航空路を香港迄延長して在支米航空路に連絡すると共に旅客輸送を開始し、世界の注目を集めてゐる。又南太平洋航空路並に大西洋橫斷航空路を開拓中である。

4. 最近飛行機製作數
米國の飛行機工業は大規模に發達し、近年に於ける業績は左の如き數字を示して居る。(「アナリス」ト「調書」)

軍用機	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
輸出機	四六六	四三七	四五九	一、一四一	九四九	九四四
用機	五九一	七七二	一、一〇九	一、五五九	二、二八一	一、三一一
輸出臺數	四〇六	四九〇	三三三	五五〇	六二九	六一六

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も經濟的且有效なる戰闘法なりと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る。米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒瓦斯制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることと公言せる如く、本施設に對する米人の意氣込を十分に窺ふに足るものがある。

當局の毒瓦斯使用に對する見解

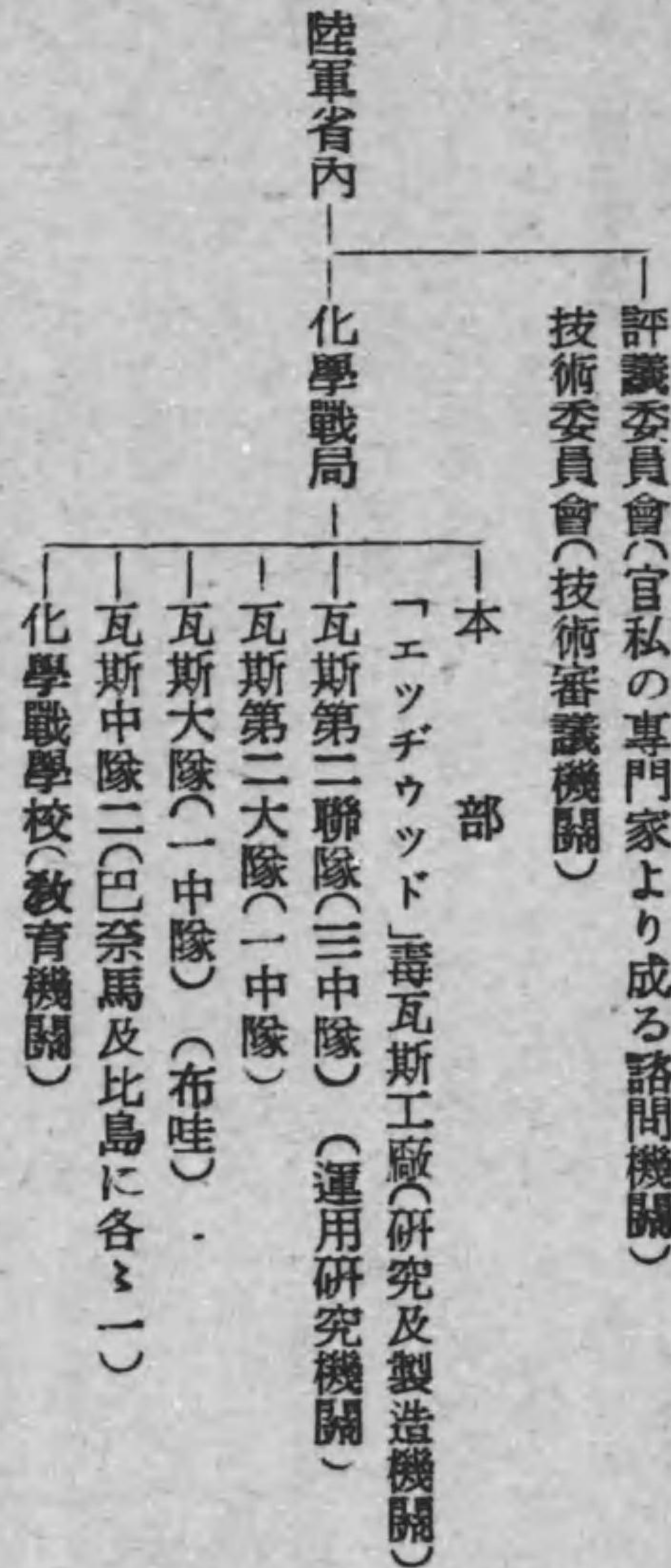
イ、化學戰部「ジョージ、ハント」大佐の口演要旨

毒瓦斯は極めて有效なると同時に比較的人道的の兵器であつて將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。
ロ、前化學戰部長「フリース」少將の報告要旨
現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戦と同時にあらゆる人員、工業を擧げて動員し國家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器、如何なる交戦法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならぬ云々。而して化學的國防準備は最も

も經濟的にして且最も有效である。

二、化學戰準備の大要

米國は、毒瓦斯の研究を公然と組織的、徹底的に行つて居る。其の編制は次の如くである。



之等の諸施設完成の爲に要せし費用は八千萬圓と稱せられ、「エツヂャウツド」毒瓦斯工廠は研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

三、化學戰教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教員、編制、裝備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、步兵學校、及其他の特科學校に於ても夫々一部の教育教練を實施して居る。其の他軍團及師團に於ても幹部以下に

對し瓦斯教育を行ひ、之が普及徹底を圖つて居り、運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある。
尙別に豫備瓦斯聯隊二個あり、毎月一回夏季約二週間召集し野營地に於て教育して居る。

四、民間に於ける化學工業施設

民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥、染料、寫真用藥品、香料、調味品、人工纖維、食料色素等を製造する。共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産し、官民一致して本工業の助成、發達を圖ると共

に、將來戰に際しては、此の種工業に關するあらゆる人員、工場、設備、材料、製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めて居る。化學工業動員準備に關しては、化學戰部内に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報蒐集に任ずる一課を設けて居る。其の任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむると共に、其の製造設備並原料品、補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入、改良、進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、毒蟲驅除、船舶の消毒、坑内労働者の炭酸瓦斯防護、警察、消防等に著し効果を擧げて居る。

第六節 國家總動員施設

米國總動員業務は其の軍備方針に明

示さるゝ「國內大動員」の準備の幹根を爲すものであつて、陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數箇の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究、補給計畫並に戰時諸機關の編成等に關し徹底せる具體的準備を進めてゐる。

尙一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は、大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものにして、世界大戰以來陸軍當局が苦心研究した結果である、然るに一九三六年の會議にも提出したが、戰時獨裁制を誘致するとの理由の下に採用するに至らず一九三八年二月になつて始めて下院陸軍委員會を通過した。そして工業動員の要員と思惟せらるゝ豫備兵器將校の外特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施し、約二萬個の民間工場に對しては平時より教育註

文制度に依つて兵器の製造に習熟せしめ、戰時之等の工場が命令一下直ちに軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

第七節 最近の情勢

歐洲戰亂の經過に伴ひ、米國の軍擴熱は日に日に熾烈を加へ來り、特に獨軍の收めたる偉大なる戰果と、大英帝國本國の危機は愈々米人、神經を刺激し、英國のカナダへの後退が喧傳せらるゝや、先づ米國はカナダ聯邦との共同防衛協定を結んで之を具體化したのであつたが、昭和十五年夏に到り、強制軍事訓練や州兵即ち國防軍を現役に編入する等の案を取り上げ、義務的軍事訓練法案は大多數を以て兩院を通過し、九月中には大統領の署名を得ることとなり、其第一着手として十月十五日先づ七萬五千名の兵員訓練に着手する筈で、今後も此の方法で逐年定期的に召集を行ひ、一九四五年の中頃迄には約四百萬の訓練ある兵員を養成す

ると軍當局は明言して居る。其法文は次の如くである。

- 一、廿一歳より四十五歳までの米國市民男子並に米國市民權の取得を希望する外國人男子全部を登録す
- 一、登録せられたる者はすべて十二ヶ月間の軍事訓練を受く可きものとす、但し徵募の方法は各市町村に新設さるべき地方徵募局の決定によるものとす
- 一、十八歳より卅四歳までの男子は人種、宗教、皮膚色の如何を問はず志願兵として應募することを得
- 一、陸軍若しくは海軍において訓練さるべき徵募兵數は同時に合計九十萬を超えることを得ず
- 一、徵募兵は西半球内の米國屬領及び比島以外に派遣せざるものとす
- 一、徵募兵は正規兵と同額の給料を支給せらるべし、その金額は從來の月額廿二ドルを卅ドルに増給す
- 一、徵募兵は訓練年限を終了したる時は自働的に在郷軍人會員となり以

後十年間若くは滿卅五歳となるまで適時短期間の再訓練を受くることあるべし、但し徵募兵にして州兵或は正規兵として二年間延長現役に服したる者はこの要請から除外せらるべし

- 一、徵募兵召集は男子人口を基礎として決定せられたる率に従ひ各毎に公平に施行せらるべし
- 一、牧師、神學生、扶養義務ある者並に國民の健康、安全、利益保全に必要と認められる重要工業或は農業に従事する者は訓練より除外せらるべし
- 一、良心的反戰論者は軍事訓練より除外せらるべし
- 一、徵募兵の雇傭主は訓練終了後その現狀に不可能もしくは不條理といふべき程度の變更なき限り徵募兵を再雇傭する義務を負ふ
- 一、徵兵忌避その他の違反者は五年

以下の禁錮もしくは一萬ドル以下の科料に處せらるべし

- 一、大統領に對し工場が國防に必要な機材供給を拒否したる場合もしくは公共の必要が緊急且重大となりたる場合にはそれを徵用する權限を賦與す
- 一、大統領は年俸一萬ドルを以て徵募官を任命する權限を有す
- 一、義務的軍事訓練法は一九四五年五月十五日迄有効とす
- 從つて之に伴ふ陸海空軍の豫算も未だ曾て見ざる龐大なものとなり、本年七月十日ルーズベルト大統領が議會に送つた第四次國防教書の第三次國防追加豫算は十八億弗(邦貨二百八億圓)となつて居る。
- 而して米國陸軍省が最近上院歳出委員會に提出した陸軍擴充計畫によれば米陸軍に於ける兵器及び軍需資材の現在と軍擴完成後の比較左の通りである。

	現在	完成後
三吋砲	四八	五〇〇
九〇ミリ砲	一	三二七
三七ミリ砲	二五	一、四三三
五〇ミリ砲	一、〇三三	一、六八二
徑機關銃	一六八	二七三
方向指示器	一四三	二七三
高度探索器	二九	二七三
聽音器	二九	八〇一
△輕兵器		
半自動式ライフル銃	八、〇〇〇	三〇〇、五九九
三七ミリ對戰車砲	三三	一、二八八
大〇ミリ曲射砲	三	三、七三六
八一ミリ曲射砲	一八三	八五三
〇、五〇口徑機關銃	八三	九六三
△野戰砲		
七五ミリ野砲(最新型)	一四二	一、四三三
七五ミリ榴彈砲(歐戰用)	九〇	三一九
一〇五ミリ榴彈砲	一	三三〇

列國軍備概観

長距離砲	一五五ミリ		
八吋榴弾砲			
偵察用	四八五	一、三〇〇	
戦闘用	二〇〇	二〇八	
輕戰車 (M2A4型)	二〇	七三〇	
中戰車 (M2型)	六	一九〇	
△牽引車及び特種用トラクター			
輕索引車	九三	二〇〇	
中	二一	五五〇	
重	六五	七七〇	
兵器修理用	九	一八	
トラック			
器材			
△列車砲			
八吋列車砲			
△化學兵器			
ガスマスク	七〇七、六九七	一、一九七、〇〇〇	

右、外弾薬、被服、通信器材も莫大な數量を準備するようになってゐる。

英國

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

英國は其の地理的位置上、特に國際情勢極めて混沌たる現歐洲に於ける安定勢力としての存在、廣く世界に分布せる殖民地及既得權益の確保並海外通商貿易の保護等の爲に相當強大なる海陸軍を必要とするも、優勢なる海軍力に信頼し得る關係上從來小規模の陸軍を以て満足してゐたが、世界大戰の苦き教訓及最近に於ける國際情勢の變化即ち一九三五年獨逸の再軍備、伊太利勃興、「スペイン」の内亂等引續く西歐情勢悪化、就中伊「エ」紛争に於て英國の嘗めたる苦杯、聯盟機構の無力化及軍縮會議の失敗等、幾多の相繼ぐ苦き經驗により從來の態度より急轉向し、外交の背景を爲すべき軍備擴張に乗り出し特に一九三七年二月十六日向五箇年間に於ける軍事費十五億磅(内

四億磅公債に依る)の甚大なる國防計畫を發表して世界を驚倒せしめたがこれ亦當然の歸結たると共に吾人の注目を要する點である。同年五月「ジョージ」六世陛下の戴冠式直後倫敦に開催せられた帝國議會に於ては特に國防強化の必要が強調せられ各自治領も本國政府の國防方針を全面的に支持したのである。

一九三九年—四〇年度國防豫算は約五億八千萬磅で、昭和十四年七月の追加豫算を合すれば七億三千萬磅で、前年に比し更に三億八千七百萬磅の増加を示し、特に空軍及民間國防は飛躍的增加を示してゐる。

二、軍備方針

英國々防の大方針は「領土を保有し其の結合を鞏固にし對外權利を維持し且通商貿易の保護を主とし特に歐洲の現状を維持する」に在りとし、之が爲必要な外交の背景を保持し、必要なる範圍の制空及制海權の確保、屬領各部の獨立防禦及相互援助を策するを以

列國軍備概観

て綱領として居る様である。
右方針に基く軍備整備の要領は次の如くである。

1. 海軍政策 略す。
2. 陸軍政策 英國陸軍は國防の要求及國際義務履行に適應するを以て其の建軍の本旨となし寡兵機械化主義の徹底を以て之が解決の關鍵としてゐる。
陸軍の任務は(イ)英帝國海外領土の防衛 (ロ)本國の防空、海岸防禦及治安維持 (ハ)戰時に際し必要なる方面に優良裝備の軍を送ることである。
之が爲に必要な限度の陸軍を整備し、且國民の軍事豫備教育の徹底を圖る等、各種の施設に依つて戰時陸軍の増大を準備する。
世界大戰後志願兵制度に復歸せるに伴ひ、地方軍を改編して正規軍同様にし、又戰時兵力の増強に努めて大陸に於ける活潑な運動戰を準備し、特に軍の機械化を促進し

3. 其の能力を向上せしめる。

空軍政策 空軍の任務は本國及海外に於ける利益を保護するに在り。
而して英國に對して空中攻撃を加へ得べき列國中最強一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以て其の防空を完全ならしむるのみならず、陸海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備する。尙民間航空を補助獎勵して戰時の擴張に應じ得る準備を爲す。

三、軍備の擴張

英國は一九三五年來空軍の擴張に著手して居たが、更に一九三六年近年稀な大豫算を計上して三軍全般に亘る擴大強化に乘出した。其の理由として特に英國政府の擧げる處を見るに。(イ)聯盟に對する責任の分擔と (ロ)英國の利益保護を掲げ (ハ)併せて列強の軍備擴張の状況並 (ニ)伊「エ」紛争にて英國が著しく軍備の不足を痛感せる事實に基くもので、特に強力なる

指導外交の背後には強大なる軍備の必要なるを感ずるに至つた點等の様である。

之が爲陸軍部隊の増設機械化の促進、海軍の新艦代艦の建造、空軍の擴大、三軍協調の強化、工業の統制に著手した。

英國政府は昭和十二年二月十六日向五箇年間に於ける軍事費十五億磅(内四億を公債に依る)の甚大なる國防計畫を發表した。その大要左の如くである。

1. 海軍 主力艦三、巡洋艦七、航空母艦二の建造、現用艦船の近代化、艦隊空軍及び兵員の増加。
2. 陸軍 歩兵四箇大隊及び戰車二箇大隊の増設、各兵科の近代化及び機械化、地方軍に對する優良裝備、作戰資料の充實、兵營施設の改善。
3. 空軍 飛行場の増設、本土及び海外を通じ飛行根據地七十五の新設、兵員器材の増加、防空施設の

近代化。

本計畫は爾後に於ける世界の情勢特
に獨、伊の勃興に對處する爲、逐次改
變又は促進せられ、昭和十四年度(第
三年度)に於て前記總豫算の三分の二
即ち十一億磅餘を費消することとなつ
た。特に昭和十三年の九月危機以來戰
争準備は本格的となり、陸軍正規軍の
増強、地方軍の倍加、整備編成の改變
促進、徴兵制の實施、空軍擴張の促進
植民地軍の増強等々實施中昭和十四
年九月三日對獨開戦となつた。

第二節 陸軍要綱

一、兵役制度

英國は從來平時は志願兵制度を採用
して居る。之は同國古來傳統の強制を
好まざる自由思想と、過去に於て義勇
兵制を以て世に誇りたる自尊心とに依
るの外、同國が平時より大なる陸軍兵
力を必要としない特殊の國防條件に依
るのであつて、平時は志願兵制度を以
て最も其の國情に恰適しありと認めて

居るが、世界大戰間は徴兵制度を採用
せざるを得なかつた。然るに昭和十四
年四月に於て一部徴兵制を實施し、又
同年九月開戦と共に全般的に徴兵制を
施行した。

正規軍兵は十八歳以上二十五歳以下
の壯丁より募集し、其服役期間は十二
箇年である。之を現役、豫備役の二期
に分ち、志願に依り其の全期間を現役
に服し、又服役期間二十一箇年に達す
る迄再服役を爲すことが出来る。現役
豫備役の各期間は募兵の状況並海外勤
務の爲派遣、交代等の關係を顧慮し、
各兵種に依り多少の差あるも、大體現
役七年、豫備役五年を通常とする。而
して此の現役七年は當初一年を教育に
爾後六年を三年宛海外及本國に交代服
務せしめんとするものである。

又地方軍兵は十七歳以上三十八歳以
下の者より募集し、其の服役期間は四
年であつて、爾後一年乃至四年の延期
を志願することが出来る。而して服
役最終の年齢を三十八歳と規定して居

る。

第三節 兵力及編制

其の一 陸軍

一、本國軍兵力

- 1. 一九三九年現在兵力
- 正規軍 六師團(二〇萬)
- 地方軍 二六師團(二六萬)
- 地方軍防空部隊 七師團(一〇萬)
- 豫備軍 約二〇萬
- 計 約八〇萬

右の内、外征に使用するは目下の
所、正規軍、地方軍、豫備軍七〇
萬なるも、逐次徴兵法に依る將兵
の獲得、海外英國人部隊の召還、
植民地、自治領部隊の増援等に依
り之を増強すべく、前世界大戰に
於ては斯くして約八〇〇萬を召集
七〇師團を動員せる經驗を有する
を以て、今次戦争に於ては少くも
六〇師團を動員し得るであらう。

二、本國外の兵力

る。

二、軍の構成

英國陸軍は之を正規軍、地方兵及豫
備軍の三種に大別することが出来る。

1. 正規軍

正規軍常備團體は野戰軍の骨幹を
爲し、主として外征に使用せらる
ものである。平時本國に駐屯
するの外、印度其の他の海外植民
地等の守備に任じて居る。

2. 地方軍

地方軍は戰時必要に應じ議會の協
賛を経て外征に使用するものであ
つて、平時教育訓練の爲基幹部隊
を有し、時々召集して各種の訓練
を行つて居る。其の訓練の回数
左の如くである。

- 第一年度 四十五回
- 外に野營八日乃至十五日
- 第二年度乃 每年二十四回宛
- 至第四年度 外に野營八日乃至十五日

海外自治領及植民地は別に左の如き
兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

- 加奈陀 約一六六、〇〇〇
- 漢洲 約三一、〇〇〇
- 印度 約二一〇、〇〇〇
- 新西蘭 約一三、〇〇〇
- 南阿 約三一、〇〇〇
- 愛蘭現役軍 約六、三八〇
- 計 約四五七、三八〇

其の二 空軍

一、空軍省所屬兵力及編制

總人員は一九三六年度には五萬五千
人であつたが、一九三七年には一躍七
萬に増加し、飛行機數は一九三九年四
月に於て左の通りである。

- 本國第一線機 約二、〇〇〇機
- (爆撃五七中隊、戰闘二五中隊其
の他)
- 海外派遣 四〇〇機
- 艦載 二二〇機
- 計 約二、六〇〇機
- 別に補助空軍 二〇中隊

3. 豫備軍

正規軍豫備、將校補充豫備及補充
豫備、民兵又海峽諸島及植民地民
兵、地方軍豫備に區分する。正規
軍豫備は現役を終了せるもの、將
校補充豫備及補充豫備は動員に方
り補充及技術兵の補充に充つるも
のであつて、一九二四年の創設に
係り、民兵は正規軍豫備使用後正
規軍の補充に充てらるゝものであ

る。

第三節 兵力及編制

其の一 陸軍

一、本國軍兵力

- 1. 一九三九年現在兵力
- 正規軍 六師團(二〇萬)
- 地方軍 二六師團(二六萬)
- 地方軍防空部隊 七師團(一〇萬)
- 豫備軍 約二〇萬
- 計 約八〇萬

右の内、外征に使用するは目下の
所、正規軍、地方軍、豫備軍七〇
萬なるも、逐次徴兵法に依る將兵
の獲得、海外英國人部隊の召還、
植民地、自治領部隊の増援等に依
り之を増強すべく、前世界大戰に
於ては斯くして約八〇〇萬を召集
七〇師團を動員せる經驗を有する
を以て、今次戦争に於ては少くも
六〇師團を動員し得るであらう。

二、本國外の兵力

る。

二、軍の構成

英國陸軍は之を正規軍、地方兵及豫
備軍の三種に大別することが出来る。

1. 正規軍

正規軍常備團體は野戰軍の骨幹を
爲し、主として外征に使用せらる
ものである。平時本國に駐屯
するの外、印度其の他の海外植民
地等の守備に任じて居る。

2. 地方軍

地方軍は戰時必要に應じ議會の協
賛を経て外征に使用するものであ
つて、平時教育訓練の爲基幹部隊
を有し、時々召集して各種の訓練
を行つて居る。其の訓練の回数
左の如くである。

- 第一年度 四十五回
- 外に野營八日乃至十五日
- 第二年度乃 每年二十四回宛
- 至第四年度 外に野營八日乃至十五日

海外自治領及植民地は別に左の如き
兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

- 加奈陀 約一六六、〇〇〇
- 漢洲 約三一、〇〇〇
- 印度 約二一〇、〇〇〇
- 新西蘭 約一三、〇〇〇
- 南阿 約三一、〇〇〇
- 愛蘭現役軍 約六、三八〇
- 計 約四五七、三八〇

其の二 空軍

一、空軍省所屬兵力及編制

總人員は一九三六年度には五萬五千
人であつたが、一九三七年には一躍七
萬に増加し、飛行機數は一九三九年四
月に於て左の通りである。

- 本國第一線機 約二、〇〇〇機
- (爆撃五七中隊、戰闘二五中隊其
の他)
- 海外派遣 四〇〇機
- 艦載 二二〇機
- 計 約二、六〇〇機
- 別に補助空軍 二〇中隊